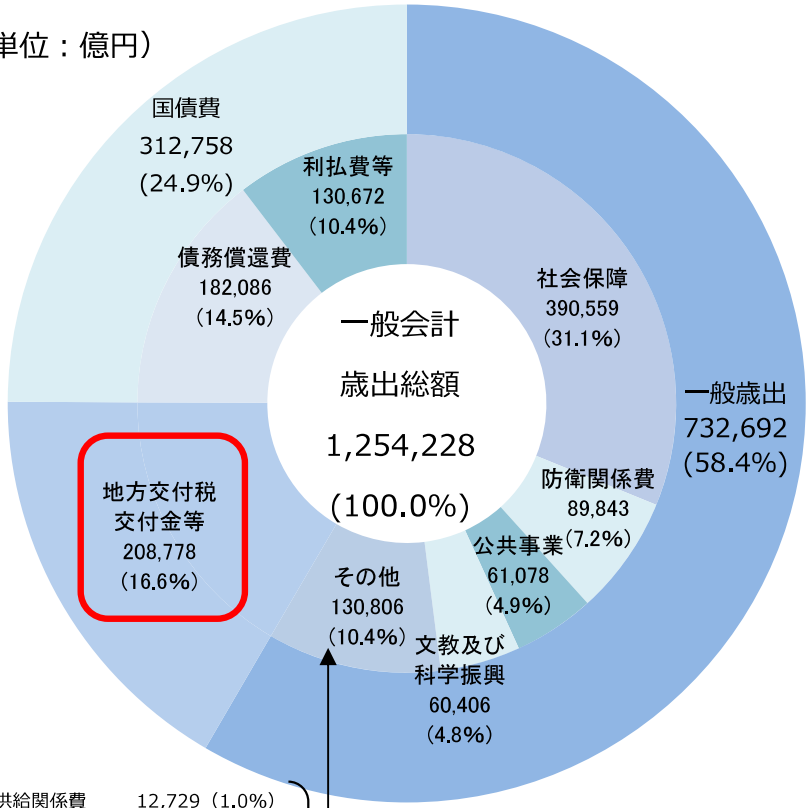
令和８年度予算における地方交付税交付金等

○ **地方交付税交付金等**（地方交付税交付金＋地方特例交付金）は、**国の政策的経費（基礎的財政収支対象経費）の中で2番目に大きい20.9兆円**となっている。地方交付税交付金等の額は、**この数年、税収の動向を反映し**、**大きな伸び**を見せている。

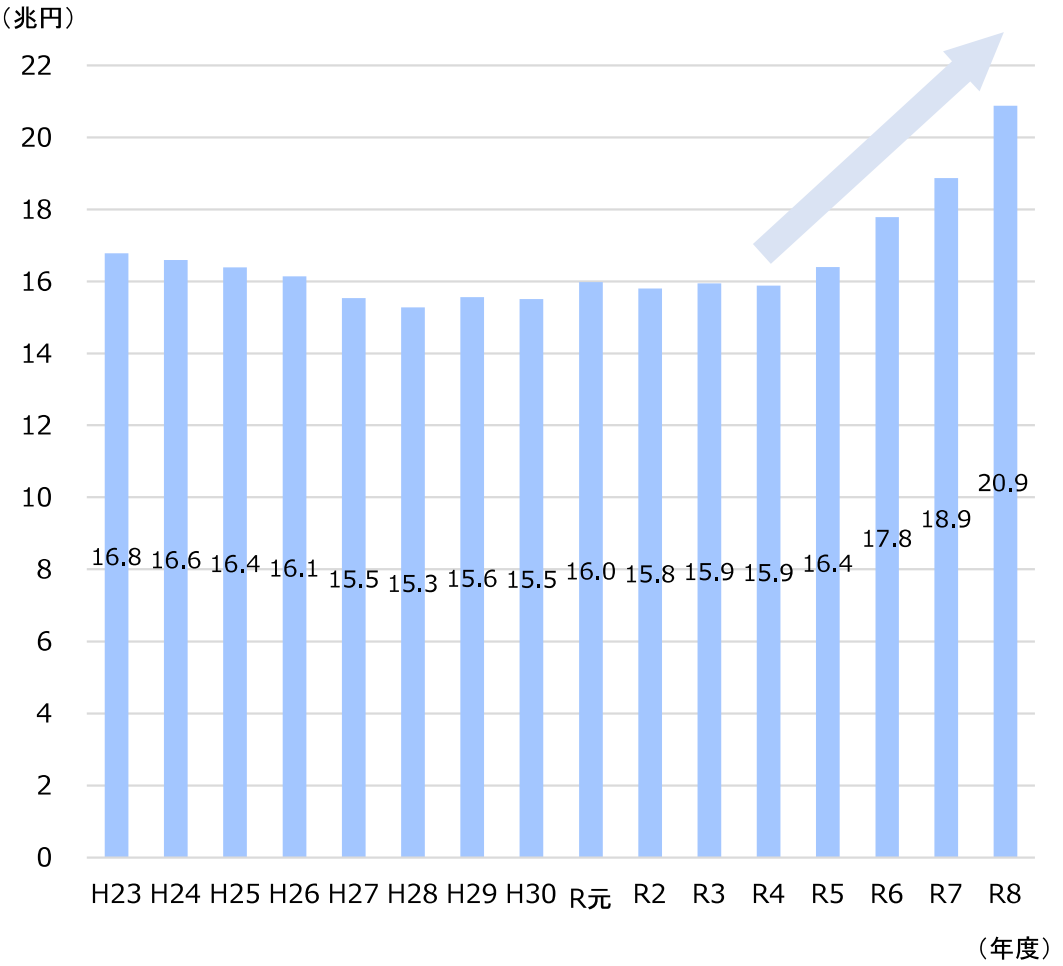
＜令和８年度（補正後）一般会計歳出の構成＞

(単位：億円)



食料安定供給関係費	12,729（1.0%）
エネルギー対策費	8,001（0.6%）
経済協力費	5,108（0.4%）
中小企業対策費	1,700（0.1%）
恩給関係費	493（0.0%）
その他の事項経費	62,640（5.0%）
予備費	15,135（1.2%）
中東情勢等対応予備費	25,000（2.0%）

＜地方交付税交付金等（一般会計・当初予算ベース）の推移＞



（注） 計数については、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

令和８年度地方財政計画

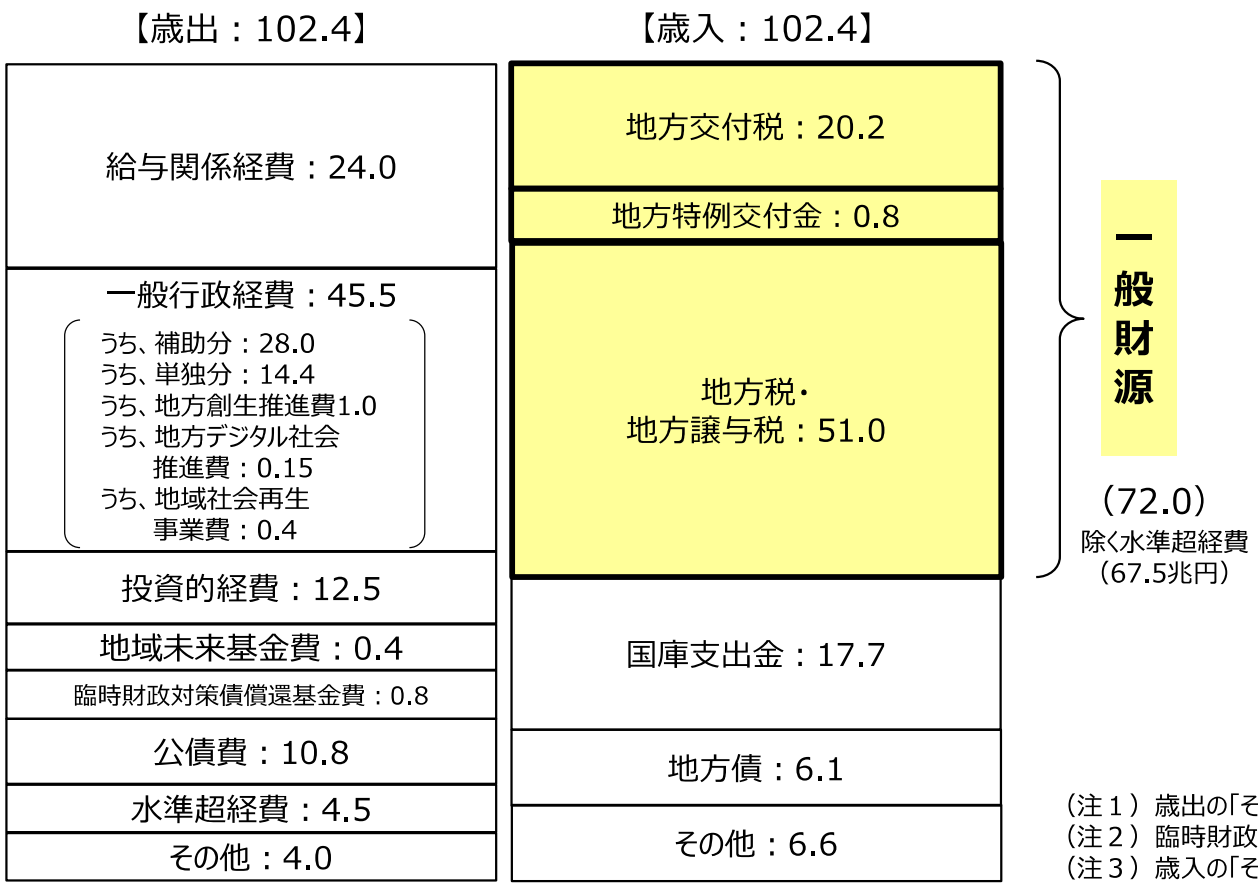
○ **地方交付税総額**については、**財源不足に関する国・地方の折半ルール**（注）と、**一般財源総額実質同水準ルール**に基づいて算定が行われている。

（注）地方財政計画における歳出と歳入のギャップに対して、地方交付税の法定率分（所得税・法人税の33.1%、酒税の50%、消費税の19.5%、地方法人税の100%）等を充当しても不足する財源について、国（一般会計からの特例加算）と地方（臨時財政対策債の発行）の折半で負担するルール。

○ **令和８年度**において、**臨時財政対策債（赤字地方債）は、平成13年度の制度創設以来初めてゼロとなった令和７年度に引き続き発行額ゼロ**とした。また、**交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金についても、償還計画額（令和８年度：0.7兆円）を上回る2.2兆円を償還**したほか、将来の公債費負担の軽減のため**臨時財政対策債償還基金費を計上（0.8兆円）**するなど、地方財政の健全化を推進。

◆ 令和８年度地方財政計画

（単位：兆円）



（注１）歳出の「その他」は、「維持補修費」及び「公営企業繰出金」。
（注２）臨時財政対策債の発行額は０円。
（注３）歳入の「その他」は、主に「使用料・手数料」及び「雑収入」。

「骨太2026」(令和８年７月21日閣議決定)

・第３章 １．「強い経済」の構築と「財政の持続可能性」の実現
「責任ある積極財政」の下、デフレ・低成長時代の一律抑制型の予算編成から、物価・賃金上昇を的確に反映し、経済の成長力強化と名目の経済規模の拡大にふさわしい予算編成へ転換する。このため、令和８年度当初予算(注)から実現した経済・物価動向等の的確な反映を更に進めるなど、必要な財政需要に確実に対応する。(中略)
歳出規模の総額は、物価・賃金、名目経済規模、歳入見通し、政策効果、財政目標との整合性を踏まえ、経済の成長力強化と名目の経済規模の拡大にふさわしいものとする。その上で、歳出の目安については、一律抑制型の上限としてではなく、予算全般において歳出改革努力を継続する中で、伸ばすべき歳出と見直すべき歳出を峻別する、規律ある資源配分を実現する枠組みとする。
(注) 令和８年度地方財政計画を含む。

・第３章 ３.(４) 持続可能な地方行財政基盤の強化
人材の不足や偏在、デジタル技術の進展といった社会の変化の中でも、将来にわたり持続可能かつ最適な形で行政サービスを提供していかなければならない。地方の一般財源の総額を確保して(注)、官公需の価格転嫁等のための取組を通じた強い地域経済の実現とこれを支える地方行財政基盤の持続性を確保・強化する。
(注) 地方の歳出水準については、国の一般歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体を始め地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、令和８年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。また、国において経済の成長力強化と名目の経済規模の拡大にふさわしい予算編成へ転換していくことを踏まえつつ、経済・物価動向等を的確に反映する。

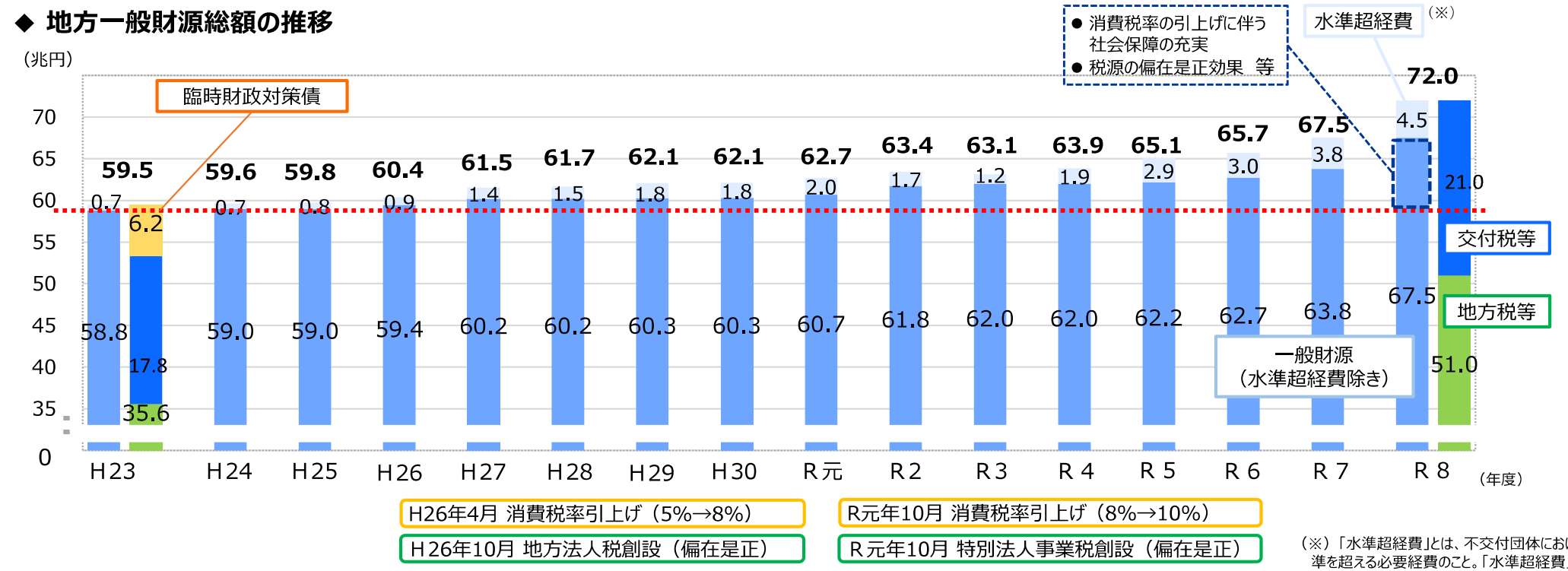
地方一般財源総額と折半対象財源不足の推移

○ 「**一般財源総額実質同水準ルール**」は、平成23年度以降、地方財政の健全化のための規律として堅持されてきたものであり、**骨太2026において示された「中長期経済財政計画」においては、同ルールを継続**する旨が規定。

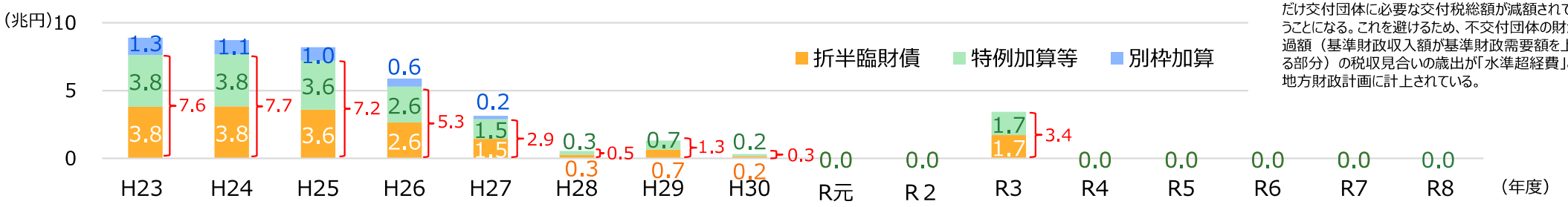
○ 同ルールに基づく毎年度の予算編成の結果、**地方の一般財源総額は**、消費税の引上げに伴う社会保障の充実や偏在是正効果に相当する分等を除き、**実質的に同水準で維持**されている。

○ 同ルールを堅持して地方財政が規律されている状況下において、国税法定率分と地方税収等の増収により**折半対象財源不足は減少し、近年は折半対象経費がほぼ存在しない状態が継続**。

◆ 地方一般財源総額の推移



◆ 折半対象財源不足額等の推移（地方財政計画ベース）

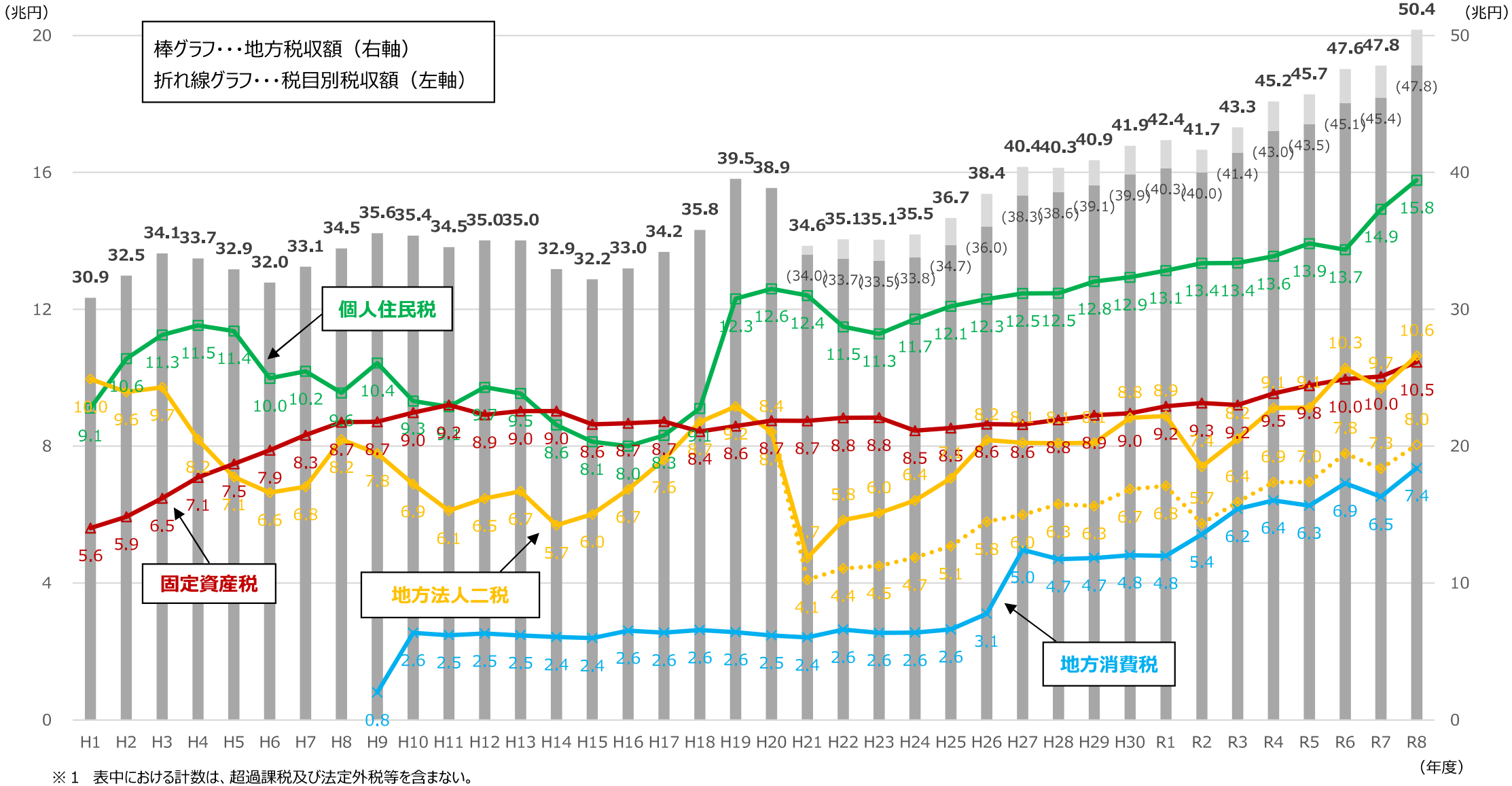


(※)「水準超経費」とは、不交付団体における平均水準を超える必要経費のこと。「水準超経費」を地方財政計画に計上しない場合、地方財政計画上は不交付団体の見合いの歳入が計上されているため、その分だけ交付団体に必要な交付税総額が減額されてしまうことになる。これを避けるため、不交付団体の財源超過額（基準財政収入額が基準財政需要額を上回る部分）の税収見合いの歳出が「水準超経費」として地方財政計画に計上されている。

地方税収の推移

資料Ⅱ－３－４

○ **地方税収の推移**を見ると、成長型経済に移行する中で、**近年では増加傾向**にあり、**足もとでは過去最高の50.4兆円**となっている。
○ 税目別に見ても、**個人住民税**・**地方法人二税**・**固定資産税**・**地方消費税**のいずれも**増加傾向で推移**している。



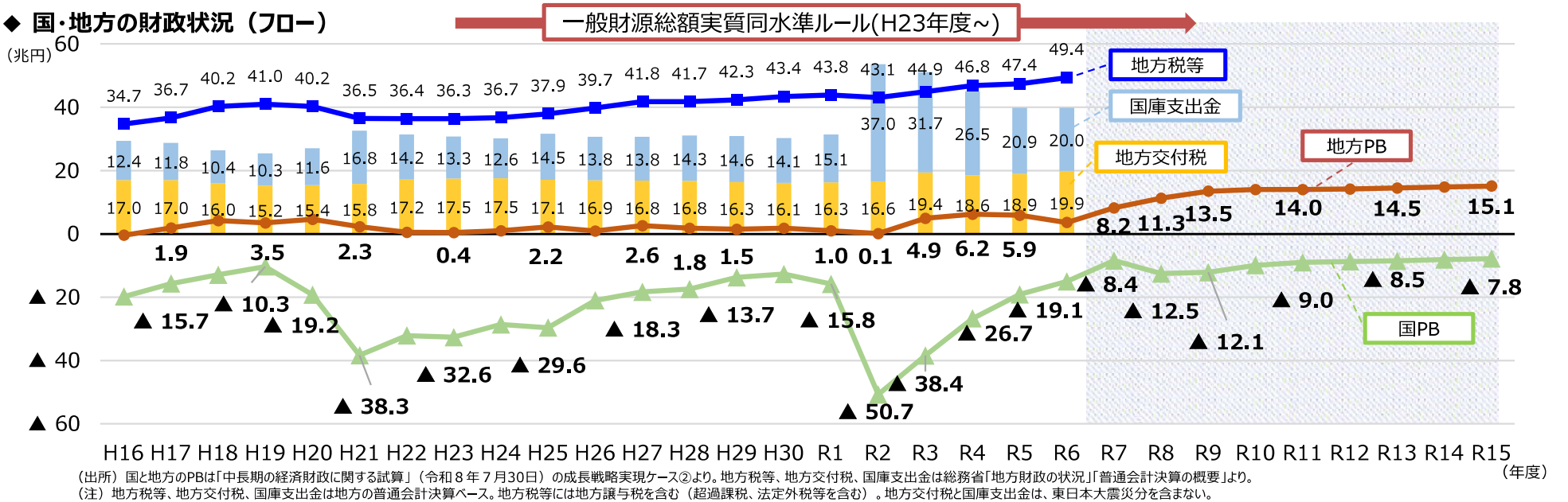
※１　表中における計数は、超過課税及び法定外税等を含まない。
※２　R6年度までは決算額、R7及びR8年度は地方財政計画額。
※３　H21年度以降の地方税収額の括弧書き及び地方法人二税の点線は、国から都道府県に対して譲与されている特別法人事業譲与税（R1年度までは地方法人特別譲与税）を含まない。

地方の財政状況（フロー・ストック）

○ **フローの財政状況**については、リーマンショック・東日本大震災・新型コロナ対応において**国から地方への手厚い財政移転を実施**した結果、**国PBは赤字で推移する**一方で、**地方PBは一貫して黒字を維持**している。

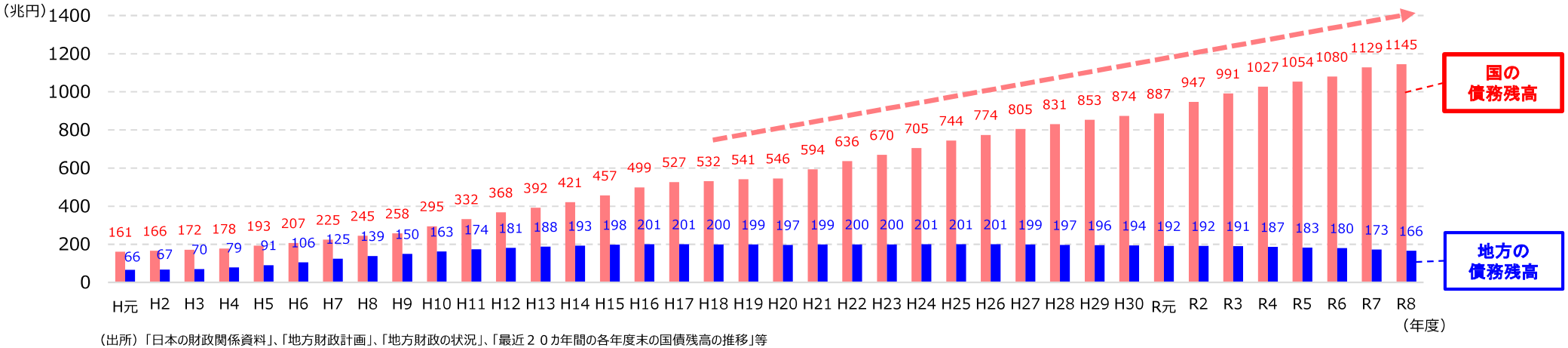
○ **ストックの財政状況**については、**普通国債残高は累増の一途**をたどっている一方、**地方の債務残高は近年では減少傾向**。

◆ 国・地方の財政状況（フロー）



（出所）国と地方のPBは「中長期の経済財政に関する試算」（令和８年７月30日）の成長戦略実現ケース②より。地方税等、地方交付税、国庫支出金は総務省「地方財政の状況」「普通会計決算の概要」より。
（注）地方税等、地方交付税、国庫支出金は地方の普通会計決算ベース。地方税等には地方譲与税を含む（超過課税、法定外税等を含む）。地方交付税と国庫支出金は、東日本大震災分を含まない。
国庫支出金には、国有提供施設等所在市町村助成交付金を含み、交通安全対策特別交付金は含まない。

◆ 国・地方の債務残高の推移



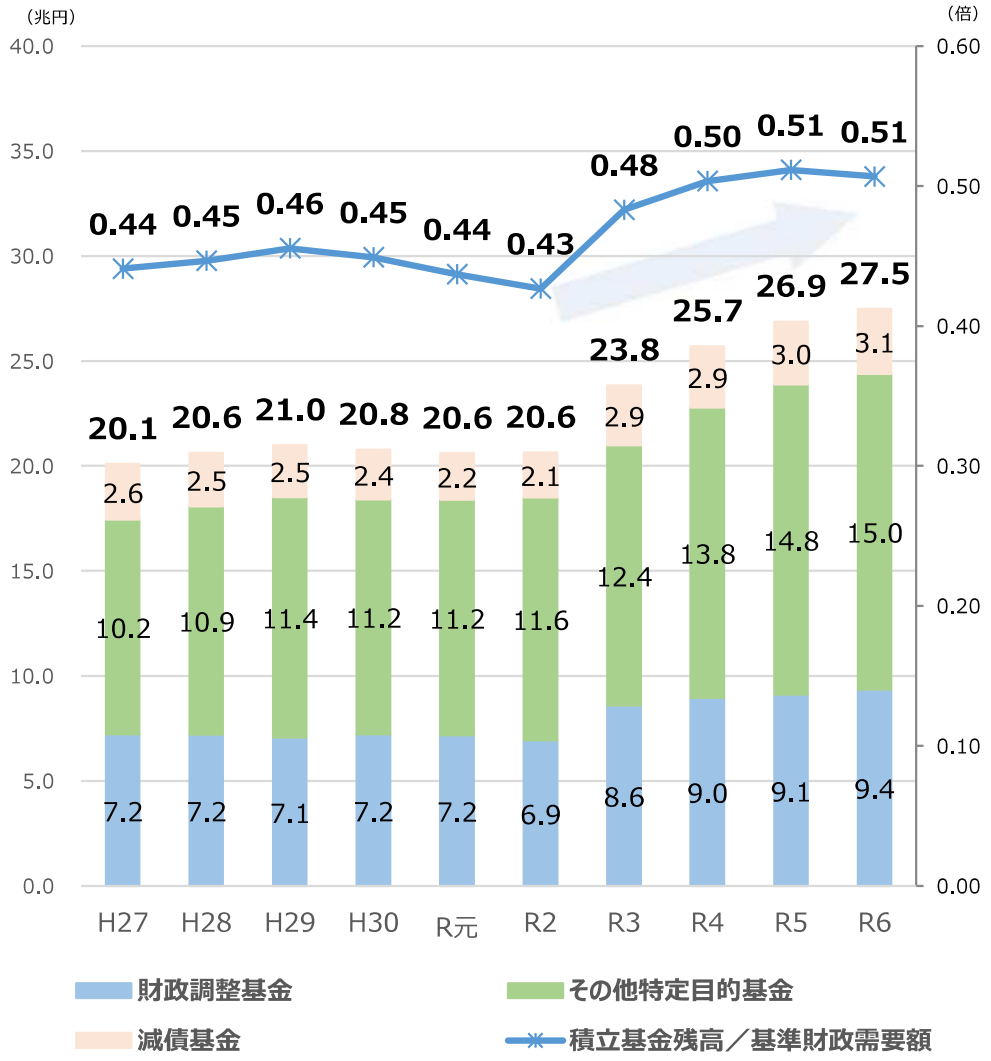
（出所）「日本の財政関係資料」、「地方財政計画」、「地方財政の状況」、「最近２０カ年間の各年度末の国債残高の推移」等
（注１）普通国債残高は、令和６年度末までは実績、令和７年度末は予算に基づく見込みであり、建設公債残高、特例公債残高及び復興債残高。特例公債残高は、昭和40年度に発行した歳入補填債、国鉄長期債務、国有林野累積債務等の一般会計承継による借換債、臨時特別公債、減税特例公債、年金特例公債、GX経済移行債及び子ども・子育て支援特例公債を含む。
（注２）地方の債務残高は、令和６年度までは決算ベース、令和７年度、８年度は地方財政計画等に基づく見込み。

地方の財政状況（基金）

○ **地方公共団体全体の基金残高**は、引き続き**増加傾向で推移**し、**基準財政需要額との比率では５割超**に達している。財政調整基金・特定目的基金・減債基金のいずれもが増加傾向。

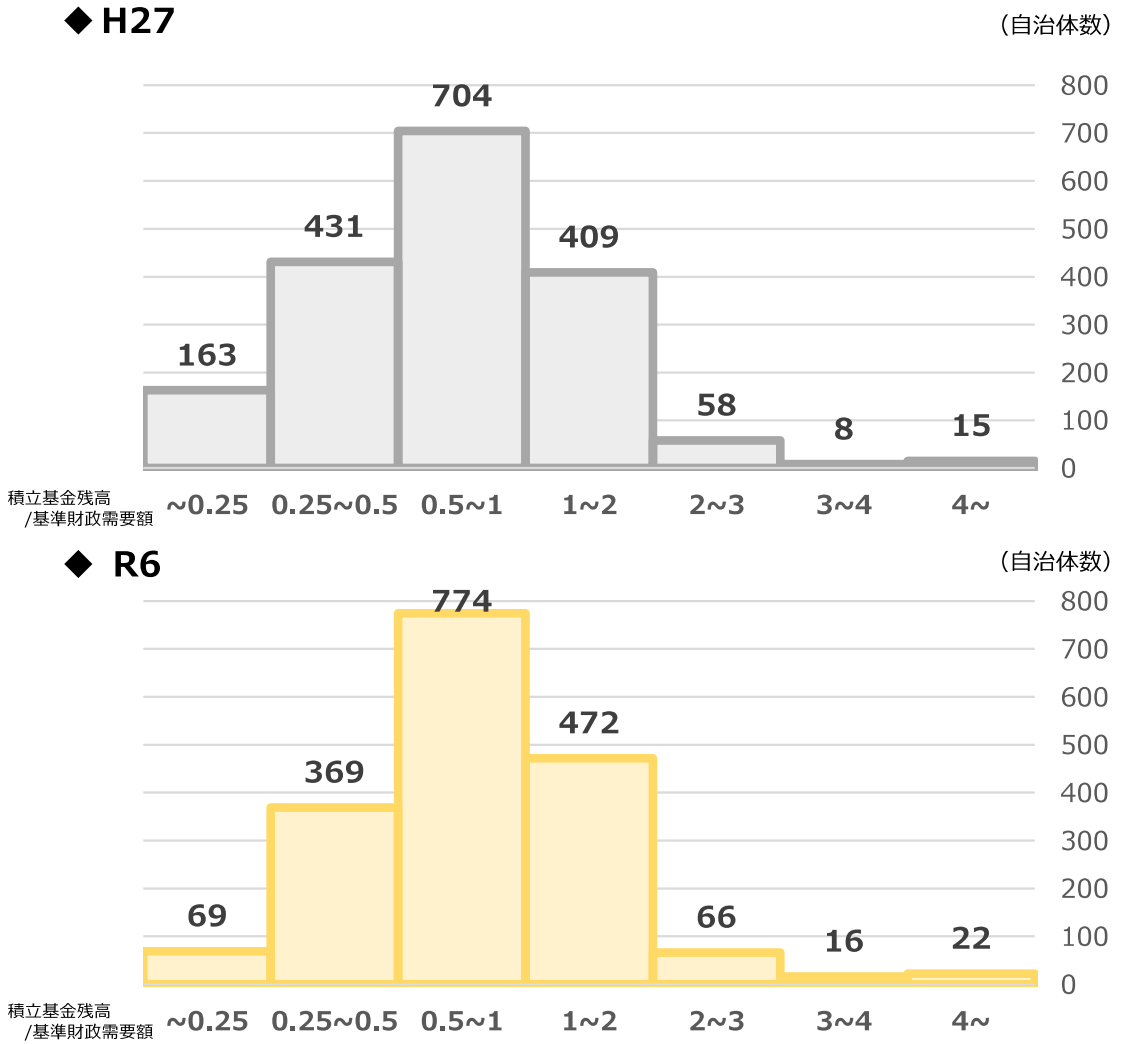
○ **個別の地方公共団体**で見ても、足もと10年間で、**基金残高の規模（基金残高/基準財政需要額）が大きい自治体数が増加**。

【地方公共団体の積立基金残高の推移と積立基金残高の対基準財政需要額に対する比率の推移】



（出所）総務省「地方財政状況調査」
（注）「積立基金残高」は東日本大震災分除く。

【地方公共団体の積立基金残高の規模の分布（積立基金残高の対基準財政需要額に対する比率ごとの自治体数）】



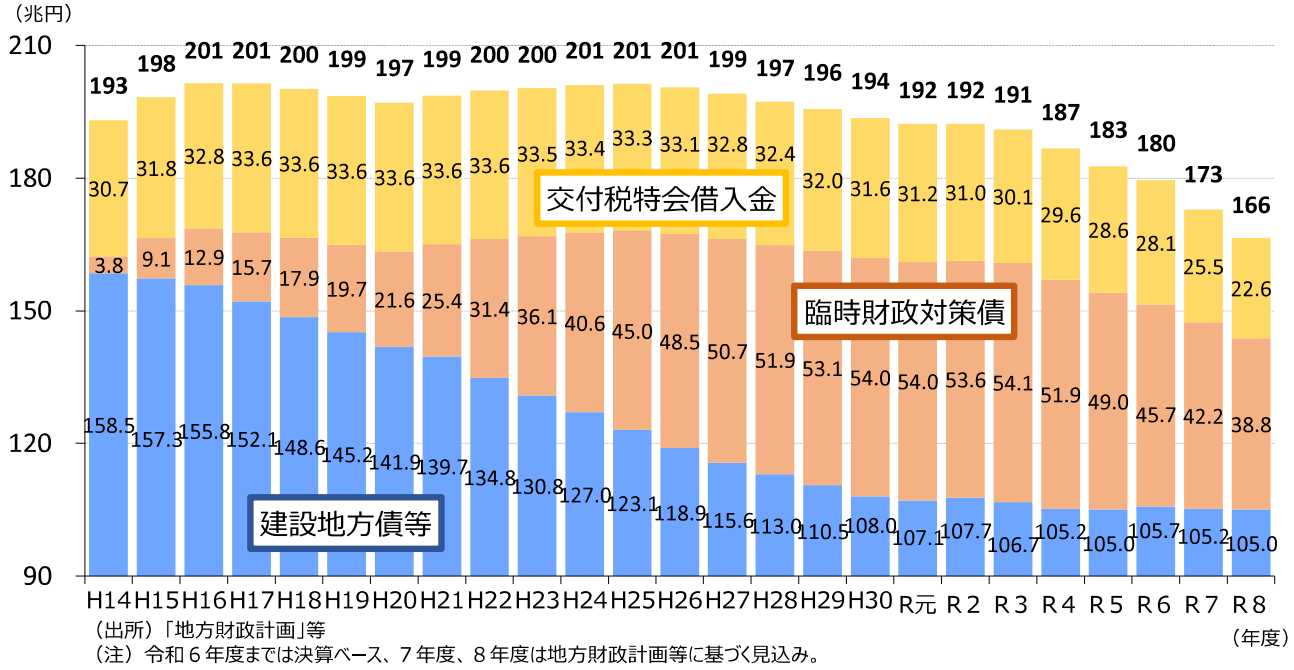
（出所）総務省「地方財政状況調査」
（注１）「積立基金残高」は東日本大震災分を除く
（注２）H27はH25～H27の「積立基金残高／基準財政需要額」の平均、 R6はR4～R6の「積立基金残高／基準財政需要額」の平均

地方の債務残高の推移

○ **建設地方債等の残高**は、平成14年度に**ピークの159兆円を記録後**、**足もとでは105兆円まで減少**。（ピーク比▲53.5兆円）

○ 他方、**臨時財政対策債**及び**交付税特会（交付税及び譲与税配付金特別会計）の借入金の残高**については、近年は減少傾向にあるが、**依然として残高は高い水準にある**。特に、**金利のある世界に移行する中**においては、**将来の利払費負担にも配慮した財政運営**が求められることから、**現下の地方財政や金利の状況などを踏まえた着実な償還を実施**していく必要。**足もと、交付税特会借入金の利払費は大きく上昇**しており、将来の交付税原資を確保する観点からも、**引き続き、着実な償還**に取り組む必要。

◆ 地方の債務残高の推移



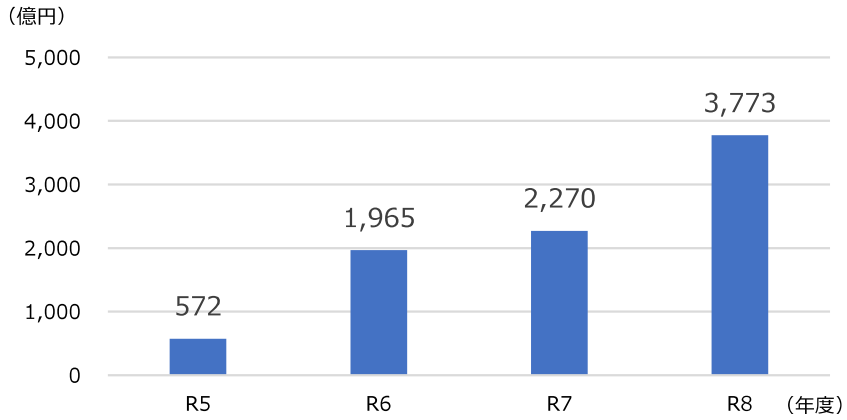
（出所）「地方財政計画」等
（注）令和６年度までは決算ベース、７年度、８年度は地方財政計画等に基づく見込み。

◆ 日本の国債金利の推移



（出所）財務省「国債金利情報」
（注）流通市場における実勢価格に基づいて算出された年限別金利である。

◆ 交付税特会における利払費（地方財政計画ベース）



◆ 交付税特会借入金

- 交付税特会において、過去に、地方財政の財源不足額を補填するため、特例的に行ってきた借入金。
- 法律上、毎年、前年度末残高の範囲内で、必要額を借り入れることとされており、実質的に、短期の借換えを実施。そのため、金利のある世界に移行する中で、金利変動のリスクを受けやすい。

◆ 臨時財政対策債

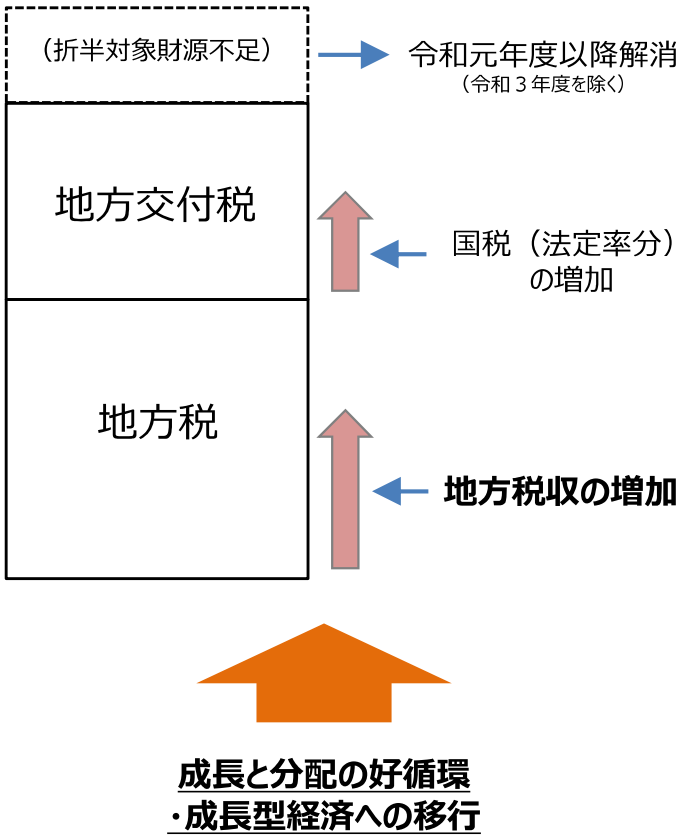
- 地方財政の財源不足額を補填するため、各地方団体が、特例的に発行してきた地方債。
- 各地方団体ごとに、市場公募（10年債、20年債、30年債など）や財政融資資金の活用等により資金調達を実施。

地方財政をめぐる新たな局面

○ **近年の地方財政**は、**令和元年度以降、コロナ禍を除き折半対象財源不足が継続的に解消**され、**令和７年度及び８年度に至っては折半外を含めて臨時財政対策債発行がゼロ**になるなど、従来の**地方の財源不足を前提とした局面とは一線を画す状況**。

○ **成長型経済への移行期において、地方税・地方交付税が基調的な増加傾向**となっている中で、引き続き、**地方財政の健全化の取組**を着実に進めつつ、経済物価動向等の適切な反映し、**メリハリの効いた予算編成**を行うと同時に、こうした新たな局面で生じる**地域間の財政力・行政サービスの格差拡大を抑制する観点**から、**都市・地方の持続可能な発展のための地方税体系の構築**に一層取り組む必要。

◆ 地方財政をめぐる新たな局面



◆ 成長型経済への移行期において取り組むべき課題とR8年度での対応

○ **地方財政健全化の取組**

- ✓ 臨時財政対策債の着実な償還
- ✓ 特会借入金の着実な償還

R8地方財政計画において以下の対応

→臨時財政対策債償還基金費の創設

→特会借入金の計画を上回る償還　等

○ **メリハリの効いた予算編成**

- ✓ 経済・物価動向等の適切な反映
- ✓ 人口減少の中でも機能し得る地域社会や産業構造の再構築とそれを可能にする制度設計

R8地方財政計画において以下の対応

→地方公務員の給与改定に要する地方財源確保、価格転嫁への対応

→DX推進、公営企業の経営改善の推進　等

○ **地域間の財政力格差拡大の抑制**

- ✓ 都市・地方の持続可能な発展のための地方税体系の構築（地方税源の偏在是正）

令和８年度与党税制改正大綱で以下を記載

→新たに法人事業税資本割を特別法人事業税・譲与税の対象とするなどの措置の検討

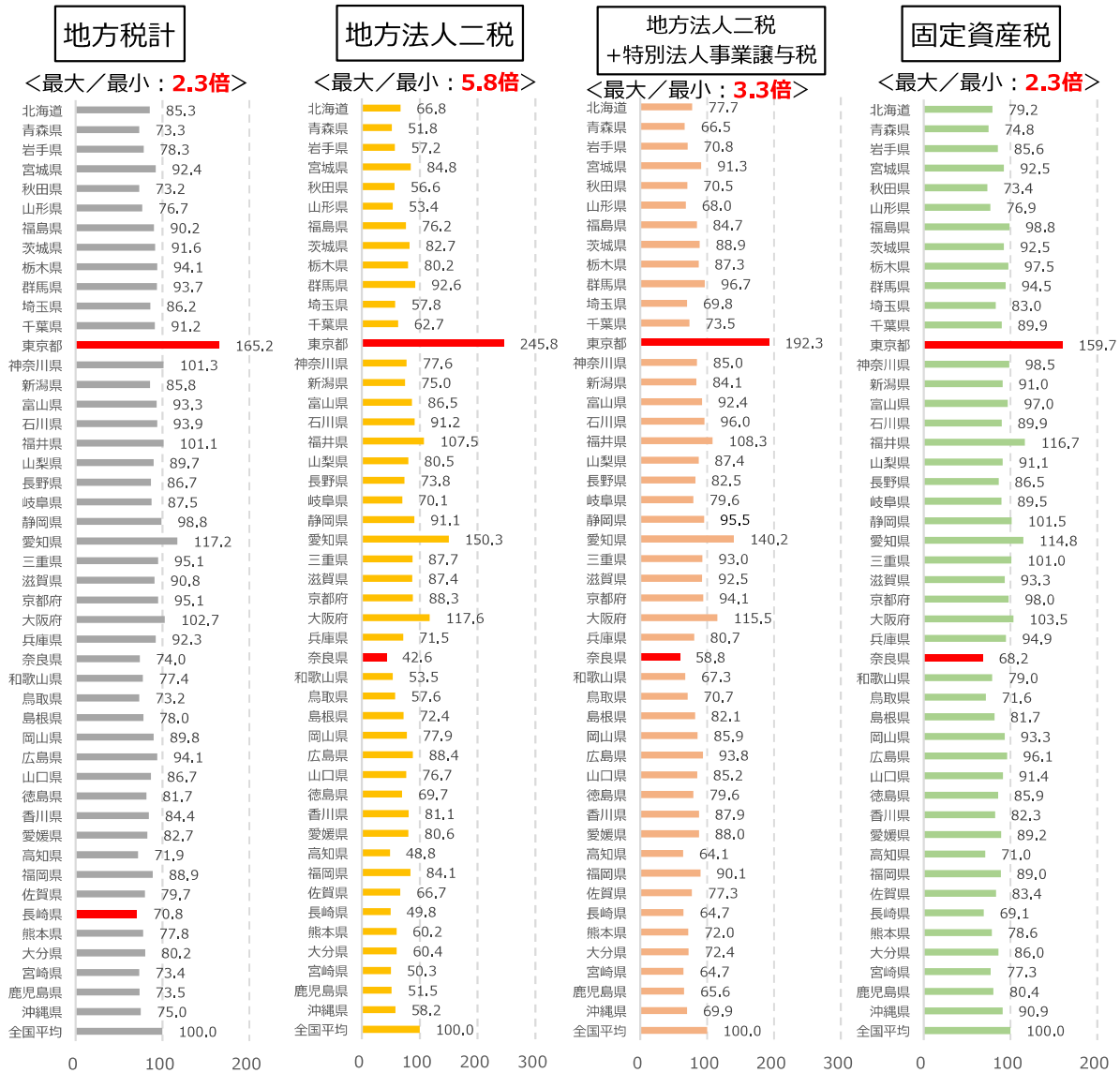
→東京都が課税する特別区の土地に係る固定資産税に関する必要な措置の検討

都道府県別の地方税収の状況

○ **人口１人当たりの税収額**でみた場合に、**地方税全体**では最大/最小では**2.3倍の格差**となっており、中でも、**地方法人二税**は最大/最小が**5.8倍の格差**、**特別法人事業譲与税を含めても**最大/最小が**3.3倍の格差**と高い水準にある。

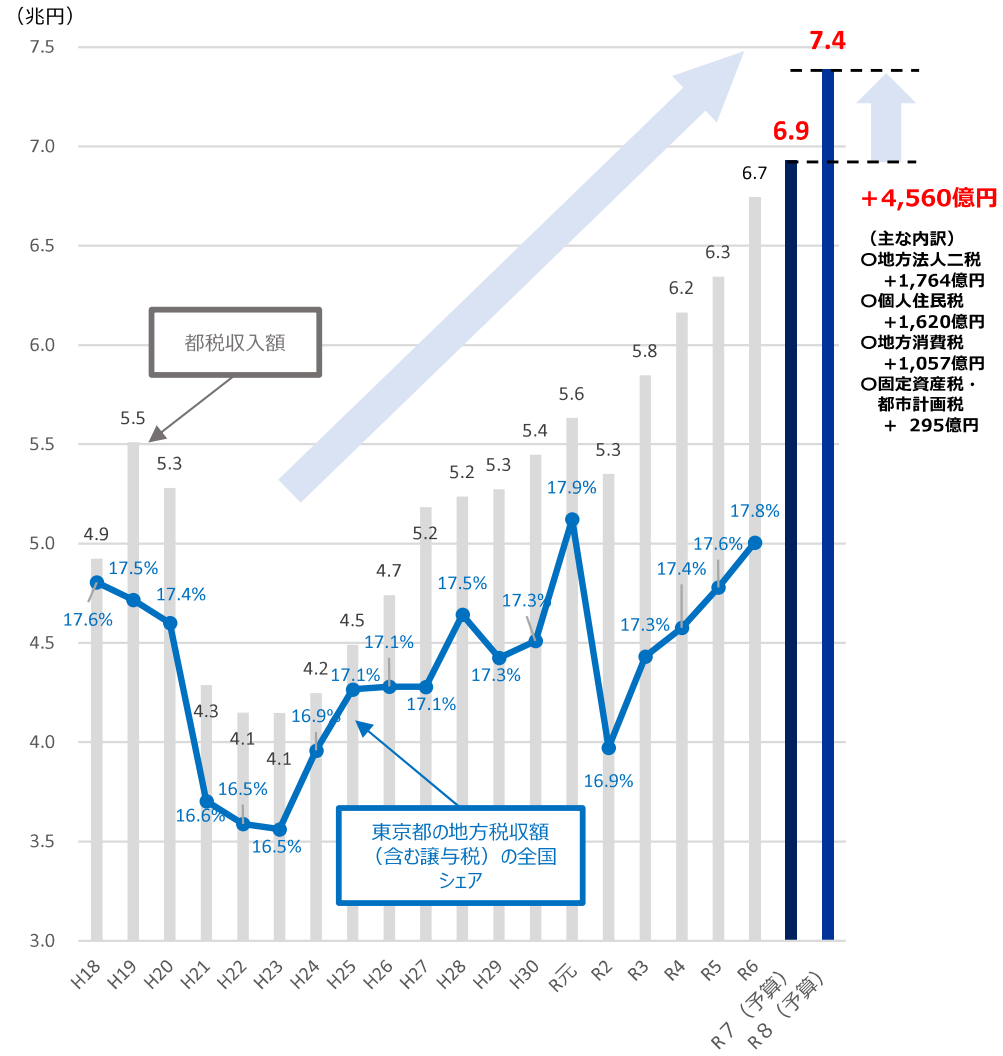
○ 足もとの**東京都の税収は堅調に増加**。直近の**令和８年度の税収増の内訳**をみると、**地方法人二税による増収**が最も大きい。

【地方税収の状況（R6決算、人口1人当たりの税収額の指数）】



（注１）上記の税収は、超過課税等を含まない。　（注２）人口は令和7年1月1日の住民基本台帳人口。

【東京都の税収入額及び全国シェアの推移】

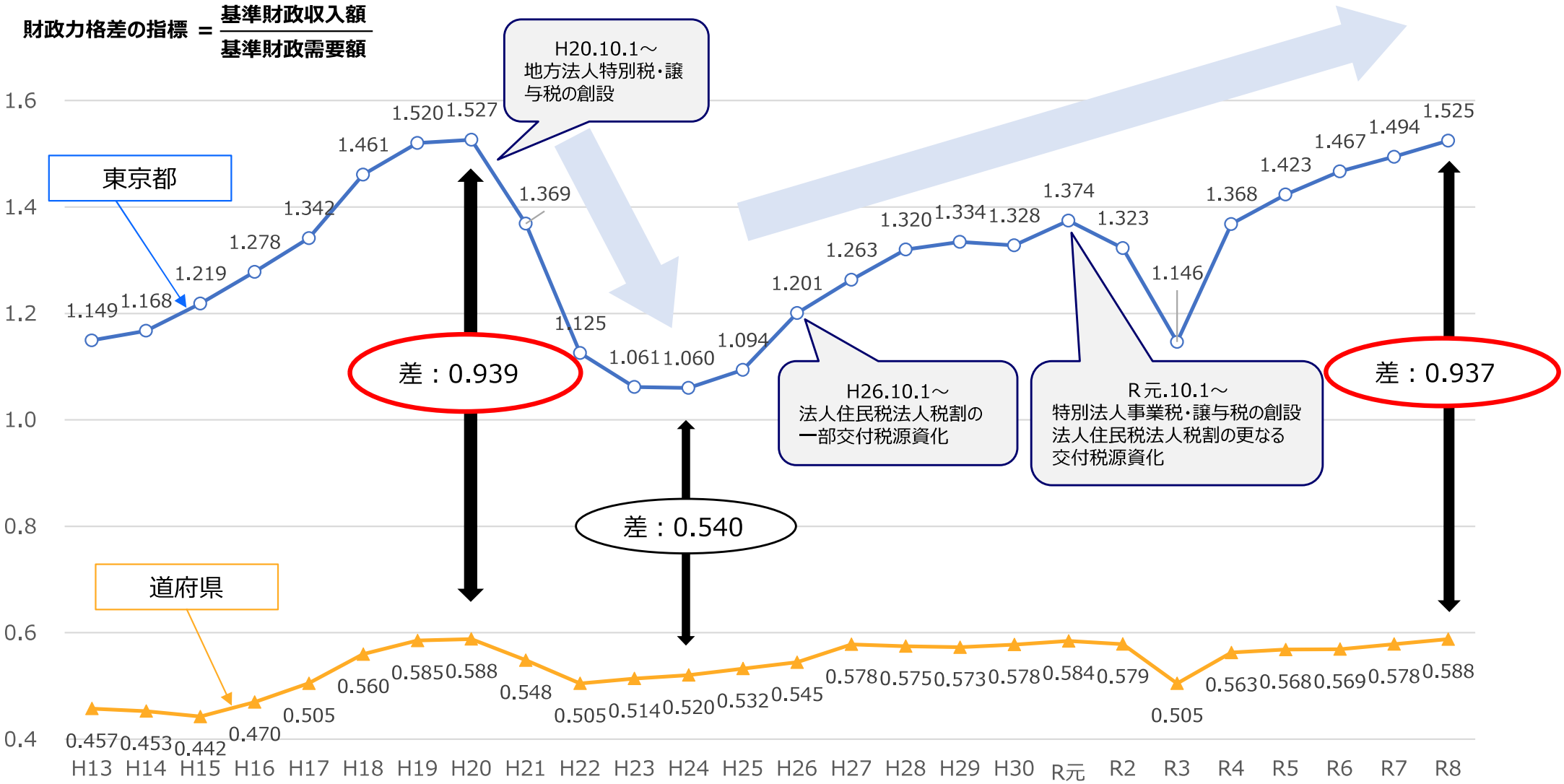


（出所）東京都「都税収入決算額の推移」、「令和８年度東京都予算概要」等

東京都と道府県の財政力の状況の推移

○ **地方税源の偏在是正**はこれまで**累次の措置が講じられてきた**が、**税収が増加する局面**では、**地方税源に内在する偏在性**により、基準財政収入額と基準財政需要額でみたときの**財政力格差の拡大は不可避。**

○ **足もとの東京都と道府県の財政力の格差**は、**偏在是正の取組が始まった平成20年度以前の水準まで拡大**。



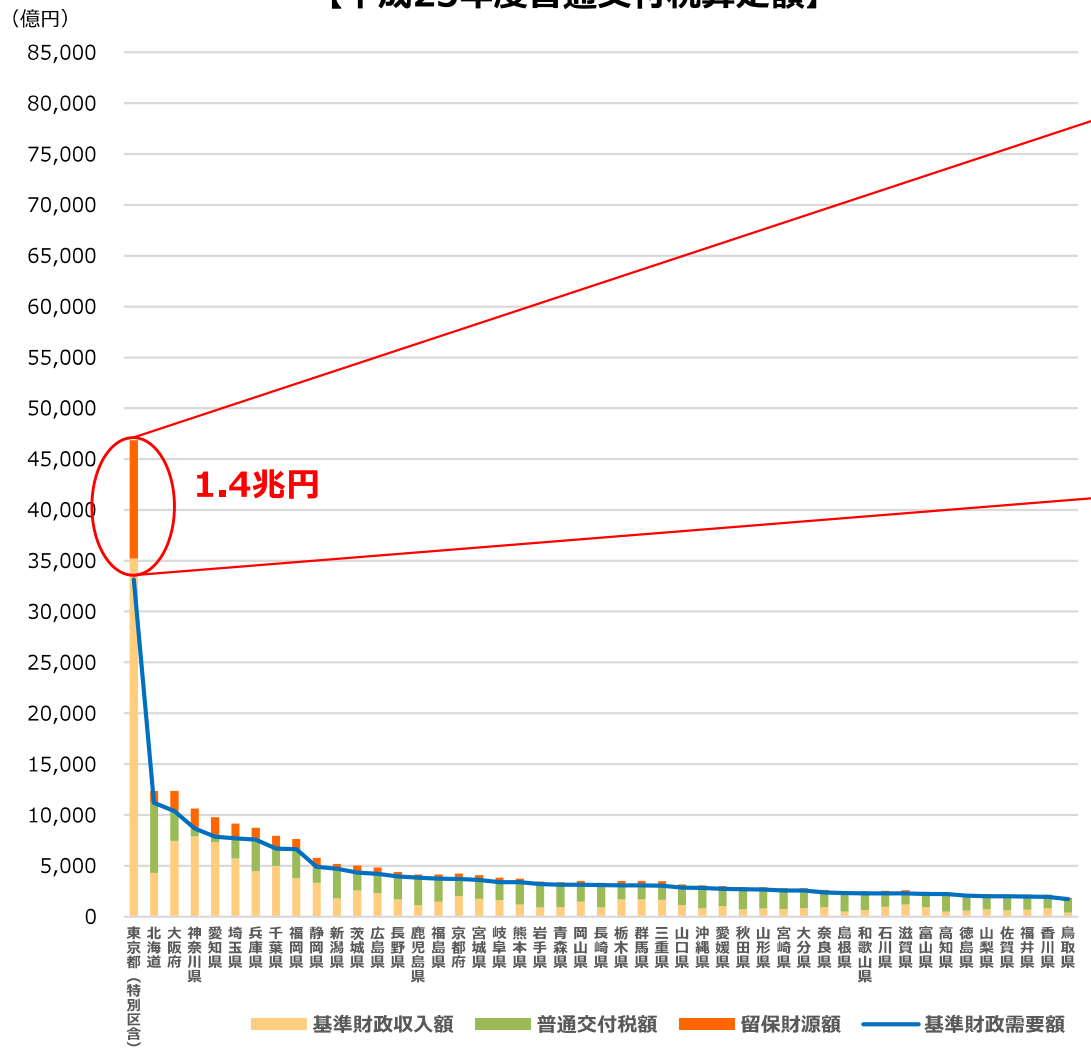
（出所）　総務省「基準財政需要額及び基準財政収入額の内訳」等
（注１）　道府県の数値は、東京都を除く全道府県の基準財政収入額の合計値を基準財政需要額の合計値で除して得た数値。
（注２）　東京都の数値は、都と特別区の基準財政収入額の合計値を都と特別区の基準財政需要額の合計値で除して得た数値。

都道府県の基準財政収入額・普通交付税額・留保財源等の状況

○ **足もとの令和８年度**と、地域間の財政力格差が縮小していた**平成23年度**を比較すると、**東京都（23区を含む）が標準以上のサービスにつかえる財源（財源超過額＋留保財源）**は、**1.4兆円から4.1兆円に拡大**。

○ これは、**基準財政需要額の4.2兆円とほぼ同額**であり、**東京都は標準の概ね２倍のサービスが可能**であると言える状況。

【平成23年度普通交付税算定額】



【令和８年度普通交付税算定額】

（出所）「令和８年度普通交付税の算定結果等」（令和８年７月24日）等

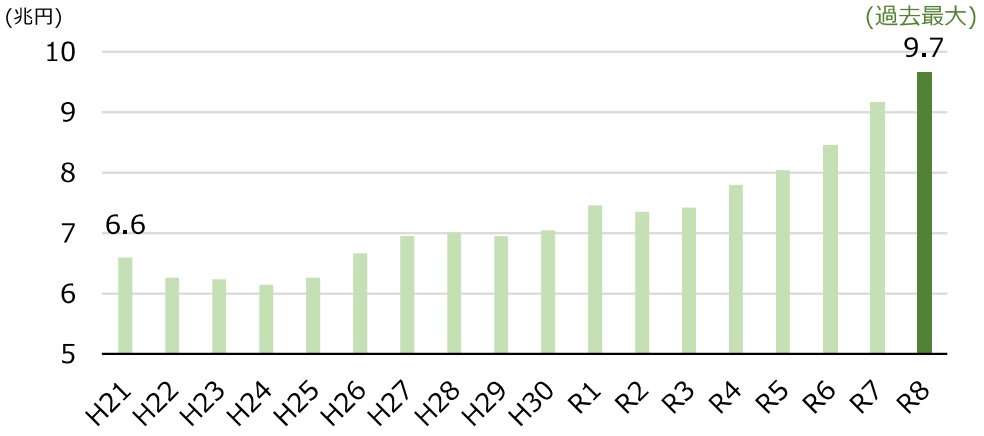
（注）留保財源額は、標準税収入額等及び基準財政収入額から試算した金額。

東京都の予算総額・人口一人当たりの基金残高・地方債残高・一般財源額

○ **東京都**は**豊かな財政力を背景**に、**税収増や基金残高の活用等**により、**既存事業の拡充や新規施策**を実施してきており、**足もとの予算規模は過去最大の9.7兆円の規模**となっている。

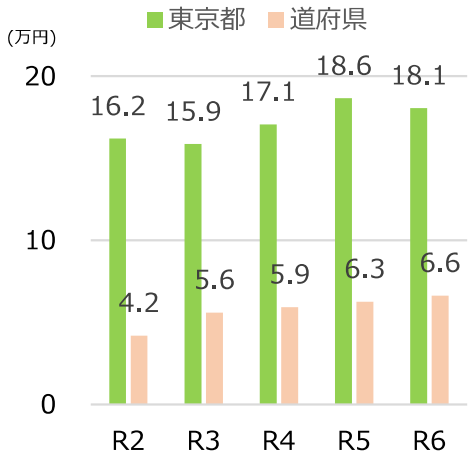
○ **人口一人当たりの一般財源額**で比較した場合、**東京都は全国平均と同水準であるものの**、**一般的に、人口が集中し人口密度が高まると**、行政サービスは効率よく提供できるため、**一般財源の一人当たり必要額は減少する傾向**にある。**東京都はその傾向から大きく乖離**しており、他県と比べて**相対的に大きな財政余力を有している**と考えられる。

◆東京都の予算総額の推移（当初予算ベース）

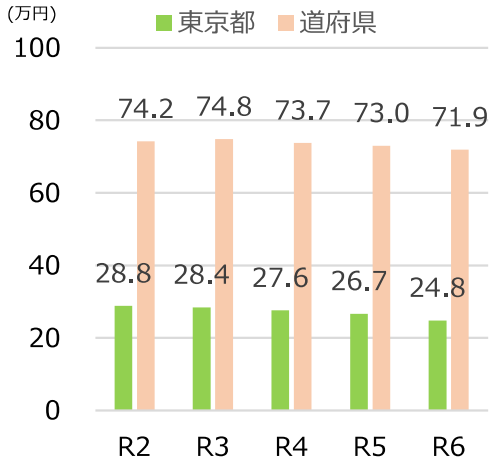


（出所）東京都「令和７年度東京都予算案の概要」より作成。

◆人口１人当たりの基金残高

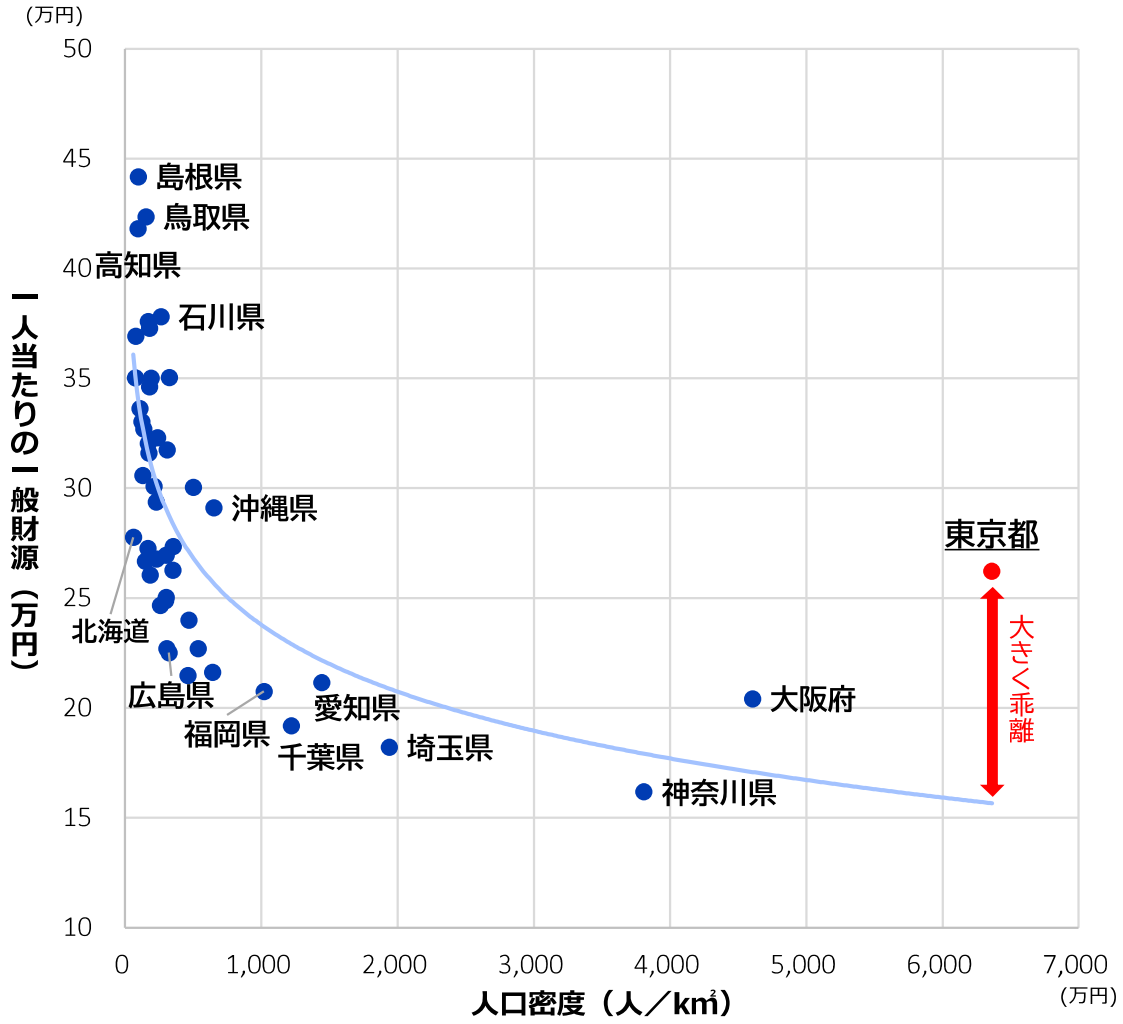


◆人口１人当たりの地方債残高



（出所）総務省「地方財政状況調査」等

◆人口一人当たりの一般財源と人口密度の関係



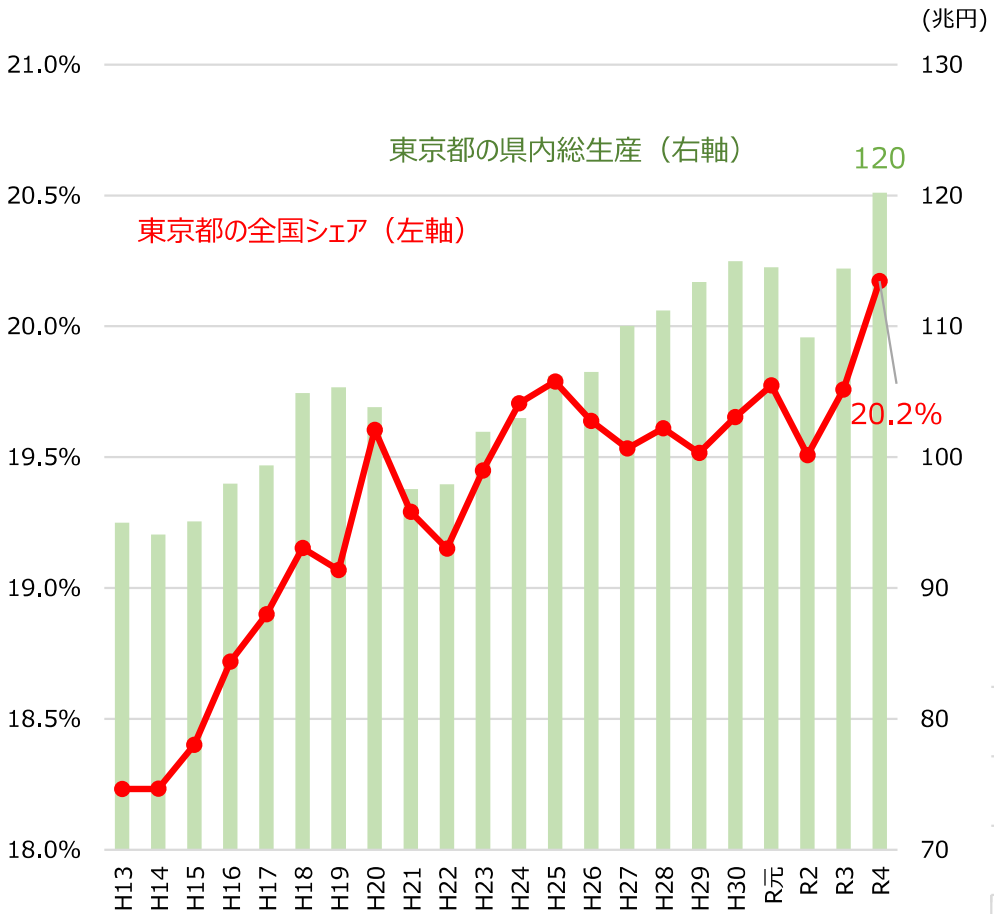
（出所）総務省「地方財政状況調査」より作成

経済社会構造の変化に伴う税源の偏在①

○　経済社会構造の変化に伴い、**大都市部に税源が集中する傾向**にあると考えられる。**東京都の県内総生産は全国の２割**と高い割合を占めている。**産業別に見ると**、我が国の産業構造が**製造業中心からサービス産業中心**となる中で、**情報通信業、金融・保険業、卸売・小売業、コンサルタント業などは県内総生産の全国のシェアが３割～５割程度と特に高い割合**を占めている。

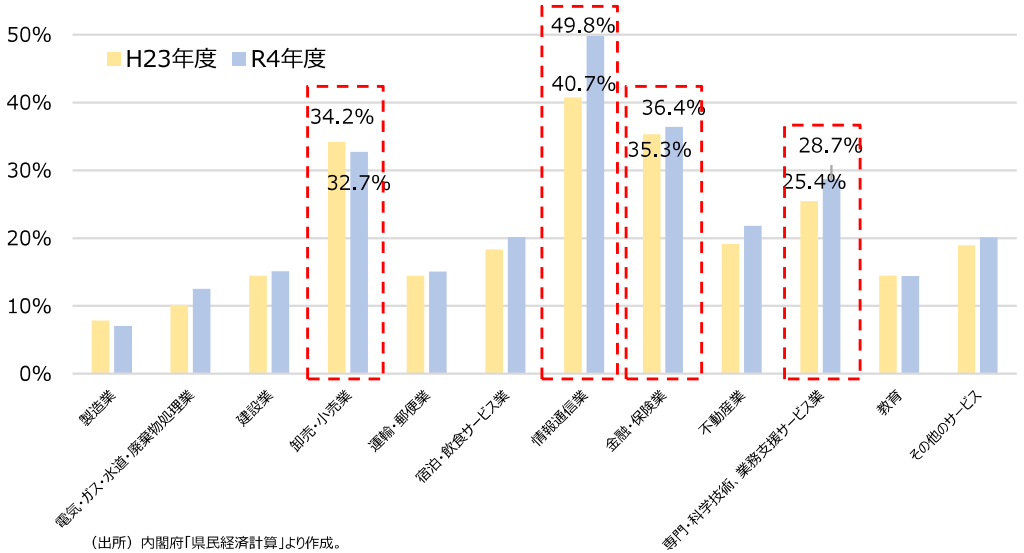
○　大都市部においては、**大法人の本店が顕著に集中**している状況にある。さらに、資本金100億円超の**大法人の状況をみると、東京都では、特に、他道府県に支店を持たない非分割法人の数の伸びが顕著**となっており、これにより、**事業活動の実態以上に税収が集中している状況**があると考えられる。**東京都の地方法人二税の全国シェア**は、**県内総生産の全国シェアを上回っている**。

◆東京都の県内総生産と全国に占めるシェアの推移



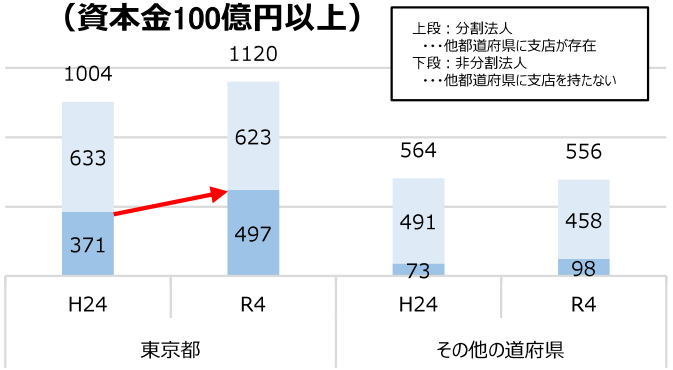
※　本図における各数値は、H13～H17は「1993SNA・平成17年基準」を、H18～H22は「2008SNA・平成23年基準」を、　H23～R4は「2008SNA・平成27年基準」を基に作成。

◆東京都の経済活動別県内総生産の全国シェア



（出所）内閣府「県民経済計算」より作成。
※「専門・科学技術、業務支援サービス業」には、経営コンサルタント業、純粋持株会社等を含む。

◆大法人の本店等所在数の推移（資本金100億円以上）



（出所）総務省「道府県税の課税状況等に関する調」より作成。

◆東京都の地方法人二税・県内総生産の全国シェア

	東京都の全国シェア（R4年度）
地方法人二税（譲与税除く）	**28.2%**
地方法人二税（譲与税含む）	**22.1%**
県内総生産	**20.2%**

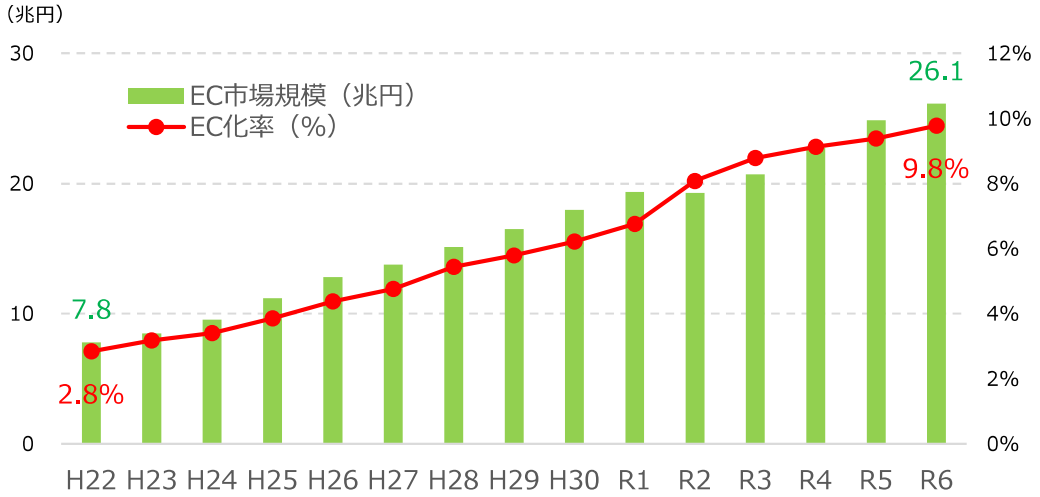
経済社会構造の変化に伴う税源の偏在②

○ **電子商取引（EC）の進展やフランチャイズ事業の拡大**などの経済社会の構造変化に伴って、**大都市部においては企業の事業活動の実態以上に税収が集中する状況が生じている**と考えられる。

○ **電子商取引（EC）は、本店以外の事務所等がなくとも全国での事業展開が可能**であり、各地に事務所等を設けて販売する事業形態と比べて、**本店所在地に税収が集中**する。また、コンビニエンスストアなどの**フランチャイズ事業では、一般的に、加盟店はその利益の中から本社にロイヤリティを支払っている**ため、**フランチャイズ事業を行う本社の税収は本店等の所在地に集中**する。

（注）法人関係二税（法人事業税・法人住民税）は、事務所等を有する法人に対して、その事務所等が所在する地方団体が課するものであるため、法人の事務所等が2以上の地方公共団体にある場合、分割基準（事業所等の数や従業者の数）により課税標準額を課税団体ごとに分割。

◆電子商取引（EC）の市場規模（BtoC）及びEC化率の推移



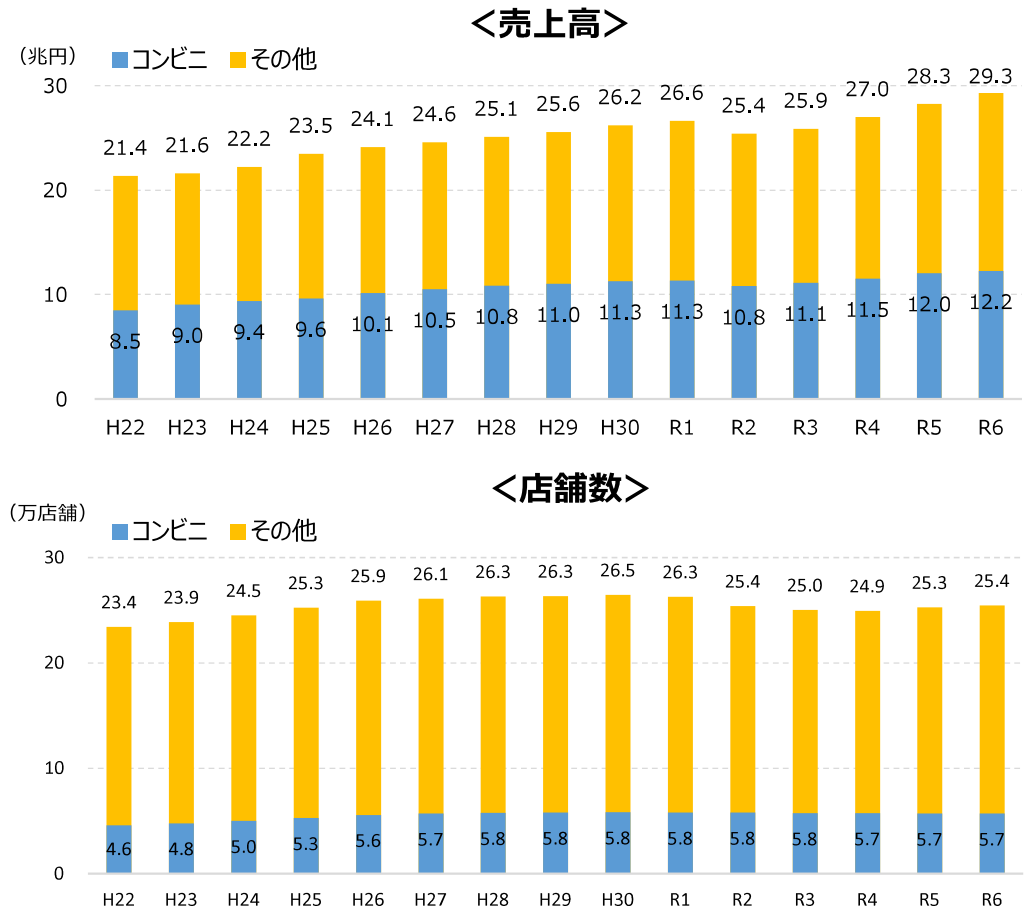
（出所）経済産業省「電子商取引に関する市場調査」を基に作成。
（注）BtoCのEC化率については、物販系分野に限る。

◆小売販売額に占めるインターネット販売の割合（都道府県別・上位5都府県）

	東京都	大阪府	神奈川県	埼玉県	福岡県
インターネット販売のシェア（令和2年）	41.2%	9.0%	5.0%	4.2%	4.0%
店頭販売のシェア（令和2年）	12.5%	6.7%	6.7%	5.2%	4.1%
【参考】人口シェア（令和2年）	11.1%	7.0%	7.3%	5.8%	4.1%

（出所）総務省・経済産業省「令和3年経済センサス活動調査」、総務省「人口推計」を基に作成。

◆フランチャイズチェーン売上高・店舗数の推移



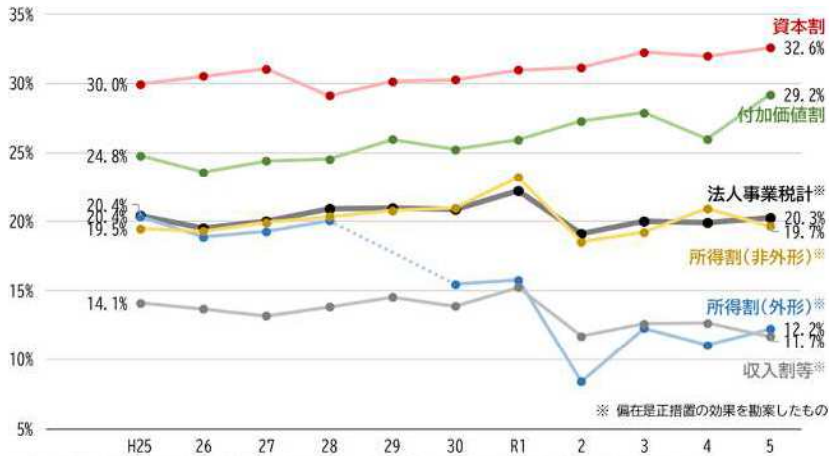
（出所）日本フランチャイズチェーン協会「JFAフランチャイズチェーン統計調査」を基に作成。

令和８年度与党税制改正大綱

○ **令和８年度与党税制改正大綱**には、**税源の偏在を是正する追加的な措置として新たに法人事業税資本割を特別法人事業税・譲与税の対象とするなどの措置の検討**や、**東京都が課税する特別区の土地に係る固定資産税に関する必要な措置の検討**が盛り込まれている。

◆東京都の法人事業税の税収シェアの推移

〔資料 3-2-17〕全国に占める東京都の法人事業税の税収シェアの推移



（注）１　税収には超過課税及び法定外税等を含んでいない。「収入割等」は、収入割が課される法人に係る税収である。
２　所得割（外形）のH29シェアは、外形拡大（所得割の税率引下げ）等により異常値が生じているため表示していない。

（出所）地方税制のあり方に関する検討会 報告書（令和７年11月）

◆特別区の固定資産税の税収シェアの推移

〔資料 3-3-1 〕全国に占める特別区における固定資産税収シェアの推移等



※1 表示単位未満四捨五入の関係で、土地の令和5年度税収（7,702億円）と平成25年度税収（5,768億円）の差額と10年間の増加額（1,935億円）が一致しない。
※2 税収には超過課税及び大規模償却資産にかかる道府県課税分を含まない。
※3 都の特例により、特別区内は東京都が課税している。また、固定資産税収は、都区財政調整制度による東京都と特別区の財源調整を行う前の金額である。

（出所）総務省「徴収実績調」(H30以前)、「地方財政状況調査」(R1以降)の決算額をもとに作成

（出所）地方税制のあり方に関する検討会 報告書（令和７年11月）

◆令和８年度与党税制改正大綱（令和７年12月19日、自由民主党・日本維新の会）

第一　令和８年度税制改正の基本的考え方
３．地方の伸びしろの活用・暮らしの安定
(3)都市・地方の持続可能な発展のための地方税体系の構築

地方の活力は、すなわち日本の活力である。地方の伸びしろを活かし、地方の暮らしの安定と活力向上を図るためにも、地方公共団体が、地域の実情に応じたきめ細かな行政サービスを安定的に提供していくことが重要である。

近年、地方税収が増加する中で、令和６年度・７年度の東京都の財源超過額が２年連続で過去最高となるなど、都市・地方の財政力格差が拡大している。

こうした状況を背景に、**行政サービスの地域間格差も拡大**しており、**東京都と隣接する地方公共団体等からは「地域間格差が看過し得ない水準にまで拡大」との声**が上がっている。

財政力格差や行政サービスの地域間格差は主に地方税源の偏在によって生じている。地方法人課税においては、大法人の本店の東京都への集中が続いていることに加え、東京都のみに納税する法人が増加し、特に資本金50 億円以上の大法人においてその割合が高まるなど、税源が東京都に集中する状況が続いている。また、**東京都が課税する特別区の土地に係る固定資産税についても、人口、企業等の集積や都市開発の進展等に伴う近年の大幅な地価上昇によって、全国に占める税収シェアが拡大の一途をたどっている。**

こうした経済社会構造の変化は、企業行動を最適化した結果から生じる構造的な問題であり、今後も進行していくと考えられ、行政サービスの地域間格差の拡大はこの進行を更に推し進めることとなる。

一方で、都市の維持・発展には、地方が担う食料生産やエネルギー供給等の機能が不可欠であり、とりわけ人材の供給という面でみれば、地方で育った若年層の東京都への転出超過は年間約10 万人に達しており、これらの人材が都市の活力を支えている。**東京都も含めたわが国全体が将来にわたり持続可能な形で発展していくためには、地方の活力の維持・向上が不可欠であり、都市も地方もお互いに支え合うという基本的考えに立ち、今こそ偏在性の小さい地方税体系の構築に向けた具体的な取組みを講ずる必要**がある。

こうした観点から、**特に偏在度の高い地方法人課税における税源の偏在を是正する追加的な措置として、新たに法人事業税資本割を特別法人事業税・譲与税の対象とするとともに、所得割・収入割に係る特別法人事業税・譲与税の割合を高めるなどの措置を検討し、令和９年度税制改正において結論を得る。**

加えて、**東京都が課税する特別区の土地に係る固定資産税について、著しく税収が偏在している状況に鑑み、その課税の仕組みや、東京都と特別区の事務配分の特例、都区財政調整制度といった東京都特有の制度への影響等を踏まえつつ、必要な措置を検討し、令和９年度以降の税制改正において結論を得る。**

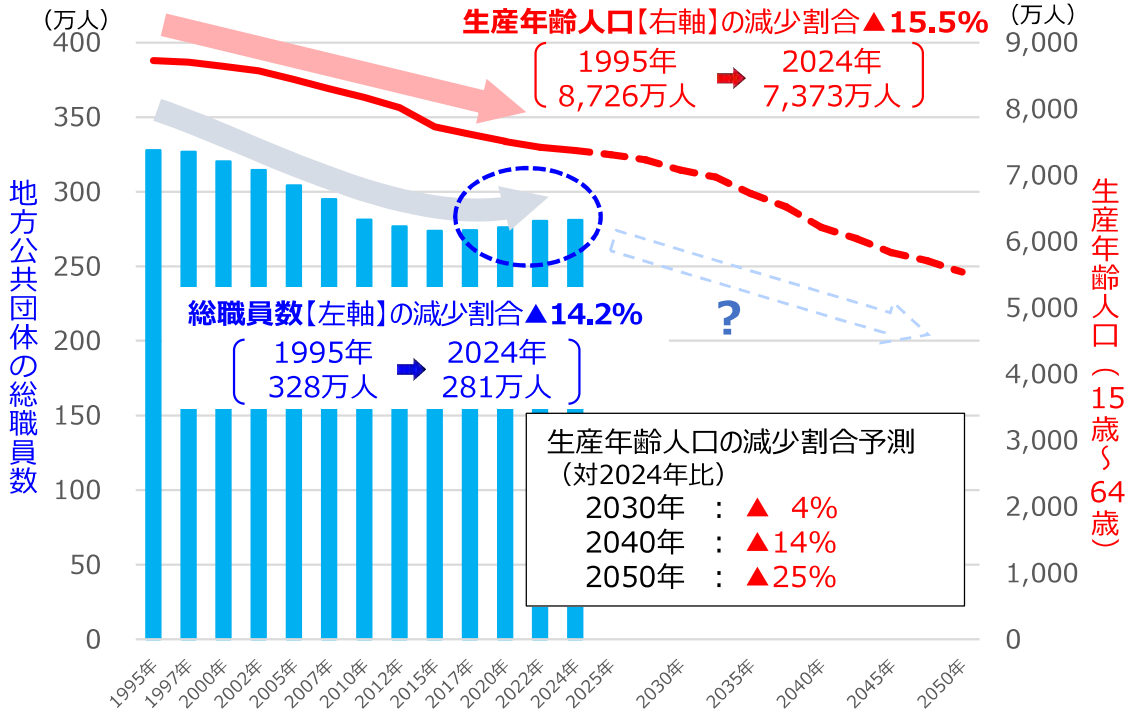
地方公務員数の推移と自治体行政の効率化

○　1995年以降、**約30年間で生産年齢人口が約16%減少**し、**地方公共団体の職員数も同程度で減少**。**2050年には生産年齢人口は約25%減少**の見込み。他方で、足もとでは、**専門的な技術を有する職員が減少傾向**にある一方、**一般行政職員等は増加傾向**。

○　今後、**地域社会の担い手の減少が不可避**である中で、**地方行財政の持続可能性の確保が一層重要**。多様なニーズに対応し、より少ない職員数で質の高い行政サービスを安定的に提供していくため、**徹底した行政の合理化・効率化**を図っていく必要。

○　同時に、**担い手を広げ、民間企業を含めた多様な主体が連携・協働する取組**を進めることで、**活力ある地域社会の維持・地域課題の解決をはかっていく**ことが重要。

◆地方公共団体の総職員数と生産年齢人口の推移



（出所）総務省「地方公共団体定員管理調査」、「人口推計（長期時系列データ）」、「人口推計（各年10月1日現在人口）」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和５年４月推計）」（出生中位・死亡中位仮定）をもとに作成。
（注）2024年度までは実績ベース、2025年度以降は将来推計をベース。

◆出生数の推移

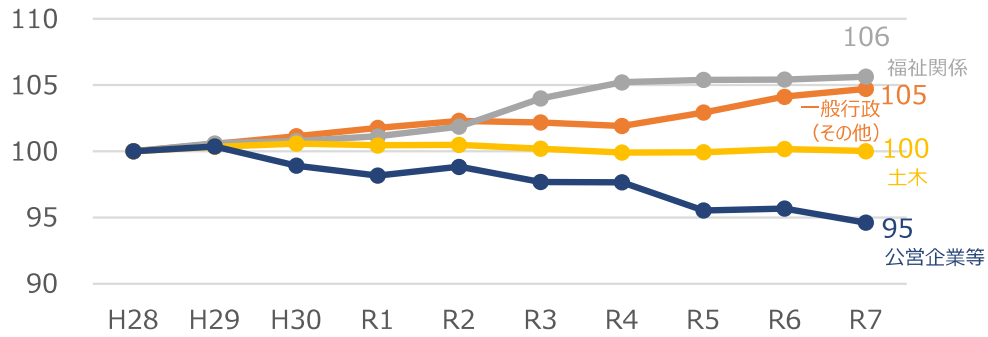
現在50歳前後の団塊ジュニア世代
1973年生まれ：**約210万人**

➡

団塊ジュニア世代の定年退職時（2040年頃）に入庁が見込まれる世代
2023年生まれ：**約73万人**

（出所）厚生労働省「人口動態統計」

◆主な部門別の地方公務員数の推移（H28年の水準を100とした場合）



（出所）総務省「地方公共団体定員管理調査」
（注1）一般行政（その他）は、一般行政職員から福祉関係及び土木関連を除いた職員。
（注2）R2～R4については、一部、新型コロナによる影響等があることに留意。

◆会計年度任用職員数の推移

	R2	・・・	R7
会計年度任用職員数	622,306人	・・・	686,636人 (対R2：+64,330人)

（出所）「会計年度任用職員制度の施行状況等に関する調査結果（施行状況等）」（総務省）
（注１）会計年度任用職員制度については、令和２年４月１日から導入。
（注２）任用期間が６ヶ月以上かつ１週間あたりの勤務時間が19時間25分（常勤職員の半分）以上の職員が対象

◆地方財政計画における給与関係経費（退職手当以外）の推移

	R5	R6	R7	R8	R9 仮試算
給与関係経費 （対前年度比）	18.8兆円 (+1.3%)	19.2兆円 (+2.0%)	19.9兆円 (+3.7%)	22.8兆円 (+14.9%)	23.6兆円 (+3.5%)
【参考】 人事院勧告	+0.96%	+2.76%	+3.62%	+3.51%	

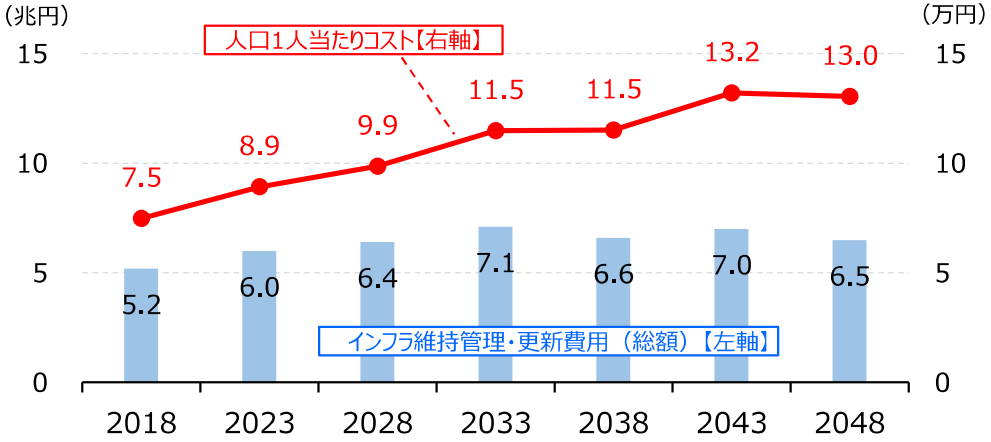
（注1）「給与関係経費」は、各年度の地方財政計画における退職手当を除いた給与関係経費の金額。
（注2）R8以降の給与関係経費には、会計年度任用職員の給与等が含まれていることに留意。
（注3）「人事院勧告」は、月例給の官民較差。なお、期末・勤勉手当の支給月数については、R5～R6勧告がそれぞれ+0.1月引き上げ、R7～R8勧告が+0.05月引き上げ。

広域的なインフラマネジメント推進・公共施設等の適正管理

○　今後、**人口減少やインフラの老朽化**に伴い、**人口１人当たりのインフラコストが増加**していく見込み。各地方公共団体において、限られた人員・予算の中で効率的にインフラ・公共施設の維持管理を行うためには、**既存の行政区域に拘らない広域的な視点でインフラのマネジメントを行っていくことが重要**。

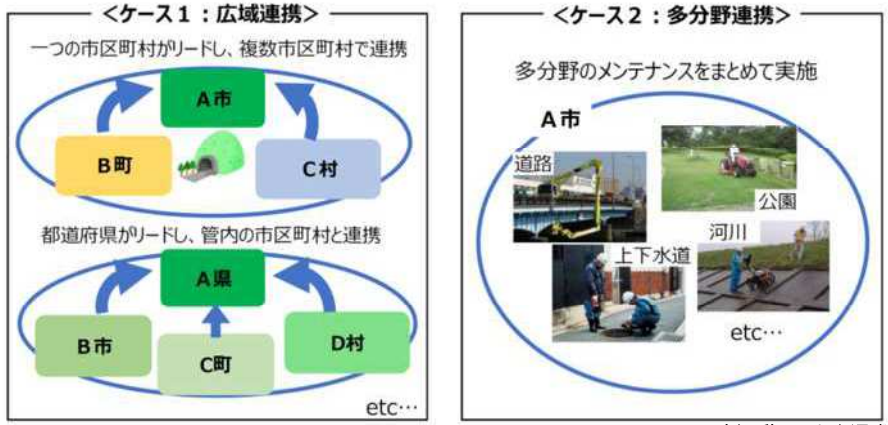
○　また、今後、**人口減少により公共施設等の利用需要も減少**していくことが見込まれる中、各地方公共団体においては、**長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化等を計画的に実施していく必要**があり、自団体のみならず、**隣接する団体を含む広域的な視野をもって公共施設等の統廃合等**に取り組んでいくことも重要。

◆インフラ維持管理・更新費用の人口１人当たりコスト



（注）今後の維持管理・更新費用は予防保全を行った場合。
（出所）総務省統計局「人口推計（平成31年4月報）」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年推計）」（出生中位・死亡中位仮定）、国土交通省資料を基に作成。

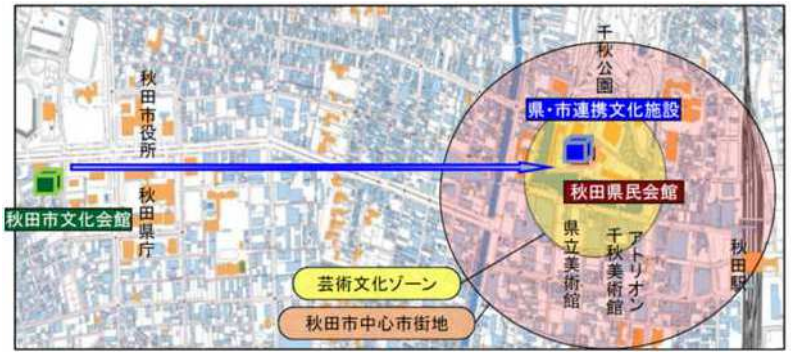
◆広域的なインフラマネジメントのイメージ



（出所）国土交通省資料

◆複数の自治体が連携した公共施設の集約化の例（秋田県・秋田市）

- 県民会館と市文化会館を廃止し、それぞれの機能を集約した施設を県と市が共同で整備することにより、**それぞれ単独で建て替えるよりも、整備費と運営管理コストを縮減**。（**延床面積約▲4%減少**）



（出所）第33次地方制度調査会第16回専門小委員会（令和5年7月20日）配布資料

● 公共施設等総合管理計画の策定等に関する指針（令和5年10月10日改訂）

第一　総合管理計画に記載すべき事項
第二　総合管理計画策定・改訂に当たっての留意事項
　一～四　略
　五　市区町村域を超えた広域的な検討等について
　　総合管理計画の策定・改訂に当たっては、市区町村間の広域連携を一層進めていく観点から、**自団体のみならず、隣接する市区町村を含む広域的視野をもって計画を検討することが望ましい**こと。
　　また、**都道府県にあっては、圏域の市区町村の公共施設等も念頭に広域的視野をもって総合管理計画を検討することが望ましい**こと。
　六　略
第三　その他

下水道事業の広域化・共同化

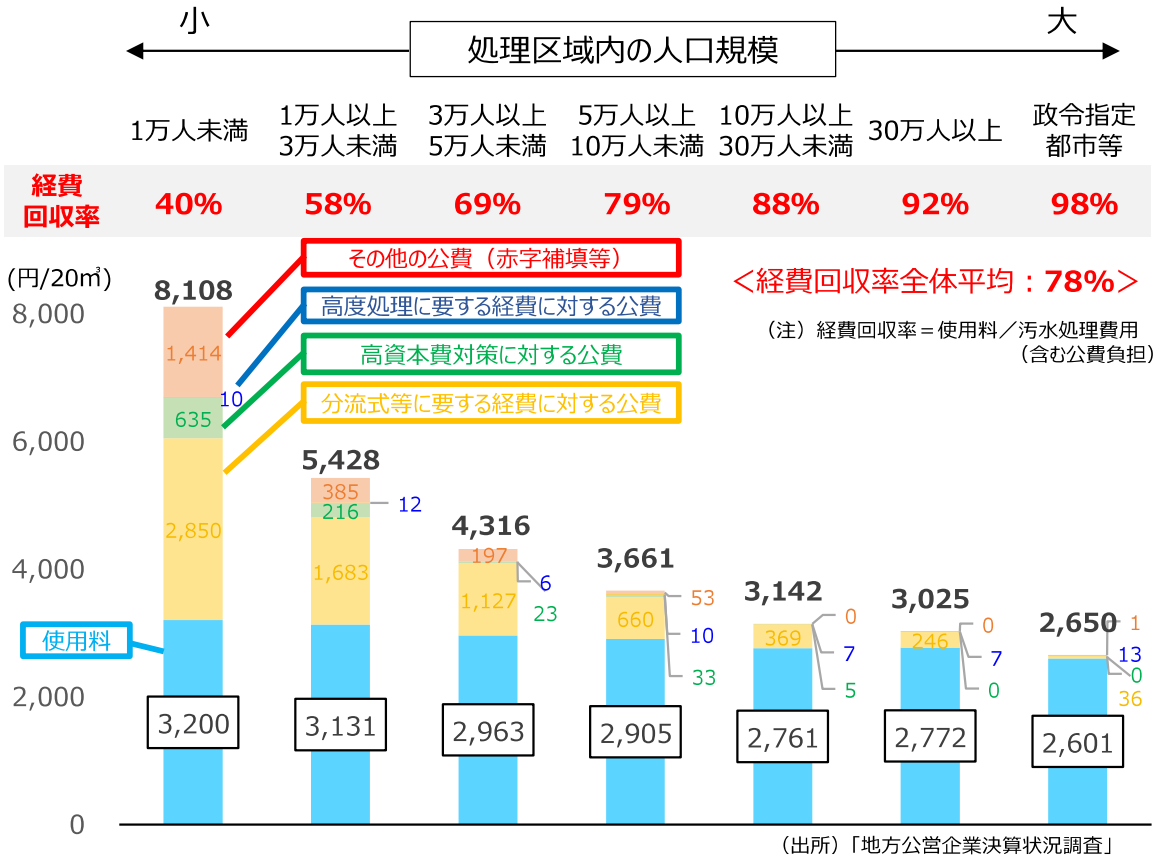
○　**公営企業繰出金**の中で**最もシェアが大きい下水道事業**（R8地財計画計上額1.2兆円）については、「**雨水処理は公費負担**、**汚水処理は使用料収入**で賄う」との原則（**雨水公費・汚水私費**）が掲げられている。

○　しかし、足もとにおいて、**汚水処理に要する費用を使用料で賄っている割合**（経費回収率）は、特に、**処理区域内の人口規模の小さい事業者で低い水準**となっており、**大部分が各自治体の公費**により賄われている状況。

○　各自治体の公費負担を抑制していくため、**「汚水私費」の原則を踏まえ**、**使用料の適正化を徹底**していくとともに、**汚水１単位当たりの処理費用が処理区域内の人口が多いほど低下する傾向**があることを踏まえ、**広域化・共同化の取組を着実に進め、施設更新費や維持管理費の効率化**を図っていく必要がある。

○　また、地方財政計画における**下水道事業の繰出金計上額**を見ると、**例年、決算との乖離**が生じていることから、この原因を分析した上で、**地方財政計画に適切に反映**していく必要。

◆人口規模別の汚水処理費用・回収率（Ｒ６決算）



＜経費回収率全体平均：78%＞

（注）経費回収率＝使用料／汚水処理費用（含む公費負担）

（出所）「地方公営企業決算状況調査」

◆下水道事業における広域化・共同化の事例（秋田県）

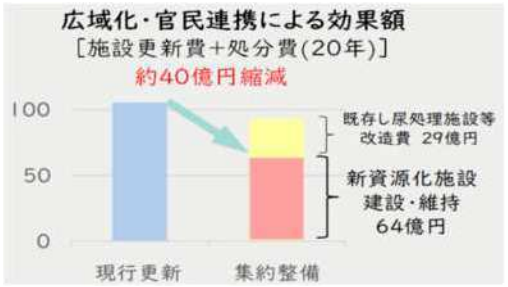
● 法定協議会を組織し、流域下水道を核とした「施設の共同化」「汚泥処理の広域化」「管路維持管理の共同化」等の取り組みを推進。

関係団体　秋田県、7市、5町、1組合

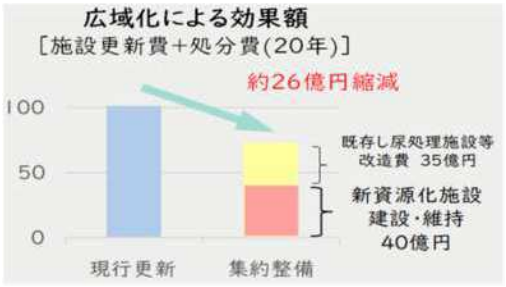
事業の定量的効果

- 県北地区：し尿処理施設等更新費＋20年間処分費　⇒ **約40億円縮減**
- 県南地区：現有施設更新費＋20年間維持管理運営費 ⇒ **約26億円縮減**

【県北地区広域汚泥資源化事業】



【県南地区広域汚泥資源化事業】



（出所）国土交通省「下水道事業における広域化・共同化の事例集」（令和6年4月）

◆下水道事業に係る繰入金の決算額と地方財政計画額の推移

（兆円）

	R元	R２	R３	R４	R５	R６
計画額	1.5	1.4	1.4	1.4	1.3	1.3
決算額	1.3	1.3	1.2	1.2	1.2	1.2
乖離	▲0.14	▲0.17	▲0.20	▲0.16	▲0.14	▲0.06

（出所）「地方公営企業決算状況調査」、総務省「地方財政の見通し・予算編成上の留意事項等について」　（注）決算額については繰出基準内の繰入金

「枠計上経費」の見える化と成果や必要性の精査

○　地方財政計画には、**内訳や積算が明らかでない、いわゆる「枠計上経費」が多額の規模で存在**。平成29年度決算から、**地方単独事業（ソフト）の決算額内訳**が示されており、「見える化」は一定程度進んでいるが、**公表された内容は毎年の地方財政計画との比較をする上では対応関係が明らかではなく十分なものと言えない**。

○　例えば、**「地域デジタル社会推進費」**は、令和8年度に令和11年度までの延長がなされたところだが、**情報システムに要する経費など施策横断的な経費と関係**しているものであり、こうした**横断的な経費との関係を明らかにした上で、事業の成果を精査する必要**がある。

○　「**枠計上経費**」は、こうした**「見える化」を進めつつ、成果や必要性を精査した上で、地方財政計画に適切に反映**させていくべき。

◆地方財政計画（令和８年度）

給与関係経費	24.0兆円
一般行政経費（補助等）	28.0兆円
一般行政経費（単独）	14.4兆円
うちデジタル活用推進事業費	0.2兆円
地方創生推進費	1.0兆円
地域デジタル社会推進費	0.2兆円
地域社会再生事業費	0.4兆円
投資的経費（補助等）	5.7兆円
投資的経費（単独）	6.8兆円
公債費	10.8兆円
その他	11.3兆円

枠計上

計画と決算の対応関係が明らかでない

◆地方単独事業（ソフト）の決算額（令和６年度）

合計　30.1兆円

		（主なもの）	
民生費	9.0兆円		
社会福祉費	4.1兆円	・国保事業	1.6兆円
老人福祉費	2.4兆円	・後期高齢者医療 ・介護保険	1.0兆円 0.5兆円
児童福祉費	2.2兆円	・公立・私立保育所等（国による補助対象外または上乗せ） ・児童への医療費助成（含む小学生以上への助成0.2兆円）	0.6兆円 0.4兆円
商工費	6.6兆円	・制度融資	4.9兆円
教育費	4.1兆円	・学校給食費 ・学校施設管理（小中高） ・私立高校助成費	0.8兆円 0.4兆円 0.2兆円
衛生費	3.8兆円	・廃棄物対策経費（産業廃棄物対策・ゴミ収集等） ・公立病院等	1.2兆円 0.4兆円
総務費	3.8兆円	・税務徴収費（含むふるさと納税関係経費0.5兆円） ・庁舎管理	0.9兆円 0.3兆円
その他	2.7兆円		

（施策横断的経費）

情報システムに要する経費　等

（注）金額は都道府県・市町村の純計額
（出所）地方単独事業（ソフト）の決算額の状況「歳出小区分別決算額（令和６年度）」を基に作成

◆「地域デジタル社会推進費」（令和３年度創設、令和８年度に令和11年度までの延長を決定）により想定される取組例

・デジタル社会の恩恵を高齢者など多くの住民が実感できるためのデジタル活用支援
・条件不利地域等におけるデジタル技術を活用したサービスの高度化
・地域におけるデジタル人材の育成・確保
・中小企業のデジタルトランスフォーメーション支援　　等

手数料・使用料の適正化

○　**手数料・使用料の金額**については、それぞれ、地方公共団体がその判断により条例で定めることが基本であるが、**全国的に統一して定めることが特に必要と認められる手数料**については、**政令で手数料の標準額が定められており、当該標準額については、人件費単価や物価水準の変動などの状況を勘案し、定期的に見直し**が行われてきた。

○　他方、**令和６年４月の見直し以降**、人件費単価や物価水準が上昇している中においても、**手数料の標準額の全般的な見直しは行われていない**状況。**手数料の標準額を適切に見直した上で、地方財政計画に適切に反映**していく必要。

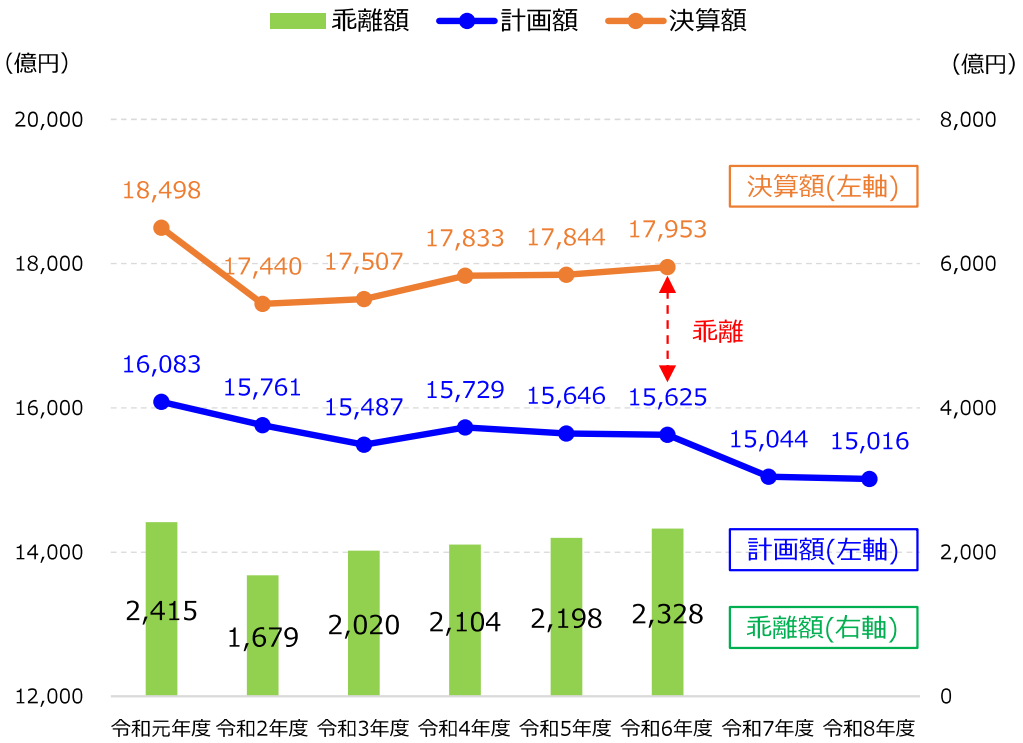
○　また、**手数料・使用料の地方財政計画における計上額**については、**例年、決算額との乖離**が生じており、**決算と比較して0.2兆円程度少ない水準**になっている。地方公共団体における独自財源の確保に向けたインセンティブにも配慮しつつも、**手数料・使用料の地方財政計画における計上額を適正化**し、**決算額との乖離の是正**を図っていく必要。

◆近年の手数料の標準額（地方公共団体の手数料の標準に関する政令）の改定状況（直近10年間）

改正政令の施行日	政令改正の主な内容
令和6年4月1日	• 物件費等の増加や、事務の内容の変化に伴い現行の手数料の標準額との乖離が大きくなっている事務に係る標準額について改定
令和4年4月1日	• 人件費単価又は物価水準の変動や、事務の内容の変化に伴い現行の手数料の標準額との乖離が大きくなっている事務に係る標準額について改定
令和元年10月1日	• 消費税率引上げ(8%→10%)の影響や、直近の人件費・物件費等の変動を加味して改定
平成30年4月1日	• 人件費単価又は物価水準の変動や、事務の内容の変化に伴い現行の手数料の標準額との乖離が大きくなっている事務に係る標準額について改定

（注）上記のほか、直近では、部分的な標準額の見直しとしては、宅地建物取引業法に係る手続のデジタル化への対応に係る標準額の改定を実施（令和7年4月1日施行）

◆手数料・使用料の地財計画計上額と決算額の推移



（出所）総務省「地方財政統計年報」
（注）決算額については、高等学校等就学支援金交付金（公立分）及び保育所使用料相当額を含まない。

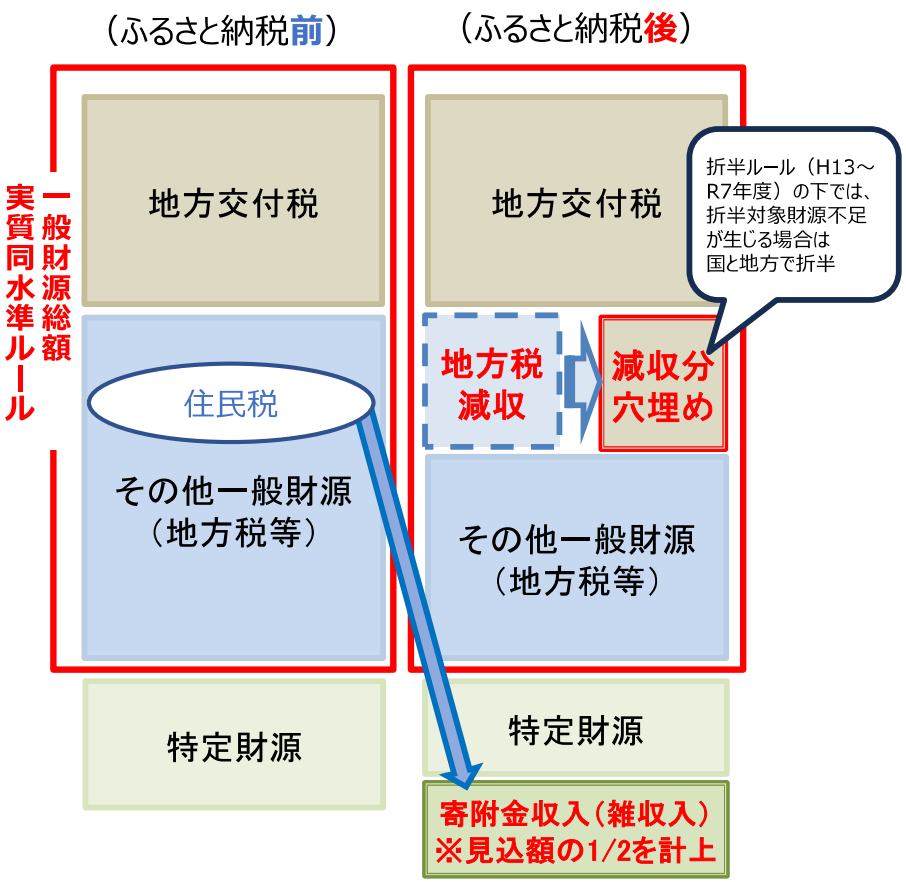
ふるさと納税

○　ふるさと納税は、導入趣旨を踏まえれば、寄附金控除の仕組みを活用した住民税の納付先の付替えと考えられるが、地方財政計画や自治体会計においては住民税収の減少と寄附金収入として認識される。

○　地方財政計画においては、現状、ふるさと納税による**住民税控除見込額の全額を控除**している一方、ふるさと納税の**寄附金収入見込額については、その５割のみを歳入計上**している。他方、令和８年度税制改正の大綱において、本年10月以降、**寄附金の合計額から募集に要する費用を控除した額（寄附金活用可能額）を従来の５割から段階的に６割に引き上げる**こととされており、これに合わせて**寄附金収入見込額を歳入計上する割合を見直すことも検討すべき**ではないか。

○　また、ふるさと納税の使途については、納税者が**分野を指定しない寄附の割合が３分の１超**を占めており、**ふるさと納税収入の一定割合を一般財源として扱うことも検討すべき**ではないか。

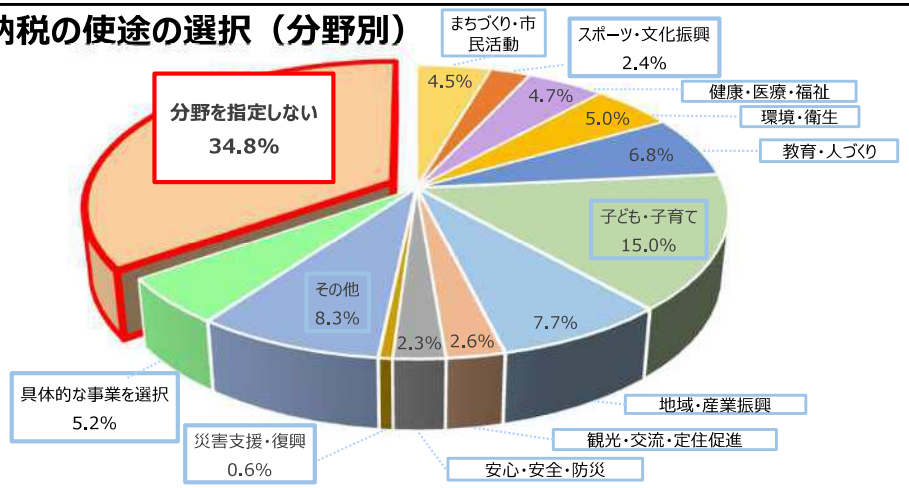
◆　マクロ（地方財政計画）での扱い



令和８年度税制改正の大綱（令和７年12月26日閣議決定）

① 略
② 総務大臣が都道府県等をふるさと納税の対象として指定する際の基準として、次の基準その他都道府県等による寄附金の使途に係る基準を加える。
　イ 都道府県等が指定対象期間において受領する寄附金の合計額から当該指定対象期間における募集に要する費用を控除して得た額（以下「寄附金活用可能額」（仮称）という。）が当該寄附金の合計額の100分の60に相当する金額以上であること
　ロ 寄附金活用可能額の使途に関する事項について、公表すること
③ 上記の改正は、令和８年10月１日以後に効力を生ずる指定について適用する。ただし、上記2イの割合について、次のとおり所要の経過措置を講ずる。
※②イにおける指定期間対象と割合
　令和８年10月１日から令和９年９月30日までの指定対象期間　100分の52.5
　令和９年10月１日から令和10年９月30日までの指定対象期間　100分の55
　令和10年10月１日から令和11年９月30日までの指定対象期間　100分の57.5

◆　ふるさと納税の使途の選択（分野別）



（出所）総務省「各自治体の令和7年度受入額等」をもとに作成
（注1）納税者が使途（分野・具体的な事業）を選択できるものを集計。
（注2）分野の重複あり。「その他分野」については、具体的なプロジェクトから、「ふるさと活性化」という包括的なものまで多様な分野を含んでいる。

環境の変化：安全保障

資料Ⅱ－４－１

○　現行三文書を策定した当時と比べ、我が国の周辺国等の軍事力向上や連携強化の動きが見られる。また、ロシアによるウクライナ侵略や今般のイラン情勢において新しい戦い方の様相が見られるなど、**我が国を取り巻く安全保障環境が一段と変化している。**

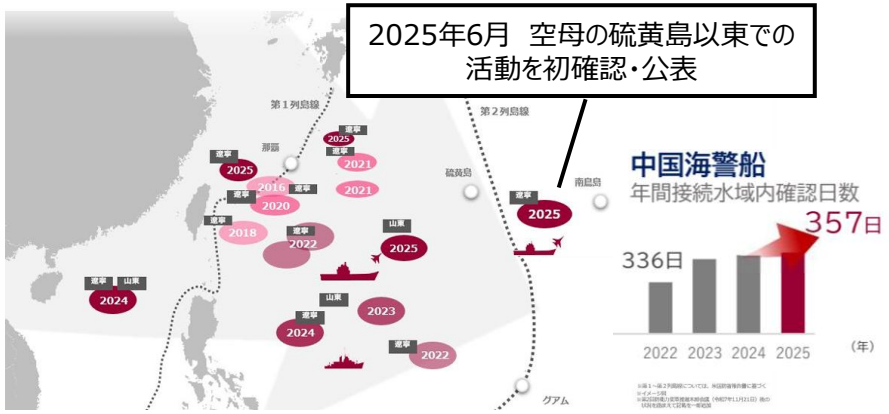
○　こうした中、**我が国として主体的に防衛力強化を進めるべく、本年（2026年）中の三文書（※）改定の方針**が示されている。

（※）国家安全保障戦略、国家防衛戦略、防衛力整備計画。

現行三文書を策定した2022年からの主な変化

①周辺国等の急速かつ広範な軍事力向上や連携強化

・中国は、いわゆる「第一列島線」を超え、「第二列島線」に及ぶ我が国周辺全体での活動を活発化。



（出所）「第1回総合的な国力から安全保障を考える有識者会議」（2026年4月27日）、「第9回防衛力変革推進本部」（2026年8月3日）

・ウクライナ侵略が継続する中、中露、露朝は連携・協力を推進。

- ✓**中露**は近年、**各種演習、爆撃機の共同飛行、艦艇の共同航行**などを実施
- ✓ウクライナは、**ロシアが使用する弾薬の約半数が北朝鮮製**と主張
- ✓**北朝鮮は多数の兵士をロシアに派遣**(例：2024年終盤に1万1000人超)

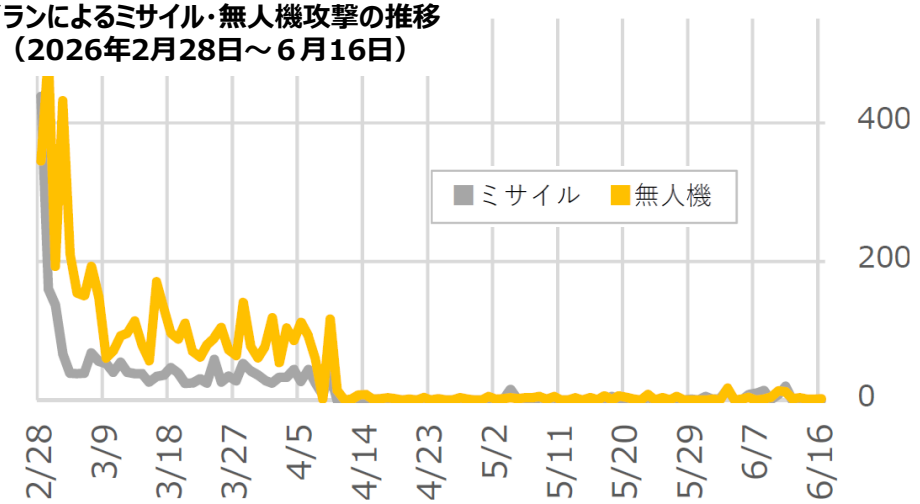
②「新しい戦い方」と持続的な対応の顕在化

・イランは、弾道・巡航ミサイルと大量の無人機を組み合わせた複合的な攻撃を実施。
・ウクライナ侵略は４年以上経過。安価で短期間に大量生産可能な無人機が活用され、有事増産等により持続的な対応がとられている。

イランの「シャヘド」型UAV



イランによるミサイル・無人機攻撃の推移（2026年2月28日～６月16日）



（出所）“Iran Projectile Tracker.” Jewish Institute for National Security of America, 18 June 2026, https://jinsa.org/iran-projectile-tracker/. に基づき、防衛省作成（「第10回防衛力変革推進本部」（2026年8月31日））

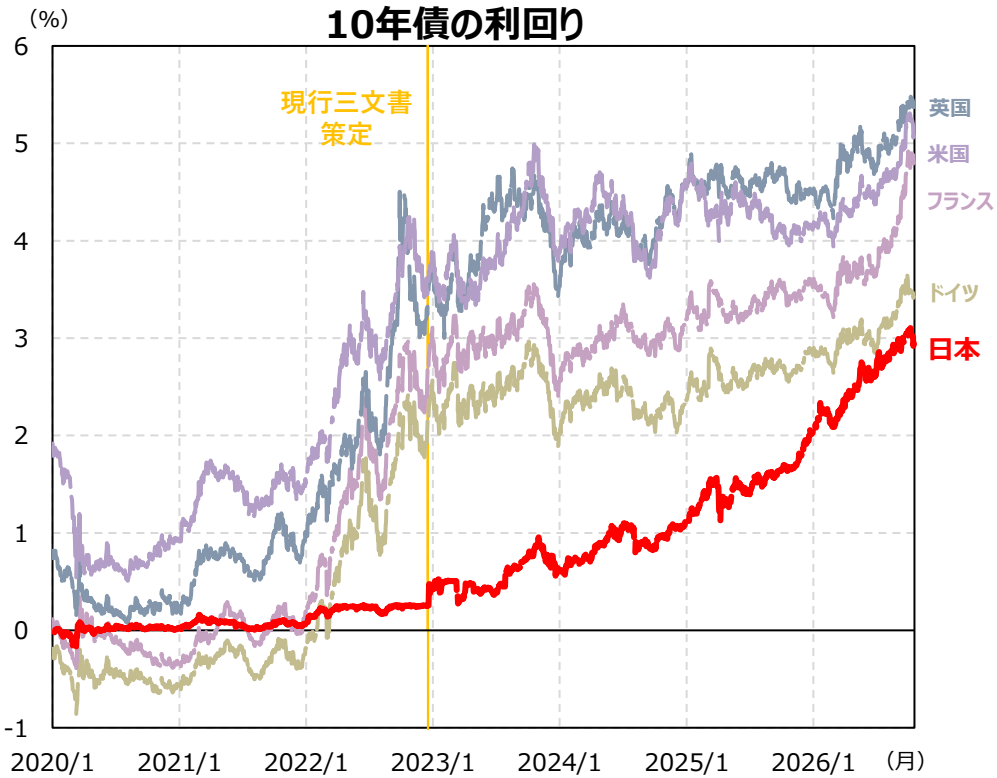
◆第221回国会における高市内閣総理大臣　施政方針演説（抄）（令和８年２月20日）

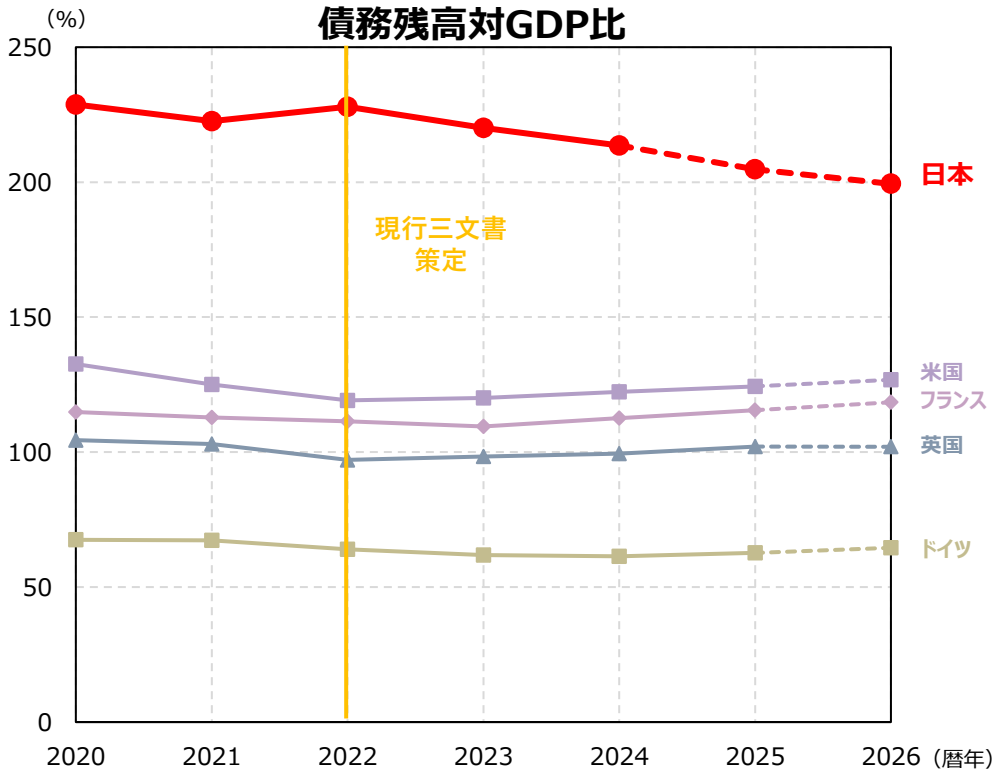
国家安全保障戦略をはじめとする「三文書」の策定以降、**新しい戦い方の顕在化、長期戦への備えの必要性など、安全保障環境の変化が様々な分野で加速度的に生じています。我が国として、主体的に防衛力の抜本的強化を進めることが必要です。このため、本年中に三文書を前倒しで改定**します。

環境の変化：経済財政

○ **国債金利**を見ると、**足もとでは上昇傾向で推移**し、例えば、**日本国債の10年金利は３％前後と約30年ぶりの水準**となるなど、**諸外国並みの水準**に近づきつつある。

○ **債務残高対ＧＤＰ比**を見ると、**諸外国と比べて高い水準**で推移している。





（出所）左図はBloomberg。右図はIMF “World Economic Outlook”（2026年10月）。
（注）　右図について、一般政府ベース。日本は、2025年及び2026年が推計値。それ以外の国は、2026年が推計値。

令和8年10月5日 高市内閣総理大臣所信表明演説（抄）

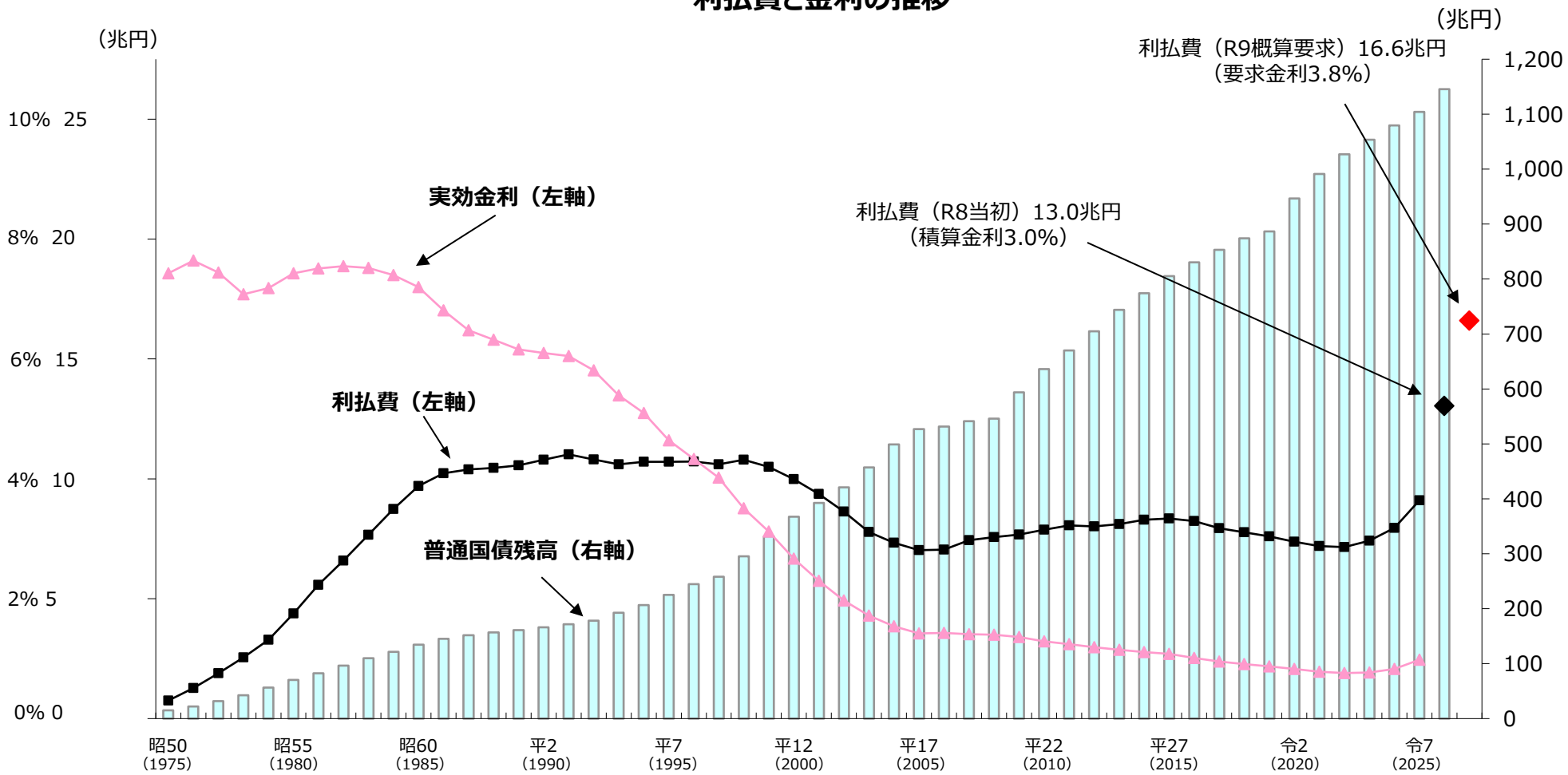
「財政の持続可能性」は、「責任ある積極財政」を進める上での当然の前提です。「骨太方針二〇二六」で掲げたとおり、国・地方の債務残高対ＧＤＰ比を安定的に引き下げるとの目標を中核に位置付け、プライマリーバランスは単年度ではなく複数年度で管理し、経済成長がもたらす効果も踏まえ、**経済、物価、税収、金利、利払い費、市場の状況などを総合的に検証しながら、通年の国債発行額を適切にコントロール**してまいります。経済や市場が想定と異なる動きを示した場合には、その影響を十分に分析し、必要な対応を機動的に講じます。政策を着実に実行し、一つ一つ確かな結果を積み上げ、その内容を**国民の皆様や国内外の市場関係者に丁寧に説明**する。高市内閣は、正攻法で、**市場の政府に対する信頼を高めてまいります**。

環境の変化：経済財政

資料Ⅱ－４－３

○ 普通国債残高は1,000兆円を超えており、**金利が上昇すれば利払費は増加**。
※ **実効金利（国債残高全体に対する加重平均金利）の上昇**や**利払費の増加も段階的に進行**。
○ 令和９年度概算要求における利払費の要求額は16.6兆円（対前年度当初予算＋3.6兆円。過去最大）。

利払費と金利の推移



（注1）実効金利は、普通国債の利率加重平均金利の値を使用。
（注2）普通国債残高は各年度３月末現在高。ただし、令和８年度は補正後予算に基づく見込み。
（注3）令和７年度までの利払費は、決算による。

経済・金融・財政の基盤の健全性

○ 有事には、**財政需要の拡大**、**外貨流出**、**物価・金利の上昇**等が発生することで、**戦略物資や生活必需品等の調達に支障**が生じるおそれ。**経済・金融・財政の基盤は、我が国の持続的な対応能力そのもの**と言える。

○ **防衛力を含む総合的な国力の強化に取り組む際には、有事における財政需要の拡大に備えた余力を持たせるためにも、平時において経済・金融・財政基盤の健全性を保つことが重要**。

有事の際の想定（例）

経済・金融・財政の持続的な対応能力

ウクライナ戦争の教訓は、軍事アセット（モノ）や兵力（ヒト）の所要のみならず**「経済の継戦能力」（カネ）が戦況を左右する**ということである。

ロシアは2014年のクリミア侵略以降、ウクライナへの本格侵略とそれに伴う戦時経済を見越して経済・財政・金融の基盤を強化するため、外貨準備におけるドル比率の減少と金や人民元の積み増し、貿易収支の黒字化などの措置を予め取っていたことが知られている。そのため、**強力な経済制裁にもかかわらず、戦時の物価上昇を抑制し、国内の豊富なエネルギー資源と食料生産を背景に、その価格が高騰する中、中国やグローバルサウス諸国への輸出によって、経常収支の黒字（ここ数年数百億ドル規模）は維持され、４年以上にわたって戦争を継続**することができている。

これに対して攻撃を受けたウクライナの状況は、ロシアとは大きく異なる。食料は豊富であるものの、経常収支は赤字構造にあり、一次エネルギー自給率は戦争前の段階でも７－８割程度にとどまっており、エネルギー源も海外からの供給に依存していた。そのウクライナが長期戦を耐え抜くことができているのは、欧米や世銀・IMF からの軍事面、財政面を含む継続的な支援の存在がある。

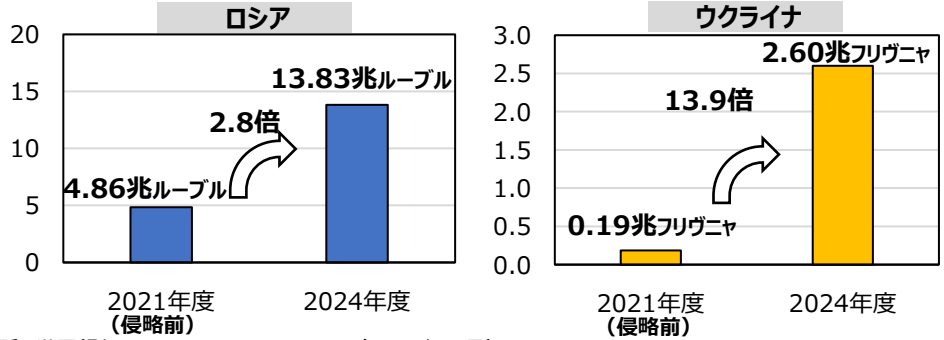
（出所）「創力的安全保障戦略　―持続可能な防衛支出による全社会的レジリエンスの向上を目指して―」（PHP「防衛と経済財政金融の統合戦略」研究会、2026年9月）

我が国を巡る状況

グローバル化の利益を享受してきた日本経済の継戦能力を巡る状況は、ウクライナよりはるかに厳しく、日本や日本周辺地域で侵略が生起すれば、その影響は極めて過酷なものとなる。**エネルギー、資源、食料の海外依存度は主要国の中でも最も高く、その高騰化と円安の定着化により貿易収支は赤字基調**にある。経常収支は海外への投資から得た利子や配当によって黒字を維持しているものの、その所得の相当部分は海外で再投資され、必ずしも国内への資金還流につながっていない。加えて、サービス収支ではデジタル分野を中心に赤字が拡大しており、日本経済の対外的な支払構造は以前よりも脆弱性を増している。

このように**日本経済は危機に際して脆弱性が高く、有事になればその影響はより深刻**である。**①稼ぎ頭である日系企業・金融機関の海外における信用と株価の急落、②為替の急激な変動と国内金融資産の海外退避、③シーレーンの封鎖、海上保険料の急騰、国内における物流の途絶、④食料やエネルギー、部素材などサプライチェーンへの打撃、⑤輸入品の価格高騰と供給制約ショックによる急激なインフレの発生**などが想定される。これに加えて、**侵略国から日系企業への制裁や資産凍結、交易断絶、海外送金停止等の措置が取られる可能性**が高く、**国内防衛生産への影響は深刻で、工業製品、さらには生活必需品も入手困難**となる。

◆ロシア・ウクライナの国防費の推移



(出所) 世界銀行"Military Expenditure"（2026年３月）

◆国家安全保障戦略（抄）（令和４年12月16日閣議決定）

Ⅶ 我が国の安全保障を支えるために強化すべき国内基盤

我が国の経済は海外依存度が高いことから、**有事の際の資源や防衛装備品等の確保に伴う財政需要の大幅な拡大に対応するためには、国際的な市場の信認を維持し、必要な資金を調達する財政余力が極めて重要**となる。このように我が国の安全保障の礎である**経済・金融・財政の基盤の強化に不断に取り組む。このことは、防衛力の抜本的強化を含む安全保障政策を継続的かつ安定的に実施していく前提**でもある。

◆米国ベッセント財務長官の発言（仮訳）（2026年2月20日）

経済安全保障は、国が国民を守るという最も基本的な義務を果たすことを可能にする基盤である。（略）米国債市場は、リスクフリーな資産のベンチマークとして世界金融システムの基盤であり、各市場で担保やグローバル資本がアメリカに流入する経路として機能している。**米国債市場の強さ、流動性、信頼性を保持することは、経済安全保障の基柱であり、当たり前に享受できるものと考えてはいけない。**

総合的な国力：総合的な抑止力・対処力

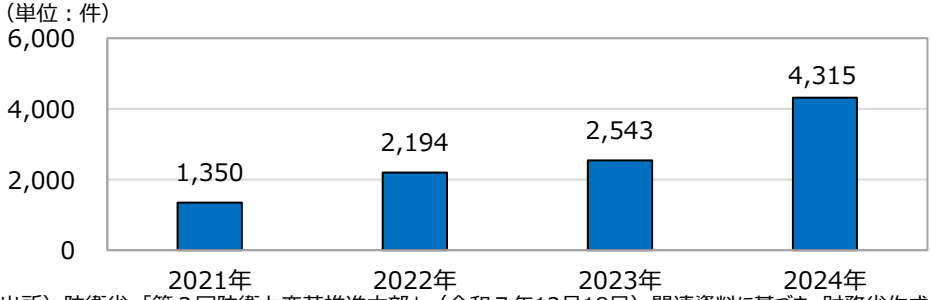
○　重要物資の供給規制といった**経済の武器化**や、重要インフラへのサイバー攻撃といった**ハイブリッド戦の拡大**など、**安全保障の対象・分野が広範・複合的**になる中、防衛力に加え、経済力・技術力・情報力等を含めた**総合的な抑止力・対処力の強化が不可欠**。

○　総合的な抑止力・対処力の取組を具体化するにあたっては、**経済安全保障上特に重要な分野の危機管理投資・成長投資**も重要。

◆IEA 報告書"Russian supplies to global energy markets"(2022)

2021年第4四半期において、**ロシアからのパイプライン経由の天然ガス供給量は、前年同期と比べて25%減少**した。こうした**ロシアのEU向けパイプラインガス供給の減少**は、**2022年に入るとさらに顕著**となり、**最初の7週間の供給量は前年同期比で37%減少**した。（略）　2022年2月24日、ロシアによる**ウクライナ侵略を受けて、欧州の天然ガス価格は前日比で50%急騰**し、1MMBtu当たり44米ドルに達した。

◆ウクライナ当局が特定したサイバー攻撃事案数の推移



（出所）防衛省「第３回防衛力変革推進本部」（令和７年12月18日）関連資料に基づき、財務省作成

ロシアはサイバー攻撃を軍事的・政治的目的達成のために利用しているとみられ、2022年のウクライナ侵略前に、同国の政府機関や**重要インフラ事業者等の情報システム・ネットワークへの攻撃を行っていた**とされている。

（出所）国家サイバー統括室「サイバーセキュリティ戦略」（令和７年12月23日）

◆経済財政運営と改革の基本方針2026（抄）（令和８年７月21日）

第２章 日本の成長力強化と安全・安心の確保　２．強い外交・安全保障の確立

新たな「国家安全保障戦略」、「 国家防衛戦略」及び「防衛力整備計画」（以下「三文書」という。）の検討を加速し、５年以内に防衛力の変革を実現する。その際、我が国の独立と平和を守り抜く上で必要不可欠な経費を積み上げて「防衛力整備計画」を作成し、その実現に向けた財源の確保と併せて、国民に対して丁寧に説明する。また、**海上保安能力、研究開発、公共インフラ整備、サイバーセキュリティ、我が国及び同志国の抑止力の向上等のための国際協力、エネルギー・食料等国民生活を支える基盤の戦略的強化[75]を始め、政府横断的な取組[76]を明確にする**。

75 エネルギー・食料等国民生活を支える基盤の戦略的強化に向けた関係閣僚会議。

76 経済安全保障上特に重要な分野の危機管理投資・成長投資等の扱いについても引き続き検討を行う。

◆経済安全保障推進法に基づく特定重要物資

・支援の対象となる物資は下表の合計16物資。これまでの予算の総額は２兆5,518億円（2026年２月時点）。2025年12月には、人工呼吸器、無人航空機、人工衛星、ロケットの部品が新たに追加。

抗菌性物質製剤	肥料	船舶部品	人工呼吸器
半導体	蓄電池	航空機部品	無人航空機
永久磁石	先端電子部品	工作機械・産業用ロボット	人工衛星
重要鉱物	天然ガス	クラウドプログラム	ロケット部品

◆第221回国会における高市内閣総理大臣　施政方針演説（抄）（令和８年２月20日）

いよいよ本国会では、日本と日本人の底力を活かし、力強い経済政策と**力強い外交・安全保障政策を推し進めるべく**、広範な政策を本格的に起動させます。**外交力、防衛力、経済力、技術力、情報力、そして人材力。日本の総合的な国力を徹底的に強くしていく。**

総合的な国力：防衛力の強化と経済基盤の強化

○　総合的な国力の観点から、**防衛力の強化と経済基盤の強化を両立**することが求められる。**防衛力の強化の取組が、国内外の民生市場における競争力の強化**につながり、同時に、国内外の民生市場の獲得による**生産・技術基盤が防衛力の強化につながる**ことが重要。

◆防衛力と経済基盤の強化のイメージ

防衛技術の民生技術への活用（スピンオフ）

→　防衛関連の研究開発を実施することで、競争力を持つ製品・サービスを民間企業が創出することに寄与。

民生技術の防衛技術への活用（スピンオン）

→　民生技術を防衛分野でも使用することで、技術・サービスの社会実装を加速。

装備品移転

→　防衛装備移転三原則・運用指針の改正により、企業にとって、移転の選択肢が拡大。

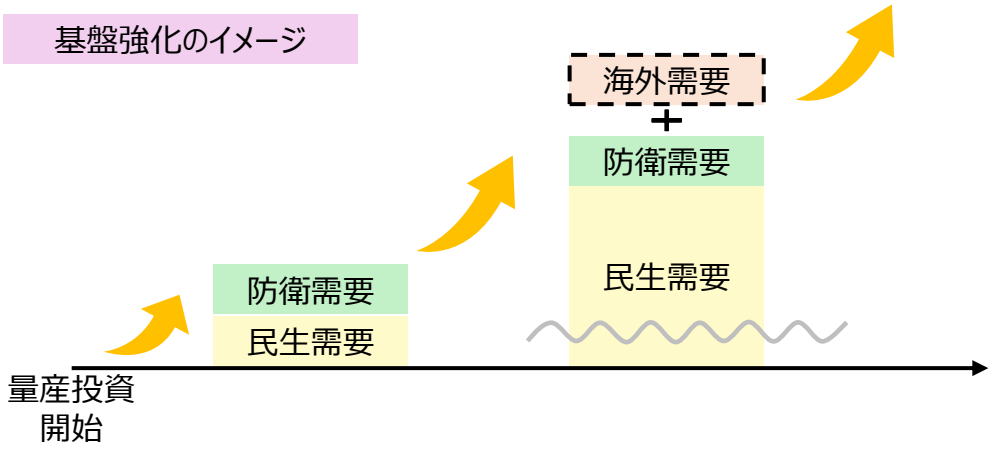
アンカーテナンシー

→　アンカーテナントとして、継続的な需要を創出。民間資金の呼び込みを促進。

国内生産基盤の確立

→　平時には、民生需要・装備品移転のための生産を行い、有事には、生産体制を防衛分野に切り替える態勢を整備し、防衛生産基盤を確立。

基盤強化のイメージ



（出所）「第2回防衛産業ワーキンググループ」（2026年4月16日）より財務省作成。

◆国家安全保障戦略（2022年）

我が国の防衛生産・技術基盤は、自国での防衛装備品の研究開発・生産・調達の安定的な確保等のために不可欠な基盤である。したがって、**我が国の防衛生産・技術基盤は、いわば防衛力そのもの**と位置付けられるものであることから、**その強化は必要不可欠**である。

◆諸外国の戦略

米国：国家防衛産業戦略（ＮＤＩＳ）（2024年）

- 防衛産業の能力強化は、サプライチェーンの強化や**民間・防衛の技術融合**を促進し、経済全体の競争力を向上させる。
- **装備品の外国市場開拓**が防衛産業の成長を加速し、国内経済への波及効果を生む。
- **デュアルユース**技術の開発が、産業競争力や雇用創出に寄与

EU：防衛産業変革ロードマップ（2025年）

- 「**民生技術の軍事転用**」や「**迅速な増産、大量生産体制の確立**」は**防衛態勢強化の重要な要素**。
- 緊急の需要増加に対応できる柔軟性を確保するため、**常時稼働可能な産業能力(spare industrial capacities)の構築**を支援。

総合的な国力：国内生産基盤の強化

○　総合的な国力の強化の観点から、**平時の経済活動と両立する形で、有事に戦略物資を増産できる持続的な対応能力の確保**が重要。

○　例えば、**装備品における民生品（COTS）の活用**を進めるとともに、**平時には民間製品を生産しつつ、有事には装備品の大量生産が可能であるような、防民共用の生産基盤の構築**に取り組むことが重要。

◆我が国の防衛産業が抱える課題

１．はじめに ～防衛装備移転を推進する上での課題（抄）

現状、わが国の防衛装備移転案件の約8割は自衛隊の装備品の修理等にとどまり、完成品の海外移転といった大型案件は極めて限定的である。さらに、**足もとでは、防衛予算増額による受注の積み上げが予想される一方、防衛産業から撤退する事業者もあり、サプライチェーンの完結性に綻びが生じつつある。このため、国内における防衛装備品の供給能力は限界に近づいている状況にある**が、こうした中にあっても、将来の需要見通しが不透明なため、予見性が乏しく、新規の設備投資計画が困難になっているという指摘もある。

防衛装備は、地政学的な状況によって需要が急増する可能性があるため、まずは国内における生産・供給基盤を着実に強化しておくことが不可欠であり、平時から一定の余剰供給能力を確保し、有事に備えた柔軟な対応力を高めておくことの重要性が増している。

（出所）経団連「わが国の防衛装備移転のあり方に関する提言」（2025年７月15日）

◆米国等における民生品（COTS)の活用

イノベーションと費用対効果へのプラスの影響

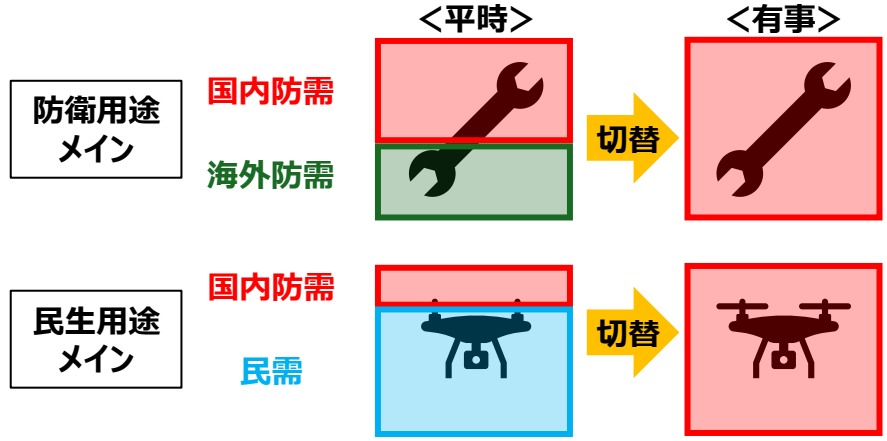
（略）**COTSの採用により、製品が既に商用利用向けに開発・テスト済みであるため、調達サイクルを短縮できます**。（略）さらに、COTSはカスタムビルドのソリューションと比較して費用対効果が高い場合が多く、**国防総省の全体的な調達コストを削減できる可能性があります**。（略）

サプライヤー基盤の拡大

COTSの使用を促進することで、民間セクターからの新規サプライヤーが防衛調達に参加することを促進できます。これにより、**様々な非伝統的な産業の専門知識と能力がもたらされ、防衛産業基盤の規模が拡大**し、競争が促進され、限られた伝統的な防衛請負業者への依存度が低下します。(略)

（注）COTSは、Commercial-off-the-Shelfの略称
（出所）US Department of Defense "National Defense Industrial Strategy" （2023年11月）

◆有事の生産体制の切替イメージ



◆民生基盤を活用したドローンの開発・生産

- **ウクライナ**では、①**民生用の機械加工・電子部品・プラスチック成形などを行っていた工場区画**を、**ドローン用の部品の生産ラインへ転換**②**研究機関における3Dプリンター、高性能工作機械といった研究設備を**、ドローン部品の**試作・小ロット生産**に活用　などにより、迅速なドローンの量産体制を構築。

- ウクライナの官民連携オープンイノベーション・プラットフォーム「BRAVE1」に登録する**ドローン企業は、７社（2022年時点）から500社以上（2025年時点）に大幅増加**。

（出所）「第1回防衛産業ワーキンググループ」（2026年2月20日）、「第2回防衛産業ワーキンググループ」（2026年4月16日）、
https://dronelife.com/2025/11/12/ukraines-drone-boom-how-wartime-innovation-is-reshaping-the-global-drone-industry/

総合的な国力：防衛調達の在り方（発注・仕様設定）

資料Ⅱ－４－８

○ **装備品の陳腐化や有事の際の枯渇リスク**に備えるとともに、**短期間で変化する戦い方に対応**する観点、さらには、企業の予見可能性や適正な取引環境を確保しながら、**民生分野との両立を図る企業の参入障壁を軽減**する観点を踏まえる必要。そのため、装備品の特性を踏まえつつ、防衛省・自衛隊の**独自仕様の徹底的な見直し**を進めることで、**装備品調達の裾野を広げ**、より**安定的・迅速かつ安価に調達できるようにすべき**。

○ スタートアップの民生技術活用が見込める装備品等に対する防衛省・自衛隊が**詳細な仕様を確定しない課題提示型の調達**や、スタートアップその他民間企業の**既存製品等を基にしたアジャイルな開発・調達**を一層積極的に活用・推進することが重要。これにより、**伝統的防衛産業以外からの参入**や、**民生と共通の生産基盤**の獲得、**短期間でのアップデートサイクル**を実現できる可能性がある。

◆仕様変更についての中小受託取引事業者からの指摘事例

※ 装備品等に係る民民間取引の発注者が「委託事業者」、その受注者が「中小受託事業者」であり、以下の内容は「中小受託事業者」から「委託事業者」に対しての指摘事例。

民生事業では活用しているデジタル技術を、防衛事業でも活用できるよう技術変更を提案しても、**委託事業者は、**部品の製造や検査の仕様を防衛省へ報告提出し、厳しい審査・認定を経て部品の製造をしているため、**仕様を変更するには、相当な労力が発生することを懸念し**、中小受託事業者に対し十分な説明をすることなく、仕様等で定めている従来の方法の継続を求めるなど、**技術的な変更提案を受け入れない**。

（出所）経産省・防衛装備庁「防衛産業における受託適正取引等の推進のためのガイドライン」（令和７年３月）

◆米国におけるCSOの取組

- 米国戦争省において民間の先端技術を防衛分野に取り入れる役割を担うDIU（Defense Innovation Unit）は、**課題起点で提案を募るCSO**(Commercial Solutions Opening)**を活用**。
- DIUは装備品の**詳細な仕様ではなく軍が抱えている課題を提示**し、企業はその解決策となる技術を競争提案。

CSOの活用例（2025年）※ホームページに事例集として公開（※）。

＜課題＞ 高リスク地域で持続的に活動する海上部隊における、**人間の監視を最小限に抑えつつ、非協力的な船舶を協調して検知、阻止、抑止できる、低コストの自律型水上プラットフォーム**の取得。

＜解決策１＞ MARTAC社は無人水上艇T24 Devil Rayを提案。モジュール式ペイロードによる柔軟な搭載機器の変更、**商業・民間分野でも活用可能**という汎用性の高さをアピール。

＜解決策２＞ SSCI社は無人水上艇VENOMを提案。AI自律運航機能、**複数艇による協調運用**（スウォーム運用）機能をアピール。

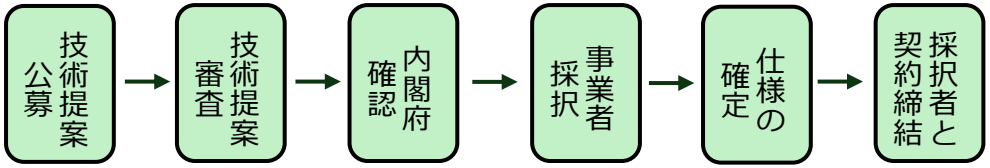
（※）DIUホームページ https://www.diu.mil/solutions/portfolio/catalog

◆防衛省における取組の例

＜スタートアップ技術提案評価方式＞

- 解決策の特定が困難な行政課題を設定の上、スタートアップ企業等から技術提案を公募。
- 企業と協議して仕様書を作成し、随意契約。

⇒防衛省「衛星周波数解析技術の概念実証」が全体第１号案件(R7.3)。（R8.10時点で4件）



＜防衛省版SBIR制度＞

- 防衛省・自衛隊が課題を研究開発課題（トピック）として設定・公募。**複数のスタートアップ企業と同時契約**し、技術の概念実証から量産化までのフェーズを**多段階選抜方式**で審査。
- 最終のフェーズ３では、自衛隊の試験運用・評価を受けつつ企業は改善を実施。
- **本年10月、初の公募が実施**。
  ＜案件の例＞ 国内製造の部品・構成品を活用した対処用小型UAVシステム

＜アジャイル型の調達＞

現状：アジャイル型の調達は**制度化されていない状況。**
今後：部隊と一体となった研究開発 を制度化し、遙かに迅速な装備化を実現。

- スタートアップの**既存の製品等**を部隊が企業と一体となってフィードバックサイクルを回し、自衛隊のニーズに適合させる。
- スタートアップは予算化された事業の中で、自社の製品・サービスを改良可能。

（出所）防衛省ホームページ

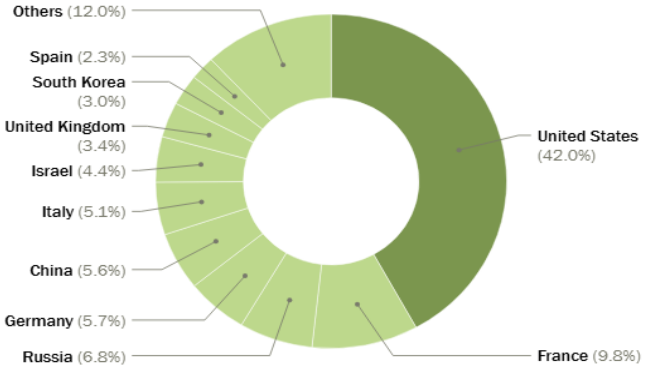
総合的な国力：防衛調達のあり方（国際市場の獲得）

○ 有事に備えた予備生産能力を確保するためには、その生産設備を活用しながら、**防衛産業が平時から「稼げる」ことが肝要**。５類型が撤廃された現在、一定のルールに則った装備品の海外移転の成功が大きな鍵となるところ、**防衛調達の在り方も、防衛産業の海外展開を一層促すような仕組みとすべき**。

○ 具体的には、防衛省・自衛隊の装備品調達において、**国際規格（例：NATO標準）への適合を原則としていく**ことや、政府による装備品移転の伴走支援や、政府が正面に立つ移転において、**成果に直結する支援**を継続的に実施し、**事業者からは対価を適正に得ていく**ことが考えられる。

◆世界の軍事輸出割合（2021～2025年）

・アメリカが40%以上。韓国は、中東への輸出拡大もあり3.0%を占め世界９位。日本は、2025年時点で韓国の約1/70にとどまり、今後の拡大余地が大きく存在しているといえる。



（出所）SIPRI “Arms Transfers Database”（2026年3月）
（注）比較指標は、SIPRI独自の指標であるTIV（Trend-Indicator Value）。

◆防衛産業基盤の目指すべき姿（うち装備移転）

【Before】「移転は例外（余力があれば移転）」
- 装備移転三原則の下、限定的に対応
- 国内所要を前提に開発後に移転検討
- 相手国からニーズが示されて初めて検討

【After】持続的な対応能力の確保に向け、**「移転が前提」**の開発・生産体制を構築し、**新たな市場を獲得**
- **「予備生産力」も活用**し、オールジャパンで移転を推進
- **国際標準の採用**など移転を前提とした開発と、**同盟国・同志国でも生産・維持整備できる体制**を志向（日本企業によるライセンス付与を含む）

（出所）「第５回総合的な国力から安全保障を考える有識者会議」（2026年10月27日）

◆国際規格の積極的活用に係るイギリスの取組例

国防産業戦略（2025年）
4.2.5.2 輸出を前提とした調達（Procure to export）
- 防衛輸出に対する新たな方針の下、国防省は**国際協力および輸出の観点を調達の初期段階から中核に位置付け**る。
- 調達初期に共同開発・協力国や将来の輸出先候補を特定し、開発コスト低減と輸出受注の見通しに関する産業面での確実性・安定性を高める。
- **装備品は輸出市場（例：NATO標準）を念頭に設計**しつつ、英国固有の能力優位（センサー等）は保護する。
- 主要プラットフォームに対する分野別の（セグメント化された）調達アプローチにより、**特注（bespoke）能力を最小化**し、輸出可能性を促進する長期的な関係構築を図る。

◆装備品移転に係る政府の伴走支援の具体的方向性

- 豪州への「もがみ」型護衛艦能力向上型の移転のように、提案段階からの官民一体の体制の構築、また、**契約から履行における伴走支援**をすることで更なる移転推進を実現。
- その実現のため、**官側による更なる移転への関与（独自収入の確保を含む）**や新たな体制の構築、専門人材の育成およびその確保に適した人事管理について検討。

準備段階	提案段階	契約段階	アフターセールス
・移転方針の検討 ・推進体制の検討	・市場動向・ニーズ調査 ・ネットワーク構築支援 展示会出展支援、OSAとの連携　等	・伴走支援 オフセット交渉を含む契約締結支援　等 ・ファイナンス組成支援 協調融資のアレンジ　等	教育訓練支援等
	オフセット対応		

（出所）日本成長戦略会議「第２回防衛産業WG」（令和８年４月16日）資料に基づき、財務省作成

総合的な国力：経済安全保障の取組

○ **経済安全保障上重要な物資の供給の確保は**、我が国経済の基盤強化のみならず、**自衛隊の活動や防衛装備品の調達に際して**、**直接的に防衛に資する**例もある。こうしたことも踏まえ、総合的に**サプライチェーン強靱化や生産基盤の強化**の取組を進めていく必要。

重要鉱物

【重要鉱物助成金交付事業（エネルギー・金属鉱物資源機構；JOGMEC）（令和4年度第2次補正予算基金事業）】

我が国の**重要鉱物の安定供給確保を図る上で効果的と認められる取組**を行うとして経済産業大臣に計画が認定された**供給確保事業者に対し**、当該取組に係る申請者**負担額の1／2の助成金を交付**する。

→ レアメタル・レアアースを含む**重要鉱物は防衛装備品に多用**される（例：レーダー等に使用される半導体の材料であるガリウム、砲弾の材料であるタングステン等）。重要鉱物に対する中国の輸出規制が強化される中、その**安定的な確保は、防衛装備品の生産にも重要。**

半導体

【経済環境変化に応じた重要物資サプライチェーン強靱化支援事業（半導体）（令和5年度補正予算基金事業）】

従来型半導体に加え、半導体の**サプライチェーンを構成する製造装置・部素材・原料の製造能力の強化**等を行う取組に対し、必要な支援を実施する。

→ **防衛装備品には大量の半導体が使用されており、**その大部分は民生品。例えば、民生品の**ロジック系半導体**や**高周波アナログ半導体**については、**国産化率が低い。**
※こうした半導体の安定的な確保は、**防衛装備品の生産にも重要。**
※「防衛科学技術委員会レポート（半導体）」（2026年4月）

抗菌薬

【抗菌薬原薬国産化事業（令和４年度第２次補正予算基金事業）】

経済安全保障上の特定重要物資である、感染症対応に必要な抗菌薬の確保のため、海外依存度の高い原薬の国内製造を行おうとする企業に対して、製造設備構築にかかる費用の一部を負担し、**対象原薬の国内製造体制の速やかな構築**を行い、**国内安定供給体制の強化**を図る。

注射用抗菌薬に多く用いられるβラクタム系抗菌薬の場合、原薬はほぼすべて中国に依存（2023年時点）

→ 自衛隊の第一線救護においては、感染症予防のために抗生剤の投与を行うこととされており※、抗菌薬の安定的な確保は、有事における**自衛隊の活動にも資するもの。**

※ 第１回防衛省・自衛隊の戦傷医療における輸血に関する有識者検討会 防衛省提出資料

◆経済安全保障推進法に基づく特定重要物資

・支援の対象となる物資は下表の合計16物資。これまでの予算の総額は２兆5,518億円（2026年２月時点）。2025年12月には、人工呼吸器、無人航空機、人工衛星、ロケットの部品が新たに追加。

抗菌性物質製剤	肥料	船舶部品	人工呼吸器
半導体	蓄電池	航空機部品	無人航空機
永久磁石	先端電子部品	工作機械・産業用ロボット	人工衛星
重要鉱物	天然ガス	クラウドプログラム	ロケット部品

総合的な国力：幅広い分野の持続的な対応能力

○ **エネルギーや食料等**の物資について、我が国の**自給率は低い水準で推移**。さらに、貿易に占める海上貨物（**海運**）**の割合は輸出入合計で99.5%**（※）とほとんどを占めている。

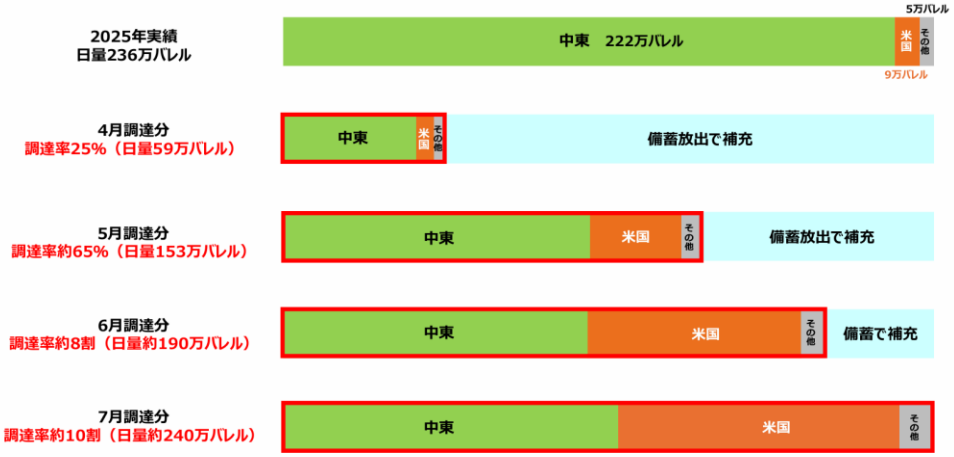
（※）「SHIPPING NOW 2025-2026」による。トン数ベース、2024年時点の値。

○ **エネルギーや食料等の幅広い分野**において、我が国の**持続的な対応能力等を確保**することは、**抑止力・対処力の強化に直結**することから、重要な物資について、日本全体の量的確保、物資流通の偏在性などの点からリスク点検や安定供給に向けて**取組を進めていく必要**。

◆地政学的リスクによる国民生活や経済社会への影響の例

本年春、中東情勢に伴い、**海上輸送に混乱**が発生。**原油の調達に重大な影響**が生じた。

原油調達の動向（「中東情勢に伴う重要物資の安定的な供給確保のためのタスクフォース」（2026年6月11日）より）



注１：４月の実績値は製油所に到達した原油量の総量であり、各種統計との誤差が生じることがある。
注２：６月８日時点。原油タンカーの配船・運航状況等により、遅れが生じれば日本着が後ろ倒しになるため、月ごとの調達量には変動が生じ得る。
注３：上記表示以外の詳細な国名やルートについては、民間企業の契約に関する事柄であることに加え、安全対策上の理由から非公表としている。

2

四方を海に囲まれた我が国は、**衣食住の原材料のほとんどを海上交通路を通じた輸入に依存**しており、シーレーンの安全は我が国の経済活動の生命線です。そして、**国家としての経済活動が継続されなければ、自衛隊が長期戦を戦い抜くことも不可能**です。

（出所：第５回「防衛力変革推進本部」小泉防衛大臣発言

国家安全保障戦略（令和４年12月16日閣議決定）（抄）

エネルギーや食料など我が国の安全保障に不可欠な資源の確保

「我が国の経済・社会活動を国内外において円滑にし、また、**有事の際の我が国の持続的な対応能力等を確保するとの観点から**、国民の生活や経済・社会活動の基盤となる**エネルギー安全保障、食料安全保障等、我が国の安全保障に不可欠な資源を確保するための政策を進める**。」

我が国の安全保障を支えるために強化すべき国内基盤

「幅広い分野において**有事の際の持続的な対応能力を確保**する。そのために、**エネルギーや食料等の確保、インフラの整備、安全保障に不可欠な部品等の安定的なサプライチェーンの構築等のための官民の連携を強化**する。」

エネルギー・食料等国民生活を支える基盤の戦略的強化に向けた関係閣僚会議 検討趣旨（令和７年12月26日）

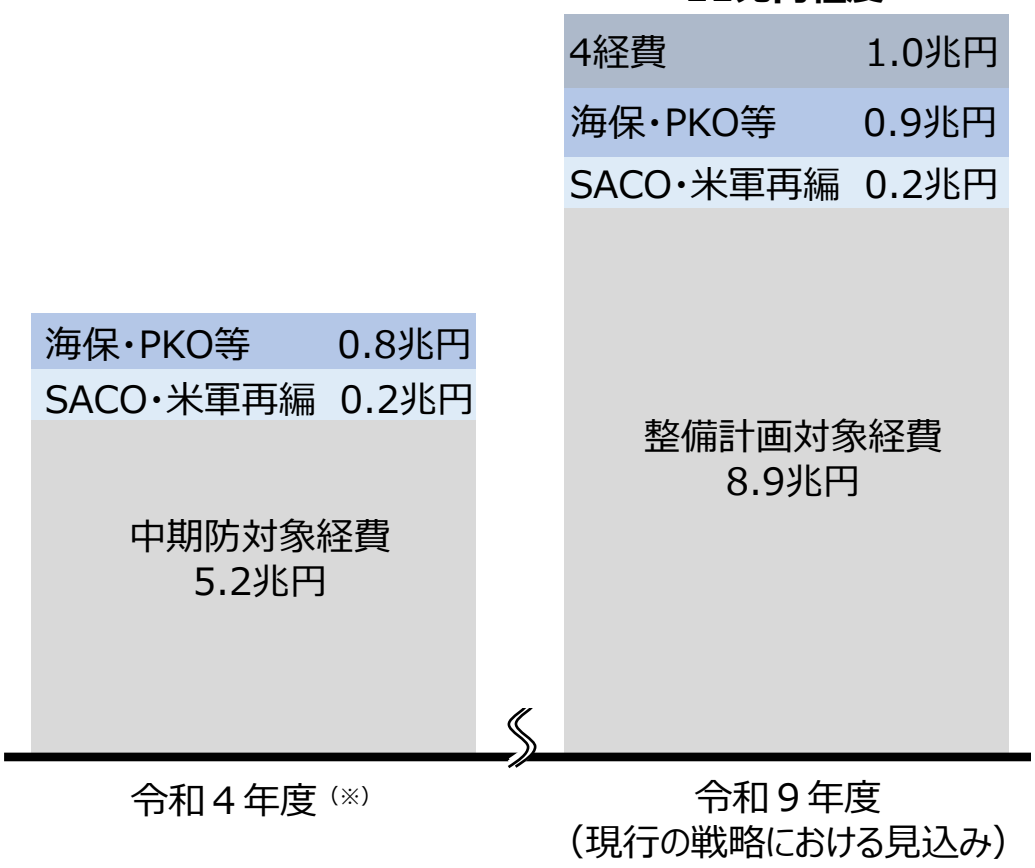
- **我が国は、四方を海に囲まれており、エネルギーや食料等、生活に不可欠な物資について、外国からの輸入に大きく依存**している。そのため、我が国の国民生活や経済社会を支える基盤として、エネルギー安全保障、食料安全保障等の確保が決定的に重要となる。
- その上で、**世界のいずれかで地政学的リスクが顕在化し、海上輸送等に混乱が生じた場合、国民生活や経済社会に重大な影響が生じるおそれ**がある。仮に地政学的リスクが拡大し、**我が国に直接脅威が及ぶ場合には、その影響が更に重大になる可能性**は否定できない。
- そのような状況が生じないことが望ましいことは言うまでもないが、国家としてそのような状況も想定し、**エネルギーや食料等の幅広い分野において、我が国の持続的な対応能力等を確保することが不可欠**。こうした取組には、リスクに対する戦略的な投資ひいては更なる日本の成長ものもある。また、特定国への過度の依存のないにつながる、為替変動にも強い、強靭な経済構造の構築につながるものもある。さらには、自衛隊の円滑な活動の確保ひいては我が国の抑止力を高めことにも資する。
- そのために必要な対応を関係閣僚間で検討し、政府として着実に実施していくことにより、国民生活を支える基盤を戦略的に強化していくこととする

総合的な国力：防衛力の抜本的強化とそれを補完するこれまでの取組

○　現行の国家安全保障戦略では、「2027年度において、**防衛力の抜本的強化とそれを補完する取組をあわせ**、そのための予算水準が現在の**国内総生産（GDP）の２%に達するよう、所要の措置を講ずる**」とされている。
※　2025（令和７）年度において、当初予算と補正予算を合わせ、前倒しで達成。

○　具体的には、いわゆる**補完４経費**（研究開発、公共インフラ整備、サイバー安全保障、抑止力向上等のための国際協力）**をあわせて**、**安全保障に関連する経費を増額**することとしている。

◆全体像



◆４経費

研究開発	・防衛省の**研究開発ニーズ**と関係省庁が有する**技術シーズマッチングを実施**（R8予算：事業数281件、5,144億円） ・**活用事例**あり（例：誘導弾搭載用のICチップの高度化）
公共インフラ	・**「特定利用空港・港湾」の指定**（24空港・33港湾）、**アクセス向上に向けた道路ネットワークの整備**を実施 （R8予算:空港532億円、港湾534億円、道路1,184億円）
サイバー	・現行の戦略で明記された**能動的サイバー防御**に関連して、**サイバー対処能力強化法及び同整備法が成立**（一部は**26年10月に施行**）
国際協力	・**同志国の安全保障上**のニーズに応え、**資機材の供与**や**インフラの整備**等を行う、**軍等が裨益者**となる新たな協力の枠組みである**政府安全保障能力強化支援（OSA）を導入**

（※）　現行計画における整理に基づき、一部機械的に算出

財源確保：有識者会議報告書

「国力としての防衛力を総合的に考える有識者会議」報告書（抄）（令和４年11月22日）

３．経済財政の在り方について

（１）防衛力強化と経済財政

国力としての防衛力を強化するためにも、経済力を強化する必要がある。防衛力強化には、先端技術の開発や防衛産業の振興など、我が国の経済力強化につなげられそうな糸口が複数ある。

さらに、**我が国の財政基盤の強化も欠かせない**。我が国が抱える脆弱性として、中長期的に国力低下の要因となり得る少子化・人口減少に加え、有事における金融・財政の持続可能性が挙げられる。**有事を想定した総合的な防衛体制の強化には、持続性のある経済力・財政基盤の強化と、それに対する国民の理解が必要**である。有事の際に、我が国経済・金融システムにどのようなリスクが発生するのか、それらのリスクをいかに最小化して、我が国経済・金融システムを守るのかをあらかじめ検討しておくことが重要になる。

海外依存度が高い我が国経済にとっては、エネルギー等の資源確保とともに、国際的な金融市場の信認を確保することが死活的に重要である。足元では貿易赤字が続くとともに、長期的には成熟した債権国としての地位も盤石である保証はない。資金調達を海外投資家に依存せざるを得ない事態に備えることも念頭におく必要がある。

英国政府の大型減税策が大幅なポンド安を招いたことは、国際的なマーケットからの信認を維持することの重要性を示唆しており、既に公的債務残高の対ＧＤＰ比が高い我が国は、なおさらそのことを特に認識しなければならない。加えて、**安全保障上のツールとして金融制裁を活用するケースが増えてきており、金融市場に強いストレスがかかった際、有事における我が国経済の安定を維持できる経済力と財政余力がなければ、国力としての防衛力がそがれかねない**点にも留意が必要である。その意味で、**防衛力の抜本的強化を図るには、経済情勢や国民生活の実態に配慮しつつ、財政基盤を強化することが重要である**。

（２）財源の確保

防衛力の財源についてはその規模と内容にふさわしいものとする必要がある。**防衛力の抜本的強化に当たっては、自らの国は自ら守るとの国民全体の当事者意識を多くの国民に共有して頂くことが大切**である。その上で、**将来にわたって継続して安定して取り組む必要がある以上、安定した財源の確保が基本**である。これらの観点からは、**防衛力の抜本的強化のための財源は、今を生きる世代全体で分かち合っていくべき**である。

財源確保の検討に際しては、まずは歳出改革により財源を捻出していくことを優先的に検討すべきである。透明性の高い議論と目に見える歳出の効率化を行うことにより、はじめて追加的な財源確保についての国民の理解が得られるものであることを忘れてはならない。防衛関係予算は非社会保障関係費に属することから、政府の継続的な歳出改革の取組としては非社会保障関係費が対象となる。また、過去のコロナ対策で国民の手許に届くことなく独立行政法人に積み上がった積立金の早期返納などを財源確保につなげる工夫も必要である。

歳出改革の取組を継続的に行うことを前提として、なお足らざる部分については、国民全体で負担することを視野に入れなければならない。歳出のタイミングと歳入のタイミングがずれることに伴う期間調整の仕組みや、防衛力の抜本的な強化の内容と他経費とのバランスを踏まえた検討は必要であるとしても、**国債発行が前提となることがあってはならない**。

歴史を振り返れば、戦前、多額の国債が発行され、終戦直後にインフレが生じ、その過程で、国債を保有していた国民の資産が犠牲になったという重い事実があった。第二次大戦後に、安定的な税制の確立を目指し税制改正がなされるなど、国民の理解を得て歳入増の努力が重ねられてきたのは、こうした歴史の教訓があったからだ。

そうした先人の努力の土台の上に立って、国を守る防衛力強化が急務となっているなか、国を守るのは国民全体の課題であり、国民全体の協力が不可欠であることを政治が真正面から説き、負担が偏りすぎないよう幅広い税目による負担が必要なことを明確にして、理解を得る努力を行うべきである。**持続的な経済成長実現と財政基盤確保とを同時に達成するという視点に立ち、国民各層の負担能力や現下の経済情勢へ配慮しつつ、財源確保の具体的な道筋をつける必要**がある。その際、高齢化が進むなかで今後も社会保険料等の負担が増すことを踏まえるとともに、成長と分配の好循環の実現に向け、多くの企業が国内投資や賃上げに取り組んでいるなか、こうした企業の努力に水を差すことのないよう、議論を深めていくべきである。

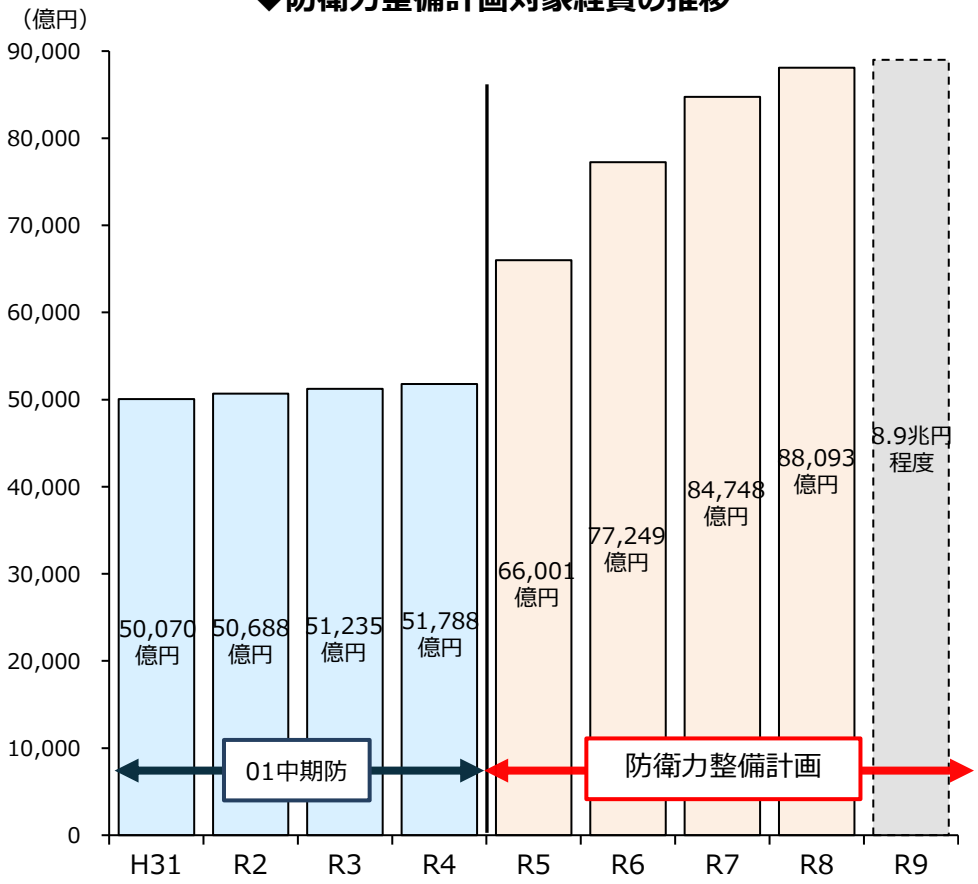
政府は、多角的な検討を速やかに行い、本年末に方針が決定される令和５年度予算編成・税制改正において成案を得て、具体的な措置を速やかに実行に移すべきである。

財源確保：現行整備計画に基づく予算額と財源のあり方

○ 現行整備計画下では、整備計画対象経費は**約3.7兆円の増加**（R４：5.2兆円 → R９：8.9兆円程度）。

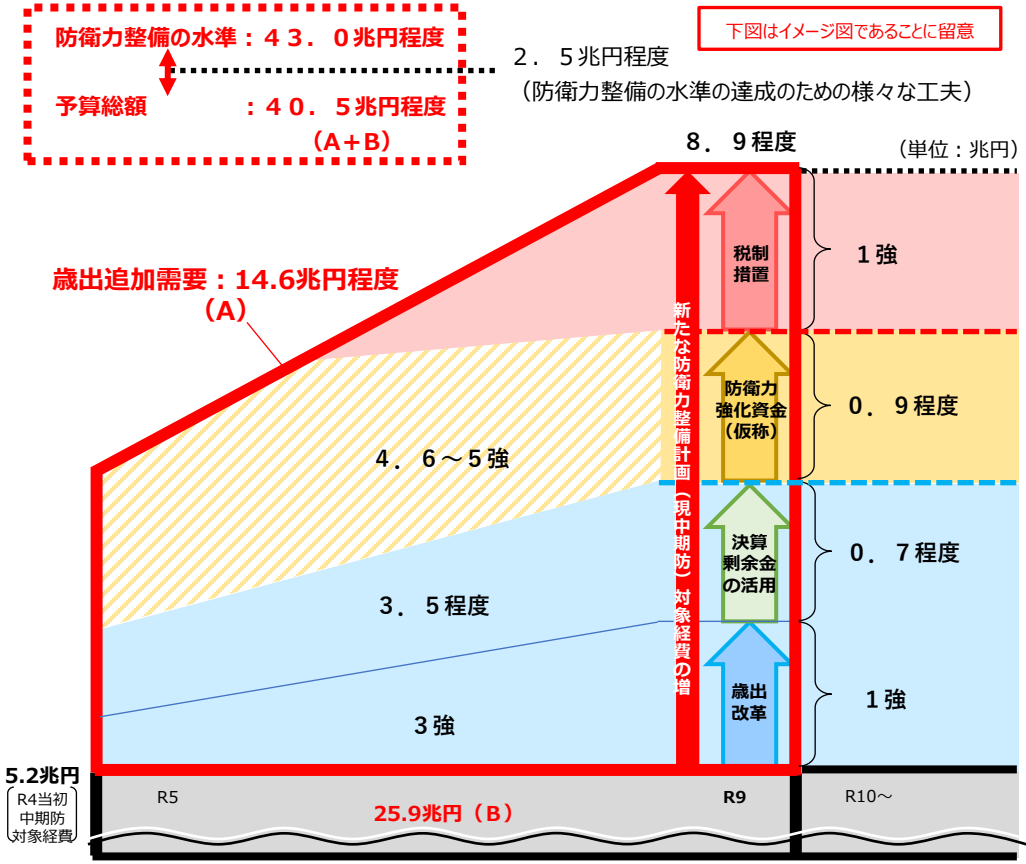
○ **増額分の財源は**、歳出改革、決算剰余金の活用、税外収入、税制措置により**国債に頼ることなく賄っている**。

◆防衛力整備計画対象経費の推移



（注）当初予算ベース。R4年度以前は、中期防衛力整備計画対象経費。

◆防衛力整備計画に関する財源確保について



（出所）政府与党政策懇談会（令和４年12月16日）資料を一部加工。

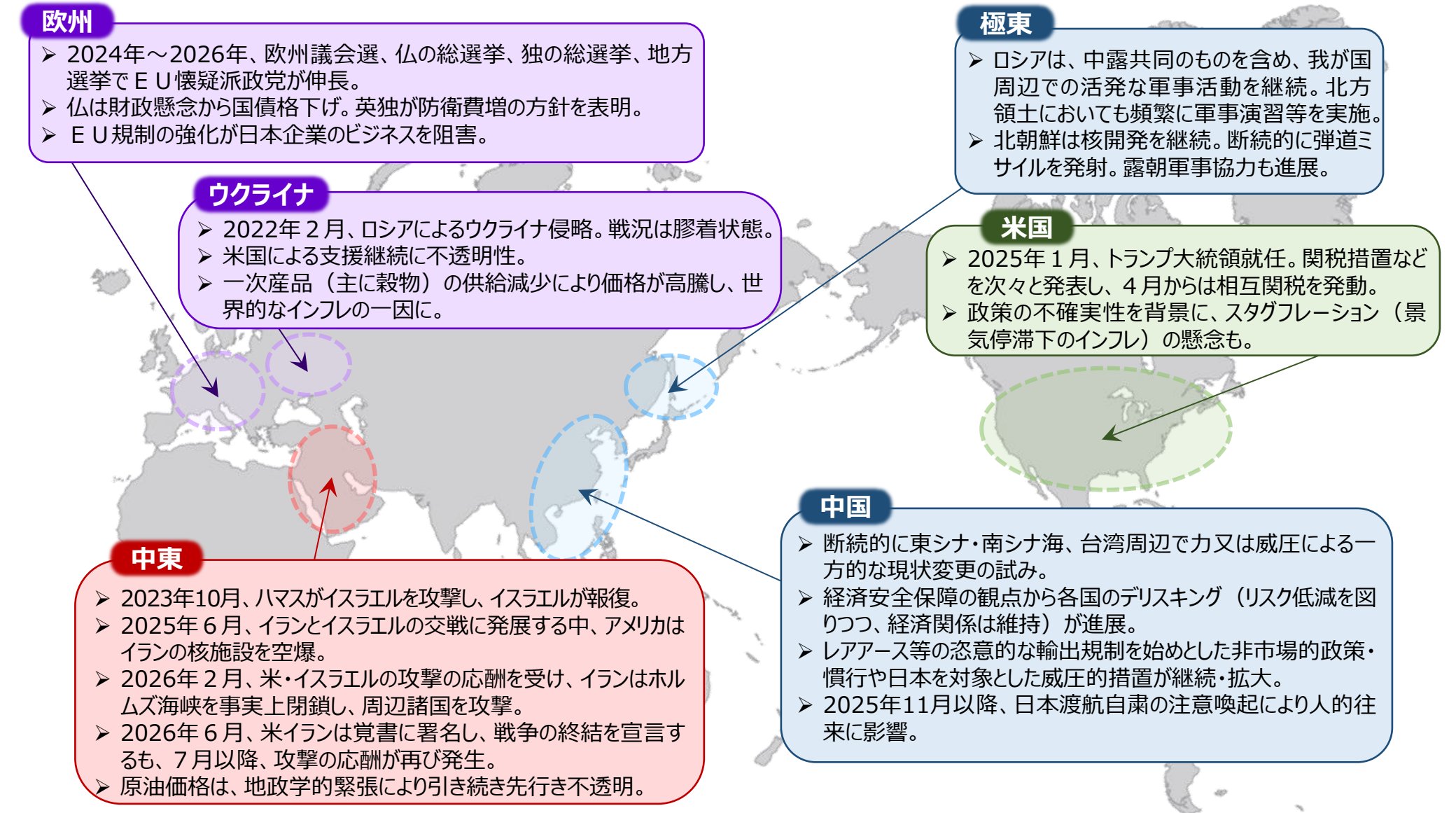
経済財政運営と改革の基本方針2026（抜粋）

第２章 日本の成長力強化と安全・安心の確保 ２．強い外交・安全保障の確立 （１）外交力・安全保障・情報力の強化

前述の認識の下、**新たな「国家安全保障戦略」、「国家防衛戦略」及び「防衛力整備計画」（以下「三文書」という。）の検討を加速し、５年以内に防衛力の変革を実現する**。その際、**我が国の独立と平和を守り抜く上で必要不可欠な経費を積み上げて「防衛力整備計画」を作成し、その実現に向けた財源の確保と併せて、国民に対して丁寧に説明する**。

厳しさと複雑さを増す国際情勢

○ 我が国を取り巻く安全保障環境は厳しさと複雑さを増しており、保護主義の台頭等も見られる中、国際秩序の変化や供給網の大幅な再編など、**国際情勢が経済・物価等に影響を与えるリスクは高まっている。**



欧州

- 2024年～2026年、欧州議会選、仏の総選挙、独の総選挙、地方選挙でＥＵ懐疑派政党が伸長。
- 仏は財政懸念から国債格下げ。英独が防衛費増の方針を表明。
- ＥＵ規制の強化が日本企業のビジネスを阻害。

ウクライナ

- 2022年２月、ロシアによるウクライナ侵略。戦況は膠着状態。
- 米国による支援継続に不透明性。
- 一次産品（主に穀物）の供給減少により価格が高騰し、世界的なインフレの一因に。

極東

- ロシアは、中露共同のものを含め、我が国周辺での活発な軍事活動を継続。北方領土においても頻繁に軍事演習等を実施。
- 北朝鮮は核開発を継続。断続的に弾道ミサイルを発射。露朝軍事協力も進展。

米国

- 2025年１月、トランプ大統領就任。関税措置などを次々と発表し、４月からは相互関税を発動。
- 政策の不確実性を背景に、スタグフレーション（景気停滞下のインフレ）の懸念も。

中国

- 断続的に東シナ・南シナ海、台湾周辺で力又は威圧による一方的な現状変更の試み。
- 経済安全保障の観点から各国のデリスキング（リスク低減を図りつつ、経済関係は維持）が進展。
- レアアース等の恣意的な輸出規制を始めとした非市場的政策・慣行や日本を対象とした威圧的措置が継続・拡大。
- 2025年11月以降、日本渡航自粛の注意喚起により人的往来に影響。

中東

- 2023年10月、ハマスがイスラエルを攻撃し、イスラエルが報復。
- 2025年６月、イランとイスラエルの交戦に発展する中、アメリカはイランの核施設を空爆。
- 2026年２月、米・イスラエルの攻撃の応酬を受け、イランはホルムズ海峡を事実上閉鎖し、周辺諸国を攻撃。
- 2026年６月、米イランは覚書に署名し、戦争の終結を宣言するも、７月以降、攻撃の応酬が再び発生。
- 原油価格は、地政学的緊張により引き続き先行き不透明。

ODAを巡る情勢と資源配分の在り方

資料Ⅱ－５－２

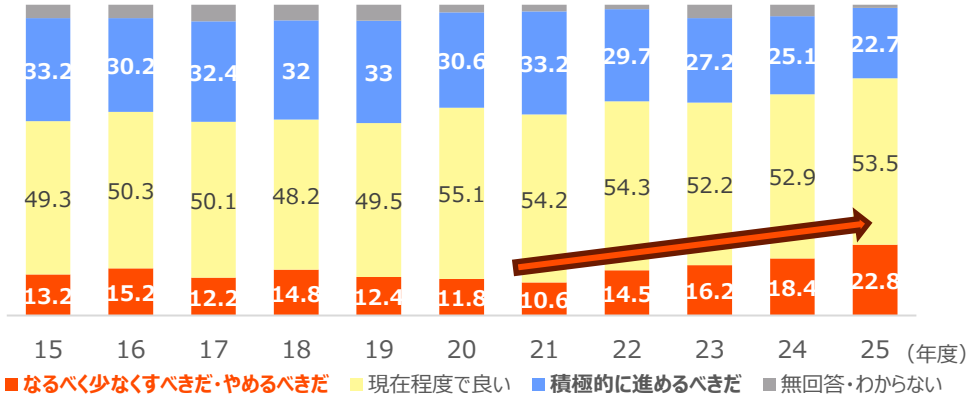
○ ODAについては、厳しい財政状況も踏まえ、**世論調査等において厳しい意見が増加傾向**にある。「補助金・基金の見直し」においても、**効果検証の強化及び成果の見える化、国益につながる分野への重点化、事業の重複排除等の必要性**が指摘されている。

○ ODAが日本の国益に資するという意見は底堅い一方、**ODAの意義**として、「災害・感染症等地球規模課題への対応」、「世界の平和と安定」、「エネルギー資源等の安定供給」等を通じた**我が国の安全保障・経済成長への貢献を期待する声が高まっている。**

○ 「開発協力大綱」において、**ODAについて、戦略性を強化するため、限られた資源を活用しつつ、重点政策に照らした政策立案の重点化を図る**旨明記。他方、直近の有識者会議では、**ODA予算の戦略的・機動的な配分機能に強化の余地**がある旨指摘。

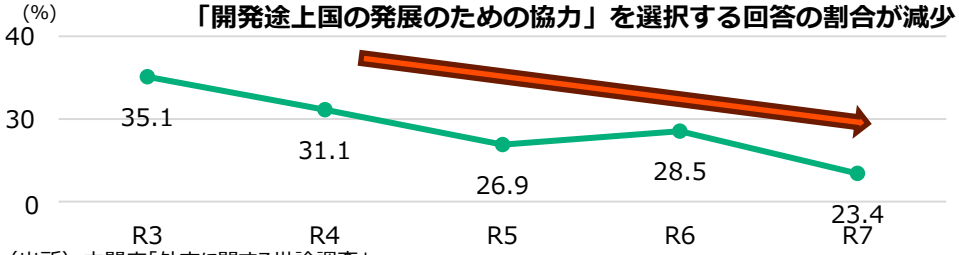
○ 今後のODAについて、従来以上に**費用対効果・成果の見える化**を徹底するとともに、**戦略的投資の観点**から、**国益への還元を意識**した**優先順位付け**を行い、**オファー型協力も活用**しつつ、**限られた資源の最適配分を追求**するべき。

◆今後の開発協力の在り方に対する世論調査



（出所）内閣府「外交に関する世論調査」
（注）質問文は「先進国は開発途上国に対して資金協力や技術協力などの開発協力を行っています。あなたは、日本のこれからの開発協力についてどのように考えますか。」（複数選択不可）。

過去５年間で、日本が国際社会で果たすべき役割として、「開発途上国の発展のための協力」を選択する回答の割合が減少



（出所）内閣府「外交に関する世論調査」
（注）質問文は「あなたは、日本は国際社会で、主としてどのような役割を果たすべきだと考えますか。」（複数選択可）

◆開発協力の必要性に関する世論調査（抜粋）

	災害や感染症など世界的な課題に対して、各国が協力して助け合う必要があるから	開発協力は世界の平和と安定を支える手段だから	エネルギー資源などの安定供給の確保に資するから	国際社会での日本への信頼を高める必要があるから	先進国として開発途上国を助けるのは人道上の義務又は国際的責任だから	開発協力は日本の戦略的な外交政策を進める上での重要な手段だから
R7年	64.5%	46.8%	44.6%	38.9%	32.3%	29.3%
R2年	58.9%	40.6%	42.8%	42.8%	38.1%	40.2%

（出所）内閣府「外交に関する世論調査」
（注）質問文は「資金協力や技術協力などの開発協力による開発途上国への支援について、必要だと思う理由は何ですか。」（複数選択可）

◆戦略的な開発協力の実施体制に関する有識者会議提言（令和8年9月、抜粋）

案件ごとの積み上げは、個々の事業実施の上では合理的であるが、**どのような成果を実現するかという観点から、複数の案件や協力手法を戦略的なまとまりとして構成し、事業形成や資源配分を行う機能については、なお強化の余地がある。**

分野別については、特に予算配分の仕組みは存在せず、相手国ニーズを踏まえた要請及び我が国の開発協力方針に則して案件が採択・実施される。特に**技術協力については、**前述のとおり、途上国の要請に基づき採択された案件が年度予算の相当程度を占めることや、実施に相手国との中長期にわたる信頼関係構築が重要であること等から、結果として**長期にわたって分野別の予算の大きな変動はほとんど生じない。**このような状況においても、JICAは機動的に対応できる予算を活用して、政策ニーズに応えられるよう努力しているところである。

（略）

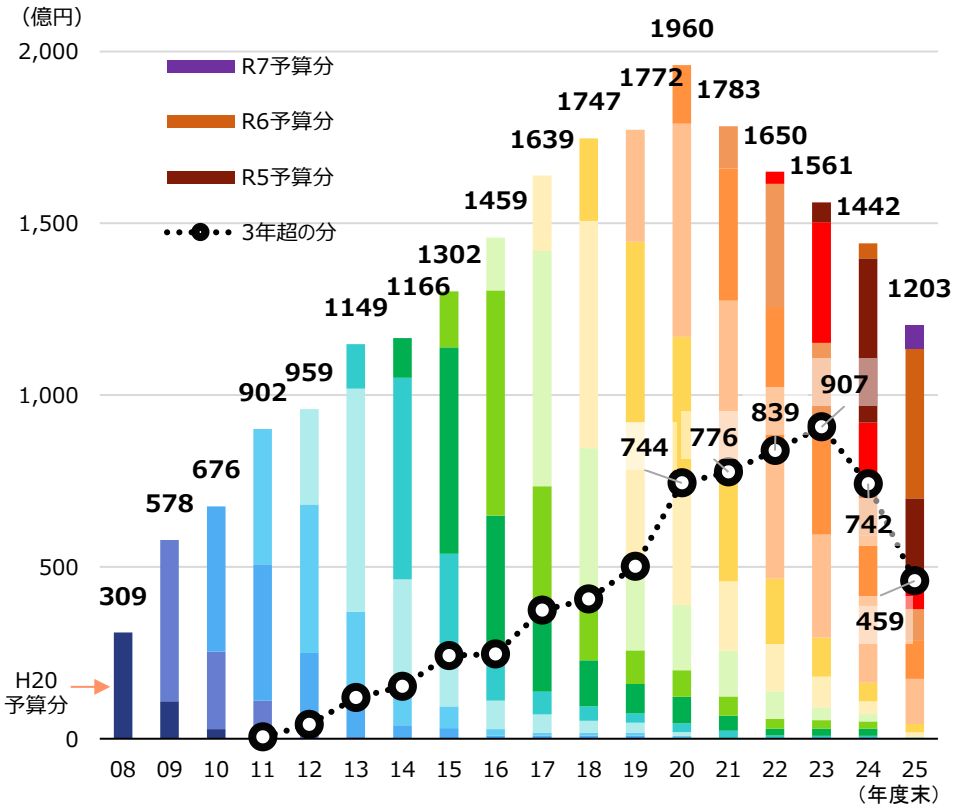
他方、**予算面では、要請を踏まえた案件形成や複数年にわたる案件実施、既存案件への継続的な資源投入等により、年度当初から一定の資源が事実上固定化される面がある。変化する政策需要を機動的に事業に反映するためには、**中長期的な安定性を維持しつつも、**必要な資源を柔軟に配分できる仕組みを設ける必要がある。**

ODAの見直し（事業マネジメントの向上）

○ ODAは、事業に係る人材・物資・資金など資源を効率的にマネジメントすることで、最適な成果を達成する必要。**事業の進捗状況を正確に把握**することにより、ODAの一層の効率化を実現し、**事業量の維持と両立する形で、資金活用の効率化を図るべき。**

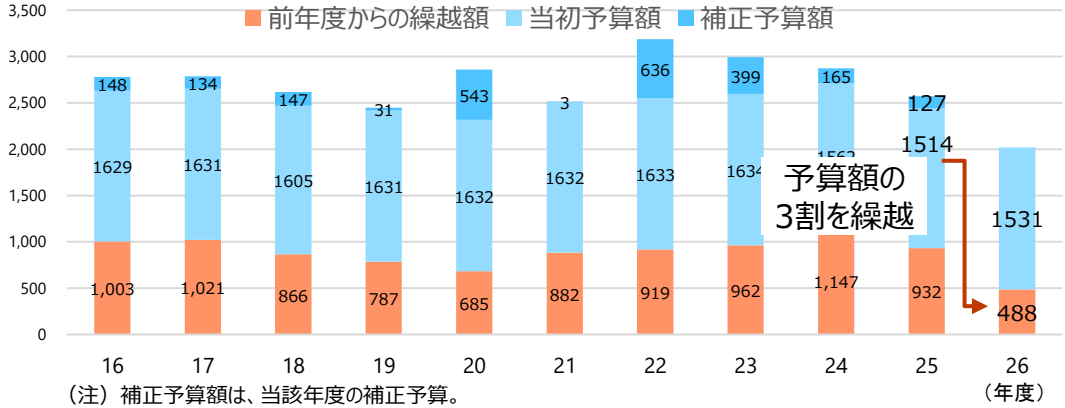
○ 例えば、**無償資金協力の①JICA支払前資金**及び**②外務省繰越予算**、並びに③無償資金協力以外（**JICA技術協力等**）の**JICAにおける滞留資金**については、削減が進んでいるが、引き続き、**当該年度の歳出規模の適正化を含め、効率的な活用に取り組む**べき。

◆無償資金協力のJICA支払前資金の推移



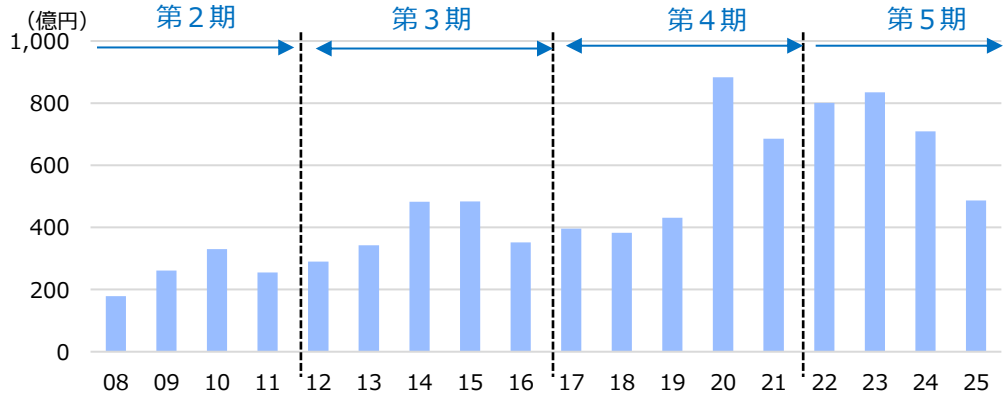
令和８年度予算編成では、「３年超」の支払前資金のうち、約50億円分を他案件に活用可能であると確認。25年度末時点の支払前資金の一部を令和８年度の無償資金協力事業に充てることとした。

◆無償資金協力の外務省繰越額の推移



（注）補正予算額は、当該年度の補正予算。

◆JICA技術協力等（運営費交付金）の未完了分の推移



（注１）貸借対照表（一般勘定）の運営費交付金債務と前中期目標期間繰越積立金の合計額。運営費交付金債務は、中期計画期間の最終年度末に全額収益化する（当期未処分利益に振り替わる）ため、当該年度には当期未処分利益の内数（運営費交付金債務相当額）を含めている。

（注２）運営費交付金債務の見合い資産には、現金及び預金のほか前渡金等が含まれている。

国際機関の分担金・義務的拠出金の在り方

○ **国際機関の分担金・義務的拠出金は、**加盟機関数の増加、為替・物価の影響等で**増加傾向**にあり、**他の外交経費を圧迫**している可能性。「補助金・基金の見直し」では、その**意義・成果への納得感や使途の透明性**について、**国民より厳しい声**。

○ **分担金・義務的拠出金**は、**①機関予算、②分担率、③為替レート、④加盟機関数で決定**。外生的要因に左右される面は否めないが、それでも、**一部国際機関では、マネジメント主導で組織・人員改革を推進**し、**分担金圧縮につながった**好事例あり。

○ 日本政府は、理事会・予算委員会等の場を通じ、**機関予算が真に必要十分な規模となるよう不断の組織改革・業務改革・人員適正化を働きかける**とともに、**分担率が経済実態を反映したものとなるよう必要な見直し**に取り組むべき。また、**加盟機関の成果・継続的な拠出の意義**について**定期的に見直す仕組みを検討**するべき。

◆UN80の取組内容（国連改革のための「UN80イニシアティブ」）

国連を取り巻く現状を踏まえ国連創設80周年を迎えた2025年3月11日、より強力で効果的な、21世紀にふさわしい国連にすべく、グテーレス事務総長が提唱。

3つの柱で議論。

①効率化：2026年通常予算・PKO予算で前年比約10%削減。2,600ポスト削減。バックオフィス業務（給与支払いや調達）の統合及びそれに伴う職員の安価な勤務地への移転等。

②マンデート実施見直し：AIも活用し、3,600を超える国連事務局のマンデートの重複等を特定し整理。

③組織再編：第一弾としてUNITARとUNSSCの統合を決定。

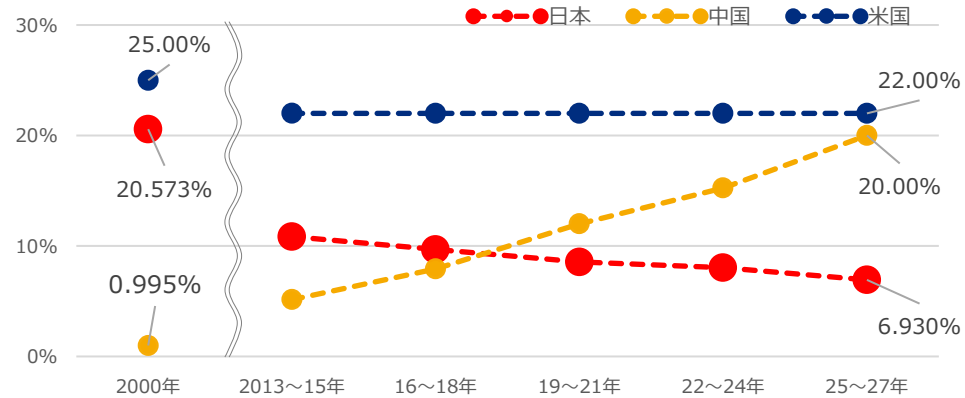
◆令和8年度予算執行調査の指摘事項（抜粋）

○現段階では特段の措置をとっていない国際機関等について、現在、支払遅延が発生している国が拠出額第１位の加盟国であることも踏まえれば、外務省は早急に経費削減などの取組を促すべきである。

○支払遅延が発生している状況に対して何らかの対応を行っている国際機関等のうち、現状、資金繰りに影響は生じていない国際機関について、拠出額上位国の分担金・拠出金がなくとも機関を運営できるならば、現状の全体予算額の設定が過剰となっているおそれがある。

まずは、これら機関の全体予算額を減額する等、改めて加盟国の負担額を公平に取扱うことにつながるため、外務省は早急に全体予算額の見直し等を促すべきである。(略)

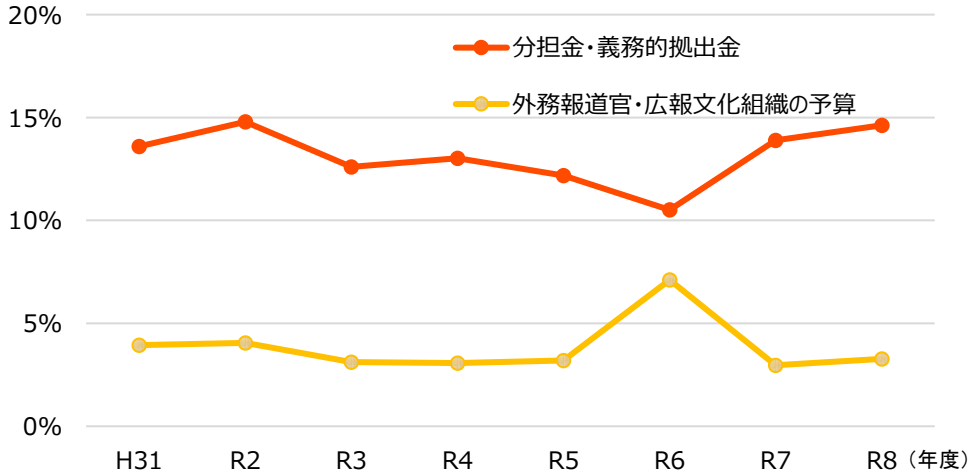
◆国連分担率の推移と分担率が見直されていない事例



➢ 例えばAPEC（アジア太平洋経済協力）拠出金は、**1998年**に合意（**94～96年のGNP比で算出**※）して**以降、分担率が見直されていない**状況。

※米国（18%）、日本（18%）、カナダ（9.07%）、中国（7.74%）

◆分担金・義務的拠出金と他の外交経費の外務省予算に占める割合の推移（例: 広報文化予算）



外国人留学生（行政官等）受入事業の在り方の見直し①

○ 外国人留学生の受入事業については、親日人材の育成や人的資産の形成に資する重要な施策である。一方、**現在の取組がこうした親日人材の育成につながっているかは必ずしも明確ではなく、国による補助の在り方や事業重複の点検等の必要性についても議論がある**ところである。

○ 特に、途上国政府からの**行政官等の受入れ**については、**JICA運営費交付金事業として「JICA開発大学院連携」**が、**無償資金協力事業として「人材育成奨学計画」（JDS）が存在**する。**受入事業全体として費用対効果を向上させる観点から、両事業の統合の可能性を含めて整理する**とともに、**事業内容・規模についても必要な見直しを図るべき**ではないか。

◆JICA開発大学院連携とJDSの比較（主な差異は下線部）

	JICA開発大学院連携 （令和７年度実績：56億円）	JDS （令和７年度実績：90億円）
事業主体	JICAが直接実施	JICAが、被援助国が選定した実施代理機関（民間企業等）に委託して実施 （R7年度委託経費：40億円）
目的	途上国の開発課題（教育、保健、農業、科学技術分野等）において、開発協力推進に資する高度人材の育成	二国間関係強化の観点から、外交戦略的に重要性の高い親日派・知日派幹部人材の育成
受入人材	ODA事業と連動する分野において将来の協力推進や事業成果の持続性確保への貢献が期待される若手行政官・専門人材	将来の指導者層となることが見込まれる中央省庁等の若手行政官等
対象国	ODA対象国126か国	外交戦略上親日派・知日派の幹部人材の育成が重要と判断される25か国
取得学位	修士・博士（2～3年）	修士・博士（2～3年）
支援内容・金額	奨学金（月14.4万円又は14.5万円）、入学金、授業料、渡航費等。 選考・来日後フォローはJICA職員にて対応。	奨学金（月14.4万円又は14.5万円）、入学金、授業料、渡航費等。 選考・来日後フォローは実施代理機関への委託により対応。
学部・コース	公共政策、行政、法律、国際政治、経済、産業開発、社会開発、保健、国土開発、経営、金融、環境、教育、防災、農学、IT等	社会科学系を中心に、行政、公共政策、法律、経済、保健、産業政策、地域開発など、各国の重点分野及び開発課題と関連のある分野

◆JDSによる留学生のサポート例（令和７年度実績）

- 募集選考（交通費等を補助）
- 健康診断（健康診断費、交通費等を補助）
- 壮行会の開催（途上国政府、日本大使館等関係者による渡日前壮行会開催のための費用や交通費等を補助）
- 来日後の各種手続き支援（最大10日間、代理機関によるアパート探しや諸手続き等を補助）
- 来日レセプションの開催（レセプション会議費、会場費、大学・大使館関係者等参加費等を補助（留学生１名当たり15,000円上限））
- 就学後のモニタリング（四半期に1回、代理機関による学業の進捗確認、生活相談等を実施）
- 突発事象への対応（留学生の突発事象（病気、事故、学業不振等）に対し、代理機関によるフォロー）
- 途上国政府等による訪日モニタリングの実施（途上国政府、大使館、JICA関係者等が受入大学等を訪問し、大学の特徴、留学環境、留学生の状況を視察）
- 帰国時の各種手続き支援（最大８日間、実施代理機関によるアパート退去、銀行口座解約、住民票関連の諸手続きや大使館表敬等を補助）

（出所）無償資金協力人材育成奨学計画（JDS）積算マニュアル、JICAウェブサイトより財務省にて抜粋の上、作成。

外国人留学生（行政官等）受入事業の在り方の見直し②

○ **JICA開発大学院連携及び人材育成奨学計画（JDS）**については、**留学後の行政官等が、我が国の国益につながる活動に継続的に関与することが重要**である。そのため、まず、**留学終了者の活動を継続的にフォローアップし、国民向けに公表する仕組み**を設けるべきである。

○ さらに、求めるアウトカムを明確にした上で、それを測るための適切な**KPIの設定も必要である。JICA開発大学院連携の長期アウトカムのKPI**は、実質的には日本滞在中の留学生数となっており、アウトプット指標に過ぎず、**我が国の国益への寄与を表す指標としては十分ではない**と考える。また、**JDS**については、国別にKPIが定められているが、**KPIの達成状況が受入規模等にどのように反映されているかは必ずしも明確ではない。**

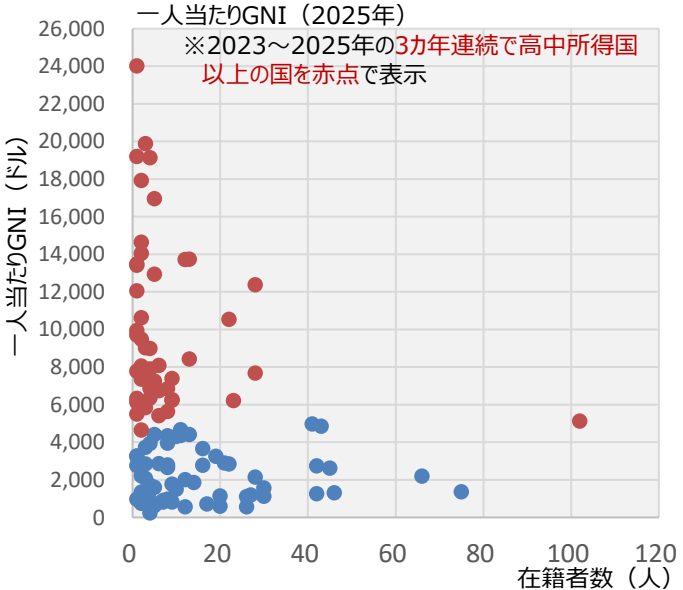
○ このため、 **JICA開発大学院連携**については、**事業による国益を改めて検討**した上で、**検討結果を踏まえたKPIを新たに設定すべき**ではないか。また、**JDS**については**KPIの達成状況の検証・反映に係る透明度を高めるべき**ではないか。

○ 現在は奨学金、授業料、渡航費等を日本政府が全額負担しているところ、各国との関係に留意しつつ、**KPIの達成状況を踏まえて、日本政府の支援すべき範囲や受入規模等を検討していくべき**ではないか。

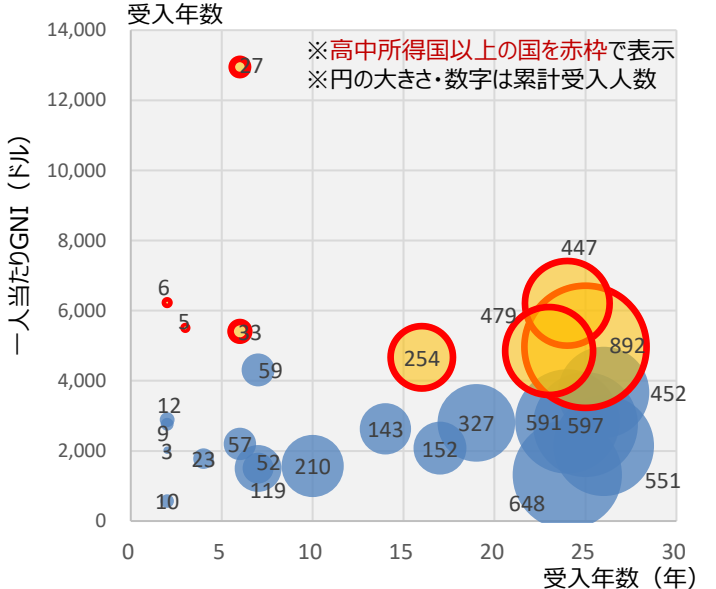
＜日本政府の支援すべき範囲・受入枠数の想定される見直しの例＞

- JICA開発大学院連携については、一定期間「高中所得国」（※）に分類されている国は、受入規模を逓減する。
  （※）世界銀行分類の利用等も考えられる。
- 人材育成奨学計画（JDS）については、KPIの達成状況が低調な国は、二国間関係も踏まえつつ、受入規模を漸減させて新規国に充当する。

JICA開発大学院連携受入国の在籍者数（2025年）、一人当たりGNI（2025年）



JDS受入国の累計受入人数、一人当たりGNI（2025年）、受入年数



＜現在のKPI＞

【JICA開発大学院連携】

- アウトプット：参加に向けて働きかけた国数
- 短期アウトカム：実施国数
- 長期アウトカム：本事業を通じた親日派・知日派リーダーの育成数（※）

（※）「親日派・知日派リーダー」の定義がなく、実質的に滞在者数になっている。

⇒ 日本の国益につながる活動に関与する人材の育成度を設けるべきではないか。
（例）帰国後に日本のODA案件に関与した人数

【JDS】

（定量的指標）

- 修士・博士課程修了率、帰国留学生の役職率（国別に設定）

（定性的指標（例））

- 母国の計画策定・政策立案に貢献し、所属組織等においてリーダーシップを発揮することで、当該組織の機能が強化される

⇒ KPIの達成状況の検証・反映に係る透明度を高めるべきではないか。

文化外交の在り方

○ **戦略的な文化外交の重要性は一層高まって**いる。文化外交を担う現地組織については、**広報文化センター**（※１）、**国際交流基金（JF）海外事務所**（※２）及び**ジャパン・ハウス**（※３）があるが、限られた人的・財政的資源の下で政策効果の最大化を図るためには、**文化外交による国益を意識したKPIを設定した上で、適切な連携・役割分担**を行うことを通して、**効率的・効果的な業務運営を行う**ことが求められる。

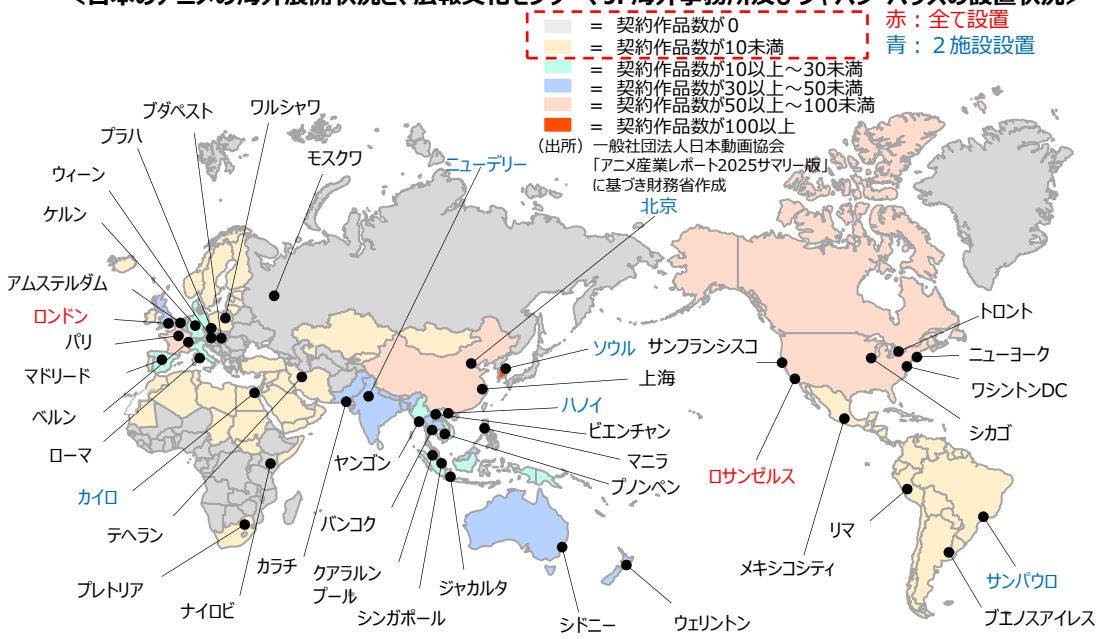
○ 例えば、近年、**特にグローバルサウス諸国に対する日本文化の紹介・発信事業**が進められているが、**事業を実施する意義の大きい地域（※）に重点化**するとともに、**新たに設定したKPIの達成度を含む中長期的なスケジュールを明確化**した上で、**事業を実施していくべき**ではないか。

（※）投資先として潜在的に高い市場価値を持つものの、現地への日本文化の浸透度合い等が低く、民間企業単独では進出が難しい地域等

○ また、**JF**については、国費への過度な依存を避けつつ**事業運営の持続性を確保**する観点から、適正な対価として、例えば、**日本文化が一定程度浸透している地域において、すでに一部海外事務所が実施している受益者負担や協賛金の活用等の取組を検証・拡大する、一部のオンライン教材等に係る利用料**を求めるなど、**自己収入の拡大に一層取り組むべき**ではないか。

※１　在外公館に置かれる、日本の外交政策や一般事情、文化に関する広報文化活動を行う機関。海外に23拠点。
※２　文化芸術、日本語教育及び日本研究・国際対話を中心とした対日理解の促進を行う外務省所管の独立行政法人。海外に26拠点。
※３　日本の多様な魅力や様々な政策・取組・立場の発信を通じた、親日派・知日派の裾野の拡大を目的とする外務省の対外発信拠点（外部委託）。海外に３拠点。

<日本のアニメの海外展開状況と、広報文化センター、JF海外事務所及びジャパン・ハウスの設置状況>



<ジャパン・ハウス　ロンドンのイベント例>

- 新規顧客開拓等のため「食品サンプル」をテーマに、日本の技術や食文化等を発信するイベントを開催（R6.10～R7.2）。
- 企画展に加え食品サンプル作りの有料ワークショップにも多くの参加が得られ、来館者数の増加に寄与。





<JFの日本語学習オンライン教材>

- ①JFにほんごeラーニングみなと、②いろどり日本語オンラインコースがあり、年間延べ受講者数は①約20万人、②約8.9万人。
- モバイル端末向けに③ひらがな/カタカナ/漢字学習アプリや④初学者向け日本語テストアプリを提供。累計総ダウンロード数は③約267万件、④約11万件。





海外投資事業に対する支援の在り方①

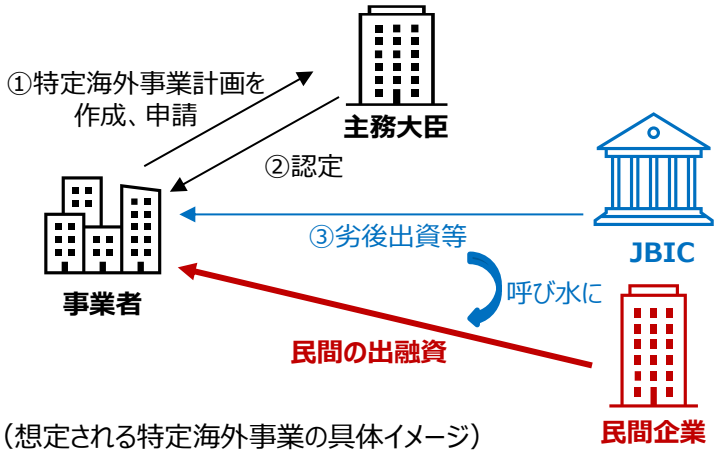
○ 海外投資案件には、我が国の経済安保上重要であるが、採算に不確実性があるため、民間企業から十分な投資が行われないケースが存在するとされる。こうした事業に対し**JBIC支援制度**を創設（本年６月法改正成立）。
※９年度概算要求（内閣府・財務省）は、事項要求（「強く豊かな日本」投資枠）

○ この点、**単に政府がリスクを丸抱えすれば、民間投資のモラルハザードを招き、個別事業が頓挫しかねない。**このため、支援の際には、**民間の経営判断を尊重しつつ**、JBICのプロジェクトファイナンスの知見も十分活用する必要。これにより、**政府は民間に取れないリスクこそ取り**、**民間資金の動員を最大限に図る仕組み**としていくことが重要。

◆経済安保法・JBIC法改正法（令和８年６月成立）の概要

・同盟国・同志国やグローバルサウス諸国等と協働し、官民一体となって経済安全保障上重要な海外事業を実施する必要。
・「我が国の経済安全保障上重要であるが、採算性に不確実性があり、既存の支援ツールだけでは、民間からの十分な投資が行われない海外事業」を支援する制度を創設。
・具体的には、民間事業者が「特定海外事業計画」を作成。主務大臣による認定を受ける。そのうえで、事業者は、JBICからの支援を受けることが可能。JBICによる支援は、認定した海外事業（認定特定海外事業）に劣後出資等を供与できるものとする。

◆想定される特定海外事業のスキーム



（想定される特定海外事業の具体イメージ）



（出所）内閣府資料に基づき財務省作成

◆「経済安全保障の更なる推進に向けた提言」（抜粋）

（2026年１月　経済安全保障法制に関する有識者会議）

Ⅴ　海外事業の展開支援
１　基本的な考え方　（２）官民の連携

経済安全保障上重要な海外事業の展開支援に当たっては、官民の適切な役割分担の下、民間事業者による創意工夫を活かした事業活動を政策によって後押しすることが必要である。その際、**海外事業は事業実施国における政策変更リスクや需要変動リスク等の事業リスクが高く**、一方で**民間事業者のみで得られる情報は限られる**ことから、国際展開における事業リスクの認識・判断等においては、官民の連携が重要である。

２　基本的な枠組み　（２）支援措置の考え方　③リスクの程度を考慮した支援

現在、海外事業への資金調達に対する支援として、主に政府関係金融機関による出融資や、実証事業を対象とした補助金等の支援が実施されている。しかし、現在の政府関係金融機関による出融資は、採算性が確実に見込まれることやリスクを踏まえた利率等の条件を課すこと等が前提となっており、**採算性に不確実性のある海外事業**は十分な支援を受けることができない状況にある。また、**現行の補助金は、商業化の前の段階を支援することを前提としている**ため、**商業化段階における事業展開にも対応・連続できるようにし**、**資金効率性を一層重視した支援制度を設計する必要**がある。

海外投資事業に対する支援の在り方②

○ 過去の政府の金融支援での失敗例も踏まえたうえで、**民の投資の最大化の観点**から、
- 支援手法は、個別事業ごとに**多様な金融ツール（出資・融資等）のなかで最適な手段を追求**する、
- 単なる**赤字補填とならない仕組み（例：出融資の量的上限、事業ステージごとの各関係者の義務、撤退条件）を事前設定**し、**支援決定後も事業進捗評価を実施**する、ことが必要ではないか。

○ また、**官の投資の戦略化の観点**からは、
- JBIC事業は、「渡し切り」の補助金と異なり利息・配当等のリターンが見込まれるため、**リターンも適切に見積もる**、
- 政府は、出資とあわせて**貸付けの活用によりレバレッジをかける**、ことも必要ではないか。

○ そのうえで、官が取るべきリスクを的確に特定し、カバーすることにより、民間投資を最大限に誘発しつつ、政府としても複数年でリターンを見込むことで、**「強く豊かな日本」投資枠の趣旨実現を徹底**することが重要ではないか。

◆金融支援と補助金の基本的な違い

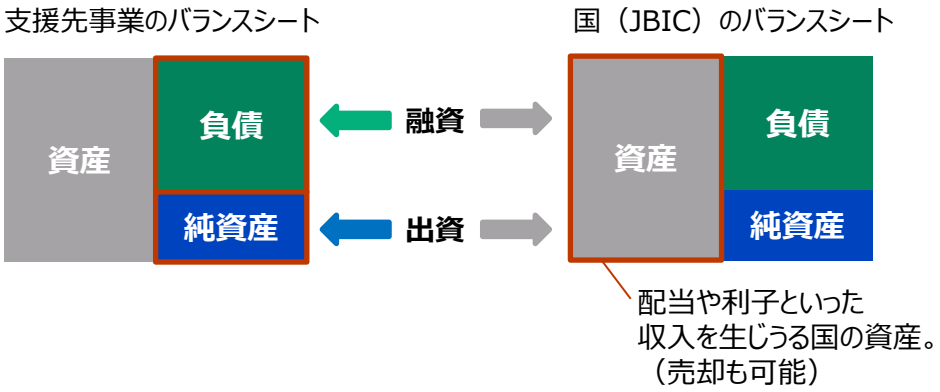
金融支援（出融資）の場合

✓ 国（JBIC）は、利払・償還や、配当・売却により、金銭的リターンを期待できる
✓ 国は、出融資後も、出資者／融資者としてのガバナンス発揮を期待できる
✓ 民間事業者によるコスト負担を前提に、効率的な事業実施が期待できる

補助金の場合

✓ 金銭的リターンよりも、「渡し切り」となりやすい
✓ 金融支援に比べ、補助金交付後のガバナンスが機能しにくい
✓ 民間事業者によるコスト負担は限定的となる可能性があり、効率的な事業実施のためのインセンティブが乏しい

◆JBICの出融資とリターンの関係



◆『「強く豊かな日本」投資枠』の予算編成についての考え方（令和９年９月財務省）（抜粋）

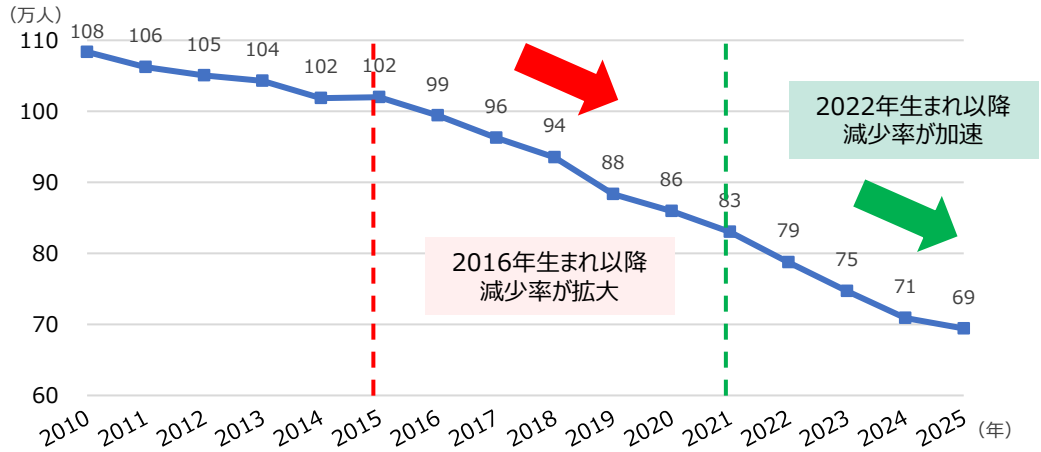
これまでにない大胆かつ柔軟な発想で、思い切った政策を打ち出していくことにより、足元の経済状況に的確に対応しつつ、**民間投資を引き出し、供給力と稼ぐ力を高め、経済成長を実現していくことを目指す**。

『「強く豊かな日本」投資枠』の各年度の予算措置については、複数年度の計画等による予見可能性の確保を前提としつつ、各年度の執行可能性を精査して効率的な資金活用とする観点や、**事業の進捗や政策効果の発現状況を確認しながら資金需要に弾力的に対応していく観点から、必要十分な規模となるようにする**。

今後の児童生徒数の見通し

○ 出生数については、**2016年以降に減少率が拡大**し、**2022年以降は更に加速**していることが見てとれる。つまり、**小学生は2022年、中学生は2028年、高校生は2031年から減少が拡大**し、**それぞれ、その６年後には減少が加速**することが確実。

◆出生数の推移

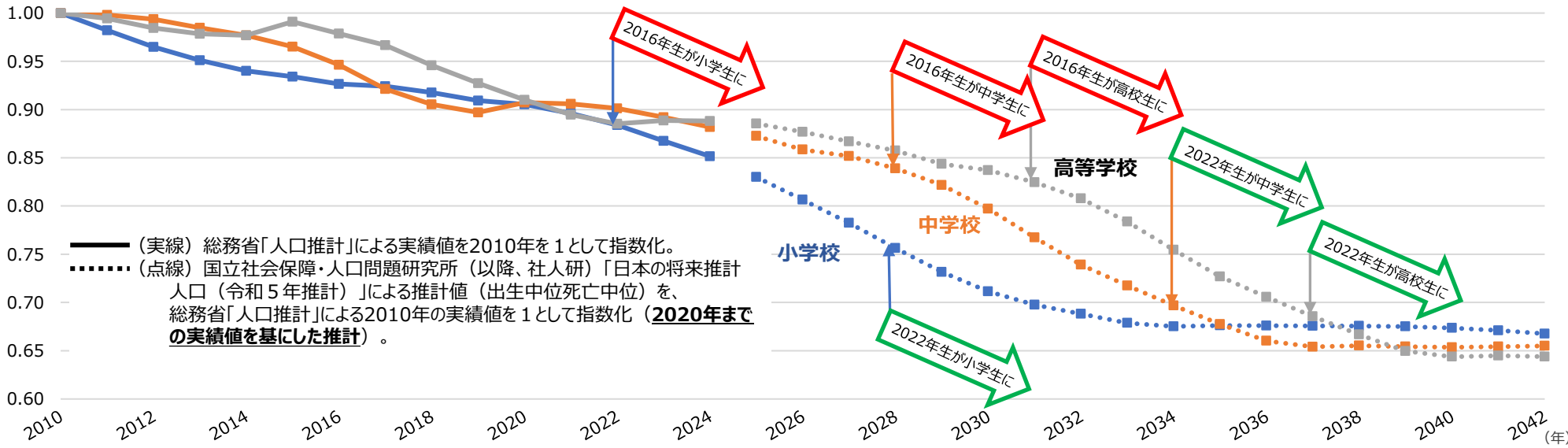


◆出生数の減少率

2010⇒2011	2011⇒2012	2012⇒2013	2013⇒2014	2014⇒2015	
▲2.0%	▲1.1%	▲0.8%	▲2.3%	0.1%	
2015⇒2016	2016⇒2017	2017⇒2018	2018⇒2019	2019⇒2020	2020⇒2021
▲2.5%	▲3.2%	▲2.9%	▲5.5%	▲2.7%	▲3.4%
2021⇒2022	2022⇒2023	2023⇒2024	2024⇒2025		
▲5.1%	▲5.2%	▲5.1%	▲2.1%		

（出所）出生数は厚生労働省「人口動態調査」
（注１）計数は「日本における日本人」および「日本における外国人」の合算。
（注２）出生数の前年比減少率は2016年以降に拡大し（2011～2015年平均▲1.2%→2016～2021年平均▲3.4%）、2022～24年は▲5%台（平均▲5.1%）で推移。直近の2025年は▲2.1%となっている。

◆6~11歳、12~14歳、15~17歳の人口（推計）の推移

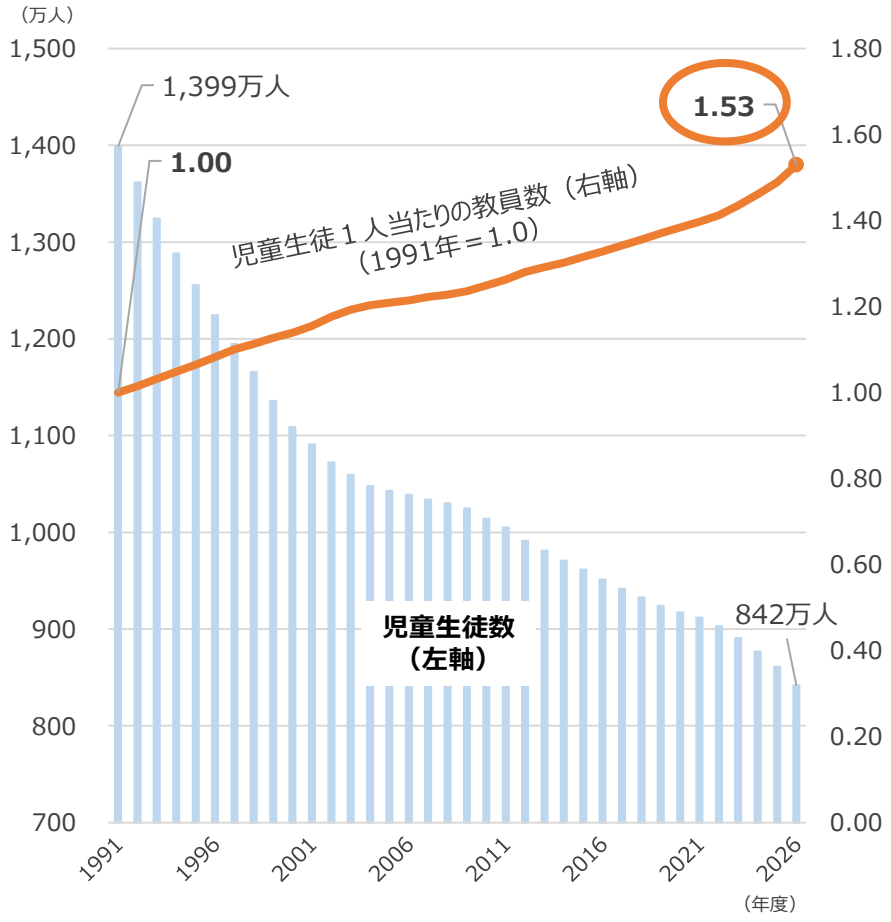


（出所）児童生徒数について、2010~2024年は総務省「人口推計」による実績値より算出、2025年~2042年は社人研「将来推計人口」による推計値（出生中位死亡中位）より算出。
（注）6~11歳、12~14歳、15~17歳の総人口（実数・万人）はそれぞれ、2010年において689、358、366、2024年において587、316、325、2042年において460、234、235である。

これまでの児童生徒数と教員数

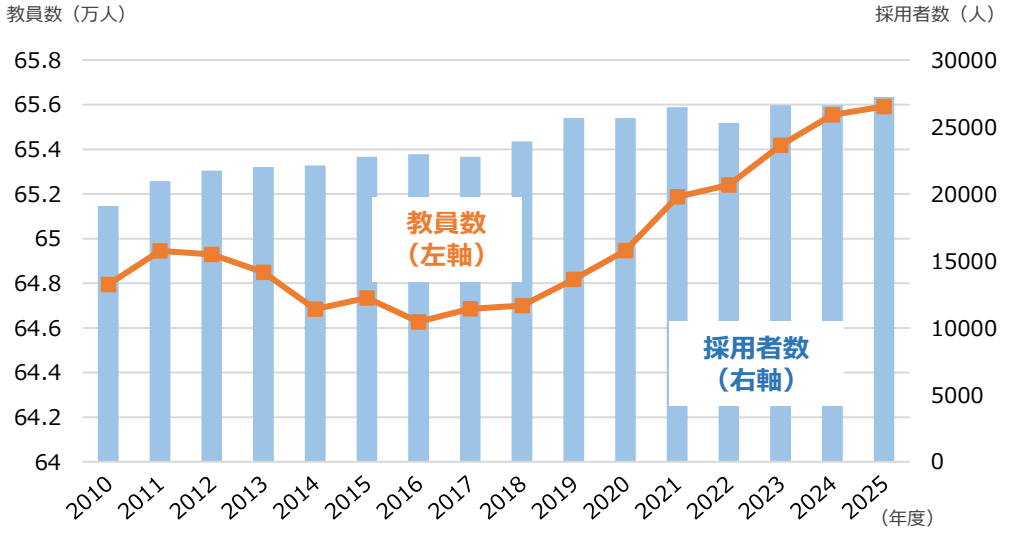
○ 児童生徒数が減少し続ける中でも、公立小中学校の**児童生徒一人当たりの教員数は一貫して増加**してきた（1991年から2026年で1.53倍となっている）。採用者数・教員数は近年、増加傾向が続いている。また、**生産年齢人口に占める教員数の割合も顕著に上昇**している。

◆児童生徒一人当たりの教員数

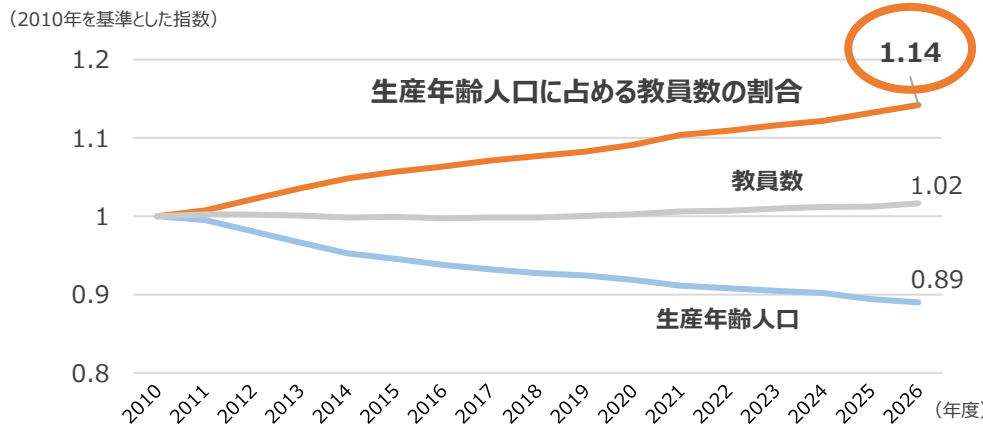


（出所）文部科学省「学校基本統計」（2026年度は速報値）
（注１）児童生徒および教員は、公立小中学校及び義務教育学校の在籍者（本ページの他のグラフについても同様）。
（注２）教員数は1991年度において72万人、2026年度において66万人。

◆公立小中学校の教員数と採用者数



◆生産年齢人口に占める教員数の割合



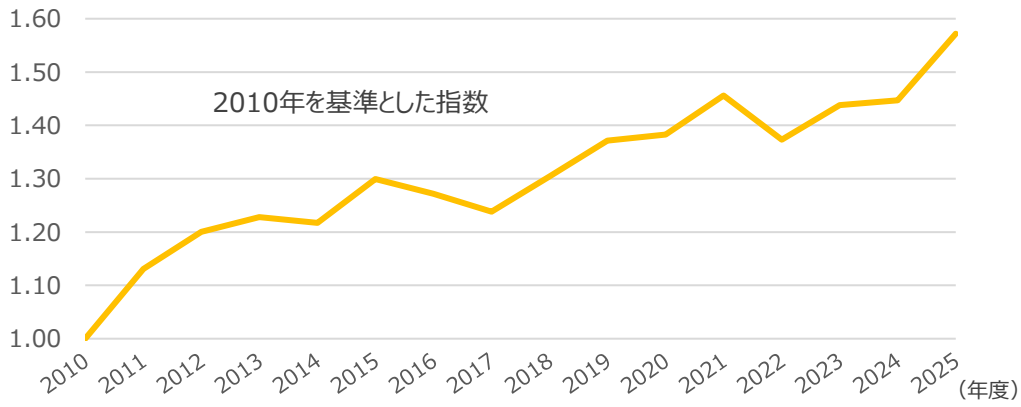
（出所）教員数は文部科学省「学校基本統計」（2026年度は速報値）。生産年齢人口について、2010~2024年度は総務省「人口推計」、2025年度以降は社人研「将来推計人口」（出生中位死亡中位）。
採用者数は文部科学省「令和7年度（令和6年度実施）公立学校教員採用選考試験の実施状況等について」。

採用倍率と「教師不足」

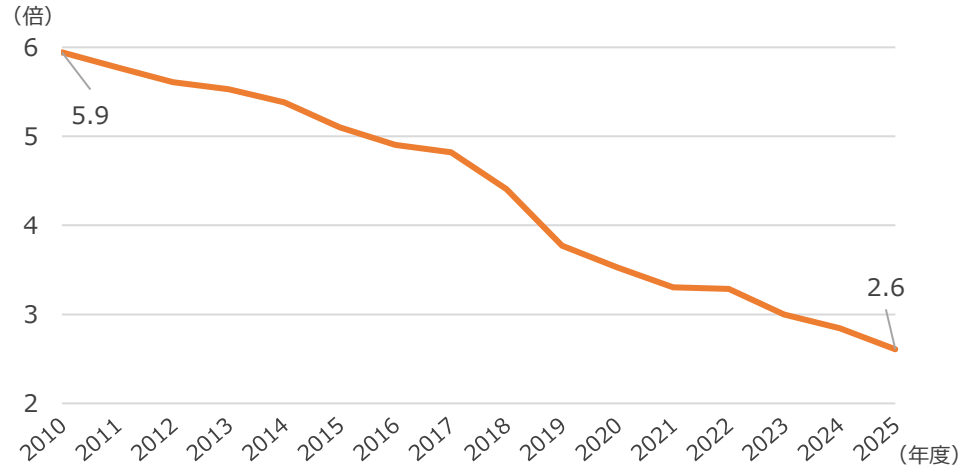
○ **22歳人口に対する教員採用者数の比率は上昇**している。また、足元では、公務員の定年引上げによって定年退職者が生ずるのが２年に一度となっている中でも採用者数が維持されている状況も見られる。

○ それに伴い、近年、**採用倍率が低下傾向**にある。今後の採用者数は減少する見込みとなっているものの、足元では、**「教師不足」による教育の質の低下が懸念**されている状況。

◆22歳人口に対する公立小中学校教員採用者数の比率

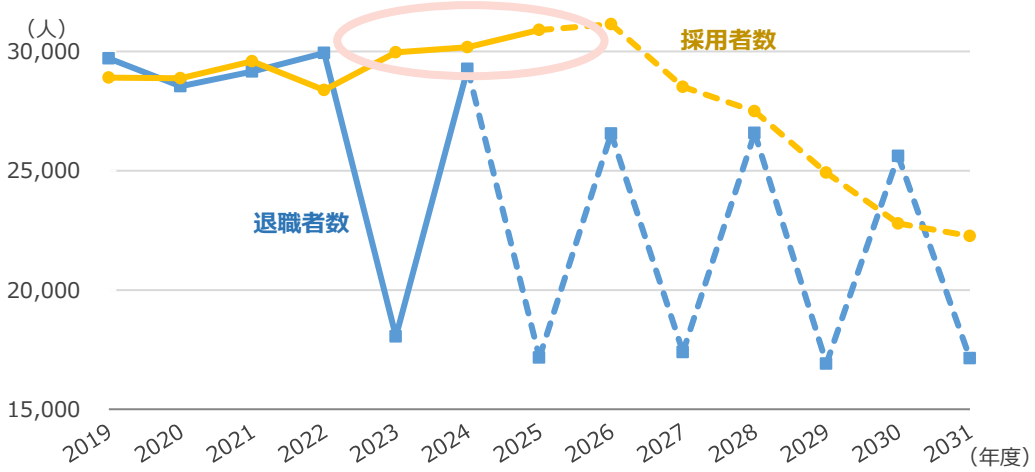


◆公立小中学校教員の採用倍率



（注１）「公立小中学校の教員採用倍率」＝受験者数÷採用者数（小・中学校合算）。
なお、都道府県ごとの教員採用倍率にはばらつきがみられ、例えば、令和７年度教員採用選考試験において、最低値は長崎県の1.6倍、最高値は高知県の5.7倍となっている。
（注２）中学校と高等学校の試験区分を（一部）分けずに選考を行っている県市の受験者数は、中学校の受験者数に含んでいる。

◆公立小中学校教員の採用者数・退職者数



（注）特別支援学校を含む。退職者数は年度末の値で、2024年度末まで実績、以降は文部科学省推計。
採用者数は、2025年度まで実績、以降は文部科学省推計。

◆教師の不足率（公立小中学校）

0.45%

(小学校0.44%、
中学校0.47%)

※定数603,569人に対し不足2,730人

（出所）22歳人口は2024年までは総務省「人口推計」による実績値、2025年は社人研「将来推計人口」による推計値。
採用者数・退職者数・採用倍率は文部科学省「令和7年度（令和6年度実施）公立学校教員採用選考試験の実施状況等について」。
教師の不足率は文部科学省「令和7年度「教師不足」に関する実態調査」。

「教師不足」と教員定数の改善

○ 22歳人口に対する教員採用数の比率の増加、採用倍率の低下の背景には、特別支援教育の充実に加え、**近年、教育現場の課題を教員の手厚い配置によって解決するとの発想の下、政策的に教員定数の改善が図られてきたことが大きな要因**となっていると考えられる（例えば、令和３年度から７年度までに小・中学校の教師数は2,737人増加したが、定数が4,248人増加したことで「教師不足」はむしろ増加）。

○ なお、**多くの自治体では、国の配置の標準（義務標準法）に独自の上乗せ**を行っており、仮に、自治体の加配を除けば、足元でも「教師不足」に陥っているわけではないという点にも留意が必要。

◆教員定数の改善の経緯

H29～　通級指導・日本語指導のための基礎定数化
障害に応じた特別の指導を受ける児童生徒13人につき1人、日本語能力に応じた特別の指導を受ける児童生徒18人につき1人の割合で基礎定数として算定し、配置。

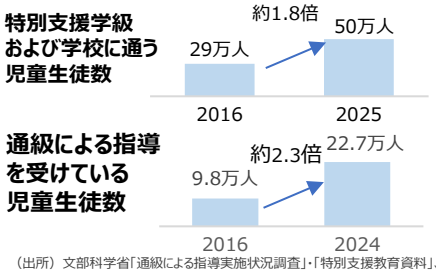
R3～R7　小学校の35人学級化
令和3年度から７年度にかけて、公立小学校の学級編制の標準を段階的に40人から35人に引き下げ。

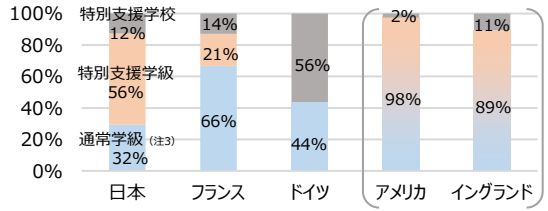
R4～R6　高学年における教科担任制
令和4年度から、教科担任制の推進に必要な教職員の加配定数を措置しており、段階的に取り組み推進し、定数を3,800人改善。

R8～　中学校の35人学級化
令和8年度から10年度にかけて、公立中学校の学級編制の標準を段階的に40人から35人に引き下げ。

◆特別支援教育の充実と教員定数の関係

- 通常学級が児童生徒「35人以下」のクラス編制であるのに対し、特別支援学級は８人以下、特別支援学校（小・中学部）は６人（重複障害の場合３人）以下。よって、**特別支援教育の対象児童生徒の増加により、教師の手厚い配置が必要**となる。
- なお、日本は、各国と比較して、特別支援教育の対象となっている児童生徒に対し、特別支援学級や特別支援学校において学んでいる割合が高い状況。





（出所）文部科学省「通級による指導実施状況調査」・「特別支援教育資料」、DEPP「RERS 2026」（フランス）、KMK「Sonderpädagogische Förderung in Schulen」2024/25」（ドイツ）、英国教育省「Special educational needs in England」2025/26」、米国教育省「IDEA Section 618 Part B Child Count and Educational Environments」
（注1）各国で対象者の定義、年齢や制度区分が異なる。特別支援教育の対象となっている子どものうち、日本は義務教育段階の児童生徒（子ども）、アメリカは5～17歳。
（注2）割合は四捨五入。「特別支援教育の対象となっている子どもへの対応状況について」は2024/2025学年度の値。日本においては2024年度の値。
（注3）日本の通常学級は通常の学級に在籍し通級による指導を受けている子どものみ。アメリカ・イングランドは通常学級と特別支援学級を明確に分離できる形のデータがない。

◆令和３年度から令和７年度における「教師不足」の変化（小中学校）

	令和３年度	令和７年度	増減
学校に配置されている教師（A）	598,102	600,839	**+2,737**
うち小学校	379,598	382,882	+3,284
定数（B）	599,321	603,569	**+4,248**
不足数（C）	1,701	2,730	**+1,029**
不足率	0.28%	0.45%	**+0.17pt**

（注１）一部の自治体において当初配置を予定していた教員定数を上回って教師を配置している場合は不足数を「0」として計算しているため、(B-A)と「不足（C）」が一致しない。
（注２）特別支援学校は除かれている。なお、特別支援学校の配置教師数（A）は、78,474人(R3)⇒82,320人(R7)で＋3,846人、定数（B）は78,632人(R3)⇒82,909人(R7)で＋4,277人。
（注３）計数は各年度５月１日時点の値。

◆自治体独自の加配による教員充足率への影響

	国の配置の標準による充足率	自治体独自の加配の結果としての実際の教員充足率	
R3	101.8%	99.72%（▲0.28%）	小学校：▲0.26% 中学校：▲0.33%
R7	100.9%	99.55%（▲0.45%）	小学校：▲0.44% 中学校：▲0.47%

（注１）充足率＝学校に配置されている教師の数/学校に配置されている定数
（注２）計数は各年度５月１日時点の値。

（出所）文部科学省「「教師不足」に関する実態調査」、文部科学省「学校基本統計」等
（注）計数はすべて公立小中学校の値。

教育の質が確保された生産性の高い教育現場の実現

○ 新たに大人になる人口が減少していくことは確実であり、**教師数の拡大は持続可能ではない**と考えられる。希少な教員一人ひとりの指導能力が最大限に発揮されることにより、**教育の質が確保された「生産性の高い教育現場」を実現**していくことが必要。

○ そのためには、**児童生徒の減少に対応した教員配置の最適化**を含め、**教育現場の刷新が必要**であり、**専門職種の活用**や**校務DXの推進**、**部活動の地域展開**を着実に進め、その効果を発現していくことが重要。

✓ 特別支援教育を必要とする児童生徒数の増加、日本語指導が必要な児童生徒数の増加に加えて、不登校・引きこもり・いじめ・過剰な苦情や不当な要求等を行う保護者等への対応など、教育現場の抱える問題の複雑化により、教師の負担感が増大。

✓ これまでも、教師が自ら行うべき業務に専念できるよう、支援スタッフの創設・拡充のほか、不登校等の困難事例に対応するための人材も拡充してきており、医療的ケア児への対応のために学校現場への看護職員の配置も進められている。

◆不登校児童生徒数



◆いじめの認知件数



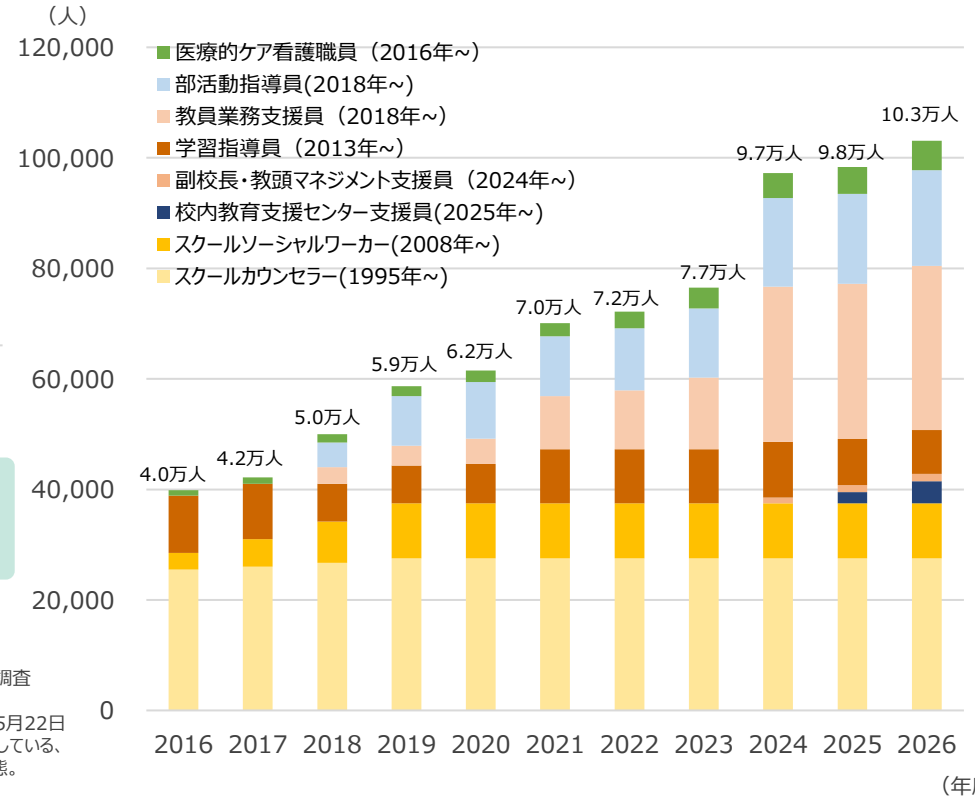
◆日本語指導が必要な児童生徒数



◆医療的ケアが必要な児童生徒数



◆専門スタッフ・外部人材等の予算人数の推移



（出所）「◆部活動の地域展開進捗状況・目標等」以外については、文部科学省の各種資料・調査を基に作成
（注）医療的ケア看護職員は幼稚園、高等学校及び特別支援学校分を含む。それ以外の人員は公立小・中学校を対象とし、義務教育学校及び中等教育学校の前期課程が含まれるが、「日本語指導が必要な児童生徒数」にはいずれも含まれない。

◆校務DXによる業務改善効果

行事予定・学校日誌のデジタル化	⇒年**50**時間削減	※事例を基にした担当一人当たりの目安
欠席連絡・検温報告の Web アンケート化	⇒年**33**時間削減	
問い合わせをメール・ Web アンケートで受付	⇒年**43**時間削減	

◆部活動の地域展開進捗状況・目標等（休日）

R5：約 6%
R6：約10%
R7：約18%
→ R8：約28%(見込み)
R13：100%目標（原則）

（出所）部活動改革の取組状況に関する調査（スポーツ庁・文化庁）
（注１）調査期間は2026年4月22日～5月22日
（注２）「地域展開」は、地域展開が完了している、又は地域展開に取り組んでいる状態。

関連施策について、令和８年度予算：57億円、令和７年度補正予算：82億円を計上。なお、平日の部活動については、9.7%（R8見込み）にとどまっている。

教員の採用ルートの拡充・柔軟化

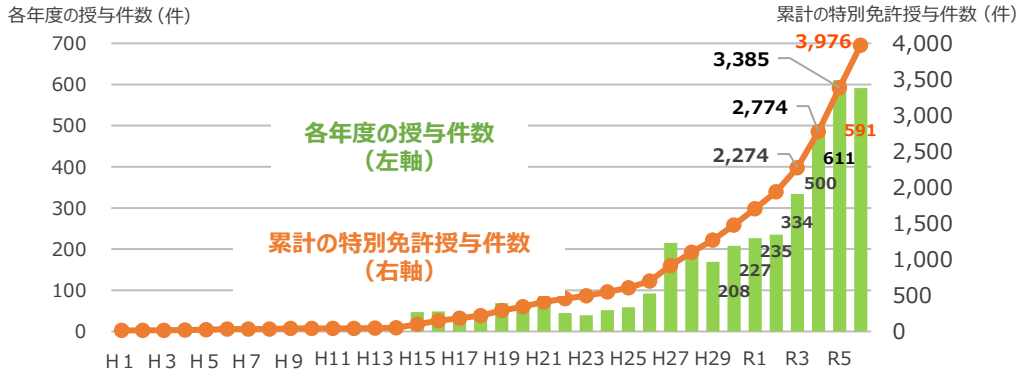
○ 人口減少が進む中でも一定の採用対象者を確保し、教育の質を確保する観点からは、**多様な専門性や背景を持つ人材が教育現場に参入できるようにすることも重要**。近年は特別免許状の授与件数の増加が見られるものの、**教員免許状に占める特別免許状の割合として見れば極めて低調**であることに変わりはなく、**特別非常勤講師の届出数はむしろ減少。**また、教職課程が多くの大学に開かれているため、現に多数のペーパーティーチャーが存在するにも関わらず、中途採用の割合も極めて低調。

○ それぞれの教育委員会ごとに、（普通免許状を持たない）社会人の教員採用に関する姿勢が区々であるといった指摘もあるところ、例えば、**特別免許状の授与に対する国の関与を強化**するなど、**社会人採用を強化するための新たな仕組みを検討すべき**ではないか。

◆特別免許状の授与件数の推移

特別免許状（R4より有効期限なし、都道府県内のみ活用可能）

専門的な知識・経験を持つ場合に、勤務しようとする学校等からの推薦に基づき、都道府県の基準で行われる教育職員検定に合格することで免許の取得が可能。



◆教員免許状の授与件数（令和6年度）

区分	普通免許状（件）	特別免許状（件）	特別免許状 教員免許状に占める特別免許の割合
小学校	26,323	**60**	**0.19%**
中学校	44,958	**181**	**0.38%**
高等学校	54,869	336	0.58%
計	126,150	577	0.43%

（出所）文部科学省「教員免許状授与件数等調査」、中教審初中教育分科会配布資料等
（注）国立・公立・私立の合計。教員免許状とは普通免許状、特別免許状、臨時免許状を示す。
（注）本調査では、同一人物に授与された複数の免許状をそれぞれ1件として集計しているため、数値は延べ件数。

◆特別非常勤講師の届出数の推移（小中学校）

特別非常勤講師

民間企業等勤務経験者等の専門的な知識・経験を活かし、兼業・副業等で学校現場に定期的に参画し、授業の一部を単独で行う。

	2004年	2009年	2014年	2019年	2024年	対2004年比
小学校	8,881	6,150	4,730	3,930	3,451	**▲5,430**
中学校	3,649	3,038	2,495	2,348	2,439	**▲1,210**
合計	12,530	9,188	7,225	6,278	5,890	**▲6,640（▲53%）**

（出所）文部科学省「教員免許状授与件数等調査」（注）国立・公立・私立の合計。

◆小中学校教員採用者における民間企業等勤務経験者数（令和7年度）

採用者（人）	うち民間企業等勤務経験者（人）	割合
27,246	949	**3.5%**

（出所）文部科学省「令和7年度（令和6年度実施）公立学校教員採用選考試験の実施状況等について」

◆ペーパーティーチャーの実態について

教員免許状を保有しているにも関わらず教員として働いていない者の数 ＝ **374万人（推計）**

（注）教師は全員22歳で就職し、60歳で退職すると仮定したうえで、22歳～60歳までの教師数（令和４年度学校教員統計）と、S58～R３の39年間の免許取得者実数（教員免許状取得状況等調査）の差分を用いて推計。

教員に対する奨学金の返還免除

○ **令和９年度概算要求では**、「教師不足」への対策として、教員の魅力を高めるため、**新たに教師になった者に対する奨学金の返還免除を行うことが事項要求**されている。

○ 「教師不足」への対策として真に有効な手立てであるのか、慎重な分析が必要。また、**他の職業との公平性などの観点から過去に同制度が廃止された経緯も踏まえて検討されるべき**。（なお、一部自治体は教員の奨学金返還支援を独自に実施。）

◆返還免除の主な課題

① 人材確保策としての有効性

✓ 質の高い教師の確保という目的に合致する政策なのか
✓ 奨学金の貸与者と非貸与者の公平性の観点等をどう考えるか

② 他の職業との公平性

✓ 日本全体で人手不足が問題となる中、なぜ特別に教員を奨学金返還免除の対象とするべきなのか

③ 返還逃れ（不正）の防止

✓ 免除後すぐの離職を防止するためには、勤続年数要件を導入する必要がある

④ 返還免除に伴う返還金の減少

✓ 奨学金事業の返還金が減少する
✓ 規模によっては、その他の教員の処遇改善策との優先関係の問題も生じる

◆改正の経緯

昭和28年　：教育職の返還免除制度の創設

平成８～9年　：文科省検討会により**学部段階での制度廃止が提言**

➢ **平成10年度の学部入学者から廃止**
(平成14年度採用者が学部段階の廃止後初のコホート)

平成13年　：特殊法人等整理合理化計画（閣議決定）
「無利子資金の大学院生返還免除職制度は廃止」

平成14年　：文科省検討会により、**大学院の廃止が提言**

■「特定の職に対してのみ返還免除を行うため不公平感を生じさせることや、制度導入時と比べ（略）人材の誘致効果が減少していることなどにより、（略）廃止することが望ましい」

平成16年度　：教育職の返還免除制度の廃止（法改正）
※大学院における「業績優秀者返還免除制度」の創設

◆自治体独自の奨学金返還支援策（例）

・山梨県（R5から実施）
【対象者】同県の教員選考を初めて受験し、公立小学校教員として10年間就業予定の者

【補助対象額】大学等卒業前2年間の奨学金貸与額（国公立大学・自宅外通学・無利子奨学金の場合、最大108万円）

【公立小学校教員の採用倍率】　()は全国平均

	R2	R3	R4	R5	R6	R7
小	1.9 (2.7)	1.8 (2.6)	1.8 (2.5)	1.6 (2.3)	1.5 (2.2)	1.5 (2)

（出所）公立学校教員採用選考試験の実施状況について

・岐阜県（R6から実施）
【対象者】①同県内高校卒業生、②同県教員採用試験の初合格者、③７年経過後まで教諭として勤務する等の要件をすべて満たす者

【補助対象額】教員として採用された時点で返還を要する額の2分の1（上限144万円）

【公立小中学校教員の採用倍率】　()は全国平均

	R2	R3	R4	R5	R6	R7
小	2.2 (2.7)	2 (2.6)	-	1.8 (2.3)	2.3 (2.2)	1.9 (2)
中	3.5 (5.1)	3.1 (4.4)	-	3.2 (4.3)	3.4 (4)	3.2 (3.6)

（出所）公立学校教員採用選考試験の実施状況について
（注）R4は小学校と中学校の試験区分を一部分けずに採用選考を行っていたため、「－」で表記。

◆新卒者の受験者数の変化（平成14年前後）

	H12	H13	H14	H15
受験者数（新規学卒者数）	45,869	43,805	45,117	44,133

（出所）公立学校教員採用選考試験の実施状況について

➢ 教職員の奨学金返還免除制度が廃止された平成14年度以降に新規の受験者数が減少するといった事実はなかった。

教職調整額の引上げに係る中間検証の論点整理

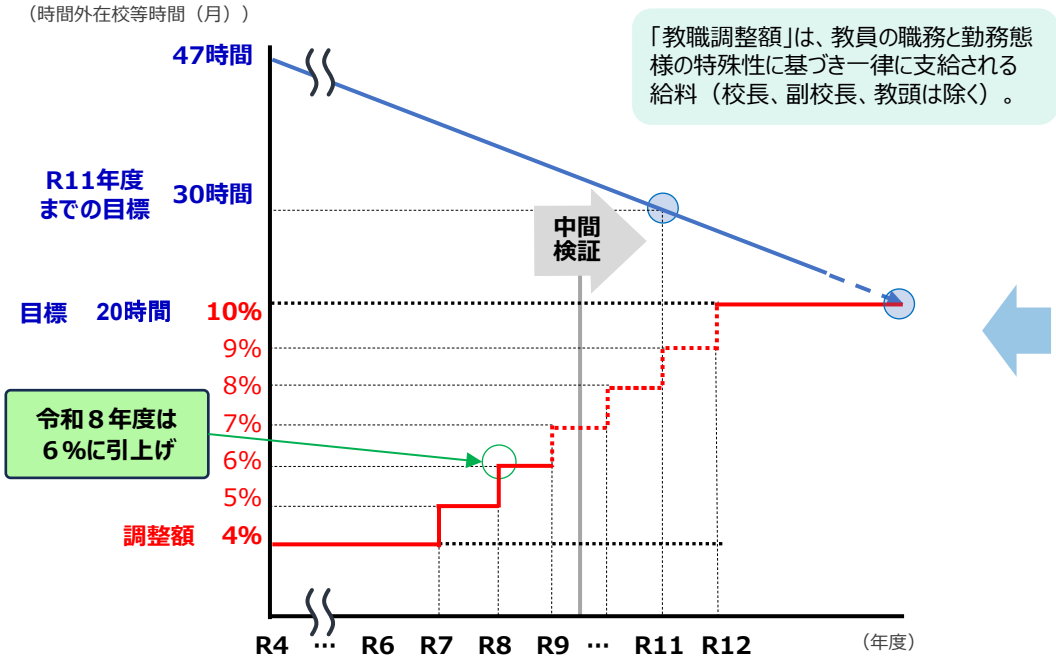
○ 現在、「教師不足」への対策として、働き方改革を進めることとセットで、教職調整額を令和12年度までに段階的に10%まで引き上げることとされている。また、「中間段階（令和９年度以降）で、文部科学省・財務省両省で「働き方改革」や財源確保の状況を確認しながら、その後の教職調整額の引上げ方やメリハリ付け、その他のより有効な手段なども含めて真摯に検討・措置する」こととされている。（2024年12月24日、令和７年度予算　大臣折衝事項）

○ 中間検証では、EBPMの観点から、**質の高い人材確保に対する教職調整額引上げの効果を検証するとともに、働き方改革の進展を確認する必要**。その上で、教師の勤務環境改善に向け、効率的に財政資金を活用する観点から、**教職調整額をそのまま引き上げるべきか、その他のより有効な施策はないかといった点を含め、幅広い政策手段について改めて検討する必要**。

◆教職調整額の引上げの経緯

・1971年度：給特法施行　教職調整額を４％に定める。
・2025年度：給特法改正　教職調整額の10%までの段階的引上げを決定。
　　教職調整額を４％→５％へ引上げ。
・2026年度：教職調整額を５％→６％へ引上げ。

※　教職調整額を４％から10%へ引き上げた場合の所要額は2,390億円。（公費）



◆働き方改革・教育の質向上に向けた足元の国の予算措置（例）

・外部人材活用　R7当初・補正：294億円　R8当初：277億円
・校務DX関係　　R7当初・補正：　51億円　R8当初：　３億円

◆中間検証において分析すべき視点（例）

- ☐ 教員の働き方改革の観点から、教育職員の１か月時間外在校等時間の平均時間が減少したか。業務の持ち帰りが縮減しているか。
- ☐ 教員の勤務実態の改善の観点から、教師がすべき業務に教師が集中できるようになっているか。
- ☐ 質の高い人材の確保の観点から、応募者数が増加し、採用倍率が上昇したか。

	R7「見える化」調査	参考：R4勤務実態調査
1箇月の平均時間（教諭）	小学校：　30.6時間 中学校：　40.4時間 特別支援学校：20.5時間	小学校：　41時間 中学校：　58時間
調査対象期間	令和6年4月～令和7年3月	令和4年8月・10月・11月

（出所）文部科学省資料を基に作成

働き方改革の取組事例

○ 教育委員会が回答した令和７年度学校の働き方改革のための「見える化」調査では、市区町村別の教師の１か月当たりの時間外在校等時間を公表している。

○ 全国の教育現場において、働き方改革が進み、教育の質の確保につながるよう、時間外在校等時間が短い市区町村の取組事例を横展開させていくことが重要。

◆教諭の１か月当たりの時間外在校等時間が全国平均よりも短い市区町村の取組事例

（全国平均　小：31時間　中：40時間）

【埼玉県嵐山町】　小：27.0時間　中：27.0時間

共同学校事務室の効果的な運用

学校事務を町全体で集約し、専門性を高めた共同処理体制を整備することで、事務の標準化・効率化を図る観点から、「共同学校事務室」を設置。

【東京都港区】　小：28.6時間　中：28.1時間

テレワーク

都立学校におけるテレワーク制度導入に伴い、区においてもテレワーク実施要項を整備し、令和５年度から全職員を対象に導入。教員は基本的に半日又は一日単位での実施、管理職は時間単位から実施を可能としている。

【鳥取県日南町】　中：19.5時間

全ての部活動に部活動指導員を配置

町内には中学校が１つあり、小規模ではあるものの６つの部活動が活動。日南町教育委員会では、部活動指導員の配置を通して、学校の働き方改革を推進しており、令和５年度からは、全部活動に指導員を配置している。

【宮崎県日南市】　小：23.9時間　中：37.3時間

時差出勤制度

柔軟な働き方の推進とワークライフバランスの意識を改革する契機にするため、令和６年度から制度を導入。前日までに管理職に申請することで、月５回まで、通常の勤務時間を30分～１時間ずらすことを可能とした。

【群馬県前橋市】　小：28.5時間　中：35.6時間

スクールロイヤーへの相談体制充実による学校における課題対応の負担軽減

保護者からの過剰な苦情や不当な要求、いじめなど、学校で発生する様々な課題について、スクールロイヤーが法的観点からの助言を行うことで、各学校において、諸問題への適切な対応はもとより、教職員の負担軽減を実現。教職員が児童生徒への指導に専念できる体制づくりにつながっている。

【神奈川県大磯町】　小：29.7時間

児童の登校時刻の見直し

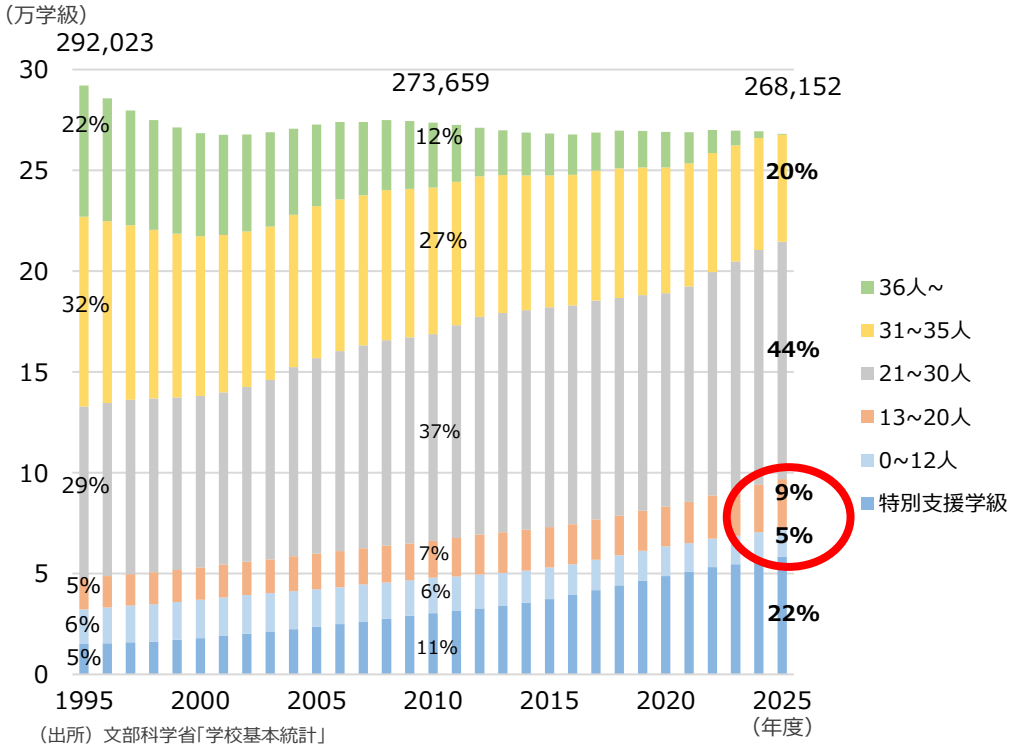
児童の登校時刻が教職員の勤務開始時刻よりも前に設定されていたことから、教職員は昇降口の開錠等のために、勤務開始時刻前に出勤する必要があったが、登校時刻までの児童の居場所づくりの取組を推進することと併せ、児童の登校時刻を教職員の勤務開始時刻に合わせることとした。

学校規模の適正化

○ **教育の質が確保された生産性の高い教育現場を実現する観点からは、学校規模の適正化も不可欠**。現在、特別支援学級を除いて、小学校では**20人以下の学級が約14%存在**。また、**１学年２クラス未満の小学校は４割を超えて**おり、学校の大規模化・統廃合を進めることは大きな課題と考えられる。（文部科学省では小学校の学校規模の標準は「12学級以上18学級以下」としている）

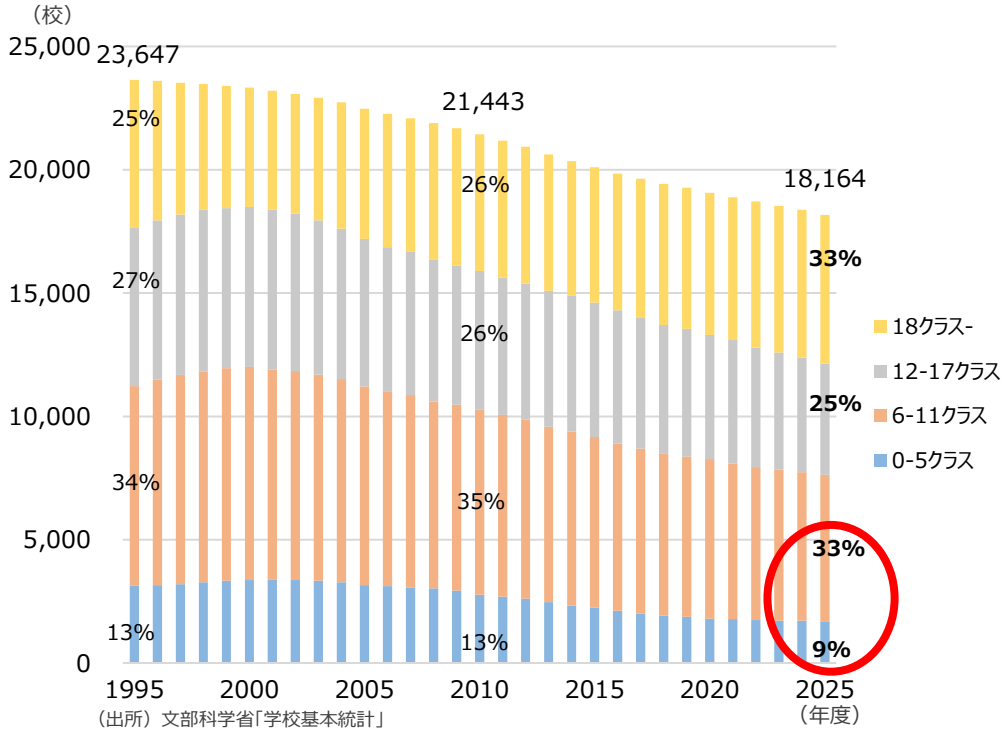
○ なお、少子化に直面する地域では、小学校の統廃合を進める際には**義務教育学校（小中一貫校）の整備も有効な選択肢**。

◆収容人員別学級数の推移（公立小学校）



（出所）文部科学省「学校基本統計」

◆学級数別学校数の推移（公立小学校）



（出所）文部科学省「学校基本統計」

◆小規模校のデメリット　（教育の質の低下を招く懸念）

- クラス替えができなくなり、クラブ活動の規模・種類が限定的になる他、運動会・文化祭・修学旅行などの集団活動の教育効果が低下
- クラス同士が多様な考え方に触れ、時には競い合って学びを高めるような教育機会が減ることに加え、習熟度別指導などの多様な指導形態が取りにくくなる
- 生徒指導上課題を有する児童生徒の問題行動にクラス全体が大きく影響を受けることになり、また、複式学級化が進むことで教員が複数学年・教科の授業準備・指導を担うことによる負担が大きくなる

（出所）公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引［改訂版］令和８年８月５日（抄）

学校規模の適正化に向けた取組の推進

○ 学校規模の適正化に向けては、**地域の関係者の合意形成が最大の課題**であり、**少子化の実態把握や教育の質の確保策の検討はその前提**となるもの。一方、令和８年度予算執行調査では、「個別施設計画」において児童生徒数推計や学校統廃合に関する方針が盛り込まれていない計画が多く、施設の整備後、数年以内に廃校・休校となるなどの非効率的な予算執行事例も確認。

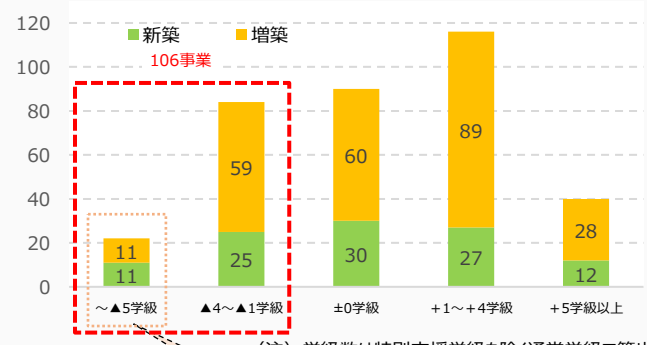
○ 効率的に学校整備を進める観点からも、**今後は、「個別施設計画」における児童生徒数推計の有無などを交付決定時に考慮する仕組みなど、学校統廃合をより加速化させるための方策を幅広く検討していく必要**。

◆予算執行調査（令和８年度）の結果

＜調査結果１＞

校舎の新増築事業について、事業完了から約３～５年のうちに、新増築時に見込んでいた学級数から減少しているものが106事業存在し、そのうち５学級以上減少しているものが22事業存在した。

【調査結果１】学級数の増減の状況（352事業）



（注）学級数は特別支援学級を除く通常学級で算出。

＜調査結果２＞

交付決定後５年以内に、当該施設の処分（用途変更や取壊し等）を実施したものが85事業存在し、そのうちの約５割（41事業）は「児童生徒数の減少等に伴う廃校や休校」を理由とするものであった。

【調査結果２】財産処分の理由（277事業）

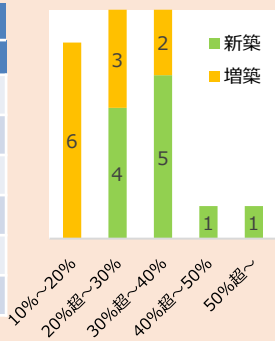
処分理由	交付決定後の経過年数			
	10年以内	（割合）	うち5年以内	（割合）
児童生徒数の減少等に伴う廃校・休校のため	159件	（57%）	**41件**	**（48%）**
改築、建替え等のため	28件	（10%）	10件	（12%）
余裕教室の転用等のため	19件	（7%）	5件	（6%）
児童生徒数の増加への対応のため	14件	（5%）	7件	（8%）
損壊のため	11件	（4%）	4件	（5%）
その他	46件	（17%）	18件	（21%）
合計	**277件**	（100%）	**85件**	（100%）

学級数の減少数と減少率の分布（22事業）

＜学級数の減少数＞

	事業完了からの経過年数		
	3年	4年	5年
▲10学級以上	1件	3件	1件
▲9学級	－	1件	－
▲8学級	2件	－	1件
▲7学級	1件	2件	1件
▲6学級	1件	－	2件
▲5学級	－	5件	1件

＜学級数の減少率＞



✓ いずれの調査も、該当する自治体の個別施設計画を分析した結果、域内の学校単位ごとの将来の児童生徒数の推計が盛り込まれていないもの、統廃合の考え方や方針が盛り込まれていないものが一定存在していた。

＜今後の改善点・検討の方向性＞

将来の児童生徒数の推計を適切に踏まえた個別施設計画の策定や、統廃合にかかる方針の検討の実施を交付要件とすることなどを含めて検討したうえで、中長期的に小中学校としての利用が見込まれるものに対して重点的に交付決定を行うことを徹底していくべき。

他の公共施設との複合化について

○ **学校規模の適正化にあたっては、他の公共施設との複合化を進めることも重要**。公共施設の有効活用による財政負担の軽減や、施設機能の高機能化・多機能化により、児童生徒に加えて、地域住民の多様な学習環境の創出につながるなど、幅広い効果が期待されることも踏まえ、**学校施設の整備の際、他の公共施設との複合化が積極的に検討される仕組み作りを検討すべき**。

◆防災施設等との複合化

群馬県前橋市立　桃井（ももの い）小学校（旧校舎整備：昭和32年）



近接する他の小学校との統合を機に整備した、地域コミュニティーセンター防災倉庫等を含めた複合施設。特別教室を活用した地域住民による工作・料理教室により地域の教育力を生かした学習活動が充実するとともに、地域の防災拠点としても機能している。

（出所）文部科学省　新しい時代の学びを実現する学校施設整備・活用推進プラットフォーム「CO-SHA Platform」ポータルサイト

◆公民館・図書館との複合化

埼玉県志木市立　志木（しき）小学校　（旧校舎整備：昭和29年）



近接する公民館・図書館の建物の老朽化等対策として学社融合の複合施設を新たに整備。複合化で施設の高機能化・多機能化したことにより学習環境の向上や他施設との相乗効果が生まれている。

（出所）文部科学省　新しい時代の学びを実現する学校施設整備・活用推進プラットフォーム「CO-SHA Platform」ポータルサイト

◆社会福祉施設との複合化

京都府京都市立 御池（おいけ）中学校　（旧校舎整備：昭和34年）



近接する他の中学校との統合を機に、保育所・高齢者福祉施設・行政スペース等を含めて整備された複合施設。併設施設での職業体験や園児・高齢者との日常的な交流が可能となり、学習環境の向上や地域交流の促進につながっている。

（出所）文部科学省　新しい時代の学びを実現する学校施設整備・活用推進プラットフォーム「CO-SHA Platform」ポータルサイト

◆子育て支援センターとの複合化

埼玉県吉川市立 美南（みなみ）小学校　（新設）



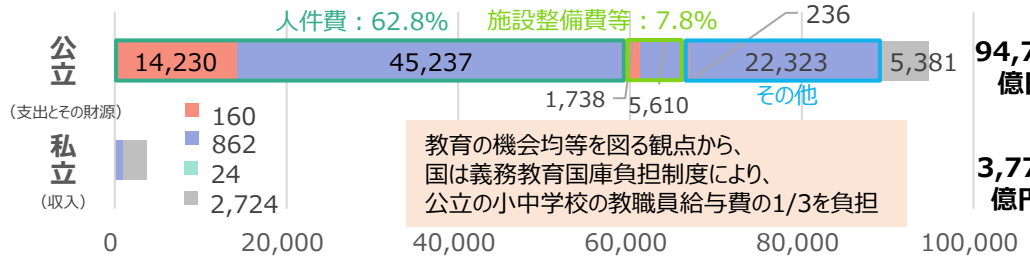
周辺地域の人口増加による新校設置を機に、子育て支援センター（NPO法人）等を含めて整備された複合施設。複合化により、子育て支援センターを利用する親子が就学前から学校に親しむことで、小１ギャップの緩和が図られるとともに、多世代が利用する地域コミュニティ拠点となっている。

（出所）文部科学省　学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議　報告書（平成27年11月）

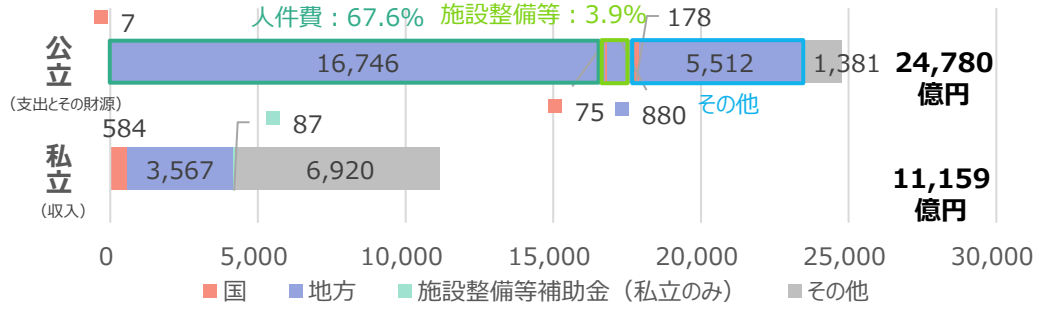
高校教育への財政措置

○ 高校教育については、義務教育と異なり、基本的には、地方団体の一般財源により**都道府県の裁量で地域の実情に応じた取組が進められてきた**が、近年は**私立高校の授業料負担の軽減や公立高校の教育改革に対し、大規模な国費投入**が行われている。

◆小学校・中学校【R5】

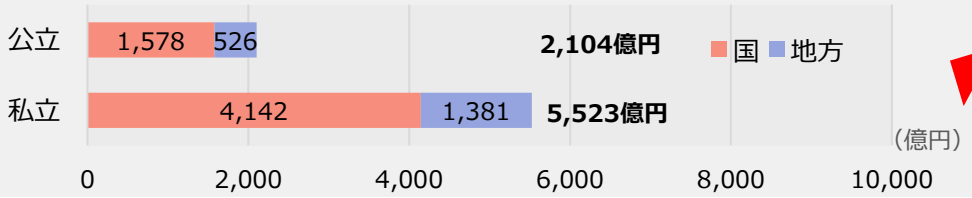


◆高校【R5】



（出所）公立：文部科学省「令和６年度地方教育費調査（令和５会計年度）」、私立：日本私立学校振興・共済事業団「令和７年度版　今日の私学財政」、文部科学省資料を基に作成。
高校については、公立・私立ともに全日制・定時制・通信制について集計。
（注１）公立学校の総額は、学校教育費総額。「地方」は都道府県支出金と市町村支出金の合計。
（注２）私立学校の総額は、教育活動収入と施設整備補助金の合計。
「国」は、国庫補助金と国から地方への私学助成の一般補助交付額の合計。「地方」は、経常費等補助金と「国」との差分。
（注３）私立学校の施設整備補助金については、国と地方の負担額非公表。

◆高校授業料の実質無償化（就学支援金）【R8予算】



◆足元の高校改革に係る財政支援

● **高等学校教育改革促進基金 【令和７年度補正予算2,950億円】**
「N-E.X.T.ハイスクール構想」の実現に向けて、地域の高校教育改革を先導する拠点のパイロットケースを創出し、取組・成果を普及させるため、各都道府県に設置する基金の経費を支援。

● **高等学校教育改革等推進事業債 【令和８～13年度　1,000億円※】**
いわゆる高校無償化による公立高校への影響を考慮し、地方団体が地域の実情に応じて、公立高校等における今後の社会・経済の発展を支える人材育成に向けた取組を進めるために創設。
※ **地方財政措置：地方債充当率90%、交付税措置率50%**

◆これまでの高校に係る家計負担軽減策

高校授業料の実質無償化（就学支援金）

2010年４月 [負担割合：国10/10]
公立高校授業料不徴収
私立高校等就学支援金 支給限度額：118,800円（所得制限なし）
私立高校等低所得者加算（所得に応じて＋59,400円/118,800円）

2014年４月
公・私の就学支援金制度への一本化
所得制限（910万円未満）の導入
私立高校等低・中所得者加算の支給限度額を引上げ
（所得に応じて、＋59,400円/118,800円/178,200円）

2020年４月
私立高校等低・中所得者加算の支給限度額を引上げ
（所得に応じて、＋277,200円）

2026年４月
所得制限の撤廃
私立高校等の支給限度額を引上げ（457,200円）
都道府県負担の導入 [負担割合（公私立）：国3/4、地方1/4]

低中所得者世帯への支援（高校生等奨学給付金）

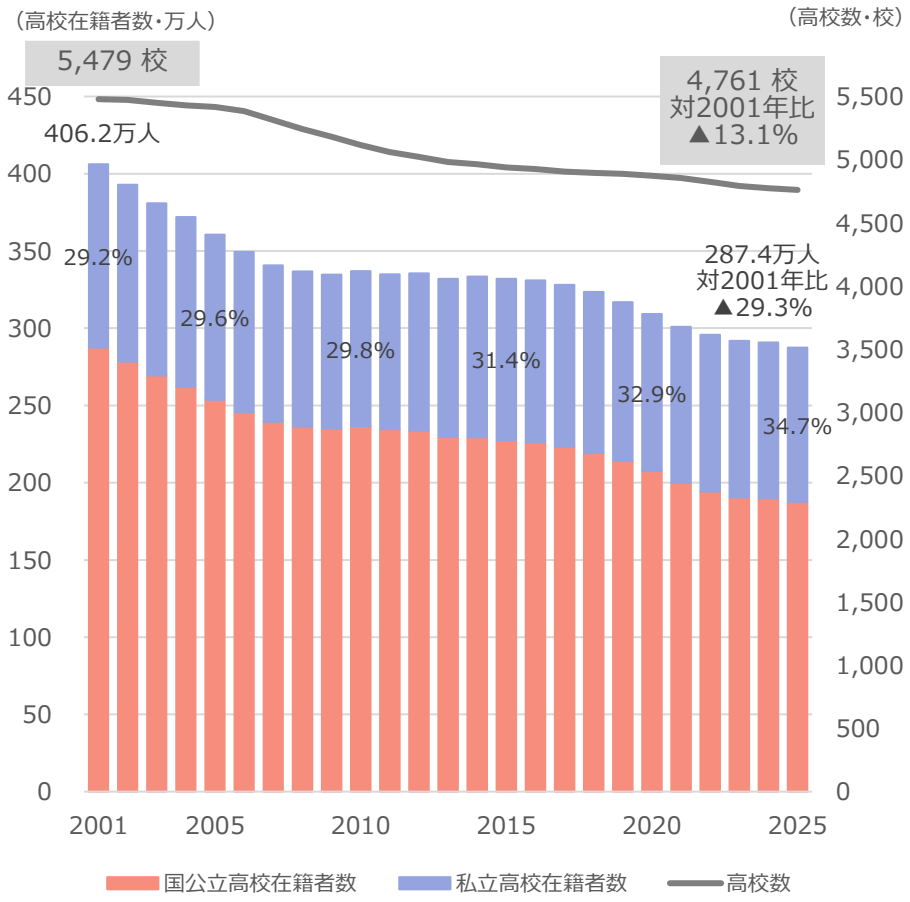
2014年4月
高校生等奨学給付金を創設し、低所得世帯に学用品等を支援
[国1/3、地方2/3]

2026年4月
中所得世帯（490万円世帯）に拡充
[国1/2、地方1/2]

人口減少下における高校のダウンサイジング

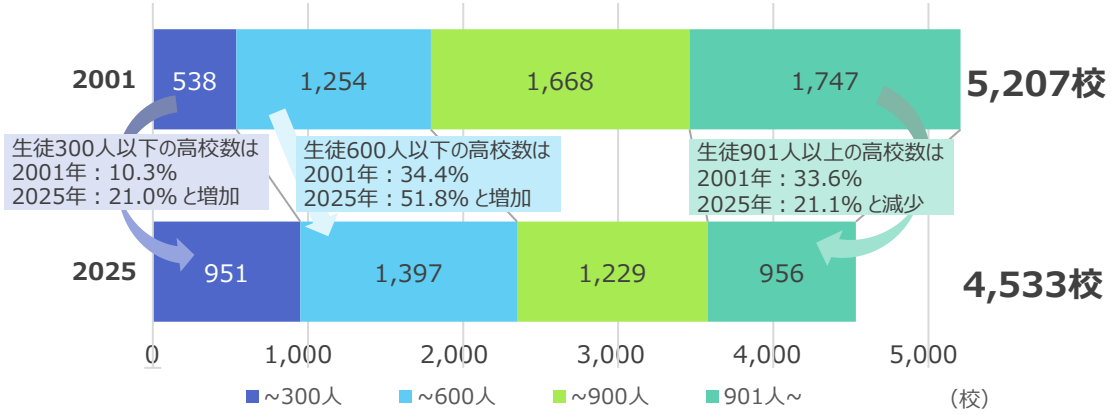
○ 少子化・人口減少を踏まえ、小中学校の学校規模の適正化や、大学数・定員の縮小を進めていくことと軌を一にして、**高校についてもダウンサイジングを進めることが不可避**。公立高校はもとより、公費により授業料負担軽減が行われている私立高校も含めて、各地域の**教育政策や産業政策と整合性のある形で、地理的条件を踏まえつつ、規模と配置の適正化を着実に進める必要**。

◆高校在籍者・高校数



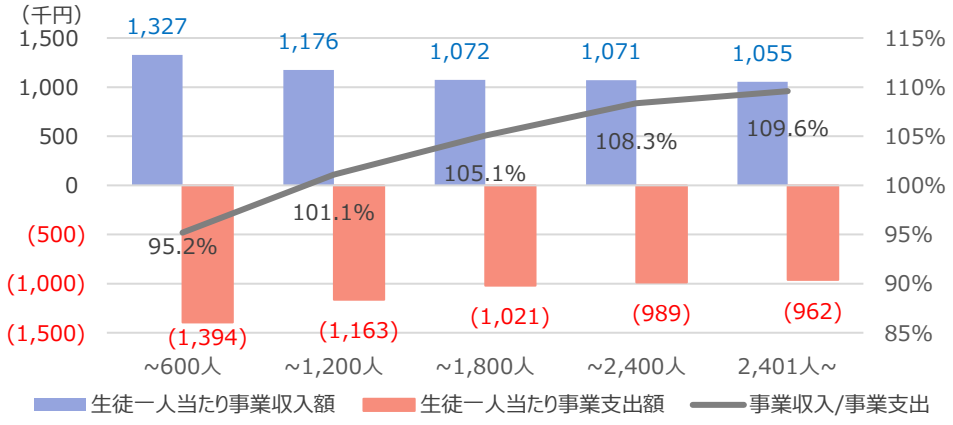
（出所）文部科学省「学校基本統計」
（注１）高校在籍者数・高校数ともに、全日制・定時制・本校・分校について集計。
（注２）2001年の国公立高校は4,161校、私立高校は1,318校。
2025年の国公立学校は3,441校、私立学校は1,320校。

◆生徒数別高校数



（出所）文部科学省「学校基本統計」　（注）国公私立の本校・全日制１課程を１校として作成。

◆私立高校の事業活動収支

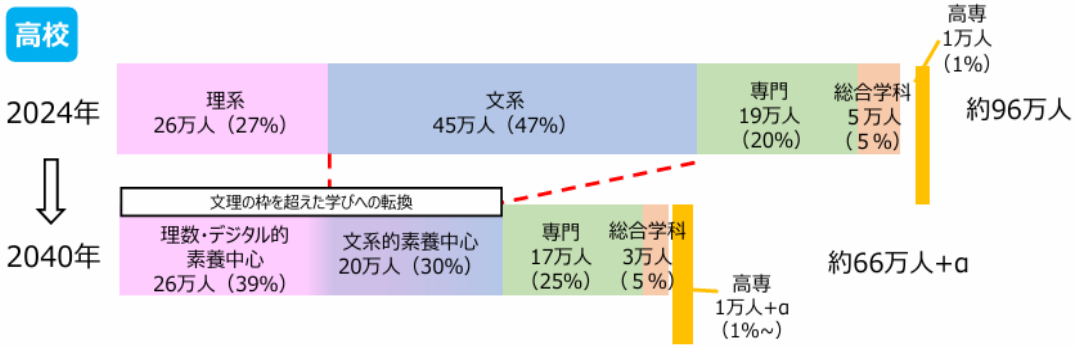


（出所）日本私立学校振興・共済事業団「令和７年度版　今日の私学財政」

高校教育改革の方向性

○ **高校のダウンサイジングは、高校教育改革とともに行う必要**。その際には、**都道府県が中心となって**、(i)文理分断からの脱却、(ii)産業界や地域社会のニーズに応えることのできる人材（グローバル人材や成長分野の人材、実践的職業人材）の育成など、**未来の日本・地域社会を支える「骨太な高校教育改革」を遂行できる体制が構築されていることが不可欠**。

◆高校における文理横断の改善イメージ



（出所）文部科学省「2040年を見据えた高等教育改革の方向性について～大学等の機能強化と量的規模適正」
（注）高校の文理の内訳については、公益財団法人日本理科教育振興協会「令和６年度高等学校理系文系進路選択に関する調査結果」を使用。

◆日本固有の文系・理系という分断構造からの転換

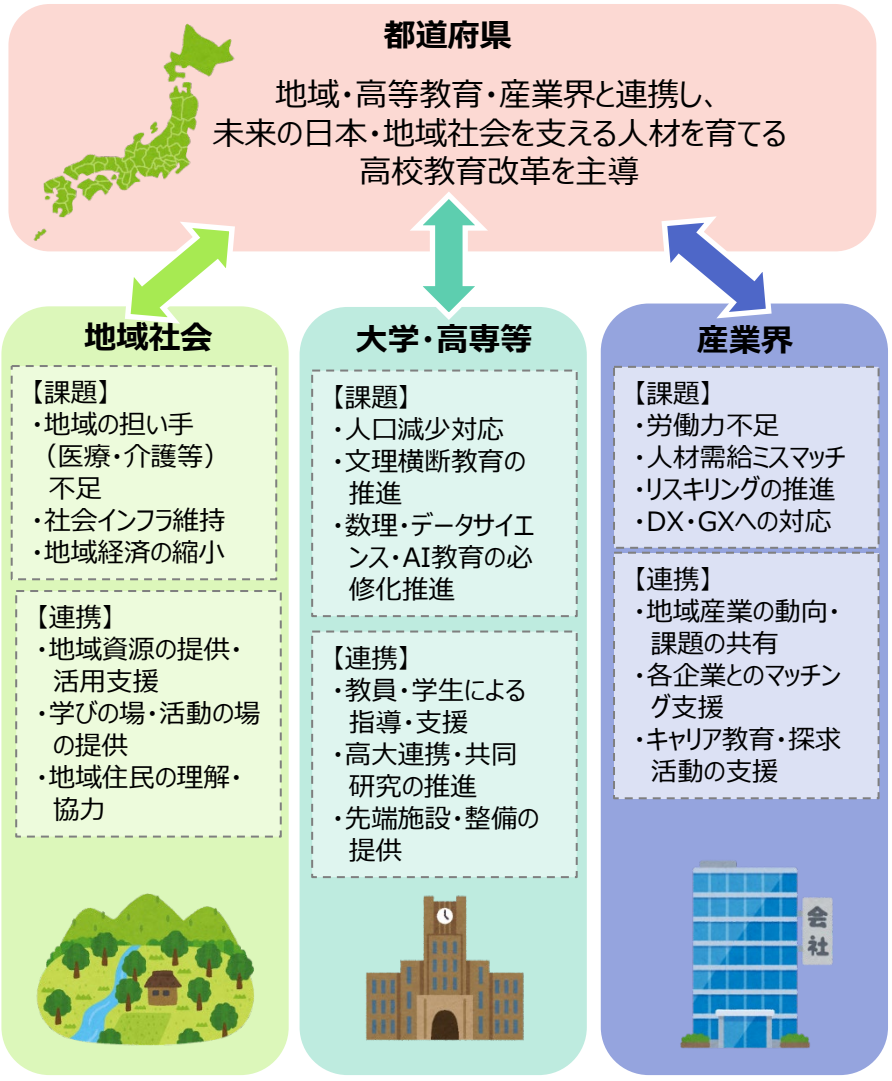
□ このような推計は生成AIの飛躍的進化のなかで変化するものであるし、デジタル時代だからこその人文学や社会科学の重要性は論を俟たないが、どんなに社会が変化しても間違いない言えることは、**大正７年の（旧制）高等学校令を嚆矢とする日本固有の文系・理系という分断構造を今こそ転換しなければならない**こと。

□ デジタル時代において人間とは何か、デモクラシーとはどうあるべきかといった議論は本質的に重要であり、人文学や社会科学の言わば出番でもあるが、現在の学部段階における**特に社会科学系の学生定員のボリュームの大きさ、高校から大学にかけての文理分断**（数学Ⅰが難しいからなどととりあえず文系を選び、高校１年生で文理選択をしたら理数科目から離れてしまう）、**これらの分野の学生の学修時間の少なさや知的修羅場とは程遠い密度の低い学びなどは、学生にとっても社会にとっても深刻なリスク**。

（参考）高等学校令（大正七年十二月六日勅令第三百八十九号）
第八条 高等学校高等科ヲ分チテ**文科及理科**トス

（出所）文部科学省「2040年を見据えた高等教育改革の方向性について～大学等の機能強化と量的規模適正」

◆今後の高校教育改革の在り方



高校教育改革の実現のための財政資源の最適配分

○ 高校教育改革に当たっては、**都道府県が、地域を挙げた体制整備の下、人口推計を反映した高校の機能・配置を最適化する構想を策定・実行する取組が不可欠**。その上で、**高校教育に係る財政的なリソースを俯瞰して、その最適な配分を行う必要**。
（高校教育は主に都道府県により人件費・施設整備費が賄われていることから、高校教育改革はこの支出の見直しでもある。）

○ 令和９年度概算要求として、**高校教育改革のための新たな交付金等の創設の事項要求**があるが、「安定財源を確保した上で」（骨太方針2026）行うこととされており、上述の都道府県の取組を踏まえ検討すべき。その際、**現在、個別の採択が進行中の高等学校教育改革促進基金について**、改革先導校ごとに設定された指標の達成状況など、費用対効果も含め、**その効果検証が必要**。

○ また、高校教育に係る限られた財源の有効活用という観点からは、**いわゆる高校無償化の効果・影響について幅広く検証し、必要な見直しが行われる**こととなっていることも踏まえ、**高校教育改革の実現のための財政資源の最適配分の検討を進める必要**。

◆高等学校教育改革促進基金の採択状況（１校あたり）

経費区分	類型１ アドバンスト・エッセンシャルワーカー等育成支援	類型２ 理数系人材育成支援	類型３ 多様な学習ニーズに対応した教育機会の確保
人件費・謝金 （コーディネーター、外部専門人材、大学・地域連携人材等）	3,445万円	3,748万円	4,069万円
施設整備 （実習室等の高度化、STEAM・データサイエンス学習環境、通級・特別支援空間、地域連携等）	10億8,511万円	8億7,746万円	6億2,399万円
設備・備品費 （実験設備、ICT機器・遠隔配信機器等）	5億7,066万円	2億3,686万円	1億6,661万円
その他 （委託費・旅費・消耗品費等）	1億383万円	2億2,721万円	1億6,442万円
事業費 計	17億9,405万円	13億7,901万円	9億9,571万円

（注）上記の金額は各採択先導校の申請額（文科省より情報提供）の中央値をとったもの。

◆改革先導校の目指す指標について（例）

- 理系人材等を５年間かけて●名増やす。
- 専門学科の関連企業への就業者数を５年間かけて●名増やす。

◆高等学校等就学支援金の拡充（いわゆる高校無償化）の検証について

◎高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律
（令和八年法律第八号）

附則第五条　政府は、**この法律の施行後三年以内に、**新法の規定について、**その施行の状況等を勘案しつつ**、高等学校等就学支援金の**受給資格その他の支給の在り方等について検討を加え、**必要があると認めるときは、その結果に基づいて**必要な措置を講ずる**ものとする。

文部科学省は、Ｒ９概算要求において、**就学支援金制度の効果・影響について、**幅広くかつ丁寧に、**定量的・定性的な分析・把握を行うための調査研究事業を予算要求**（１億円）。

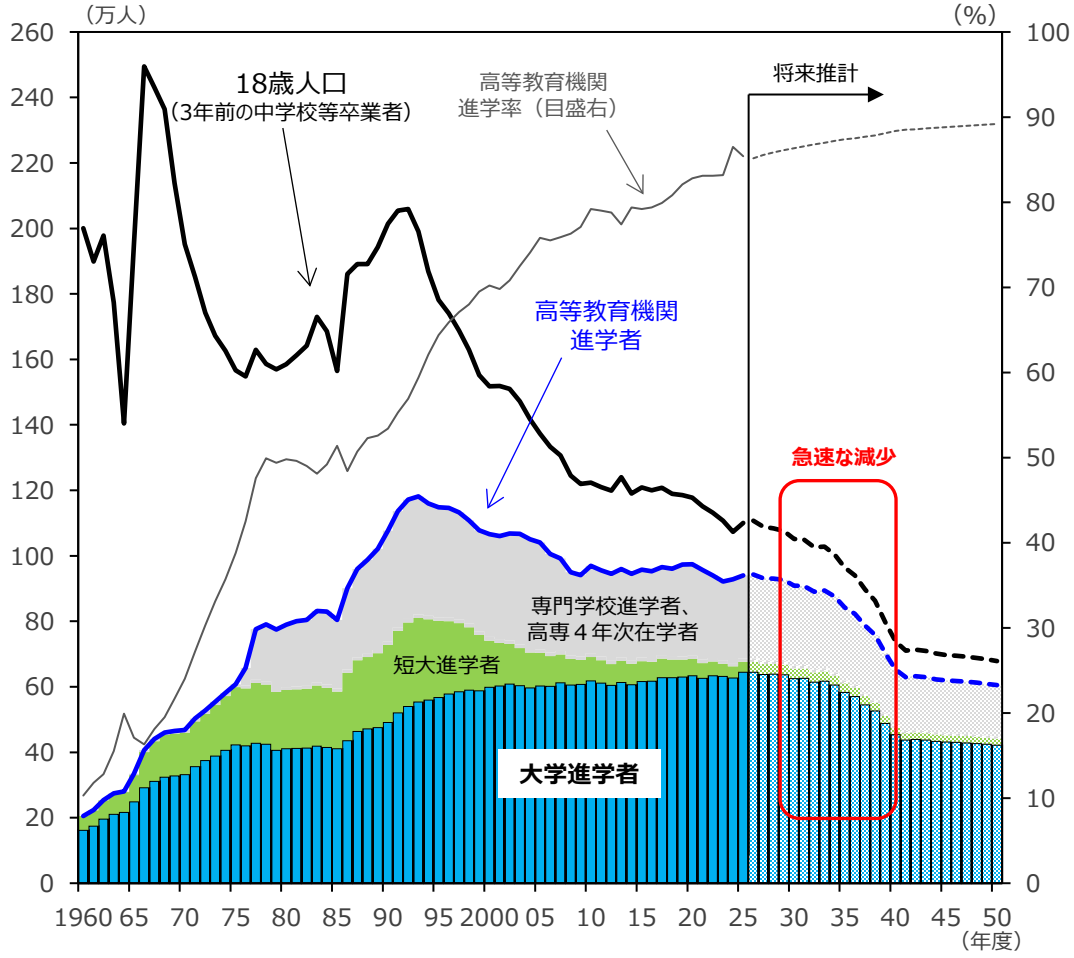
【検証において考慮されるべきと考えられる視点（例）】

- **所得制限撤廃の効果**
  - 高所得世帯ほど私立高校に進学するという傾向に拍車がかかっていないか。
  - 他の教育的支出が増えただけとなっていないか。教育格差の拡大につながっていないか。
- **授業料の便乗値上げの状況**
  - 合理性のない授業料等の引上げが行われていないか。
- **私学シフトの状況**
  - 公立高校支援拡充の前提ともなっている「私学シフト」がどの程度生じたか。
- **私立高校の経営状況**
  - 定員未充足の私立高校の経営状況が改善しただけになってはいないか。

18歳人口と高等教育機関への進学者

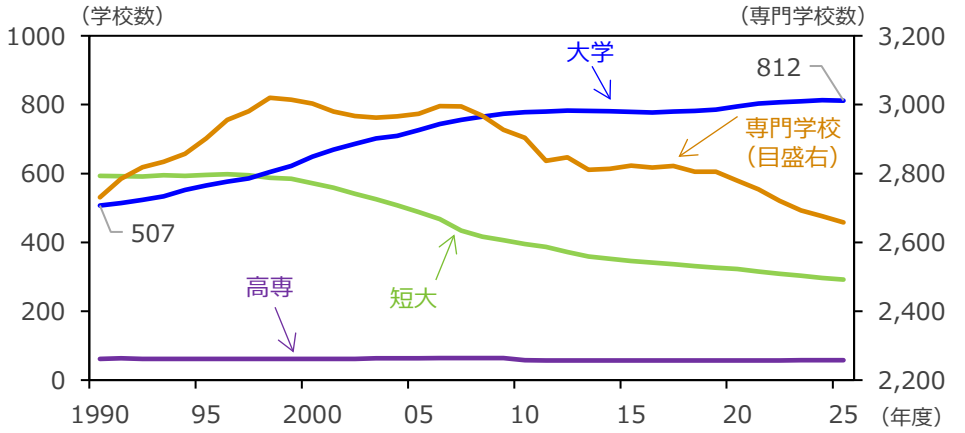
○ **18歳人口**は、1990年代初頭以降、**今日に至るまで減少傾向**。一方、**高等教育機関への進学者**は、**短大や専門学校への進学者が減少（学校数も減少）するも、大学進学者が増加**することで、全体として**近年は概ね横ばい（進学率は上昇）**。
○ 他方、今後は、**2030年代に18歳人口が急減**することが見込まれる中、仮に**進学率が上昇し続けた場合であっても、大学進学者数も急減することが不可避**な状況。

◆18歳人口と高等教育機関への進学者数



	1990	2025	2040推計
18歳人口 （3年前の中学校等卒業者）	201.5万人	110.1万人	73.9万人
高等教育機関進学者 <進学率>	107.7万人 <53.4%>	94.0万人 <85.4%>	65.3万人 <88.4%>
うち大学	49.2万人	64.6万人	45.5万人
うち短大	23.5万人	3.0万人	2.0万人
うち専門学校、 高専4年次在学者	34.9万人	26.5万人	17.8万人

◆高等教育機関別の学校数



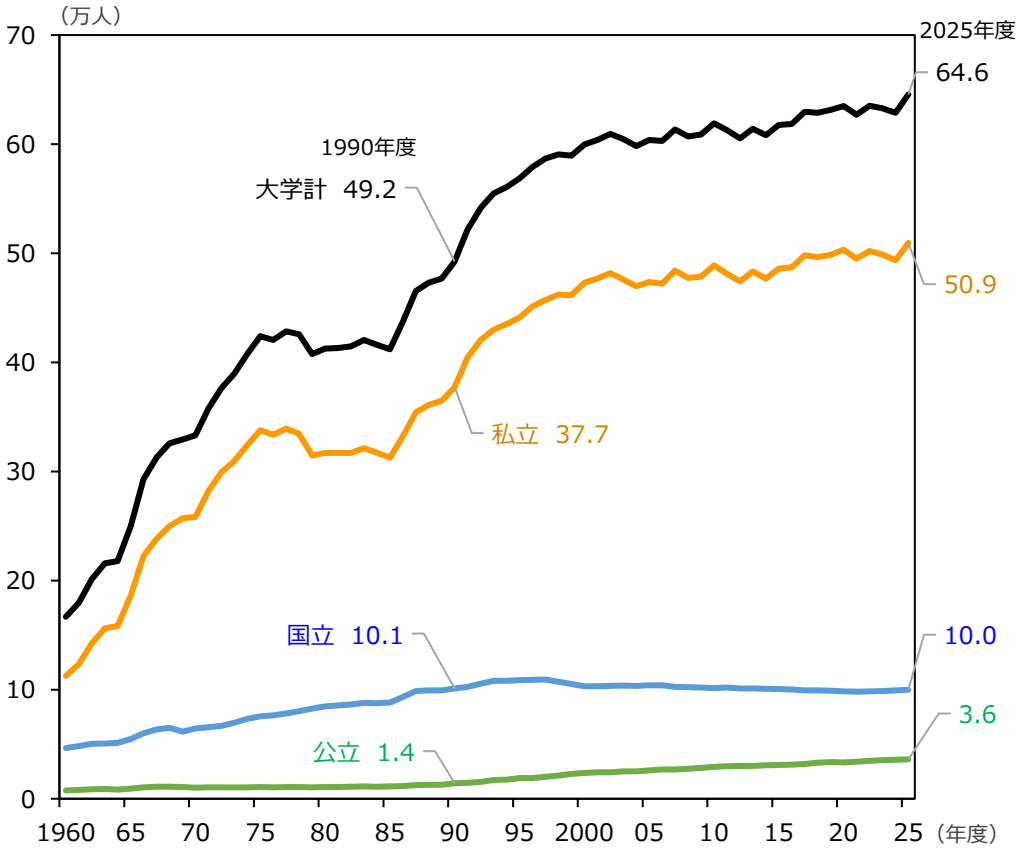
（出所）総務省「国勢統計」「人口推計」、文部科学省「学校基本統計」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和５年推計）」等を基に作成
（注）左図及び右上表における高等教育機関進学者の将来推計値のうち、大学進学者は文部科学省による推計値。短大進学者、専門学校進学者、高専４年次在学者については、各機関への進学率を2025年度並みと仮定して推計。18歳人口は「3年前の中学校等卒業者」のこと。また、「専門学校」とは「専修学校（専門課程）」のこと。

大学進学者数増加の内訳

○ **大学進学者は過去35年で約15万人増加**したが、その**大宗は私立大学によるもの（約13万人増加）**。

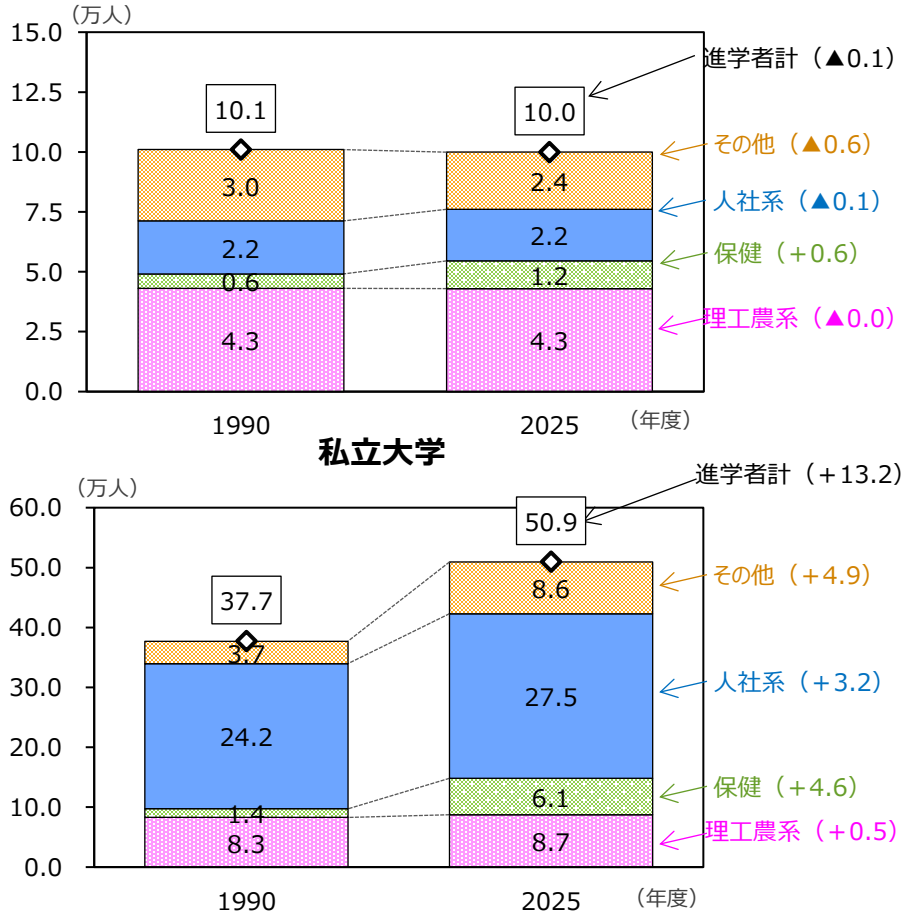
○ 大学進学者の学部分野別の内訳をみると、**国立では**保健が増加し、その他が減少したが、**理工農系や人社系はほとんど変化せず**。
一方、**私立大学では**、保健の増加や理工農系がほとんど変化してないことは国立と同様だが、**人社系やその他分野も大きく増加**。

◆設置者別の大学進学者数



（出所）文部科学省「学校基本統計」を基に作成

◆学部分野別の大学進学者数

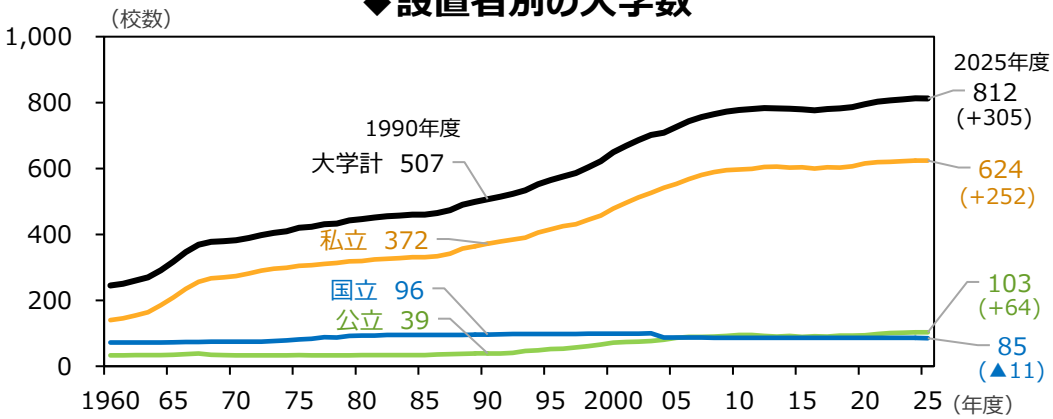


大学数の変化と私立大学の経営状況

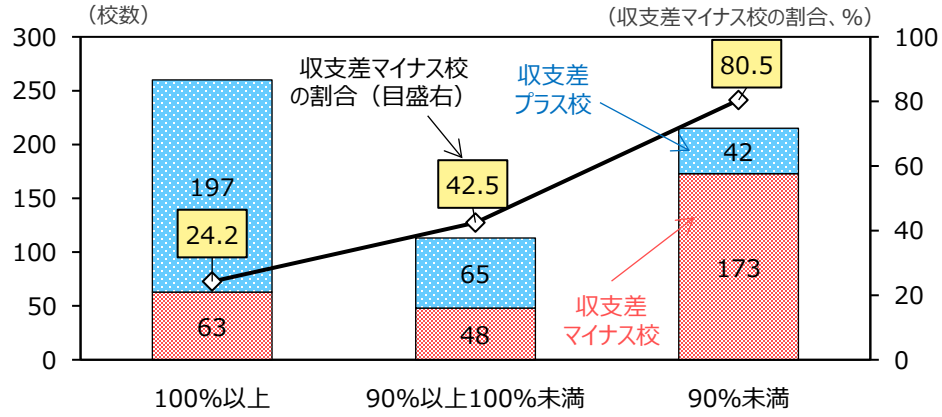
○ 大学進学者と同様、過去35年間で**大学数は305校増加したが、うち８割以上の252校が私立大学**。一方で、35年間の私立大学の増加数を、定員充足状況別にみると、**定員充足率100%以上の学校は減少**している一方、**定員未充足校数は増加**しており、**特に90%未満の大学の増加が著しい**（全体の増加の約８割を占める）。

○ 定員充足率と私立大学の経営状況は密接に関連しており、**定員充足率が低いほど、収支がマイナスである学校が多く、全体に占める収支マイナス校の割合が高くなる傾向**。今後、大学進学者数の減少に伴い、**資金ショートリスクが高い大学が急増する可能性**がある中、人口減少と産業構造の変化を見据え、**リスクが顕現化する前の早期の段階で、円滑な撤退・再編等含め、大学規模の適切なダウンサイジングを図る必要**。

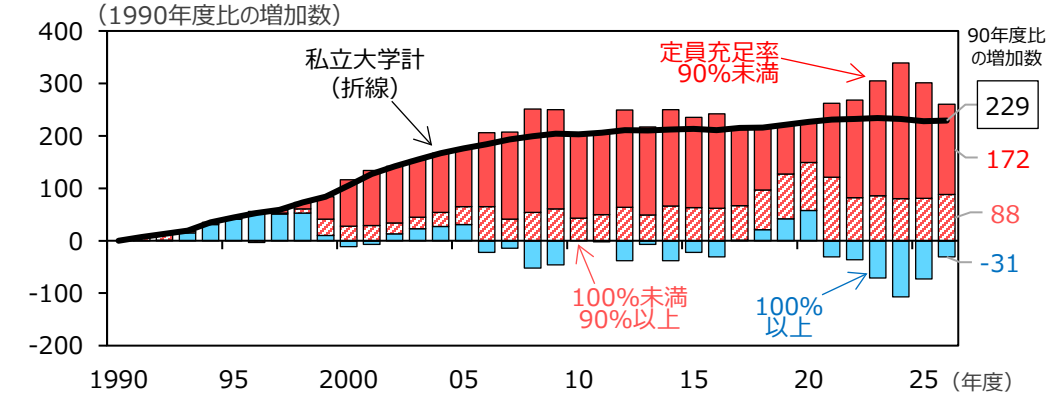
◆設置者別の大学数



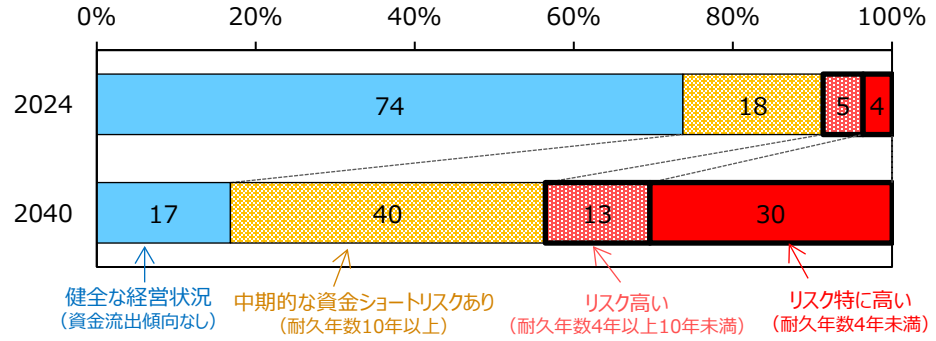
◆定員充足別にみた私立大学の経営状況



◆私立大学数の変化と定員充足状況別の内訳（1990年度対比）



◆大学進学者数減少による私大の経営状況への影響
（資金ショートリスク別の割合）



（出所）左上図及び右下図は文部科学省、左下図及び右上図は日本私立学校振興・共済事業団の資料を基に作成
（注）左下図は、私学助成の不交付団体は集計対象外。また、各年度の定員充足率に応じて区分しているため、同一大学でも年度によって区分が変動している可能性がある点に留意。右上図の「収支差」は基本金組入前当年度収支差額を指す。
右下図は、文部科学省試算値（大学進学者数が2040年に46万人に減少することを前提に一定の条件のもとで試算）。学校法人の運用資産/収入減に伴う年間赤字額により資金ショートリスク（耐久年数）を算出し、耐久年数別に分類。

大学の質の向上と規模の適正化　－大学等成長分野転換支援基金の実績と実態－

○ 「大学等成長分野転換支援基金」では、**令和５年度から令和７年度までの３年間**で、意欲ある大学等における**成長分野への学部転換等の改革について、計154件を支援決定**。

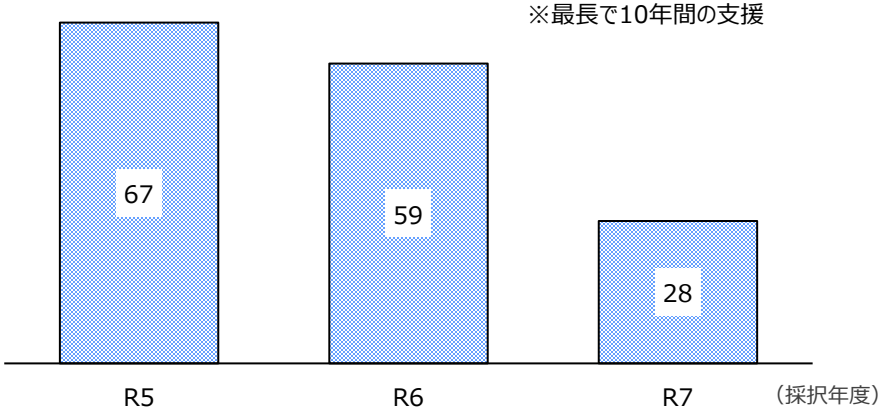
○ 一方、採択案件の中身をみると、**定員が６千名程度の純増**となっており、**成長分野育成に向けた学部再編等と大学規模の適切なダウンサイジングが両立していない**状況。また、**すでに開設された学部・学科の約５割は定員未充足**であり、**採択後に大学側が計画を頓挫し取りやめとなった件数も全体の１割弱**であるなど、取組の成果が表れているとは言えない状況。

○ 大学規模の適切なダウンサイジングと成長分野の人材育成への重点化を実効的なものとする観点から、**計画段階のみならず、各大学の取組の進捗や成果を確認しながら、その状況に応じて支援する仕組みとすることが不可欠**。

◆採択件数の推移

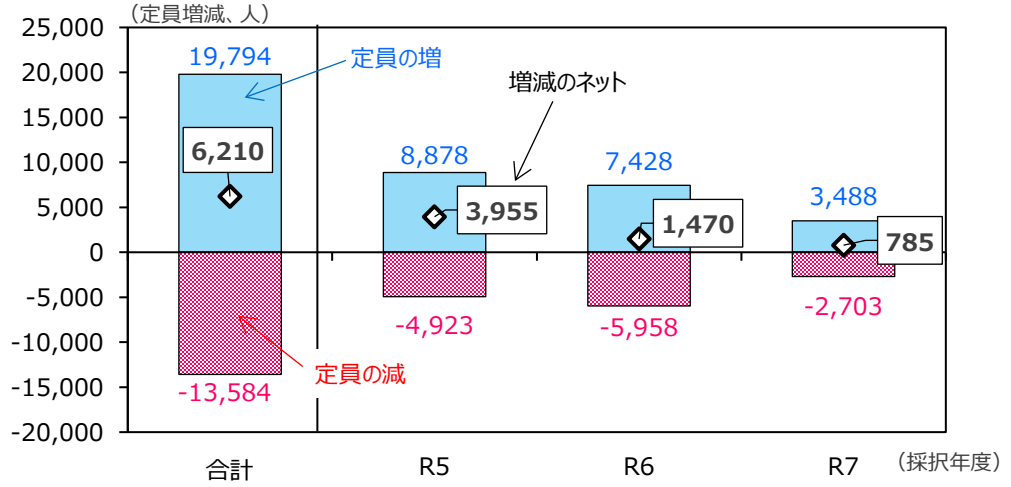
令和５～７年度までの３年間で**１５４件**の採択

※最長で10年間の支援



（出所）文部科学省公表資料『大学・高専機能強化支援事業』の公募選定結果について」より集計

◆採択案件における学部・学科定員の増減



◆大学等成長分野転換支援基金への国費投入状況

令和４年度補正予算第２号　**３，００２億円**

令和７年度補正予算第１号　**２００億円**

令和９年度概算要求　**１，１００億円**

（令和７年度末の基金残高　２，５４４億円※）

※令和７年度末の交付決定済額　２，１００億円

◆学部・学科の開設数及び定員未充足状況

採択案件のうち令和８年度までに開設済	６５件 １０１学部・学科
開設された学部・学科のうち定員が未充足	**２７件** **４８学部・学科**

採択案件ベースで**約４割**学部・学科ベースで**約５割**が定員未充足

（注）開設された学部・学科の定員未充足状況は、令和８年度の入学者数。

◆採択されたものの取りやめとなった件数

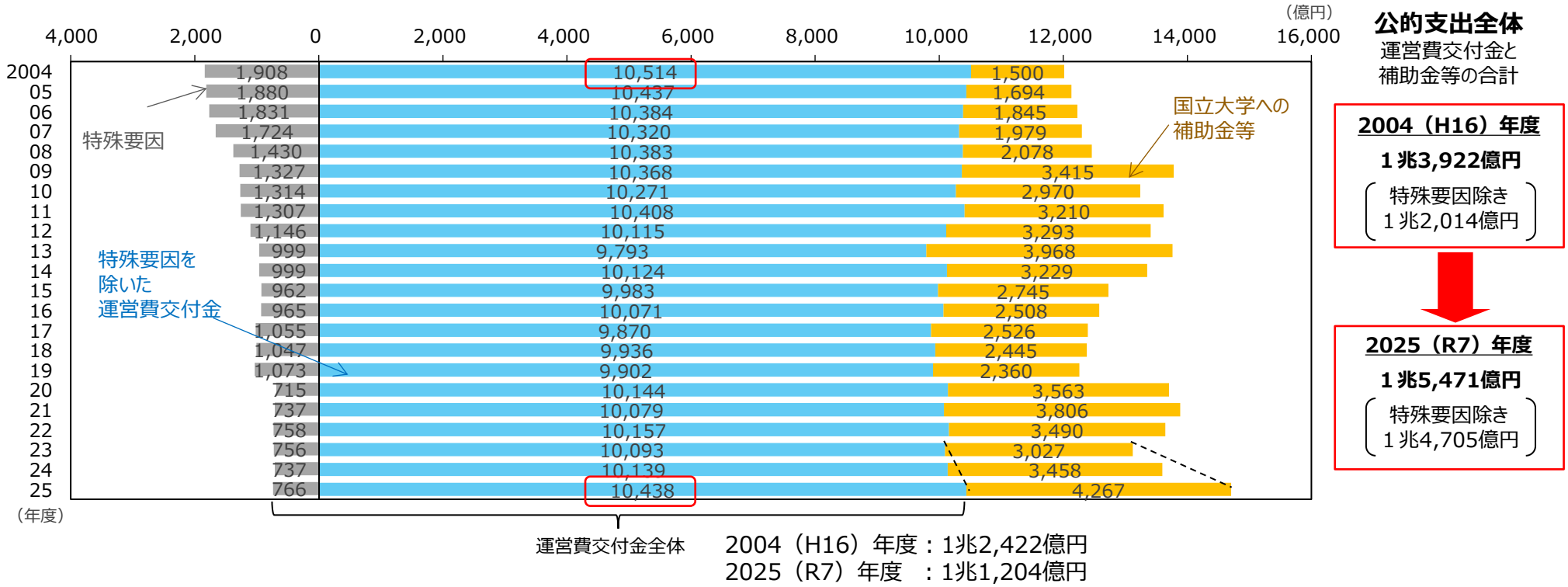
採択後取りやめ	**１２件**	**８％**

国立大学法人に対する公的支出額

○ 国立大学の運営費交付金は、国立大学が法人化された2004年度と比べ、全体としては縮減された姿となっているが、このうち**教育研究とは直接関係のない特殊要因を除いたベースでみると、2025年度は▲76億円**にとどまる。また、**2023年度と比べて345億円増加**しており、物価高の中でも質が高い教育研究を行うことができるよう予算を措置。

○ さらに、**運営費交付金以外の国立大学への各種補助金等も、2004年度と比べ大幅に増加**しており、直近も増加傾向。国立大学に対する公的支出全体としてみた場合、**2025年度の支出額は国立大学法人化以降で最大規模**となっている。

○ 2027年度概算要求では、運営費交付金について、新たな投資枠を活用し、物価・賃金上昇分等について増額要求（対前年度＋1,554億円）。予算編成過程の中で、**社会経済状況に応じた大学改革・研究力向上に繋がるようメリハリ付けを徹底すべき**。



（注１）特殊要因については、当初予算額における退職手当、病院赤字補てん金、授業料等減免分。
（注２）運営費交付金については、国の決算書の支出済歳出額を計上。
（注３）補助金等については、国立大学に対する予算額は把握できないため、各国立大学の決算報告書の「補助金等収入」に、財務諸表附属明細書の「科学研究費補助金等の直接経費及び間接経費」を加えた額を計上。

国立大学の授業料

○ 国立大学の授業料等は、**文部科学省令にて標準額が規定**されており、各国立大学法人は**標準額の120%を上限に授業料等を定めることができる仕組み**。

○ 令和８年度時点において、**標準額を上回る授業料を設定している国立大学は、85大学中11大学**に留まる（約13%）。

○ 国立大学の授業料標準額は、**2000年代半ばまでは消費者物価の動きとも整合的に引き上げられてきた**が、国立大学法人化後の**2005年度以降、据え置かれている**状態。私立大学とは異なり、**物価上昇に対応できておらず、デフレ期の価格設定が継続**している状況。物価が安定的・継続的に上昇する世界において、教育研究費・人件費の上昇に対応するため、次期中期目標/計画期間（令和10年度～）に向けては、**授業料標準額を、物価・賃金動向に応じて毎年度見直していく仕組みとすべき**ではないか。

※低所得世帯等に対しては、修学支援新制度（令和2年度～）により、授業料の減免及び給付型奨学金の支給を実施。

◆国立大学の授業料標準額

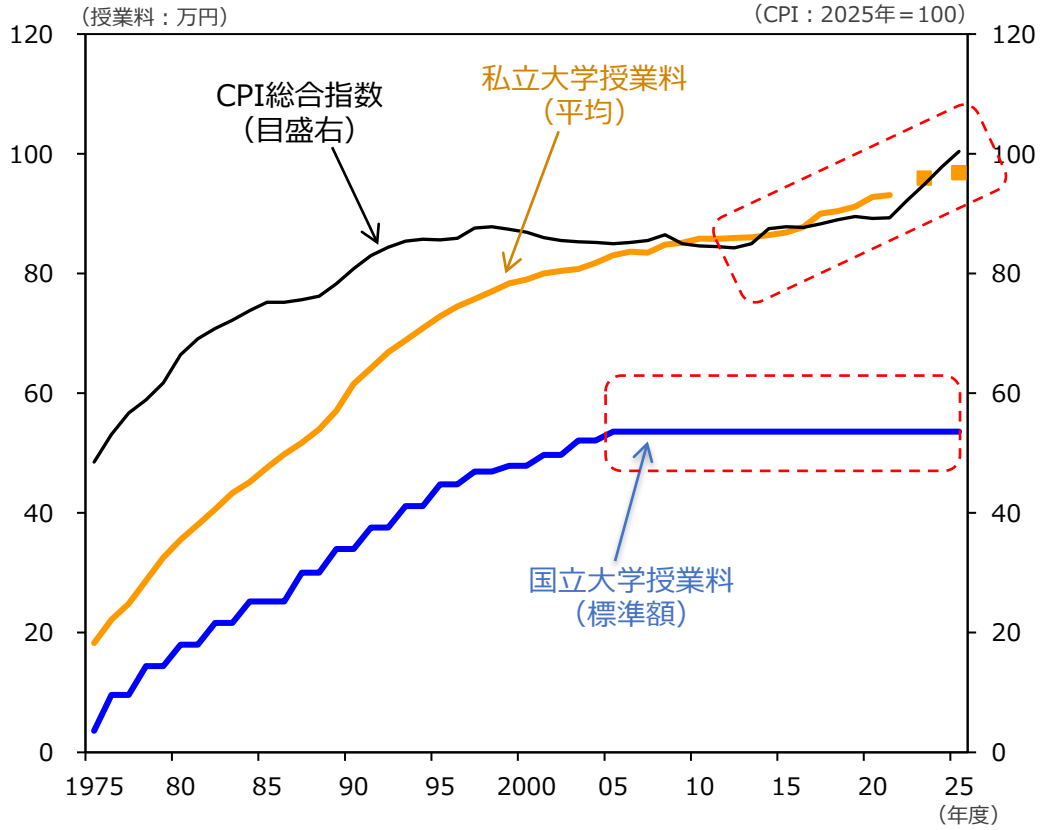
授業料	学部・大学院	年額　５３５，８００円
	法科大学院	年額　８０４，０００円
入学料	学部・大学院	２８２，０００円
検定料	学部	１７，０００円
	大学院	３０，０００円

・文部科学省令（国立大学等の授業料その他の費用に関する省令）にて規定。
・国立大学法人は、省令で定めた標準額それぞれ百分の百二十を乗じて得た額を超えない範囲内において、これらを定めることができる。

◆標準額を上回る授業料を設定している大学（令和８年度）

85大学中、標準額を上回る授業料を設定している大学は
11大学

◆大学授業料と消費者物価指数（CPI）



（出所）文部科学省資料、総務省「消費者物価指数」より作成

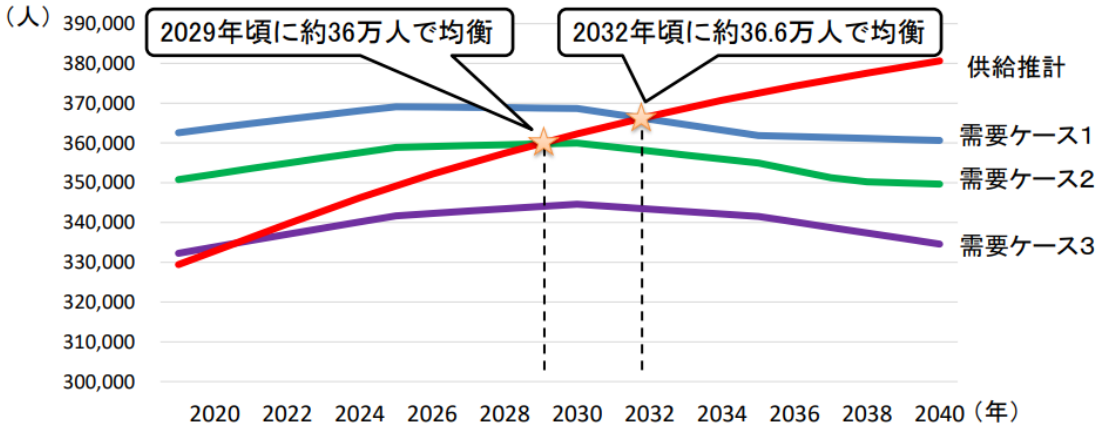
医学部定員の削減

○ 医師需給推計によれば、**2029年から2032年の間で医師の需給は均衡**することが見込まれており、**骨太方針2026においても医学部定員の削減が明記**されているところ。

○ 医学部定員については、**各大学にて設定する恒久定員**と、**地域の偏在対策として国と都道府県が協議して毎年度配分される臨時定員**に分けられ、また、**一般枠の他に地域枠等を設け、地域の実情に配慮した定員設定**を行っている。

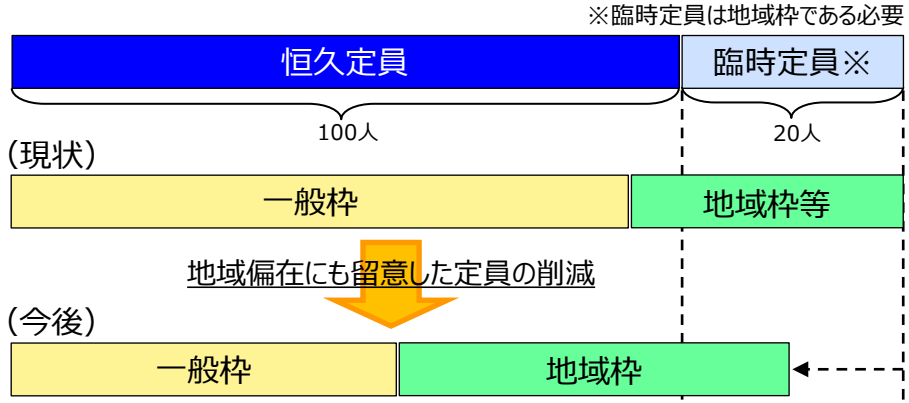
○ 医学部定員の削減を着実に進めるためには、各大学に対する財政支援の在り方や要件等を工夫することで、**医師の地域偏在にも留意しつつ、各大学において定員の削減が確実に図られるような仕組みとすべき**。

◆医師の需給推計



（出所）厚生労働省「医療従事者の需給に関する検討会　第35回医師需給分科会」（令和2年8月31日）
（注）需要ケース１（労働時間を週55時間に制限等≒年間720時間の時間外・休日労働に相当）
需要ケース２（労働時間を週60時間に制限等≒年間960時間の時間外・休日労働に相当）
需要ケース３（労働時間を週78.75時間に制限等≒年間1860時間の時間外・休日労働に相当）

◆医学部定員の枠組みのイメージ



◆経済財政運営と改革の基本方針（骨太方針）2026（抜粋）

かかりつけ医機能の発揮や医師の地域・診療科偏在の更なる是正策、大学病院等からの医師派遣の推進を含めた総合的な医師偏在対策、**地域の実情を考慮した2028年度以降の医学部定員の削減に取り組む**。

◆令和９年度概算要求の状況（医学部関係施策）

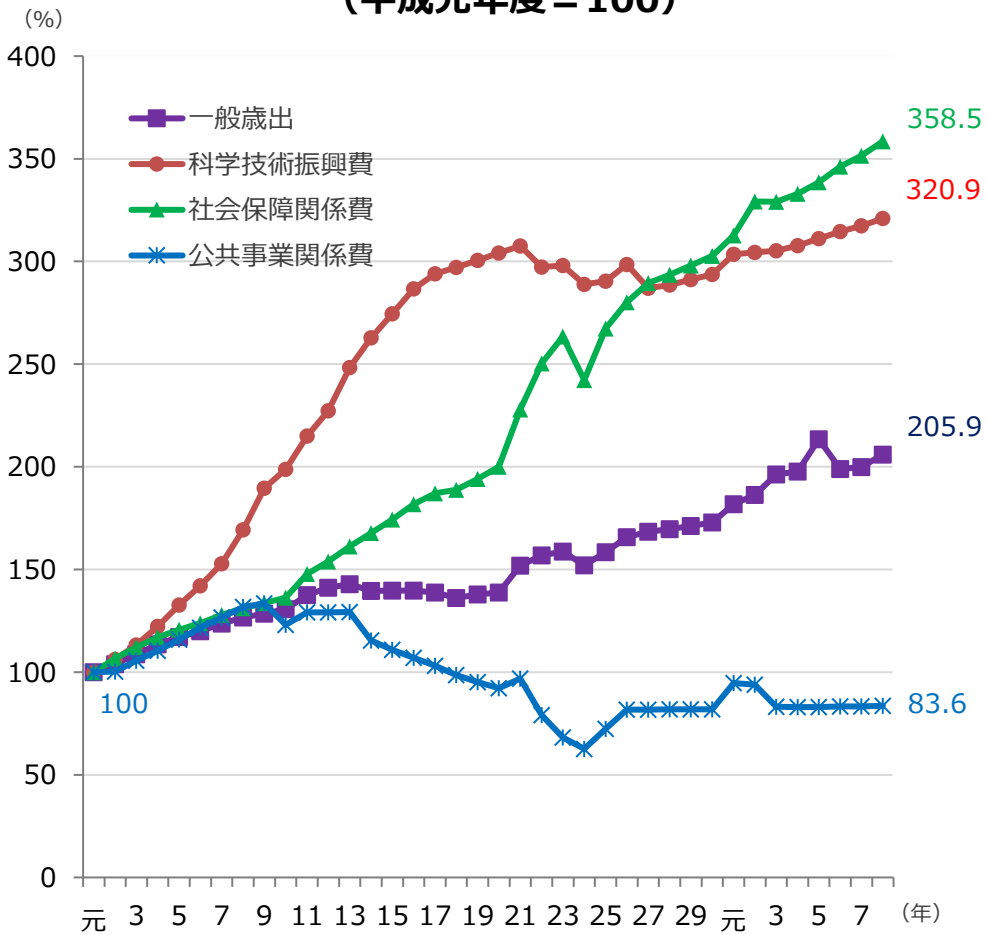
●2040年に向けた地域医療人材の養成体制最適化事業
概算要求額：20億円（新たな投資枠）
・医師養成大学における地域定着を目指したカリキュラム開発や実習指導サポート体制構築の取組を支援

●大学病院機能のリバランス促進事業
概算要求額：633億円
・大学病院が担う高度医療を行いつつも診療規模を適正化し、研究エフォートの増加を図るため、研究体制の強化や研究に必要となる設備の整備を支援

科学技術の予算は伸びている

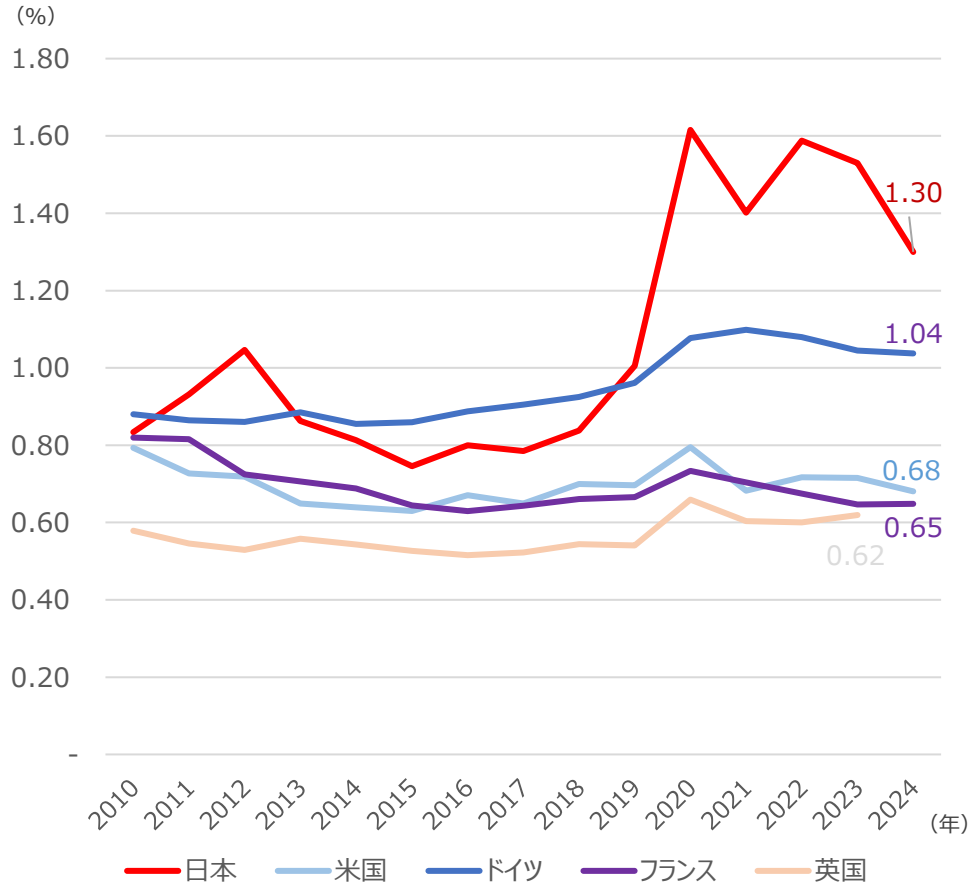
○ 科学技術振興費は、一般歳出や公共事業関係費と比べ、社会保障関係費と並び大きく伸びている。
○ 科学技術予算（対ＧＤＰ比）は、近年、主要国と比べて高水準にある。

◆一般会計　主要経費の推移（平成元年度＝100）



（注１）令和元年度及び2年度の各経費には「臨時・特別の措置」を含み、科学技術振興費については、令和元年度（13,597億円）において219億円、2年度（13,639億円）において74億円をそれぞれ計上。
（注２）公共事業関係費は、NTT-Aを除く。

◆各国の科学技術予算の推移（対GDP比）



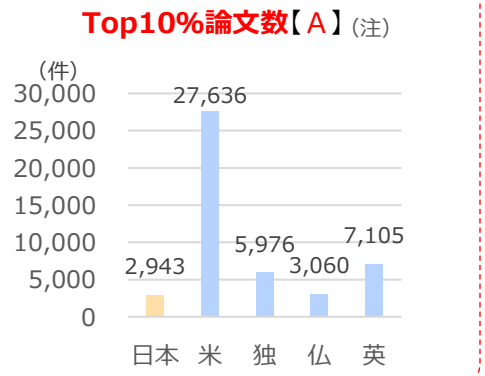
（出所）科学技術指標2026（2026年8月、科学技術・学術政策研究所）を基に作成。
（注１）日本は、国の当初予算、補正予算、都道府県と政令指定都市の最終予算の合計値であり、各国と定義が異なる。
（注２）英国は、2024年の値が公表されていないため、2023年までの値を用いている。

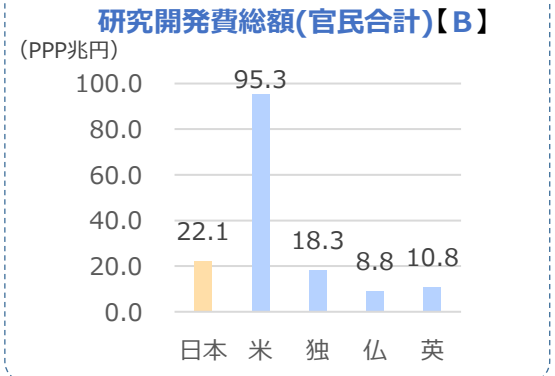
研究開発への投資の効果が低い

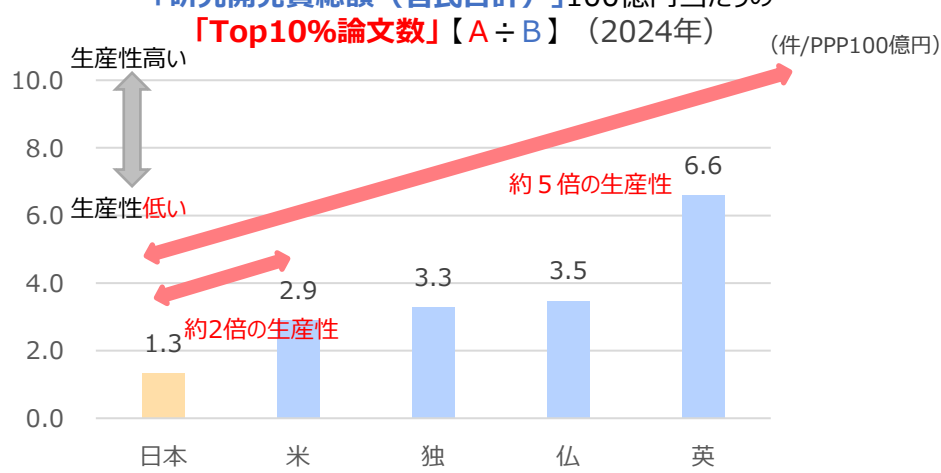
○ **平成元年以降、科学技術振興費を３倍**（社会保障関係費３．５倍に次ぐ伸び）に増加させてきたことで、我が国の研究開発費総額は主要先進国と遜色ない水準である一方、**研究費あたりの論文生産性は低水準**。

○ 今後の科学技術政策においては、予算額をいたずらに拡大することではなく、研究開発への投資効果を引き上げるため、その阻害要因となっている**構造的な問題への対処を優先すべき**。

◆論文の生産性







（出所）科学技術指標2026（2026年8月、科学技術・学術政策研究所）を基に作成
（注）論文数は分数カウント法による計測。分数カウント法とは、機関レベルでの重み付けを用いた国単位での集計を行うもので、例えば、日本のA大学・B大学、米国のC大学の共著論文の場合、各機関は1/3と重み付けし、日本2/3件、米国1/3件と集計する方法。

◆構造的な問題への対処

（出所）令和6年11月「令和7年度予算の編成等に関する建議」の内容を要約

若手研究者の活躍機会

○Top10%論文の著者の半数以上は40歳未満である一方、国立大学本務教員に占める若手研究者の割合は低下傾向

⇒ 若手研究者を登用する人事制度改革の推進、科研費等の競争的研究費の若手シフト

⇒ 学内事務負担の軽減やタスクシフト等研究時間を増加させる取組の推進

研究の国際性

○Top10%論文の内訳に占める国際共著論文の割合がほかの主要先進国と比べて低く、研究者の国際的な移動も低水準

○国際的に注目を集める研究領域や学際的・分野融合的領域への参画数が低い

⇒ 科研費等の競争的研究費において研究開発の国際化を促す政策誘導の強化

資金配分の硬直性

○科研費の新規採択課題に係る分野別配分額の割合がほぼ一定で推移し、大胆な分野シフトが起こっていない

⇒ 国際性重視等の科研費の評価要素改革

⇒ 研究領域の硬直性などの課題の解決に資する施策の重点化を行い、省庁間の施策の整理を行うなど、政策資源の効果を高める取組の推進

科研費の配分最適化

○ 科学研究助成事業（科研費）については、我が国全体の研究水準を向上させる効果を高める改革が必要。**採択率の引上げは効果を高めることにつながらないおそれがある**ことから慎重な検討が必要。

※令和９年度では、採択率の引上げや配分額の充実等により、4,552億円の要求（令和８年度当初予算2,479億円）

○ 各メニューへの配分や審査改革※について、KPIを設定するなど、**意図した目的を達成しているかどうか、検証し改善を図っていくための仕組みが必要**。

※過去の財政審建議の指摘を受け、文科省学術分科会科学研究費補助金審査部会では、学際的な研究を適切に採択するための審査体制等が検討されている。

科学研究費助成事業（科研費）　※日本学術振興会（JSPS）が事業を実施

・研究者の自由な発想に基づく、あらゆる研究の発展を目的とする競争的研究費。
・ピアレビュー（他の研究者による審査）により選抜されたものに対し助成を行うもの。

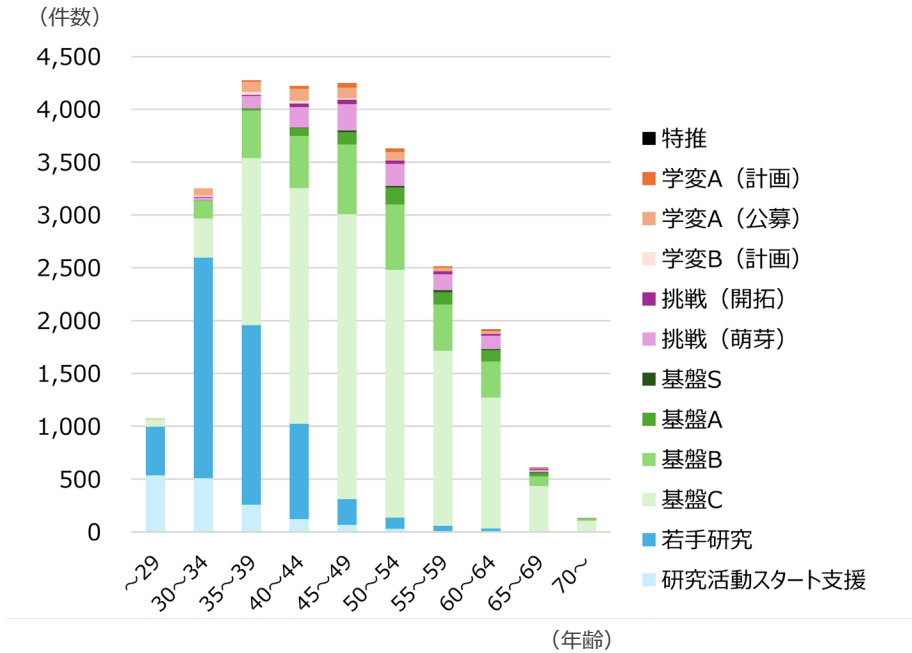
科研費の全体像

国際共同研究
○国際先導研究
7年（10年まで延長可） ～5億円
○国際共同研究強化
～1年（渡航期間） ～1,200万円
○帰国発展研究
～3年 ～5,000万円

真に優れた研究
特別推進研究
3～5年 2～5億円

若手支援	学問分野の深化・発展	新領域開拓
	基盤研究(S) 5年 5,000万円～2億円	学術変革領域研究(A) 5年 5,000万円～3億円／年
若手研究 2～5年 ～500万円	基盤研究(A) 3～5年 2,000～5,000万円	学術変革領域研究(B) 3年 ～5,000万円／年
研究活動スタート支援 ～2年 ～300万円	基盤研究(B) 3～5年 500万～2,000万円	挑戦的研究(開拓) 3～6年 500～2,000万円
特別研究員奨励費 ～3年 ～450万円	基盤研究(C) 3～5年 ～500万円	挑戦的研究(萌芽) 2～3年 ～500万円

メニュー別の配分実績（令和7年度新規採択件数）



（出所）研究費部会（第13期第６回）資料より抜粋

科研費の基金化について（これまでの取組と課題）

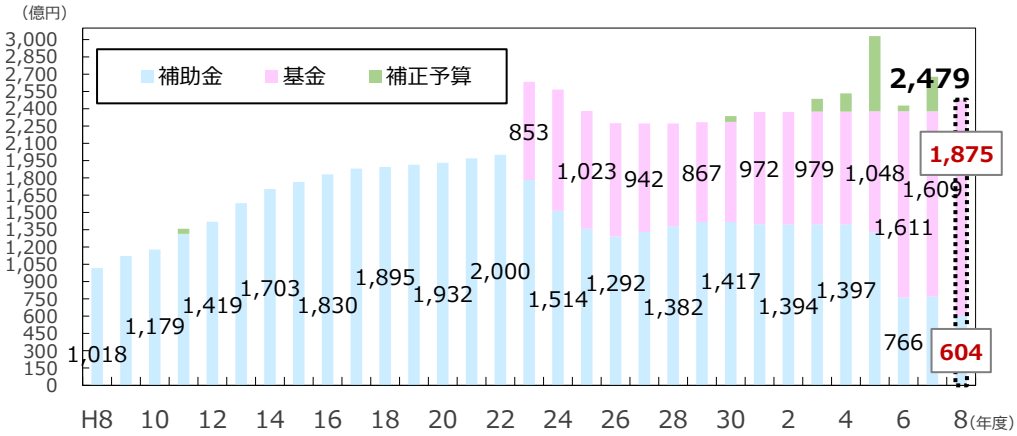
○ 科研費を支出するための基金には令和７年度末時点で**2,331億円の残高**がある中で、令和９年度は**まだ基金化されていないメニューの基金化のため895億円の要求**。

○ 基金による事務効率化※のためとはいえ、**すぐには執行しない複数年分の必要額を基金に長期滞留させることについて検討が必要**。

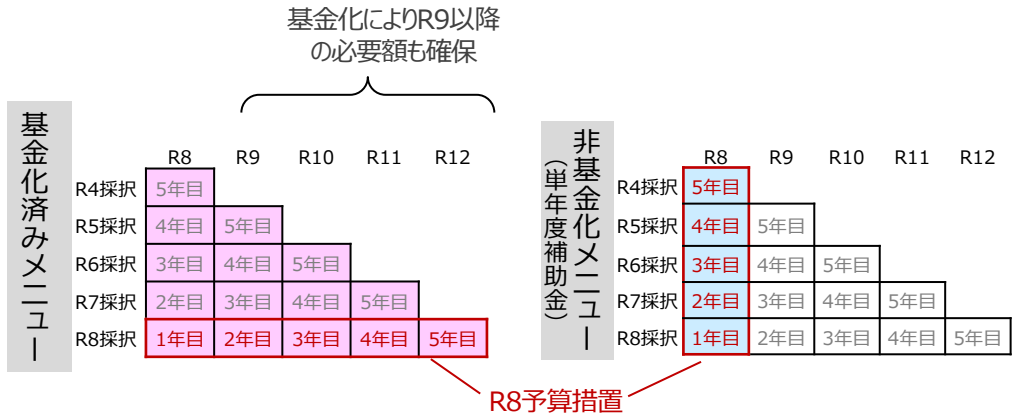
※科研費は、案件数が年間８万件と多く、繰り越し手続き省略等、基金化のメリットが大きい。

科研費の予算額の推移（平成８年度～令和８年度）

・研究者の研究時間確保につなげるため、平成23年から各科研費メニューを基金化



R8予算措置のイメージ（５年間支援するメニューの例）



基金化のメリット

✓ 円滑な研究推進（研究の前倒し、年度にとらわれない国際共同研究の推進、ライフイベントとの両立）

✓ 研究時間の確保（繰越申請等の省略により研究者等の事務負担が軽減）

現状・課題

✓ 令和７年度の執行前倒しの実績は16億円。（この観点では、多額の基金残高は不要）

✓ 基金残高を積み上げることにより、国費の裏付けをもって、複数年の研究期間全体の研究費について交付決定している。（※研究費の送金は毎年度）

✓ 基金残高についてはその大宗が安全性の確保を優先しつつ運用に回されている。

民間投資の促進が不十分

○ 科学技術・イノベーション基本計画には複数年度にわたる政府の研究開発投資の目標額が示されており、**前期の第６期期間（~2026.3）においては**、政府の予算措置額は、補正予算での基金措置もあり目標を大きく上回った一方、**官民投資額は目標を下回る見込み**。第６期計画で想定していた**呼び水効果（“政府投資が呼び水となり民間投資が促進される”）は不十分な結果となっている。**

○ これを踏まえ、第７期の官民目標180兆円に向けて、より有効な施策の在り方について検討が必要。

・科学技術基本法（1995年制定）に基づき、基本計画を５年毎に策定（閣議決定）

・令和８年３月に、第７期科学技術・イノベーション基本計画（2026.4～）を策定



（出所）内閣府資料を基に作成

研究大学群の形成事業の乱立・重複

○ 企業と大学の共同の研究開発プロジェクトを促進することを目的として、研究力の強化のための大学の体制整備事業について令和９年度予算要求が行われているが、**同様の施策は多々存在しており、施策内容の重複等を要整理**。

○ 大胆な財政支出によって大学の体制整備を進める観点で、新たな大学群に係る要求は国際卓越研究大学制度と類似しているが、**国際卓越研究大学制度がどのような成果を上げるかよく注視していく必要**。

比較点	研究大学強化促進事業（平成25年度～令和4年度）	国際卓越研究大学制度（令和４年度～）	地域中核・特色ある研究大学強化促進事業（J-PEAKS）（令和５年度～）	産業競争力・研究力中核大学群形成推進事業（令和９年度要求）
累計予算措置額	**505億円**	**645億円** ※累計助成額（～R８）	**1,498億円**	**2,732億円** ※R９要求（当初３年間分）
主な目的	世界水準の研究大学群を増強し、日本全体の研究力を強化	世界最高水準の研究大学を実現し、日本の学術研究ネットワークを牽引	強み・特色のある研究を核に、研究力向上と新たな価値創造を推進	特定分野の高い研究力を通じて、日本の産業競争力を強化
体制整備の内容	URA等の確保、研究戦略・知財管理、研究環境改革	ガバナンス・事業財務戦略の改革、研究環境充実、優秀な人材の獲得等	研究戦略を実行する専門人材・研究者の確保、設備整備、研究・事務DX、機器共用	産学連携機能の集約・強化、基礎研究から社会実装までの研究開発体制、若手研究者等の育成
支援規模	１機関当たり年１～３億円程度	一律額ではなく、外部資金獲得実績等に応じて算定	１大学当たり５年間で最大55億円程度	**１大学当たり年平均100億円程度**の支援規模
支援期間	10年間（2013～2022年度）	体制強化計画は最長25年	５年度目を目途に評価（最長10年を目途）	**15年程度**
対象数	22機関（東京大学、京都大学、…）	３大学が認定済み（東北大、東京科学大、京大）	25大学（千葉大、慶応大、北大、神大、…）	**最大10大学程度**
資金の仕組み	国の補助金	大学ファンドの運用益から助成 ※自走スキームあり	日本学術振興会に設置した基金から助成	基金から大学に助成 ※自走スキームは検討中

（参考）1000万円以上の大型共同研究受入額ランキング(R6)

【★：卓越申請、青色：卓越認定、緑：J-peaks認定】

大学名	(億円)
★東京大学	135.7
★大阪大学	89.1
京都大学	55.4
東北大学	40.6
★名古屋大学	26.2
東京工業大学	26.2
順天堂大学	19.5
慶應義塾大学	19.2
★筑波大学	12.9
北海道大学	12.4
★九州大学	11.7
神戸大学	10.7
★早稲田大学	9.4
広島大学	7.1
大阪公立大学	7.0
藤田医科大学	5.5
千葉大学	5.0
弘前大学	4.9

	国際卓越研究大学において計画されている体制整備の例	R8支援額	産学連携に係るKPI等
京都大学	教員一人当たり支援スタッフ数：**0.7人→1.3人**　若手PI研究者数：**244人→550人**	198億	外部資金収入：**340億→1,160億**
東北大学	知財・産連・国際などの専門職スタッフを**約1,100名増員**	169億	民間からの研究資金等受入：**86億→959億**
東京科学大学	専門・事務職員：**1,137名増**(1.5倍)　研究スタッフ等：**1,731名増**(5.5倍)	124億	民間からの研究資金等受入：**67億→725億**

（出所）各大学の公表資料等から作成

産業競争力強化のための大学の体制整備について

○ 産学連携の取組を一層推進するため、大学の体制整備を図るにあたっては、以下の考え方が重要。

- 追加的な財政支出に安易に頼ることなく、
  - （１）**<u>これまでの各施策の成果を活用すること</u>**（URA配置改善、「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」に基づく取組など）
  - （２）**<u>大学の基盤的な体制整備</u>**については、個別の財政支援ではなく、**<u>運営費交付金などの重点配分で対応すること</u>**
- 支援する場合でも、共同研究において**<u>具体的に想定する分野を踏まえ、他施策との重複を整理の上で、的を絞った支援とすること</u>**

URAを育成・雇用し自走化した例

- 「研究大学強化促進事業（H25-R４）」による人材の定着・拡大
- 国費財源を逓減させることで自主財源化を推進

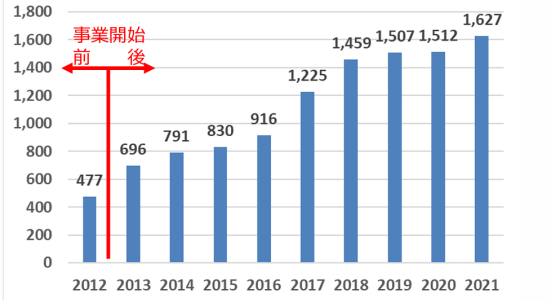
採択機関におけるURA配置状況推移



文部科学省調べ

国公私立大学等におけるURA※配置状況

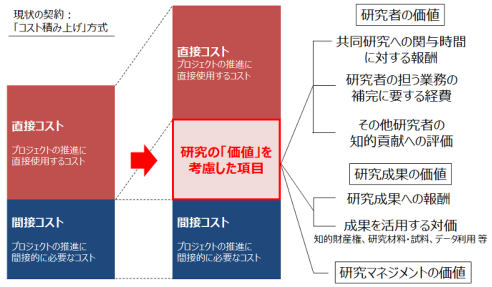
※大学等における研究マネジメント人材 University Research Administrator の略



「大学等における産学連携等実施状況について」を基に表を作成

（出所）文部科学省HPを基に作成

産学連携に必要な経費の適切な分担



7 大学のマネジメントに対する適切な支出

“共同研究における間接コストの比率を高める大学等が増加している。（…）<u>産学官連携活動の発展に向けた投資や、そうした活動に伴う様々なリスクの補完のためのコストについて、組織連携については間接コストの比率をさらに高く設定したり、「戦略的産学連携経費」として計上したりといった取組を行う大学も増加している</u>。”

（出所）文科省・経産省「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン【追補版】(令和２年６月)」より抜粋

＜科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律＞抄
（共同して研究開発等を行う場合等における経費についての負担）
第三十四条の三 研究開発法人及び大学等は、民間事業者と共同して又はその委託を受けて研究開発等を行う場合には、当該民間事業者との合意に基づき、（…）その他の直接経費及び間接経費のほか、**<u>産学官連携に係る活動の充実強化に必要な経費についても、その負担を求めることができる</u>**。

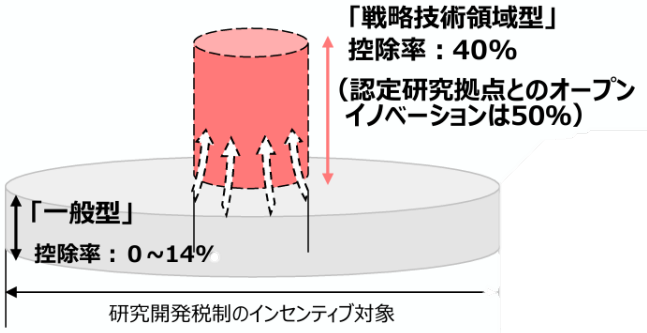
税制の活用（企業へのインセンティブの付与）

研究開発税制
（重要領域技術型のうち大学拠点等強化類型）

- 令和９年度から開始予定。該当する領域に係る技術※について、**研究拠点として認定された大学との共同研究開発を実施した場合、その試験研究費の50%が法人税額から控除。**

※ ①ＡＩ・先端ロボット ②量子 ③半導体・通信 ④バイオ・ヘルスケア ⑤フュージョンエネルギー ⑥宇宙（具体的な範囲は今後告示予定）

戦略技術領域型のイメージ



（出所）経済産業省HPを基に作成

フュージョンエネルギー

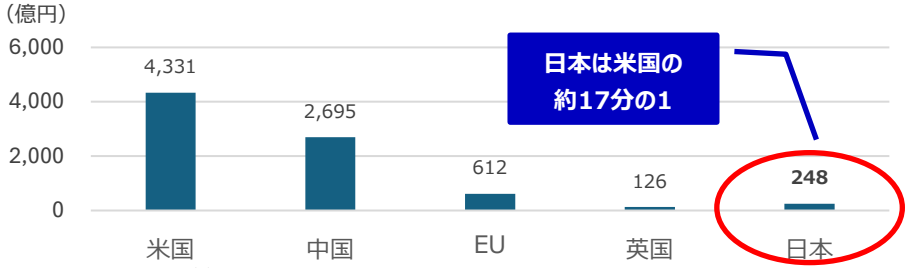
○ フュージョンエネルギーは、カーボンニュートラル等の面で優れているとされる一方、世界的に未だ発電が実現されておらず、研究開発の段階にある。我が国は、ITER計画に参画しつつ、多様な方式により**2030年代の発電実証を目指しており**、その工程にはマイルストーンが位置付けられている。

○ 2022～2025年の資金の配分構造をみると、**我が国は米中に比べ民間資金の調達額が少額**にとどまる。他方、2024年にフュージョンエネルギー産業協議会（J-Fusion）が設立され、**加盟する法人・団体が増加するなど、関心が高まっている。**

○ 市場性のある発電を実現するには、**コストを合理的な水準に収めることが前提**となる。原型炉計画が約２兆円（※）との試算もある中、発電実証の実現に向けて、**コストの精査・合理化を進めるとともに、民間資金を導入する仕組み**を検討する必要。

※ 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構(QST)提出の「ITERサイズ原型炉」概念設計（第1期）運転開始までの概算。

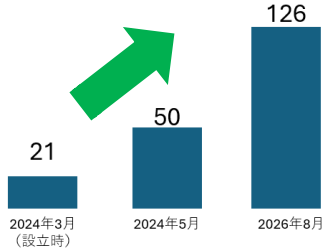
◆民間資金調達額（2022～2025年合計）



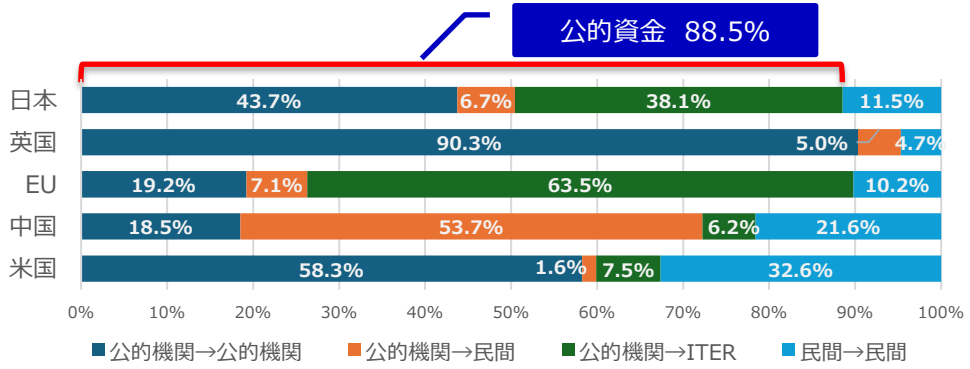
◆フュージョンエネルギー産業協議会（J-Fusion）

民間企業を中心として産業基盤の形成を目的として設立された協議会であり、2024年３月設立時の加盟数**２１から１２６社・団体（2026年8月現在）**と増加している。

（出所）J-Fusion HPを基に作成

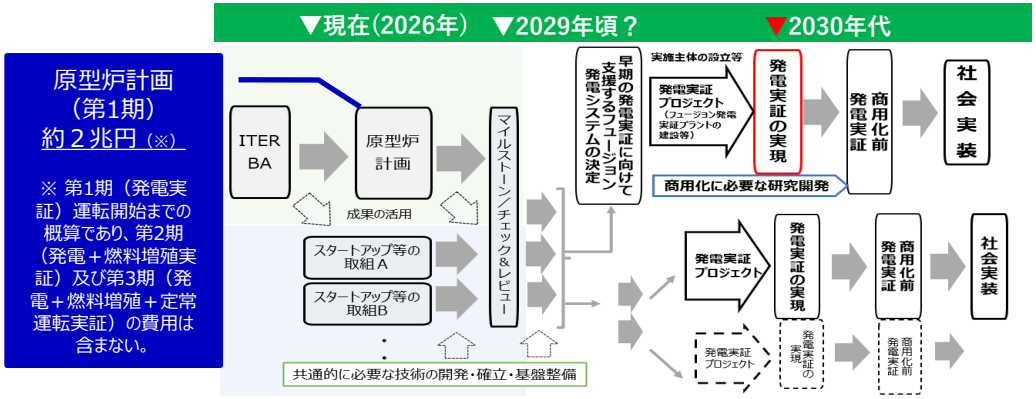


◆資金の配分構造（各極の出資元内訳、構成比＝100）



（出所）「Global Fusion Energy Trends - Report from the F4E Fusion Observatory（FUSION FOR ENERGY）」を基に作成（1ユーロ＝180円で換算）
（注）構成比は各極の2022～2025年の資金調達額の内訳合計を100とした値であり、資金調達額の絶対値を表したものではない。

◆2030年代の発電実証実現に向けて



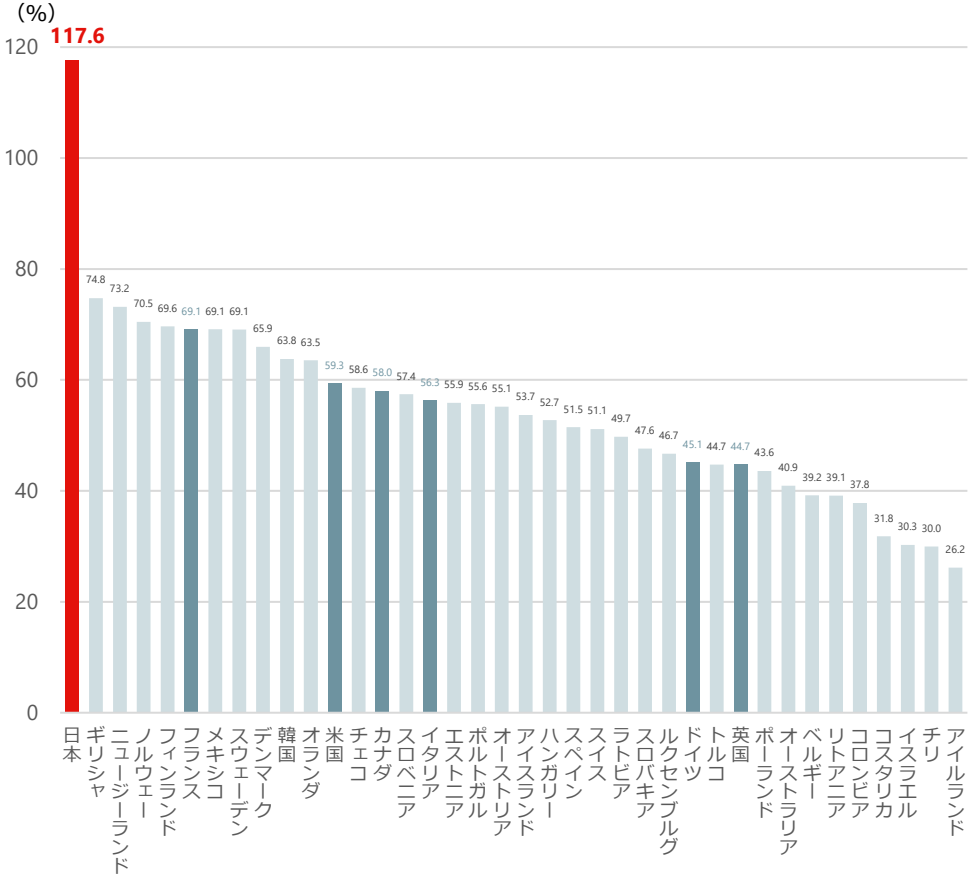
（出所）内閣府第3回フュージョンエネルギーWG（令和8年4月8日）、内閣府第6回フュージョンエネルギーの社会実装に向けた基本的な考え方検討タスクフォース（令和8年3月16日）資料を基に作成

固定資本ストックの状況

○ 社会資本ストックの対経済規模（GDP比）は、すでに、諸外国と比べて大幅に大きく、世界最高。

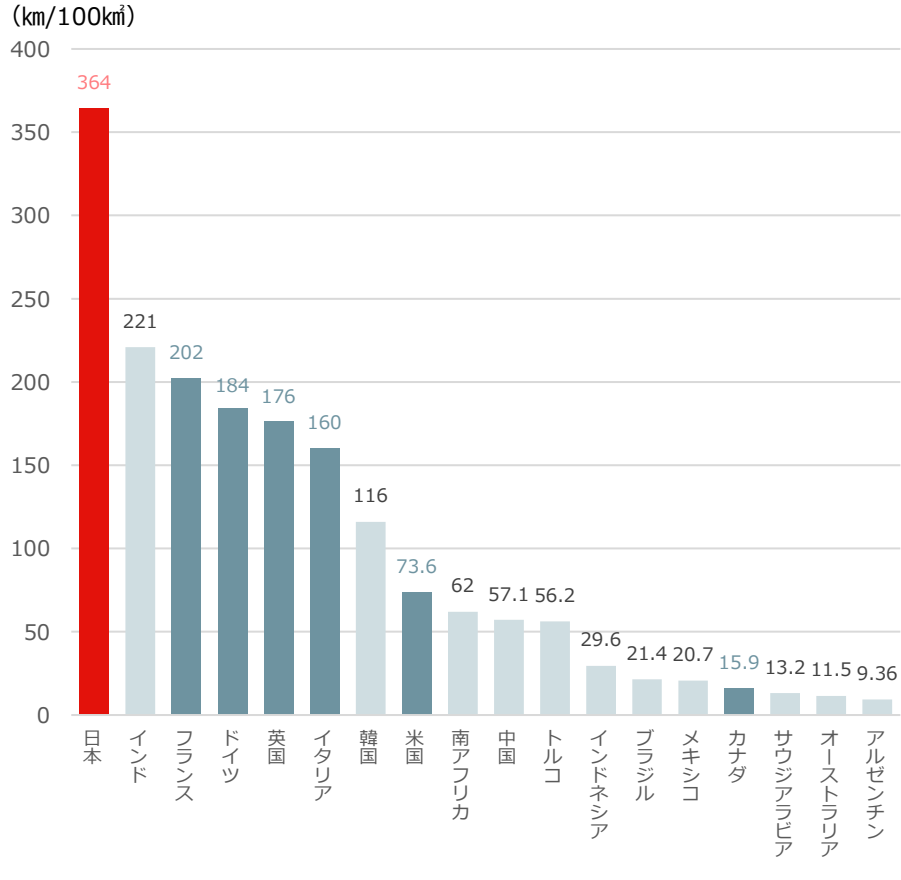
○ 個別分野でも、例えば、道路延長の対国土面積比は主要先進国（G20）中、第１位。

公的固定資本ストックの対GDP比



（出所）内閣府「国民経済計算」（2019年）＜日本＞及びIMF「IMF Investment and Capital Stock Dataset, 1960-2019」＜諸外国＞を基に財務省作成。

道路延長の対国土面積比



（出所）世界銀行Data360「指標|道路密度、km/表面積」を基に財務省作成。

社会資本ストック維持の持続可能性

○　現在の整備ベースを続けた場合、20年後（2045年）に、社会資本ストック全体の維持管理コストは総額約15.2兆円に増嵩。人口減少もあり、生産年齢人口一人当たりでは約26.1万円と現在の水準から倍増。

○　こうした負担を前提とした社会資本ストックの維持は困難であり、ストック総量を抑制することは避けられない。

社会資本ストック全体の維持管理コスト

	2025年度	2045年度
総　　額	9.3兆円	**15.2兆円（約1.6倍）**
生産年齢人口一人当たり	12.7万円	**26.1万円（約2.1倍）**

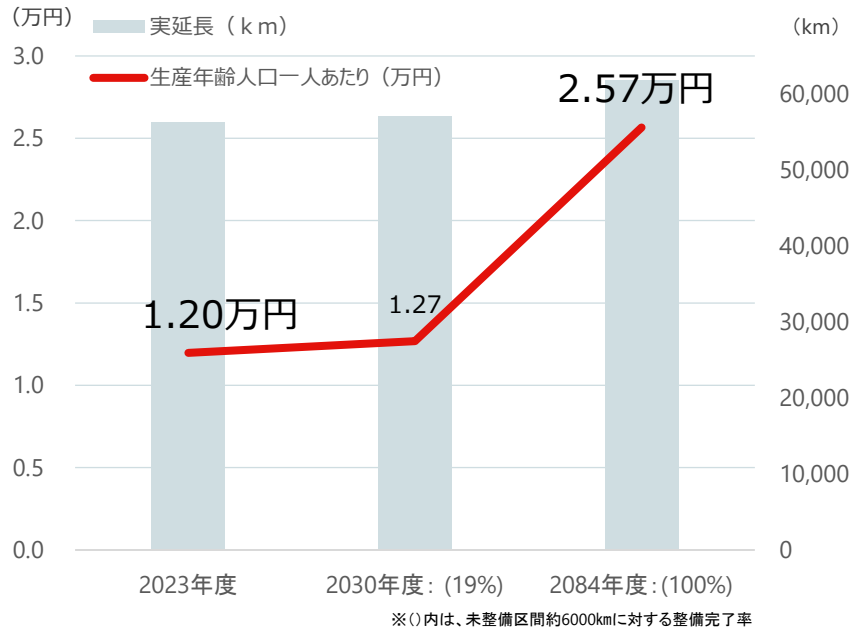
（出所）内閣府「国民経済計算」、総務省統計局「人口推計（令和8年3月報）」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和5年推計）」（出生中位・死亡中位仮定）、国土交通省資料を基に財務省作成。
（注１）2026年度以降の物価変動がない前提。
（注２）2018年度の国土交通省による試算（「事後保全」）を基に、2025年度までの物価上昇率を加味して再計算。 2019年～2024年の公的固定資本ストック（R＆Dや防衛関連は控除）を踏まえ、一定のペースで新規整備とそれに伴う維持管理費の増加を仮定。

建設後50年以上経過する社会資本の割合

	2025年	2040年
道路橋	約42%	約75%
水道管路	約10%	約40%

（出所）国土交通省資料を基に財務省作成。

国道の維持管理コスト



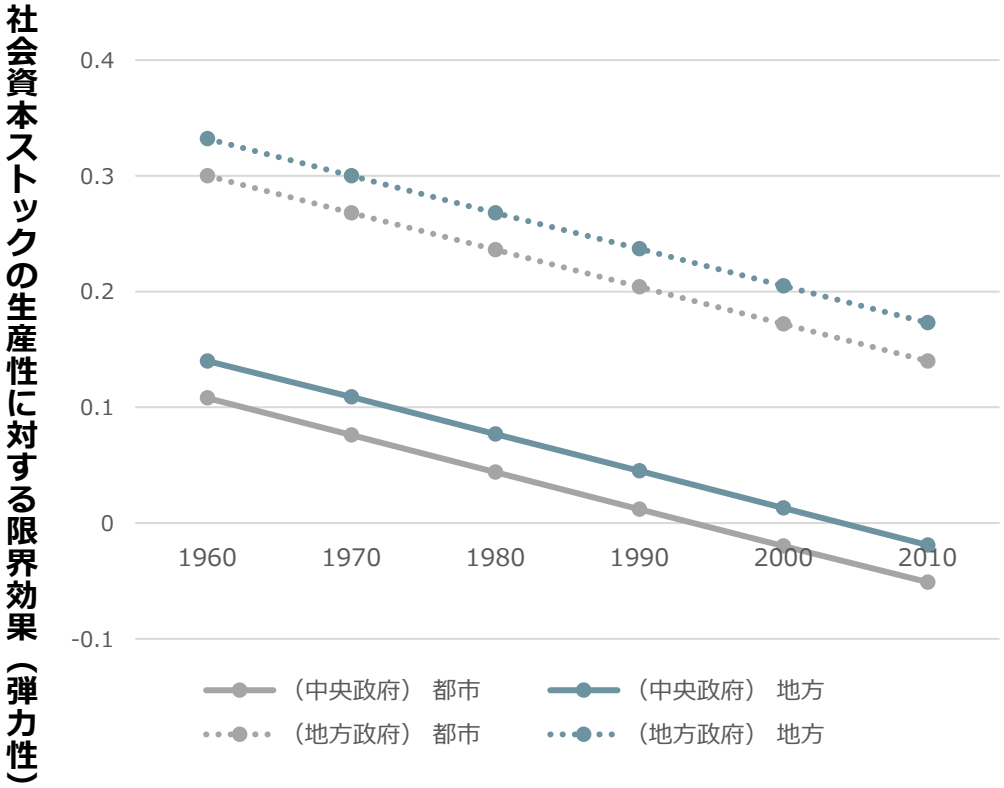
※（）内は、未整備区間約6000kmに対する整備完了率

（出所）国土交通省「道路統計年報」、内閣官房「第１次国土強靱化実施中期計画」（令和7年6月6日閣議決定）、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和5年推計）」（出生中位・死亡中位仮定）を基に財務省作成。
（注）道路統計年報の一般国道の直近５か年の実延長と維持修繕費（工種別内訳のうち、「橋梁補修」、「舗装補修」、「その他修繕」、「維持」に係る事業費（国、都道府県、市町村、その他の各負担合計値））から1kmあたりコスト約0.16億円と算出。第１次国土強靱化実施中期計画のKPIから、2084年までに一般国道が約6000km整備されると仮定し、追加の維持修繕費を試算。生産年齢人口は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和5年推計）」（出生中位・死亡中位仮定）を引用。

社会資本ストックの生産性

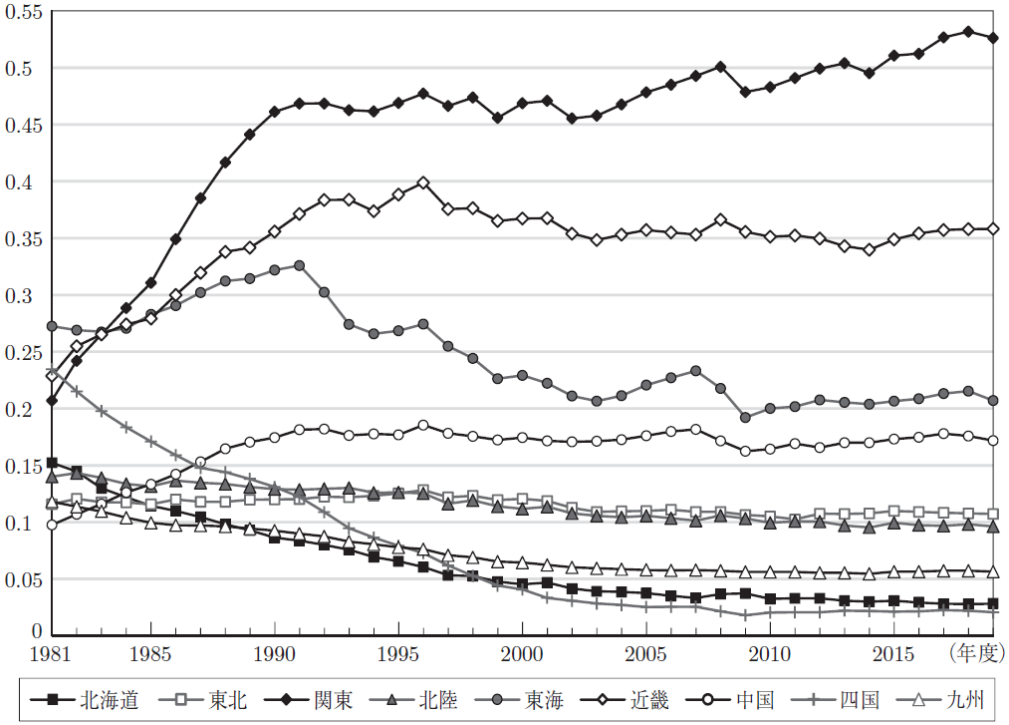
○　社会資本整備による生産性の向上は、地域や時期等で効果は様々であるが、資本蓄積に応じて低下する傾向が指摘されている。我が国では、すでに巨大なストックの蓄積があり、社会資本整備の効果については慎重に見込む必要。

社会資本ストックと生産性



（出所）Ishizuka (2024) “Synthesizing the empirical evidence on the productivity of public capital in Japan: A Meta-Analysis” のTable6より財務省作成。
（注）　日本における社会資本の生産性に対する弾力性に関する実証研究（44の研究、1038の推計値）を基にしたメタ分析。「中央政府」は、直轄・補助など中央政府が関わる事業、「地方政府」は、地方が単独で実施する事業を指す。また、「都市」は、東京、埼玉、神奈川、千葉、愛知、大阪、京都、兵庫の８都府県、「地方」はそれ以外の道府県を指す。

各地域の社会資本の限界生産性



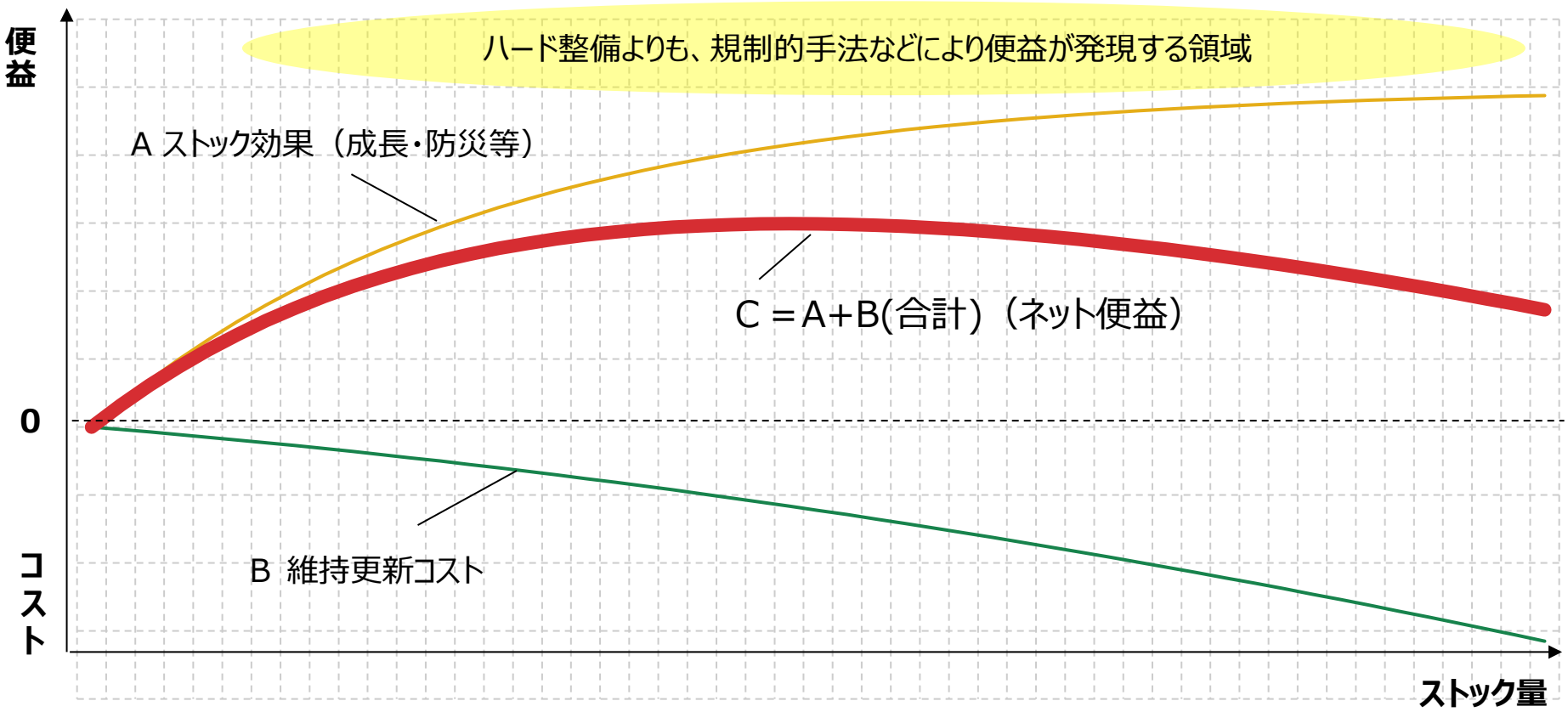
（出所）土居・岡部 (2026) “日本の社会資本の生産性に関する計量分析」の図９より抜粋。
（注）　年代（資本蓄積）に応じて、必ずしも全ての地域の社会資本ストックの限界生産性が低下しているわけではないが、例えば、北海道・東北・北陸・四国・九州などでは、1980年代から限界生産性が上昇せず、2000年代以降、安定して低水準となっている。他方、関東・東海・近畿・中国では、1980年代に上昇し、2000年代以降も高水準を維持している。

社会資本整備のあるべき方向性

○ これまで見てきたように、
- ハード整備によるストック効果は、社会資本の蓄積に応じて限界的な効果は低減していく（曲線A）
- 他方、事業の増大は、将来の維持管理コストを伴う（曲線B）

○ こうした中で、国民の便益（曲線C）最大化には、社会資本整備を増大（「右」移動）させるのではなく、ストック総量のダウンサイズによる維持管理コストの抑制、既存ストックの有効活用、規制的手法の活用等で曲線を「上」に引き上げることが重要。

社会資本整備と便益の概念図

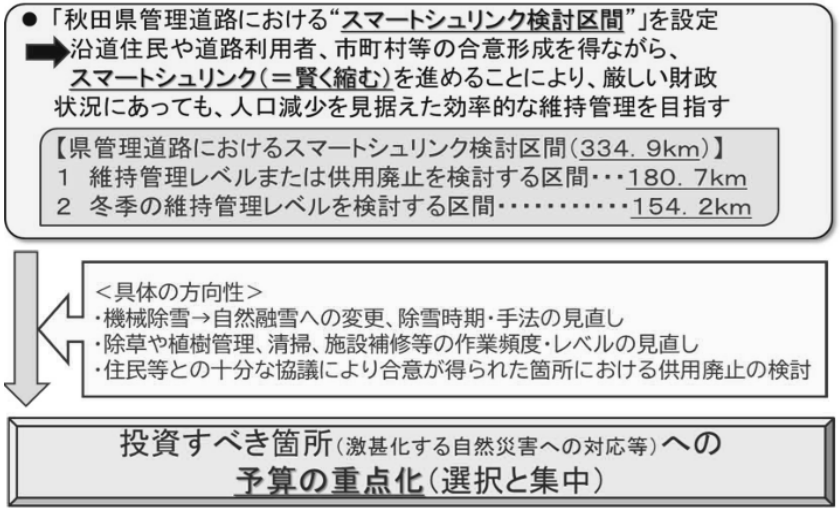


地域に適合した持続可能な社会資本整備（道路）

○　例えば、秋田県では「スマートシュリンク検討区間」として、①維持管理水準の引き下げ又は供用廃止検討区間180.7km、②冬季の維持管理水準検討区間154.2kmを設定。人口減少が進む中、我が国全体でも、持続可能性の観点等から、こうした道路の供用廃止も含め、既存ストックの水準を引き下げるべき。

○　道路の規格を地域に適合した水準に見直すことも重要。例えば、海外では、低コストかつ、ローカルな素材（地元の土砂）で舗装できる工法（オッターシール工法）の導入が進んでいる。これにより補修コストは概ね半減するが、我が国では舗装の技術基準として取り込まれていない。技術基準を見直して、維持管理コストを抑制すべき。

道路の統廃合等に関する事例（秋田県）



（出所）秋田県議会建設委員会　令和８年第１回定例会（６月議会）建設部提出資料

道路舗装の見直し（オッターシール工法）

○　現地で入手可能な天然骨材を、比較的軟らかいアスファルトやアスファルト乳剤の上に敷き均した後、転圧する工法



（出所）Ceylan et al. (2018), *Evaluation of Otta Seal Surfacing for Low-Volume Roads in Iowa*（Iowa State University）より財務省作成。

○　1㎡あたりの舗装補修コストが簡易舗装道４千円程度に対し、オッ―シール工法を採用すると２千円程度に抑制できる

○　米国や欧州、豪州等で採用されているが、我が国では、現在、舗装の技術基準として取り込まれていない

対象	削減額（試算）	試算方法
道路舗装（市町村道）	約800億円/年	道路統計年報から市町村道のうち簡易舗装道に係る舗装補修費を約1600億円と算出。1㎡あたりの舗装補修コストが簡易舗装道の場合４千円程度に対し、オッ―シール工法を採用すると1㎡あたり２千円程度。全ての市町村道に同手法を適用した場合、年間800億円程度のコスト削減の見込み。
道路・橋梁	約630億円/年	秋田県の「スマートシュリンク検討区間」を参考に、一般県道、主要地方道、一般国道（指定区間外）それぞれの県管理延長に対する検討対象路線延長の割合と同程度を全国の一般県道等において検討すると想定し、道路統計年報から算出した一般県道等の1kmあたり維持修繕費をもとに、想定した全国の検討対象路線延長が仮にすべて供用廃止（＝維持修繕費ゼロ）となった場合、年間630億円程度のコストを削減できる見込み。

地域に適合した持続可能な社会資本整備（上下水道）

○　上下水道は、急激な人口減少が避けられない中、災害時も含めた持続的な機能提供のため、広域化とともに、国土交通省が定めた優先検討の条件に合致する地域で分散型システム（小規模水道施設や浄化槽）の導入を加速すべき。

○　国費支援も、事業体による分散型システムとのコスト比較を踏まえてメリハリをつけて支援すべき。

水道のコスト削減（モデルケース：50人以下集落）

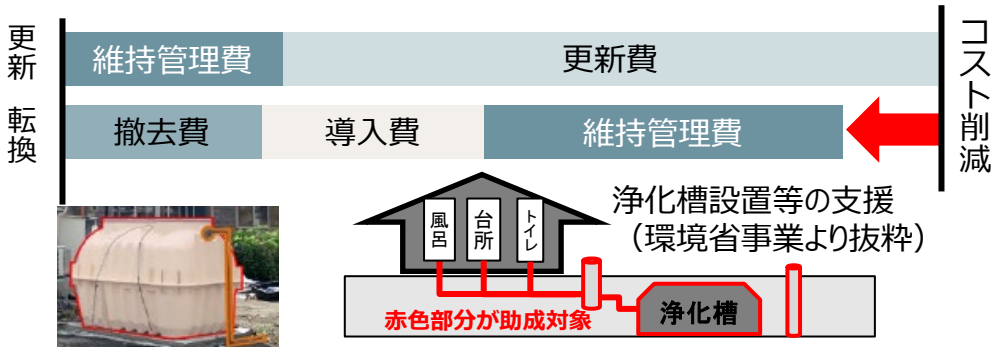
既存更新＝１	ケース１：小規模A市	ケース２：小規模B市
条件	分散化検討地区の **距離が離れている**場合	分散化検討地区の **距離が近い**場合
小規模水道施設	**0.8**	1.3

小規模水道が有利

（出所）国土交通省資料を基に財務省作成。

下水道のコスト削減（モデルケース：中核市の例）

中核市Ａ（2,500km・37.5万人）の更新構想では、市全体管路の約２%～20%を浄化槽転換。削減効果は、事業費で約2%～20%。



（出所）国土交通省資料を基に財務省作成。

分散型導入の検討基準

優先検討地域（水道）

・現在又は将来人口100人以下　・単位人口管路延長が30m/人以上
・法定耐用年数超過管路率50%以上

「水道事業における分散型システムの導入手引き」（令和８年国土交通省）

優先検討地域（下水道）

・管路の更新時期が到来　・将来人口密度が40/ha未満等
・下水道更新費等上限額130万円/人

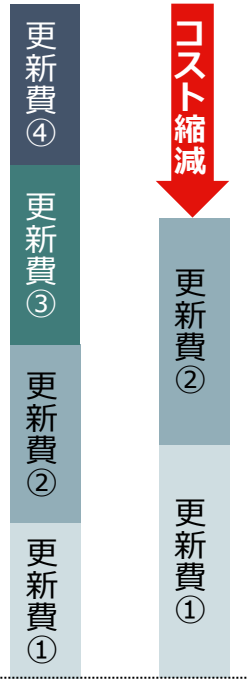
「汚水処理施設の最適化と広域連携の推進に向けた検討会」（令和８年国土交通省）

対象	削減額（試算） ※国庫補助対象管路で試算	試算方法
水道	約0.75億円～3.75億円/年	全国の口径100mm以下の水道管（送水管）約1.5万kmについて、約１～5%（約150～750km）が分散化可能（小規模システムに転換することで更新費1億円/kmの事業費２割を縮減）と仮定し、全国における40年間の削減額を試算。
下水道	約40億円～420億円/年	全国の汚水管約38.2万kmについて、75年間で50%を更新すると仮定し、中核市Ａの構想における浄化槽転換割合（約２%～20%）を準用し、全国における削減額を試算。

地域に適合した持続可能な社会資本整備（鉄道・港湾・河川）

ローカル鉄道の工法の見直し

老朽化対策の補助を行うのであれば、中長期的な維持管理コストの観点から望ましい工法を要件化すべき



長寿命化に資する工法例

老朽化対策の際に下記の工法を活用して、更新頻度を抑制し、長期的なコストを抑制

- コンクリート構造物の修復における腐食防止効果のある塩分吸着剤※入り塗料の使用　※ポリマーセメントモルタル、エポキシ系等
- 鋼材の亀裂の進行防止におけるストップホール施工※の採用　※金属、パイプ、壁などに生じた亀裂の先端にあえて丸い穴を開け、それ以上亀裂が広がるのを食い止めるための技術やその穴

＜コンクリート構造物の例＞

	従来の工法	長寿命化に資する工法
単価	ひび割れ補修工法 9,100円／m	ひび割れ補修工法 10,000円／m
耐用年数	10年程度	20年以上

対象	削減額（試算）	試算方法
鉄道	約30億円/年	トンネルや橋梁等について、当該資産の耐用年数で全体的に老朽化対策との仮定の下、従来の工法と長寿命化に資する工法それぞれの単価・耐用年数に基づき算出した老朽化対策費用を比較。

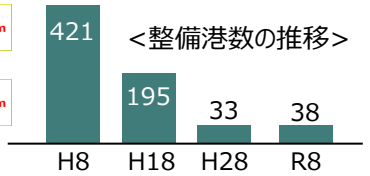
対象	削減額（試算）	試算方法
河川	約40億円/年	樋門・樋管について、今後50年間で約2,800基の更新が見込まれ、引き上げ式ゲートと無動力（フラップゲート）の実績に基づく50年間の維持管理費・更新費の累計のコストの比較より算出

低利用岸壁等の統廃合（港湾）

三河港の事例：埠頭再編時に、貨物を集約し岸壁約1.3km削減
→ 維持管理費を14.8億円削減（50年分・港湾管理者推計）



※地方港湾は改修自体も大幅な選択と集中を実施



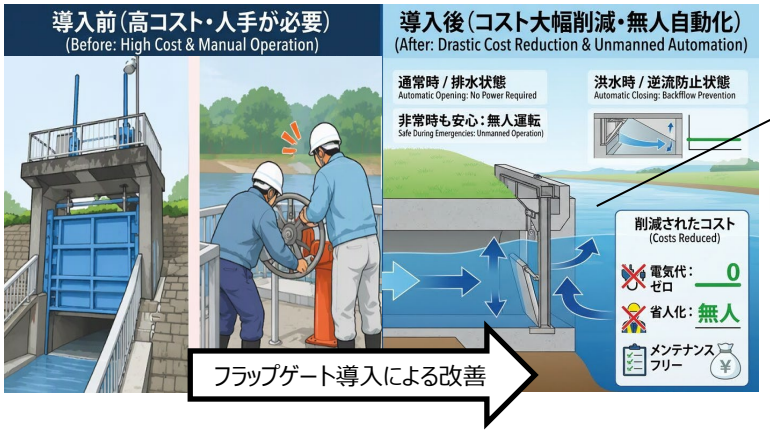
対象	削減額（試算）	試算方法
港湾	約55億円/年	重要港湾以上：三河港同様に水深7.5m未満低利用岸壁の統廃合を仮定、年間維持管理費削減額3,400万円／岸壁削減1km※。地方港湾：年間寄港180隻以下の125港で物揚場2つずつの統廃合を仮定、年間維持管理費削減額300万円／物揚場削減1か所※。

※ サンプルデータより試算

河川の樋門・樋管の無動力化（フラップゲートの導入）

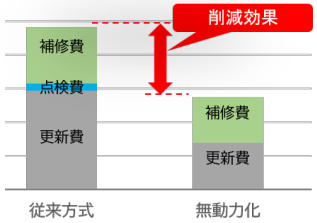
小規模で背後地への影響が限定的かつ緊急対応が可能な施設は無動力化を基本とした整備により、維持管理コストを削減

無動力化（フラップゲート）による維持管理コスト削減イメージ





（出所）国土交通省資料



地域に適合した持続可能な社会資本整備（基本的な規格の見直し）

○　人口減少が進む中、社会資本ストックの維持負担の抑制が必要。予防保全を引き続き進めるとともに、基本的な規格の地域に適合する水準への見直し、統廃合や分散化を進め、社会資本ストックを合理化することは不可避。

○　例えば、道路の簡易舗装化、道路・橋梁や港湾等の統廃合、水道・下水道の分散化、鉄道の塗料見直しや河川（樋門・樋管）の無動力化などで、年間2000億円程度の維持管理コストを長期的に削減可能と見込まれる。

○　速やかに着手することが重要であり、来年度から包括的な見直しを実行に移すべき。

基本的な規格の見直しの例

対象	手法	活用の例	公費削減額（試算）
道路舗装	オッターシール舗装	市町村道の簡易舗装道の舗装補修に活用	約800億円/年
道路・橋梁	低利用区間の供用廃止等	秋田県で検討している基準を全国の一般県道等について活用	約630億円/年
水道	分散型システム	国土交通省の優先基準を参考に小口径水道管の5%で分散型活用	約3.75億円/年
下水道	浄化槽転換	中核市Ａの汚水管更新計画（転換割合）を全国の汚水管に適用	約420億円/年
鉄道	長寿命化工法	トンネルや橋梁などについて、長寿命化対策を施工	約30億円/年
港湾	岸壁の統廃合	低水深の低利用岸壁や地方港湾の低寄港港の物揚場を統廃合	約55億円/年
河川（樋門・樋管）	無動力化（フラップゲート）	更新が見込まれるゲートにフラップゲートを活用	約40億円/年

地域に適合した持続可能な社会資本整備（規格の共通化）

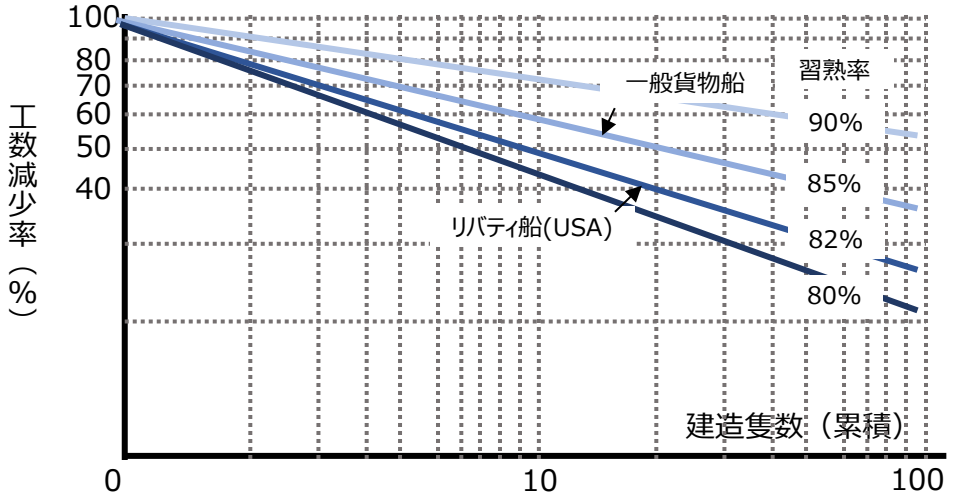
○ 離島航路については、運営経費を補助しているが、令和９年度予算ではさらに建造費について増要求。

○ 現在、全国約130の離島航路の船舶は基本的にオーダーメイドで設計・建造。他方、設計を共通化して連続建造する場合、建造隻数２倍ごとに10~15%程度の工数低減効果が見込まれている（建造費以外でも、修繕費について規格がオーダーメイドのため高コスト、人員確保の面でも船員も船舶ごとに張り付きで柔軟な配置が困難）。

○ 建造費等を補助している離島航路や国の機関が保有する公船について、オールジャパンで「ジャパンシップ」として大きさごとに仕様をモジュール化・共通化して連続建造を可能とし、設計コスト、建造費用等の削減を行うべき。

（参考１）同型船連続建造によるコスト削減効果の分析

（連続建造隻数が２倍ごとに、80~90%程度工数削減効果）



(出所)奥本泰久著「船舶技術と生産システム」p.45

（参考２）同型船連続建造によるコスト削減効果の実例

（米国の事例：中型カーフェリー（4,600GT、750人乗り、64台））

	１隻目	２隻目	３隻目
建造価格	$7,637万	$6,363万	$5,555万
費用低減率	－	▲16.7%	▲27.3%

（出所）State Auditor's Office Performance Audi, Washington State Ferries: Vessel Construction Costs(2013), p39

（参考３）仕様の標準化のイメージ

［第1層：共通プラットフォーム］※船舶の大きさごとにバリエーション
船殻構造、機関室配置、電源、操舵室、制御系、配管等を共通化

［第2層：環境別バリエーション］
「内海型」「一般沿海型」「荒海型」、さらに「浅喫水型」など数種類を設定

［第3層：上物のモジュール化］
旅客室（離島航路）、車両甲板（離島航路）、取締機器（海保）等

離島航路の船舶の50%を対象に規格を統一した場合、連続建造により建造・修繕コストを10%費用削減できるとすると、
- 建造費について、10年間で200億円程度の費用削減効果（さらに、公船にも適用拡大すれば、さらなる費用削減の可能性）
- 修繕費については、10年間で60億円程度の削減（また、課題とされている運航要員の確保も容易になる見込み）

実効性ある国土強靱化（災害耐性あるDisaster Readyな土地利用への転換）

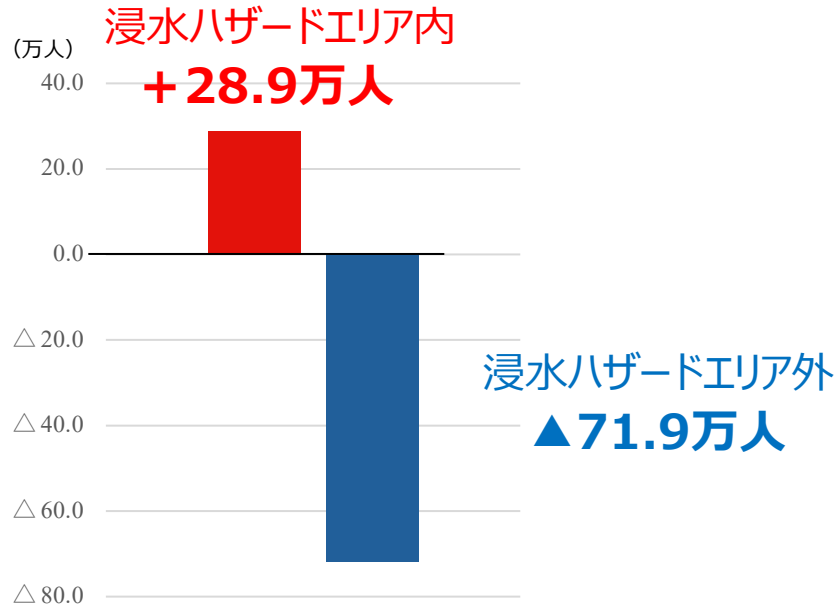
○　総人口が減少する中で、逆に、ハザードエリアの人口は増加。

総人口と浸水ハザードエリア内人口の推移

	1995年→2020年	
総人口		▲2.1%
計画規模降雨（L1）	0.5m以上エリアの人口	＋4.5%
	3ｍ以上エリアの人口	＋3.1%
最大規模降雨（L2）	0.5m以上エリアの人口	＋3.9%
	3ｍ以上エリアの人口	＋2.4%

（出所）小林ほか（2025）「都市計画的視点に基づく洪水浸水想定区域内人口増減の全国的な定量分析」より抜粋・一部試算し財務省作成。

都市計画区域での人口動態（ 2010→2020年）



（出所）野澤ほか（2023.2）「最大想定規模の浸水想定区域における土地利用規制別の人口推移と居住誘導に関する研究ーPRIモデルによる農地の宅地化に伴う貯留機能低下の影響分析を通じてー」より抜粋。

（参考）2014-23年の水害による被害

資産額　：　約4.3兆円

浸水棟数：　約28万棟

（出所）水災害調査・対策検討委員会（R8.10.22）資料抜粋。

実効性ある国土強靱化（災害耐性あるDisaster Readyな土地利用への転換）

○　現在、地域のコンパクト化の取組を都市構造再編集中支援事業（令和９年度概算要求1,881億円）で支援。しかし、コンパクト化の成功事例もあるものの、集約が進まず周辺部のハザードエリアで人口が増加している例もある。

○　単なる施設整備にとどめず、コンパクト化（集約化）による災害リスクへの暴露を抑制するとともに、地域の成長力強化を推進する観点から、来年度以降、集約効果が高い事業に支援を重点化するよう見直すべき。

補助支援を受けながらコンパクト化が進んでいない事例

➢ 小規模都市A（５万人以上）

・ 道路、教育施設、広場、緑化施設等を整備(国費16億円)するも、５年間で居住誘導区域内の人口割合は▲0.8%、居住誘導区域外の洪水浸水想定区域の人口は＋2.2%。

都市機能誘導区域の人口密度	目標値▲11%
JR駅の平均乗車人員	目標値▲28%
中心市街地通行量	目標値▲20%

➢ 中規模都市B（30万人以上）

・ 道路、公園、河畔緑地、社会福祉施設等を整備(国費４億円)するも、居住誘導区域内の人口割合は▲0.3%

定住人口	目標値▲５%
地価上昇	目標値▲４%
住民活動参加者数	目標値▲42%

➢ 中規模都市C（45万人以上）

・ 道路、公園、社会福祉施設等を整備(国費３億円)するも、居住誘導区域内の人口割合は▲0.5%

福祉施設利用者数	目標値▲11%
公園利用者数	目標値▲26%

（出所）地方公共団体の都市再生整備計画の事後評価結果に基づき財務省作成。

コンパクト化と災害リスク抑制が進んでいる事例

災害エリアでの土地利用規制

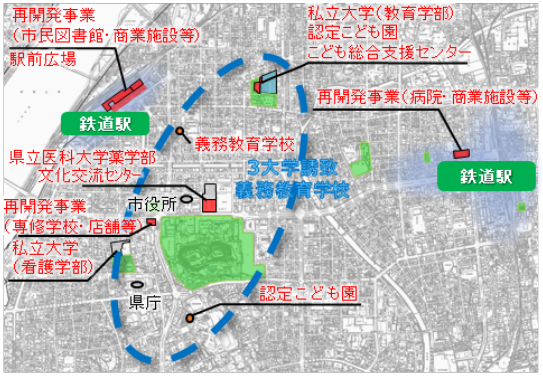


居住誘導区域から災害エリアを除外

一定規模の住宅の開発・建築等の事前届出制度の導入

（出所）国土交通省資料「立地適正化計画制度（令和８年１月更新）」に基づき財務省作成。

民間投資の誘発



➢ 総事業費は国・自治体投資の**約６倍**

➢ ５年間で建築着工面積**約1.7倍**

（出所）国土交通省資料より抜粋。「都市構造再編集中支援事業」等を活用し、子育て施設等を一体で整備。

実効性ある国土強靱化（災害耐性あるDisaster Readyな土地利用への転換）

○　先行事例を参考に、土地利用規制等でハザードエリア内居住人口の増加を抑制した場合、一般的な河川整備計画の期間と同様の30年間で、ハザードエリア内居住人口が概ね12.1%～21.8%程度抑制されることが見込まれる。これは、L1（計画規模降雨）でのハザードエリア内居住人口を最大436万人減少させることに相当。

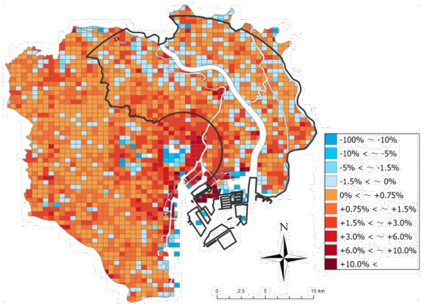
○　国民の安心・安全の確保には、こうした災害耐性（Disaster ready）ある土地利用への転換が必要。また、ハザードエリア内居住を抑制して防御エリアを限定することで、より重点的にハード整備を行うことが重要。

○　しかし、現在、我が国では、災害耐性（Disaster ready）の観点からの土地利用について、制度的な規律が必ずしも十分でない。また、河川整備計画も、流量目標はあるが、土地利用の見直しを勘案した計画とはなっていない。

○　国民の安心・安全を実効的に確保するため、今後、国土強靱化のハード整備を進める前提として、法制面も視野に、ハザードエリア内居住を抑制する制度整備を行うべき。また、河川・都市政策を連携させて、河川整備計画に関して、土地利用規制や居住誘導を前提とした計画に見直し、ハード整備の対象を合理化して、重点化すべき。

東京・荒川下流における土地利用規制と人口抑制の事例

期間	規制（用途地域等）は2011～2019年、人口変化は2010～2020年
取組内容	浸水リスクの高い地域で、①住宅系用途地域の容積率引下げ、②住宅系用途等から工業系用途への変更等で、居住人口を抑制、同時に、低リスク地域では容積率引上げや住宅系用途へ転換
防災効果	2010～2020年で、浸水深3～5m区域の人口増加率は浸水区域外より▲約4.2%、5～10m区域は▲約7.9%



1995～2020年の東京23区の人口増減を色分けしたメッシュ地図

（出所）Nagami, Inoue and Komori (2026) "Population decline in inherently high flood-risk areas as a counter to Disaster Risk Increasing Development: evidence from the Arakawa River, Tokyo"より、防災効果は表６より財務省試算。メッシュ地図は図13を引用。

土地利用規制を行った場合のハザードエリア居住人口（試算）

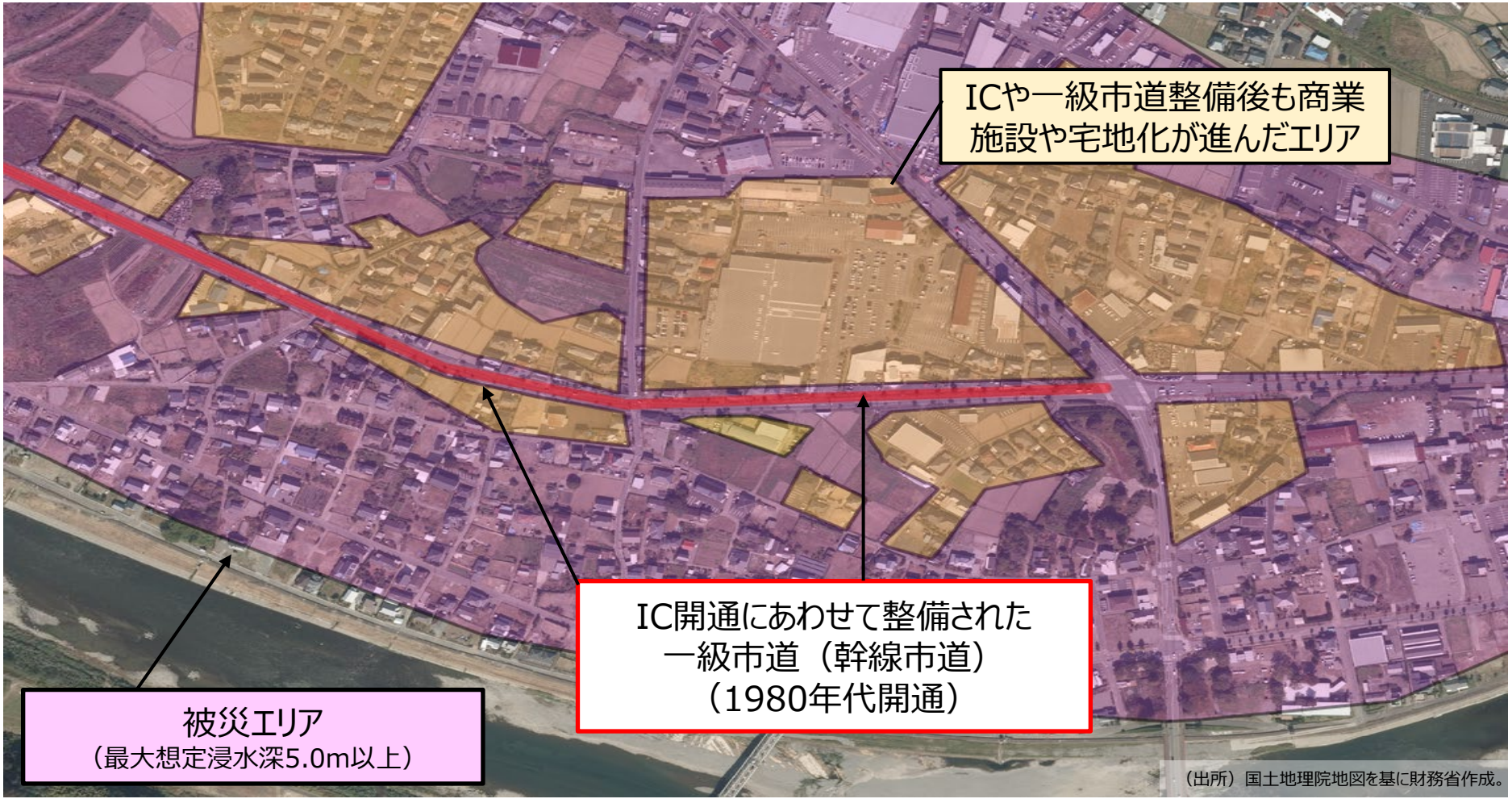
2020年	2050年までの減少数	
	感応度Low	感応度High
1,999.8万人	256.0万人 減少	436.0万人 減少
224.9万人	28.8万人 減少	40.0万人 減少

（出所）荒川流域の事例を基に財務省試算。

新規事業採択のあり方（クロスセクター評価の導入）

○　例えば、道路整備（ICや一級市道等の整備）により商業施設や住宅の立地が進展、その後、豪雨での氾濫で甚大な被害を生じている例もある。本来は、道路事業の採択時に、立地や災害リスクに与える影響を評価すべき。

○　このように、社会資本整備は相互の影響を評価しながらトータルにコーディネートされるべきだが、現状ではその枠組みは存在しない。新規事業については、来年度より、クロスセクターでの評価を義務付け（例：道路整備が既存鉄道網に与える影響）、インフラ全体としての最適化が見込まれるものに限って事業化することとすべき。



（出所）国土地理院地図を基に財務省作成。

造船業再生のための戦略的な枠組みの導入（要求等の概要）

○　造船業再生ロードマップ（2025年12月・国土交通省公表）は、2035年に船舶の国内建造量を1,800万総トンへ倍増を目標。このための官民投資として、総額1兆円の投資を目指すこととされ、うち国費については、「造船業再生基金」を通じて造船事業者の投資を支援することとし、10年間で合計3,500億円規模を目指すとされている。

※　令和7年度補正予算において、造船業再生基金に当初３年分として1,200億円を措置済み。足下、国土交通省が支援対象の投資として認定した造船事業者の設備投資計画は８件、約1,100億円。

造船業再生ロードマップ（「官民投資1兆円」の概要）



国庫補助のスキーム

国費部分については、造船業再生基金を通じて補助を行うこととされている



国庫補助のスキーム

これまでに認定された支援対象の投資計画

８件 約1,100億円（2026～2028年）
※2034年までで官民約9,000億円分

（出所）国土交通省資料。

造船業再生のための戦略的な枠組みの導入（概要）

○　経済成長及び経済安全保障の観点から、「2035年の建造量倍増」目標の着実な達成は重要。他方、造船業の供給構造の特性、需要側を取り巻く環境変化等を踏まえれば、単に造船所の設備投資等を補助するのではなく、官民投資を進めるにあたり、以下のような実効的・効率的な目標達成のための戦略的な枠組みが必要。

１．　目標達成に至るロジックツリーの明確化

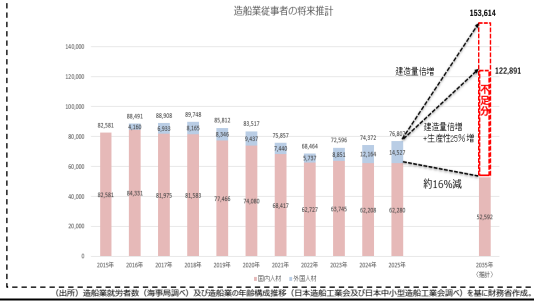
生産設備・労働力・安定需要等の様々な課題を段階的に解決して**建造量「倍増」目標の達成に至る道筋（ロジックツリー）の明確化**が必要。その際、例えば、以下のようなボトルネックを特定すべき。

大型クレーンの生産能力



現状、建造に不可欠な大型クレーンの生産能力に制約（現在７年待ち）

労働力（追加所要約10万人）



（出所）造船業就労者数（海事局調べ）及び造船業の年齢構成推移（日本造船工業会及び日本中小型造船工業会調べ）を基に財務省作成。

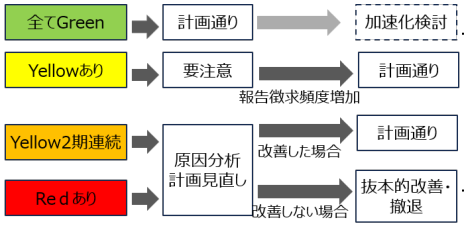
次世代船への戦略対応

国際的なGHG排出量ゼロ規制が見込まれ、高付加価値な次世代船への対応が重要だが、投資リスクが高い

政策的なリスク補完、船舶の建造・保有の共同化等の戦略的対応が必要

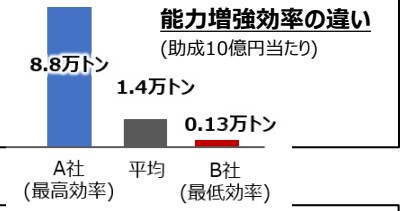
２．　投資管理の枠組みの導入

設定した目標達成の道筋に沿って、進捗を定量的に評価し、対応を判断できるよう、**ベンチマーク（KPI）**とKPIに応じたGreen（継続・加速）、Yellow（修正）、Red（撤退）**基準**を**投資管理の枠組み**として導入すべき。



３．　戦略的な補助金の配分

現状では、建造能力の増強効率が低い事業者も補助の対象となっているが（補助金あたり最大約70倍程度の増強効果の違いがある）、**投資効果の高い事業者へ支援を重点配分する仕組み(MOS：Multiple on Support)を導入すべき**。



４．財源フレームの確立

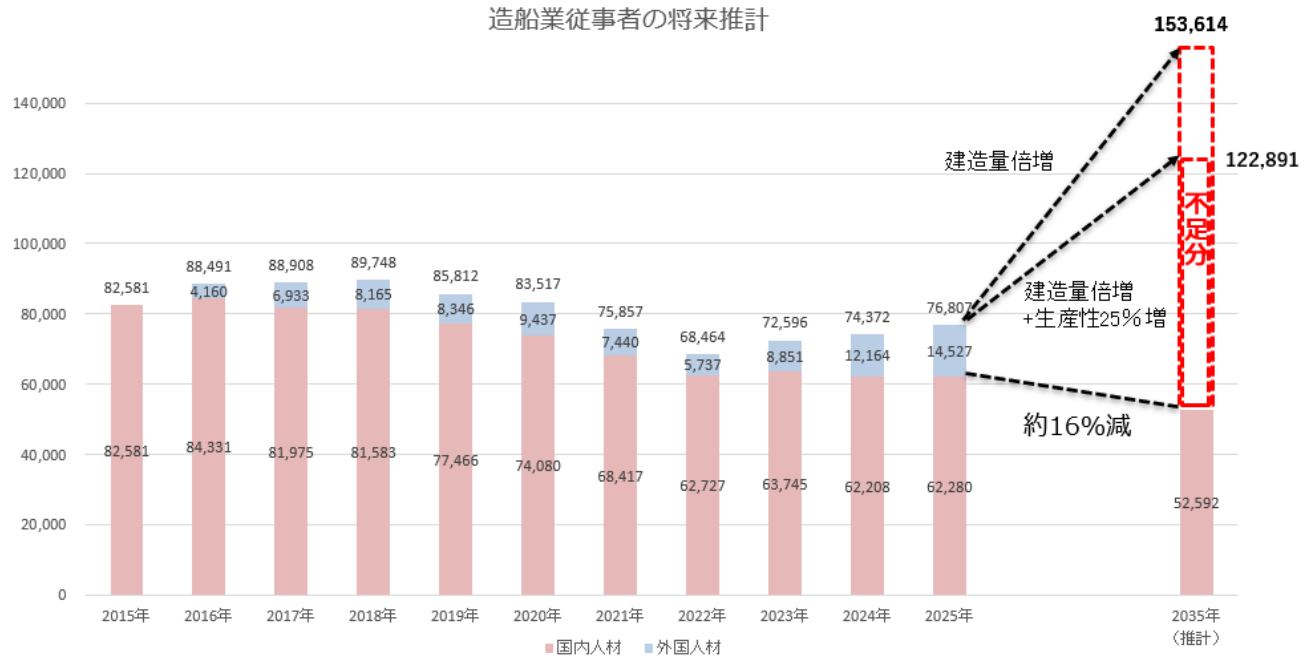
造船支援を含む危機管理投資については、複数年度で財源を確保した上で、特別会計において別枠管理することとされており（経済財政運営と改革の基本方針2026(令和８年７月21日閣議決定)）、**来年度から所要の財源を確保**することが必要。

※なお、こうした考え方に基づく戦略的な枠組みは、LNG運搬船の国内建造体制の構築や船舶修繕への支援についても必要

造船業再生のための戦略的な枠組みの導入（ボトルネック①：労働者確保と生産性向上）

○　建造量倍増目標の達成には、いくつかのボトルネックが存在。例えば、建造には、設計・生産を行う多数の技能者等が必要で、倍増目標実現には約7.6万人相当の追加人材が必要。加えて、現状の造船人材の年齢構成を考慮すると、2035年には日本人人材が約16%(9,700人)減少、外国人人材(14,500人)の多くは在留期間が終了。

○　以上を考慮すると、建造量倍増目標には、造船人材が約10万人不足すると推計される。仮に、現在の国土交通省の目標である省人化投資での25%生産性向上(30,700人減)を達成しても、なお７万人超が不足する。



■造船・舶用工業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針及び育成就労に係る制度の運用に関する方針（国土交通省）（抜粋）

造船・舶用工業分野においては、一人で溶接等の作業を行うことが求められる。溶接等の作業を行うための技能の修得に加え、安全衛生業務の十分な理解が必要であるため、同一の受入れ機関において２年の育成を継続する必要がある。造船・舶用工業分野で受け入れ実績の多い溶接職種の技量取得状況を調査した ところ、１年目で 60%以上を占める初級レベルでは限定された作業しか対応できず、一人で溶接作業を行えるようになるためには概ね中級レベル以上が必要であ ることが判明した。

また、造船・舶用工業分野における有効求人倍率は４倍と高く、深刻な人手不足に直面している中で、外国人材の確保が重要である。

2年間の一貫した育成により、安全に作業することができる技能を有する者を確保することが必要である。

（出所）造船業就労者数（海事局調べ）及び造船業の年齢構成推移（日本造船工業会及び日本中小型造船工業会調べ）を基に財務省作成。

造船業再生のための戦略的な枠組みの導入（ボトルネック②：クレーンの供給能力）

○　大型船建造には、船体ブロックの組立てや搭載に使用するゴライアスクレーン等が必要不可欠だが、供給能力が不足(現状、７年待ち)。国内需要のほぼ100%を製造するＡ社は、生産能力の倍増を表明しているが、港湾や鉄鋼等、他のセクターの需要も強い中で、造船業向けの生産能力の増強が着実に進むか、必ずしも明らかではない。

○　また、クレーン納入は土木電気、海上輸送・超重量物揚重等の大規模工事が必要で工事事業者の確保も課題。

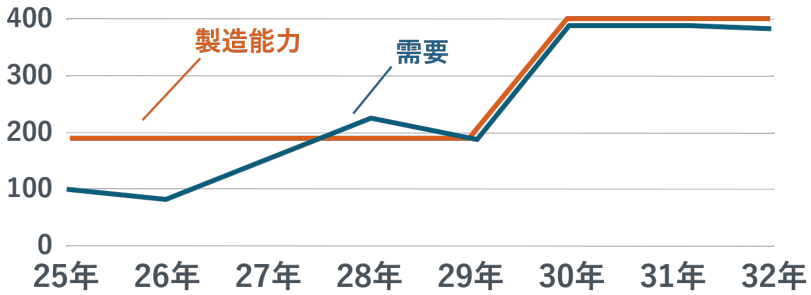
○　このため、投資管理上、Ａ社の設備投資の進捗と、造船所への据付工事を担う工事事業者の確保状況をトラッキングすることが重要。必要に応じて据付工事時期を平準化すべき。



■A社は、クレーン能力増強投資により、2030年に生産能力を倍増予定

造船向けクレーン需要予測とA社の製造能力

（2025年需要を100とした場合）



産業用クレーン　業種別受注構成（概数）

	造船	鉄鋼	港湾	その他	合計
2026年度 上期	**50%**	50%	0%	0%	100%
2025年度 累計	**50%**	20%	10%	20%	100%

搬送システムセクターの業績（2025年）

※産業用クレーンのセクター

受注：　869億円

売上：　636億円

年間生産能力目標	**2030年**(現行比)
ジブクレーン	**2.0倍**
ゴライアスクレーン	**1.5倍**
造船向天井クレーン	**3.0倍**

➡　仮に「２倍に増強」した場合、年間1,200億円程度の生産能力を獲得。造船以外の需要が一定とすると、造船分として800億円程度の生産能力に。

（出所）A社決算説明資料をもとに財務省作成。

造船業再生のための戦略的な枠組みの導入（ボトルネック③：舶用機器の供給制約）

○ 船舶建造は数万点の舶用機器等を搭載する組立産業。エンジンやプロペラ等の供給が追いつかないと、建造ラインが滞る。業界も、生産性向上や生産設備の増強、人材確保・育成が課題となると指摘している。

○ 舶用機器メーカーの供給能力が確保されるか、設備投資等の状況を確認するとともに、納期遅延が発生していないかを随時トラッキングが必要。なお、供給不足が見込まれる場合には、造船業再生基金による支援を、舶用工業による舶用部品の供給能力の向上にもつながるようポートフォリオを再検討すべき。

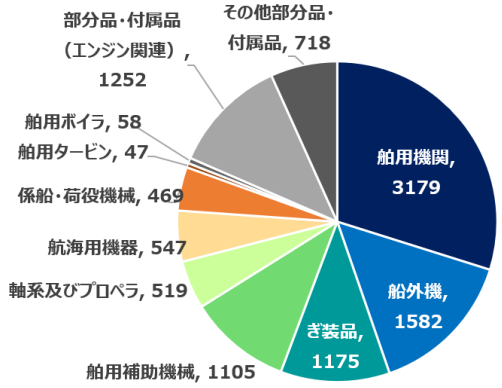
■造船WGでの日本舶用工業会説明（抜粋）

・新技術関連や特定機器の支援は受けているものの、**今般の「造船業再生ロードマップ」に示された国内造船業の建造量倍増に対応するために必要となる業界全体での生産性向上及び生産設備の増強が必要**

・人材不足については、「舶用工業」だけでは学生や一般社会に認知されにくく、**「船」「造船」と一体となった業界認知度の向上と生産技術の伝承が喫緊の課題**

(出所)第２回造船ワーキンググループ・日本舶用工業会説明資料。

■舶用機器の生産高：1.1兆円（2024年）



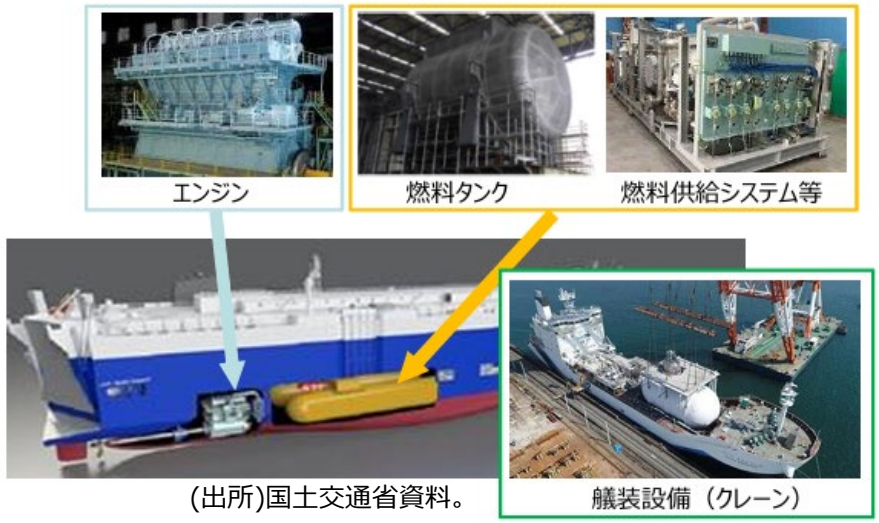
生産高の内訳（億円）

１兆円産業であり
半分程度はエンジン関連
（小型船向けの船外機を除く）

■舶用機器に対する支援

・経済安保法上の特定重要物資に指定して設備投資を支援（エンジン、クランクシャフト、プロペラ、ソナー）

・GX経済移行債を通じたゼロエミッション船等の生産基盤構築支援（新燃料対応エンジンなど・下図）



(出所)国土交通省資料。

造船業再生のための戦略的な枠組みの導入（ボトルネック④：安定受注）

○　建造量倍増実現には、供給能力だけでなく、安定受注が必要。そのためには、

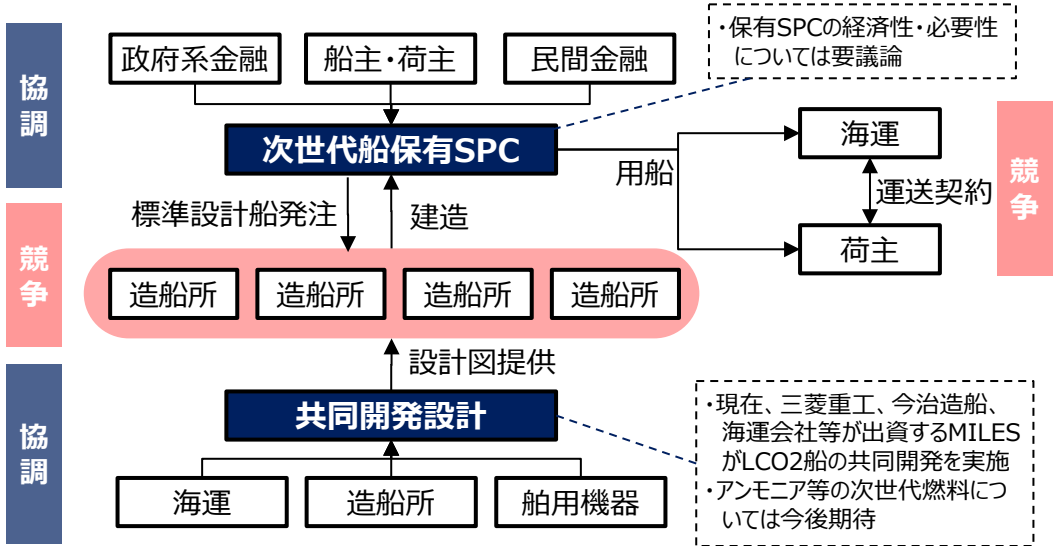
（１）まずは、中国より２割以上高い国内の建造コストについて、設計共通化による連続建造、共同調達、先端技術の導入等を通じてコストを引き下げ、価格競争力を向上させることが必要。

（２）また、高付加価値な船舶の受注確保が必要。特に、国際海事機関で2050年のGHG排出量ゼロ目標が採択され、負担金の導入も見込まれる中、水素・アンモニア船等の次世代船への対応が造船業の受注環境を左右。

　他方、新燃料船は、①技術開発や②燃料のサプライチェーンの確保など、投資リスクが課題。個々の事業者のリスクテイクだけではなく、政策的にリスク補完を行いながら、例えば船舶保有SPCなどによる保有及び建造両面での共同化を通じて、安定的な建造需要を確保することが重要であり、検討を進めるべき。

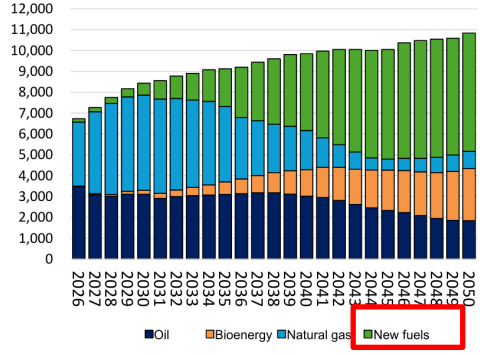
■次世代船SPCスキームのイメージ

・**開発設計を協調領域としてオールジャパンで共同化し、標準設計を作成**
・標準設計図をもとに**各造船所の工夫で効率的な建造ライン構築**(競争領域)
・船舶保有SPCを通じて標準設計に基づく船舶を購入して用船することで、**船主・荷主・海運の初期投資コストとリスクを低減しつつ、安定的な建造需要を確保**



■世界の燃料別の船舶建造需要

2050年には半数以上が新燃料船となる見込み。

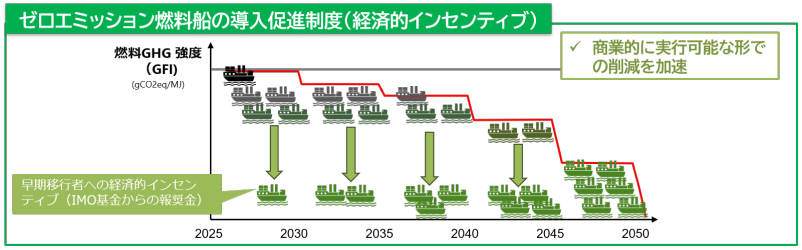


緑：新燃料船

(出所)国土交通省・世界の海上荷動量を支えるための船舶需要予測(最終とりまとめ)。

■IMOにおけるゼロエミッション燃料船の導入促進案

段階的にGHG強度を規制し、早期移行者にインセンティブ付与



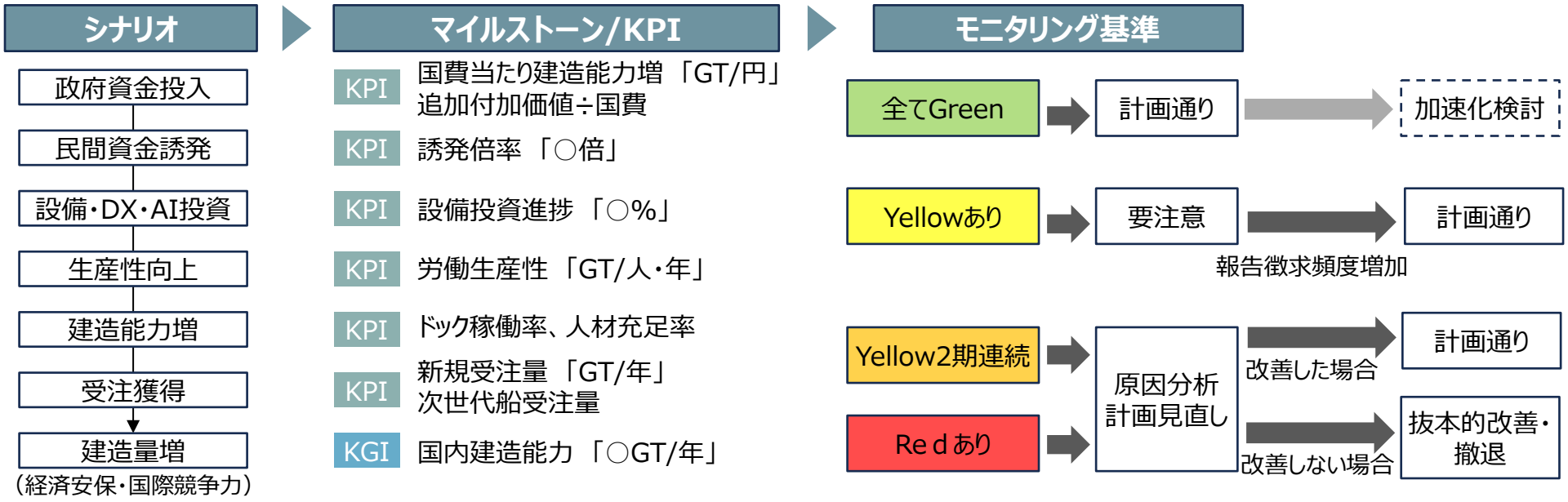
(出所)国土交通省資料

造船業再生のための戦略的な枠組みの導入（２．投資管理の枠組みの導入）

○　目標達成の道筋が予定どおり実現しているかを検証し、異常が発生したら早期に計画変更や撤退を行う仕組みが必要。約10年の長期・巨額な支援が想定されている造船業支援について、「予算を執行したが成果が曖昧」という問題を避けるため、投資管理の枠組みを設けるべき。具体的には、目標達成の道筋上の重要成果（民間投資・設備能力・生産性・受注・建造量の増加等）を把握するKPI（マイルストーン）を設定。その達成状況に応じて次のステージへの移行（支援継続・加速）や計画改善・撤退を判断できる枠組みを設けるべき。なお、独立投資委員会も一案。

＜投資管理の考え方（例）＞

・3年ごとのマイルストーンと、先行指標となるKPIを設定。補助の条件として、定期的(年/四半期)に進捗報告を求める
・達成状況を3段階：Green(達成)/Yellow(小幅未達)/Red(大幅未達)で判定
・「先行指標の大幅未達」、「先行指標の小幅未達が2期連続」の場合は、原因の分析を行ったうえで計画を見直し
・改善が見られないない場合は、計画の停止を含めた抜本的な改善策を講じる
・「マイルストーン未達」の場合、新規投資を縮小または凍結し、達成を確認してから次の段階に進む
・順調に進捗し、かつ、追加設備投資需要がある場合には、加速化のために補助枠の積み増しも検討



○　国土交通省は、基金の拡張(3,500億円→4,386億円)とともに、中小造船所等への補助も要求。

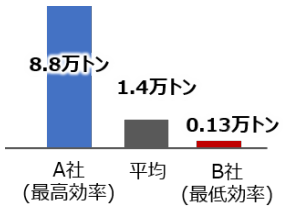
○　しかし、事業者間で増強効果に大きなばらつきがあり、投資効率を評価せずに一律で支援することは適切ではない。また、各造船所・事業所単位でも、支援する／しないだけではなく、どこまで設備投資することが効率的か評価する必要（例えば、100億円で建造量＋50%だが、さらに100億円追加しても+5%の場合は、100億までが効率的）。

○　したがって、単に造船事業者のニーズに応じてあまねく補助するのではなく、「どこに追加の10億円を支援すれば1,800万GT達成に最も寄与するか」という観点から、支援額当たりの能力増強効果：MOS（Multiple on Support）を評価し、配分する仕組みを導入すべき。具体的には、初期段階では、期待される建造能力増強効率や、生産性向上効果を企業別に比較し、支援効果を最大化する組み合わせで支援先企業と支援金額を決定し、その後の進捗管理段階では、成果目標の達成状況に応じてリバランスすることが必要。

■従来の管理

「A社に○億円補助、B社に○億円補助」
※個別投資内容の審査過程はブラックボックス化
（決定基準も設備投資の内容も金額も非開示）

能力増強効率の違い
(助成10億円当たり)



※仮に、最低効率の場合、目標達成には**国費7.2兆円**が必要

＜MOSに基づく投資の考え方＞
初期投資段階では**MOSを最大化する組合せで投資決定**。その後、３年ごとの段階それぞれにおいて、成果目標を確認して、次のフェーズでの投資先についてリバランス（投資効果が高い造船所には追加で支援）

■あるべき姿

「造船ポートフォリオ全体の成果を最大化する」という投資管理へ転換
具体的には、
　建造能力増強効率：追加建造能力（万GT）÷ 国費10億円
　投資誘発倍率：民間投資額÷国費
　生産性向上効果：生産性改善率 ÷ 国費
　付加価値増加効果：追加付加価値（船舶生産量） ÷ 国費
を企業別・補助事業別に比較

	投資額	能力増加量	支援効率
A社	100	+50万GT	**5万GT**/10億円
B社	80	+8万GT	1万GT/10億円
C社	20	+6万GT	**3万GT**/10億円
D社	1	+1万GT	**10万GT**/10億円

A社,C社,D社に投資

能力増加量だけではなく、投資効率を評価

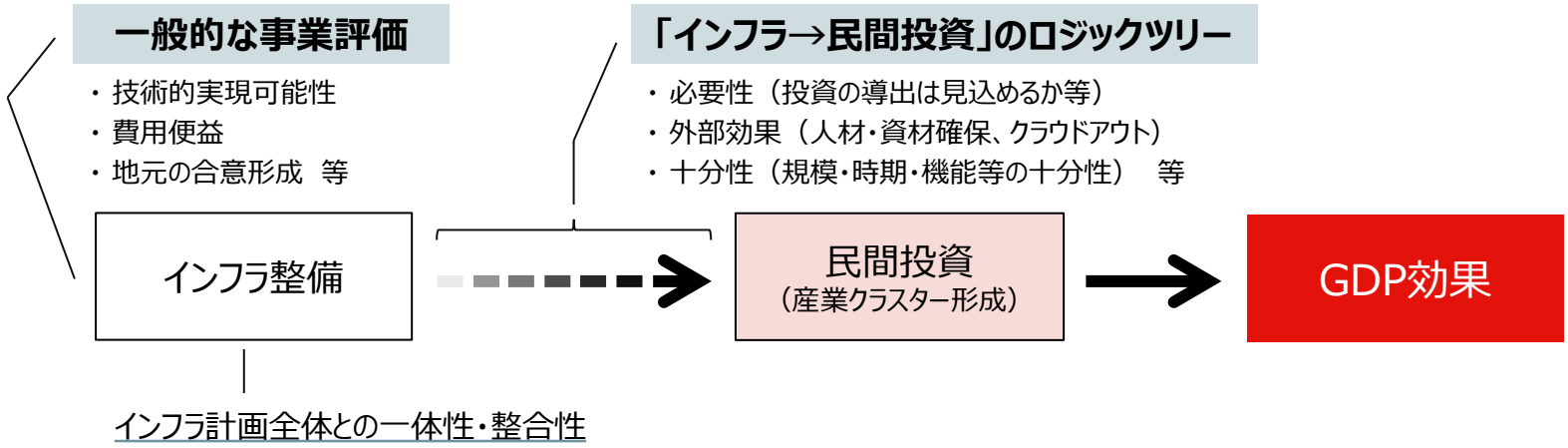
成長投資としてのインフラ整備のあり方（必要性・十分性と投資の進捗管理）

○　「地域未来戦略」に基づき、成長力強化のためのインフラ整備をすることは重要。成長への効果を着実に得るには、
- 社会資本整備として一般的な事業評価を行うとともに、
- 当該インフラが民間投資を導出してGDPに貢献するとのロジックツリーの成立と必要性・十分性等の確認が重要。

なお、既存のインフラ計画と齟齬が生じないよう、インフラ計画全体との一体性・整合性が確保されることが必要。

○　また、成長投資としての実効性・効率性を確保するためには、事業の実施段階においても、ターゲットとする民間投資の投資熟度（基本設計や用地買収、企業の投資決定、許認可、資金調達、着工といった投資実行に向かうアクションの進捗）を踏まえて事業の調査→用地買収→整備と進む「投資熟度対応型の事業管理」を導入すべき。

成長への効果に焦点を当てた対象事業の考え方



事業実施段階でのマネジメント

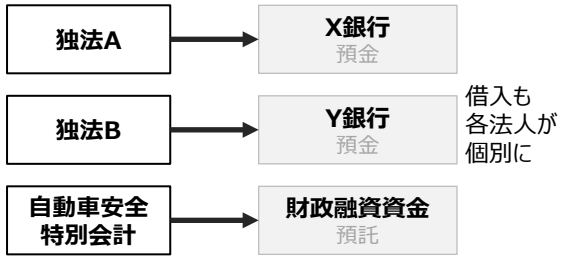
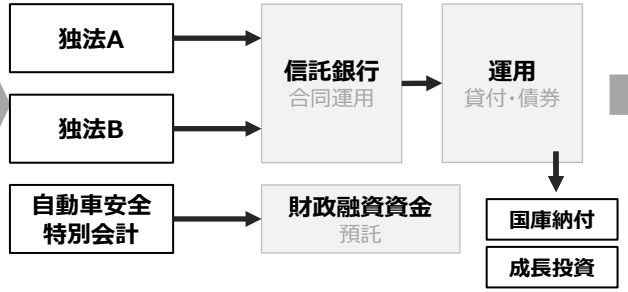
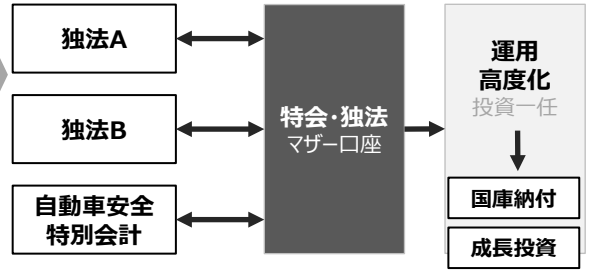
投資熟度対応型事業管理の導入

目的としている民間投資について、基本設計や用地買収、企業の投資決定、許認可、資金調達、着工といった投資実行に向かうアクションの進捗を確認し、投資計画が縮小したり、投資の蓋然性が高まらない場合はインフラ計画も見直す（例）投資決定（社内決裁と対外公表）、資金調達の裏付け、土地の確保、許認可等の投資の進展に連動する形で、調査→用地買収→整備と進んでいく仕組み

投資力の強化（独法等の現預金の管理運用の集約化・高度化）

○ 現在、国土交通省関連の独法等の現預金等（総額3.1兆円）は、各法人等ごとバラバラに、普通預金等で低利運用。

○ しかし、投資力強化の必要性、また、民間金融機関の預貸率逼迫、金利の上昇等の金融環境の変化を踏まえれば、独法等の現預金について、資金集約と運用の高度化を図るべき（資金を集約すると各法人の支払準備をまとめて減らせ、余資を大口・長めの期間で運用し利回りを改善、両建ても解消。将来は共通事務の集約も重要）。

		現状｜法人ごとに分散	令和9年度｜信託による集約	令和10年度～｜特会も含めたマザー口座集約
仕組みの概要				
資金効率性	集約	・各法人が資金繰り・預入先を個別に管理 ・全体としての余資は見えない	・信託（独法通則法第47条）で資金集約化 ・資金繰りを全体で管理し、余資を可視化	・特会（または独法）をマザー口座として資金を集約 ・独法の外部借入を置き換え（両建て解消）
	運用	・普通預金等の短期・低利運用中心 ・全体として余資を持ちながら外部借入（両建て）	・元本1.6兆円（独法の余資2.3兆円の70%） × 運用改善が現状対比+0.8～1.3%（都銀試算）	・R9-10満期の民間借入3,600億円の両建てを解消 ・特会を含めた集約で運用効率がさらに向上
課題		• 独法の余資の運用方法は預金等の低利 • 特会の余裕金は財融預託 • 金利上昇で民借分を含め利払等のコストが拡大	• 現行法の範囲内（通則法47条3号の金銭信託） • 特会の組入はこの段階では対象外 • 経理・決済事務の集約が課題	• 所用の制度整備（個別の特会法等）が必要 • 国土交通省所管以外の現預金についても要検討 • 経理・決済事務の集約、ガバナンス高度化も重要
参考		対象：現預金等 約3.1兆円 両建て：民借0.9兆円と両建て（独法）	効果（試算）約100～200億円／年程度	効果（試算）約200～400億円／年程度

成長投資の重要性、金融環境の変化も踏まえ、独法・特会の現預金の運用管理を効率化・高度化し、官民の成長投資の原資として活用すべき

整備新幹線の建設と貸付料（１）

○　新幹線建設で最も直接的な恩恵を受けるのは利用者。受益と負担を踏まえれば、財源は、利用者からの運賃収入等に基づく貸付料で賄うのが基本。貸付料で賄えない分は、国と経済的な恩恵を受ける沿線自治体で負担。

○　開業30年となる北陸新幹線の高崎・長野間の貸付料協定の改定においては、30年間の期間延長を前提に、実績も踏まえた利用見込みや物価上昇等の経済状況の変化を適切に反映すべき。

国土交通省・交通政策審議会陸上交通分科会鉄道部会「今後の整備新幹線の貸付のあり方に関する小委員会」 とりまとめ概要

基本的考え方

○　貸付料は、整備新幹線の貸付けが**賃貸借契約たる法的性質を有することを前提**に、**使用収益の対価**として**適正に設定**されるべきもの。

○　**国民への必要な説明責任**も果たしながら、今後とも**継続的に適正な額の貸付料の確保**を図ることとすべき。

基本的考え方を踏まえた課題と整理すべき事項

課題	整理すべき事項	今後の方向性
・整備財源としての貸付料の長期的かつ安定的な確保	１）貸付期間	開業後31年目以降も**現行と同様の30年**に設定
・営業主体における長期的な経営の見通し	２）貸付料の改定／固定・変動	**固定制を基本**としつつ、**一定の変動要素**を盛り込んだ仕組みを導入
適正な受益の把握と貸付料への反映	３）貸付料（受益）の算定方法	**不動産賃料の考え方**を参考としつつ、**With/Without方式に代わる新しい算定方法**を導入
	４）受益の範囲	
	①接続利益（根元受益）	算定方法を見直し、関連線区の利益としてではなく、**対象線区の利益として、直接的に貸付料に反映**
	②関連線区	開業後31年目以降も、**受益が確認できる限り、貸付料に反映**
	③並行在来線	開業後31年目以降も、**受益が確認できる限り、貸付料に反映**
	④関連収入	構内営業料などの**運輸雑収**について、**より正確に実態を把握し、貸付料に反映**
将来的な課題への備え	５）大規模改修・自然災害対応	大規模改修については、大家たる**鉄道・運輸機構が責任を負う**ことを明確化

情報共有の環境整備

○　貸付区間ごとの輸送状況や貸付施設内の関連収入が貸付料に適正に反映されるよう、**必要な情報共有の枠組みを構築**。

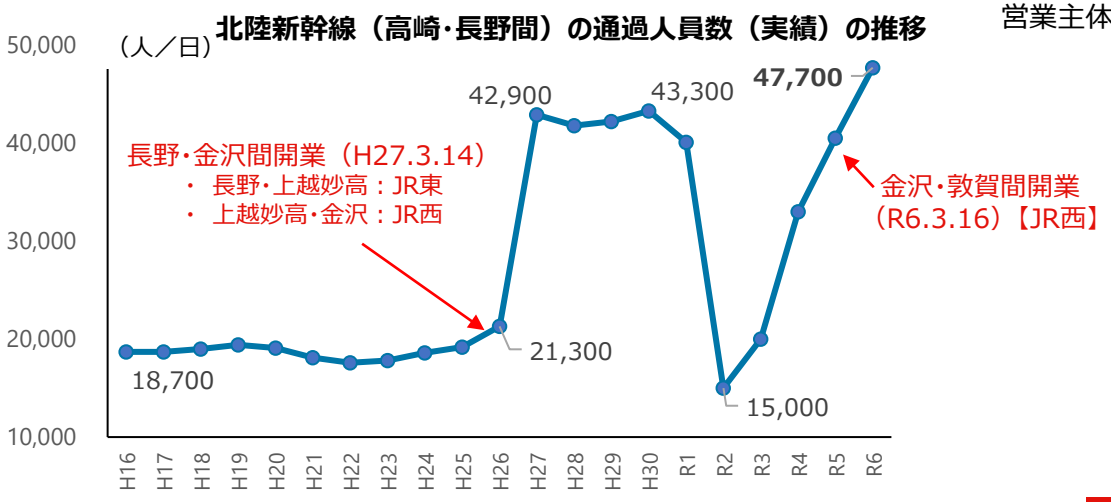
（出所）国土交通省資料を基に財務省作成。

整備新幹線の建設と貸付料（２）

○　整備新幹線の延伸により、収益に一定程度の影響を及ぼす場合には、営業主体や既設であるかどうかを問わず、当該線区の貸付料に適切に反映すべき（現行では、整備新幹線の貸付料は区間ごとに算定されており、基本的に、営業主体の異なる線区や既設新幹線の線区は対象としていない※）。

※ 北海道新幹線の新青森・函館間の開業の際、ＪＲ東日本は接続料として約22億円を追加負担

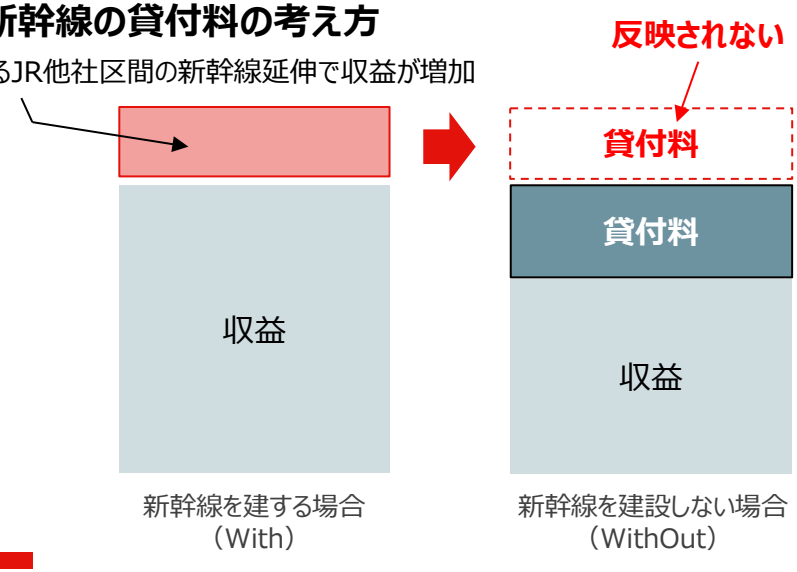
JR東日本の通過人員は他社の新幹線開業で大幅に増加



（出所）国土交通省資料を基に財務省作成。

整備新幹線の貸付料の考え方

営業主体の異なるJR他社区間の新幹線延伸で収益が増加



（例）高崎～長野間（ＪＲ東日本）の貸付料

	平成9年～令和9年	令和10年以降
貸付料／年	175億円 （30年定額契約）	（取扱未定）

（出所）国土交通省資料を基に財務省作成。

※ 31年目（令和10年）以降の貸付料についての国土交通省見解

（H27.6.2参・国交委）藤田鉄道局長：30年経過後においても、受益が発生する限りはその範囲内で貸付料をいただくという考えに変わりはございません。

整備新幹線の開業効果（JR東日本）

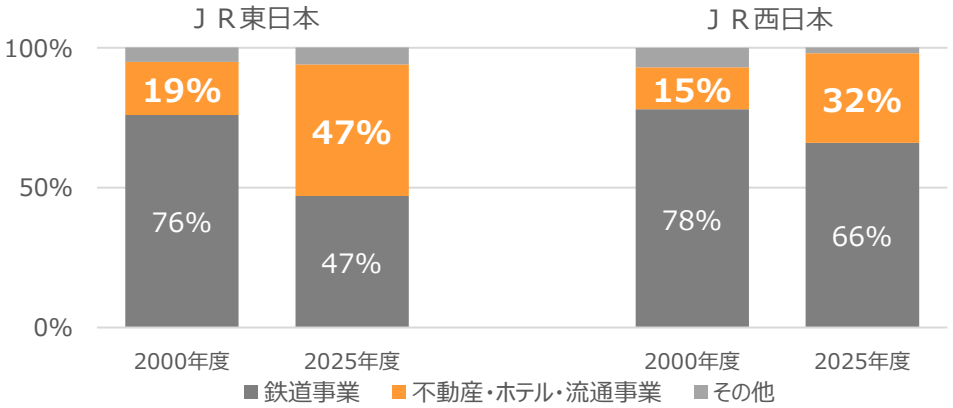
	2015年度 北陸新幹線 金沢開業	2016年度 北海道新幹線 新函館北斗開業	2024年度 北陸新幹線 敦賀開業
運輸収入見込み	295億円	35億円	80億円
運輸収入実績	485億円	85億円	90億円
実績－見込み	**190億円上振れ**	**50億円上振れ**	**10億円上振れ**

（出所）ＪＲ東日本が公表しているＩＲ関連資料を基に財務省作成。

整備新幹線の建設と貸付料（３）

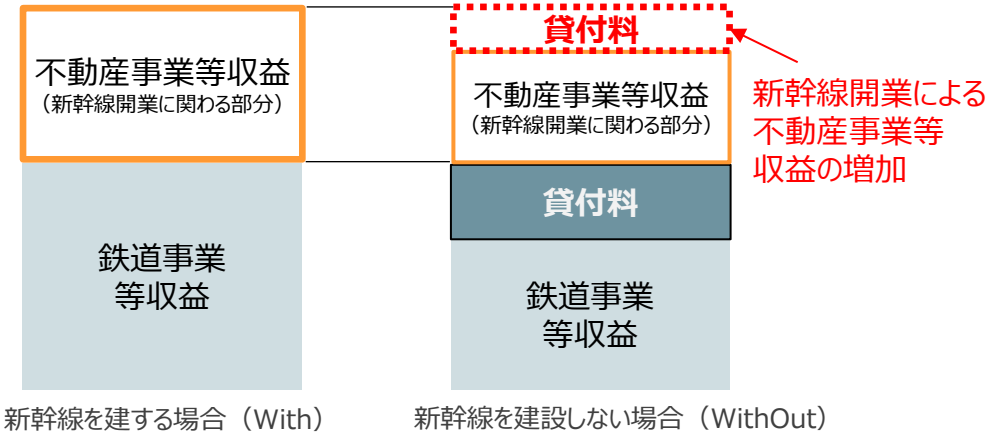
○ＪＲ各社は、整備新幹線が順次整備され、沿線自治体の路線価が上昇する中、関連する不動産やホテル、物販事業等で収益・評価益を拡大。経営計画では、不動産関連収益を拡大の方針。新幹線貸付料の算定では、鉄道収入のみならず、不動産収入や保有不動産の含み益など、新幹線開業に関わる関連収入も算入すべき。

ＪＲ各社の営業利益構成比率



（出所）ＪＲ各社が公表しているＩＲ関連資料を基に財務省作成。

整備新幹線の貸付料の考え方



ＪＲ各社が保有する賃貸等不動産

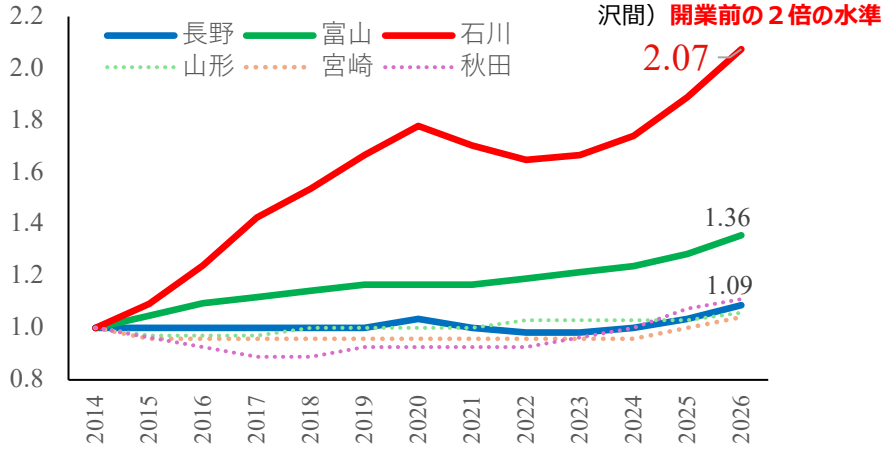
2026年３月期	ＪＲ東日本	ＪＲ西日本
期末残高※	14,454億円	5,307億円
期末時価	35,308億円	10,100億円
評価益	**20,854億円**	**4,793億円**

※ 連結貸借対照表計上額　（出所）ＪＲ各社が公表しているＩＲ関連資料を基に財務省作成。

沿線自治体の路線価への影響

北陸新幹線（長野－金沢間）開業前の2014年を１とした場合の推移

金沢駅前は、北陸新幹線（長野－金沢間）**開業前の２倍の水準**



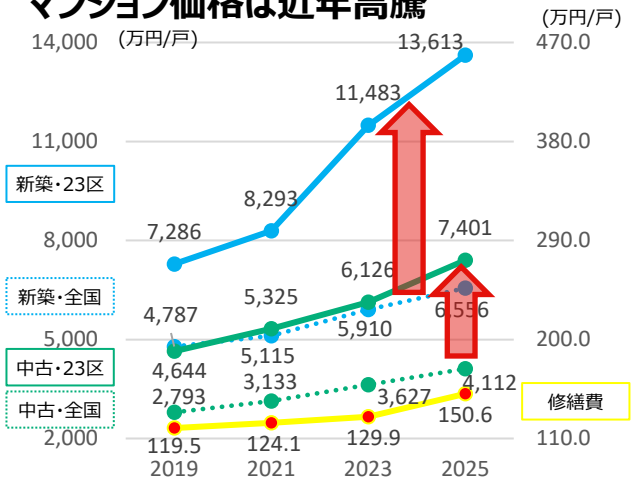
（出所）国税庁による各年分の路線価に係る公表資料を基に財務省作成。（備考）ここで言う「路線価」は、「都道府県庁所在都市の最高路線価」。比較対象とした山形・宮崎・秋田は、長野・富山・石川と県内人口や県内総生産の規模などを踏まえたもの。

住宅供給を巡る課題への対応（住宅価格高騰問題への対応）

○　マンション価格の高騰が課題。厳しい住宅環境は少子化傾向にも影響。他方、住宅ストック数は世帯数を上回り、空き家は全国で400万戸近く。予算補助（現行では、みらいエコ住宅2026事業の約９割が新築支援）は既存ストック（中古）の有効活用に重点を移し、新築支援は、中低所得者の子育て世帯への重点化等の合理化を進めるべき。

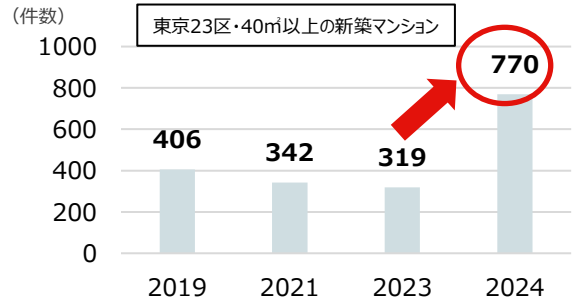
○　また、都市部を中心に、投機的な取引による「非居住化」を背景とした価格高騰の指摘。予算措置のみならず、これまでよりも実効的な措置により「非居住化」を是正する必要。同時に、金利上昇の中で供給を担う住宅メーカーの資金調達環境が変化。子育て世帯等へ住宅供給力の強化に向けて、金融的な手法も活用した供給力強化も検討すべき。

マンション価格は近年高騰



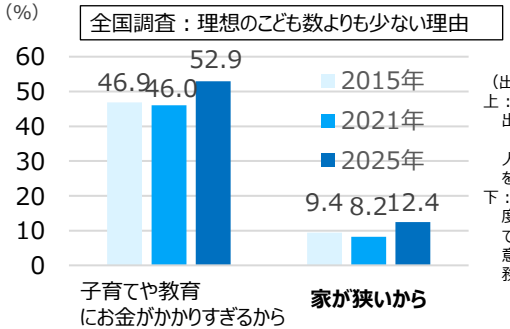
（出所）㈱不動産経済研究所「マンション市場動向」、（公財）不動産流通センター「指定流通機構の物件動向」、（公財）東日本不動産流通機構「首都圏不動産流通市場の動向（2025年）」。

新築マンションの短期転売数は大幅に増加



（出所）不動産登記情報の新築マンションの短期売買分析（国土交通省作成）を基に財務省作成。

住宅環境の変化と少子化

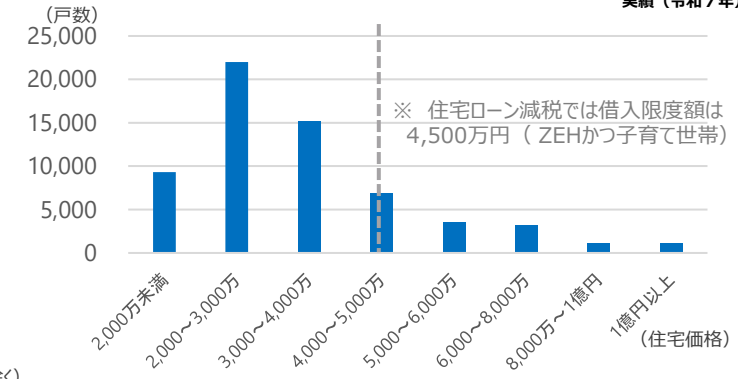


（出所）
上：2025年「第17回出生動向基本調査」（（国立社会保障・人口問題研究所）を基に財務省作成。
下：東京都「令和７年度若年層及び子育て世代を対象とした意識調査」を基に財務省作成。

東京調査
○「将来の住居費」：子どもをほしいと思わない理由の16%
○「家が狭い」：理想の子ども数より少ない理由の22%

高価格な新築の購入への支援が継続

【子育てグリーン住宅支援事業の活用実績（令和７年）】



（出所）国土交通省資料を基に財務省作成

住宅供給側の資金調達環境

	過去	最近	上昇幅
大手A社	0.360%（2023年）	1.210%（2025年）	+0.850%
大手B社	1.270%（2024年）	3.255%（2026年）	+1.985%

○ 大手B社は、
- 2023年2月に**不動産開発の投資判断基準（IRR）を8.5%から10.0%に引上げ**
- 2026年4月には**社内金利も引き上げ**

→ **投資採算管理を一層厳格化**（出所）各社公表資料

全国の空き家数等

都道府県	戸数	空家率
全国	386万戸	5.9%

（出所）令和５年住宅・土地統計調査（空き家は、賃貸・売却用及び二次的住宅を除く）

空港整備勘定の適切な運用

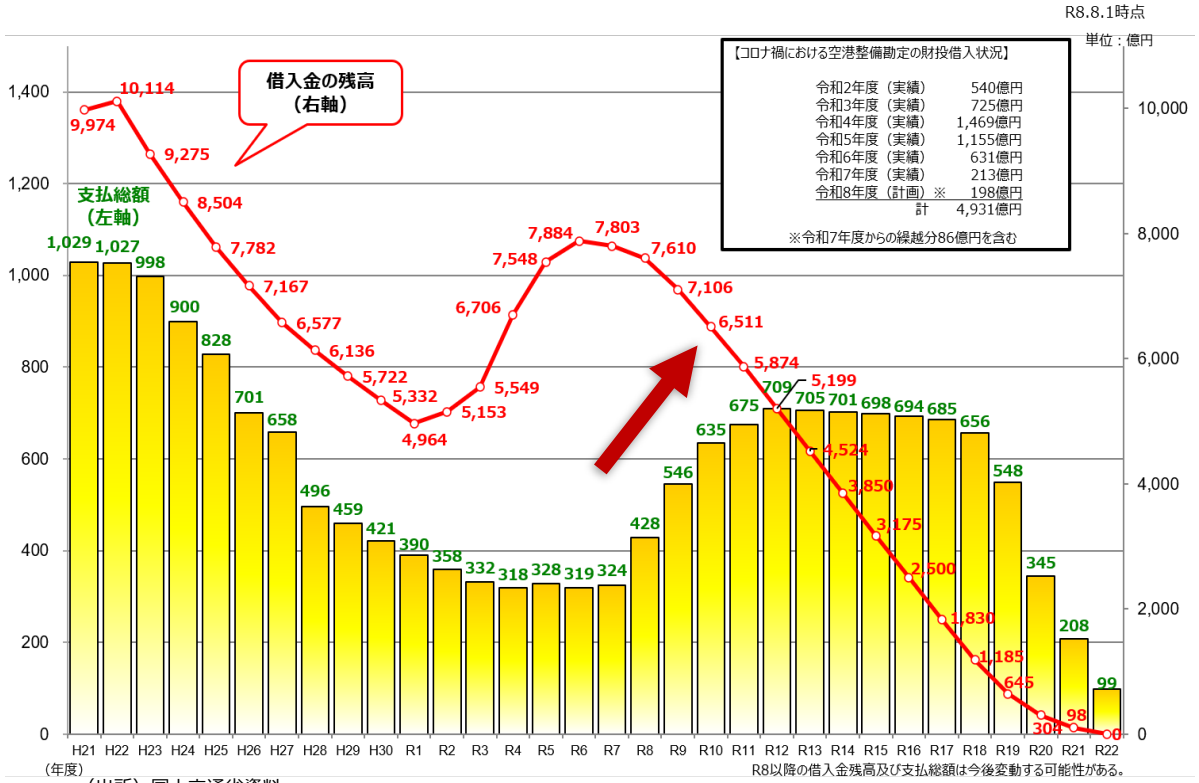
○　空港整備は、空港整備勘定を通じて実施しているが、コロナ禍での便数減少により空港使用料収入が大幅に減少したことに加え、エアライン支援のため空港使用料や航空機燃料税の減免を実施し、財融借入により埋め合わせ。

○　この借入金の償還が来年度から本格化し、「令和９年度から令和18年度にかけて、年間200億円程度※の財源減少」が生じる見込み。必要な収入を確保するため、来年度から空港使用料を適正な水準にすることとされている。

※航空機燃料税が来年度から15,000円/kℓから18,000円/kℓに引き上がりコロナ前の水準に戻ることを前提とした金額

○　上記の方針に基づき、来年度以降の確実な収入増及びその収入水準の維持により、必要な財源の確保が重要。

空港整備勘定における借入金の償還額・残高の推移見込み



（出所）国土交通省資料

航空運送事業基盤強化方針(抜粋)

■**令和３年度から令和７年度までに実施する空港使用料及び航空機燃料税の減免**による歳入の減少に伴う空港整備勘定の借入金の償還により、空港整備事業に充当する財源が減少することを踏まえ、旅客需要の回復後における空港整備需要の増加等に対応するため、空港整備勘定の収支均衡のための措置が必要となる可能性があることから、旅客需要の増加に伴う増収や空港整備勘定の歳出の適正化についても留意して、**空港使用料の見直しについて検討し、必要な措置を講ずる。**

■具体的には、**令和９年度から令和18年度にかけて、年間200億円程度の財源減少**が生じると見込まれることを踏まえ、**その回復を図るため、令和9年度から、空港使用料を適正な水準**に定める。

稼げる農業の実現

○ **「稼げる農業」**を実現するためには、生産額よりも**所得水準が重要**。稲作経営体の**農業所得**をみると、15ha以上の**大規模に経営を行っている場合は、勤労者の平均給与545万円を上回っている**ものの、**経営規模が小さくなると、同水準を下回っている。**

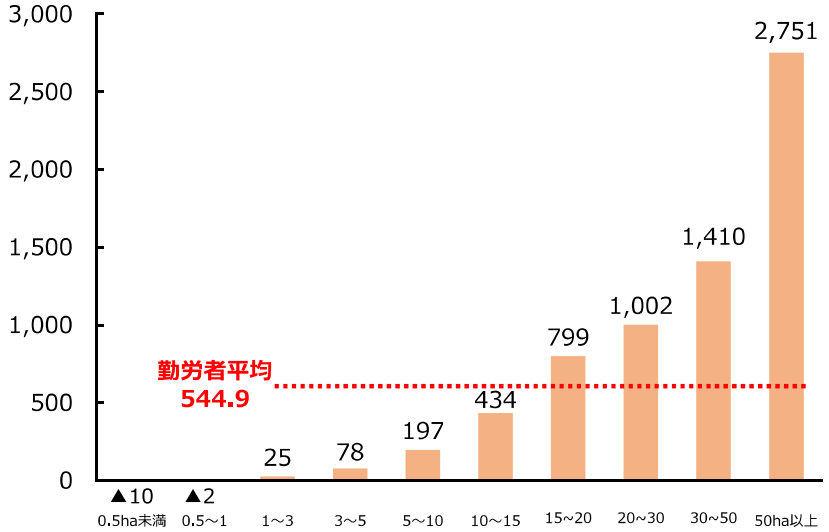
○ 人口減少社会の中で、今後、**農業労働力人口のさらなる減少**が見込まれ、限られた労働力の下で最大限の付加価値を生み出せる農業構造へと転換していく必要。**①農地の効率的活用、②農業人材政策の見直し、**③スマート農業等の**テクノロジーの活用**を進め、**収益力を向上させていくことが不可欠。**

○ また、各取組が十分に効果を発揮できるよう、それを後押しする**支援の在り方**についても、あわせて**見直していく必要。**

○ 令和９年度予算の編成過程において、これらの観点を踏まえながら、要求内容を精査していく。

稲作経営体の農業所得（作付規模別）

（単位:万円）

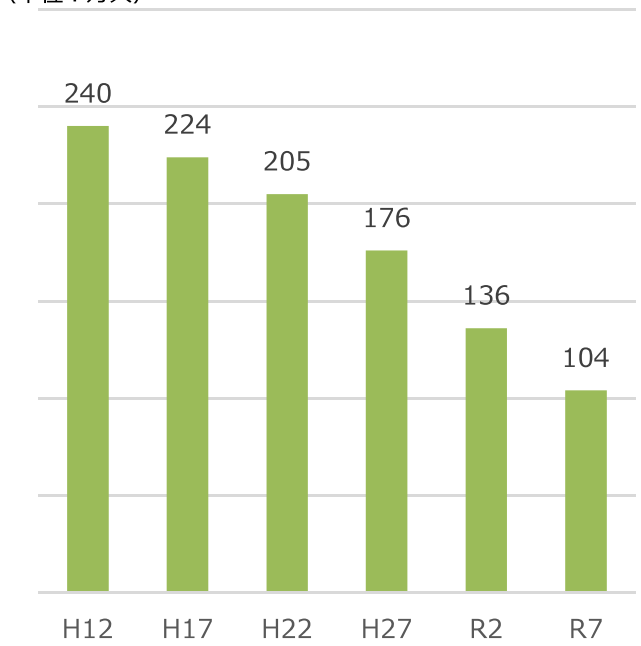


	0.5ha未満	0.5~1	1~3	3~5	5~10	10~15	15~20	20~30	30~50	50ha以上
経営体数（シェア）	17.4万（32.3%）	14.5万（26.9%）	13.9万（25.8%）	3.1万（5.8%）	2.6万（4.8%）	1.0万（1.8%）	1.4万（2.6%）			
主業割合	11.3%	11.7%	18.7%	34.4%	51.4%	70.3%	81.0%			
合計作付面積（シェア）	5.2万（4.4%）	9.9万（8.4%）	22.6万（19.0%）	11.8万（9.9%）	17.7万（14.9%）	11.5万（9.7%）	40.1万（33.7%）			

(出所)農林水産省作成資料を基に財務省作成、
国税庁「令和６年分民間給与実態統計調査」
(注１)農業所得はＲ５実績、経営体数・主業割合・合計作付面積はＲ７実績。
(注２)主業割合は個人経営体に占める主業経営体の割合。

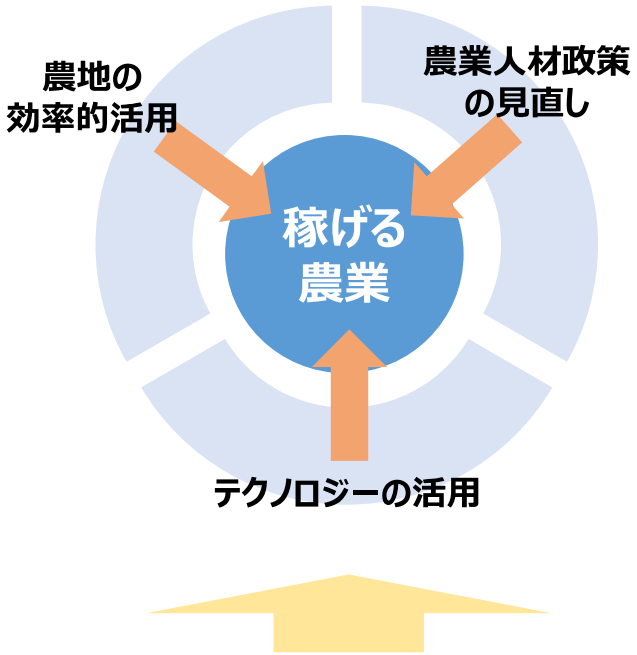
農業労働力人口

（単位：万人）



(出所)農林水産省「農林業センサス」
(注1)上記は基幹的農業従事者（15歳以上の世帯員のうち、普段仕事として主に自営農業に従事している者）の値。
(注2)H22年までは販売農家の数値であり、H27年以降は個人経営体の数値。

稼げる農業の実現に向けた姿



各取組を後押しする支援の在り方

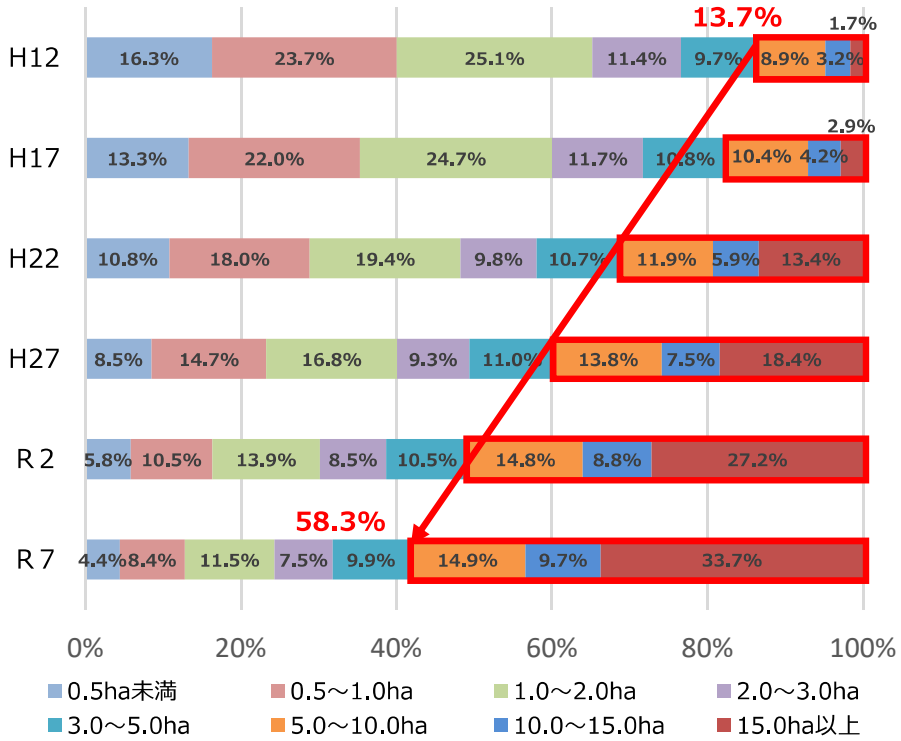
農地の集積・集約化の更なる推進

○　農業の生産性を向上させ、農業経営体の稼ぐ力を高めていくためには、農地を各経営体に「集積」させていくだけではなく、**まとまった形で「集約」させていくことが重要。**農地が飛び地になっている場合と比べ、**集約化により農地間の移動時間が短縮可能**であり、集約した状態から畦畔除去などの**大区画化**を行うことで、さらに**労働生産性を向上させることが可能。**

○　農地の集積・集約化は長年取り組まれてきているものの、地域の合意形成が進まない、農地の引き受け手不足といった理由で、進捗は道半ば。こうした中、令和５年には農業経営基盤強化促進法が改正され、地域農業の将来像や10年後の農地利用を明確化した**「地域計画」が全国で策定**されたが、**約3割の農地**（約134万ha）**で将来の受け手が位置付けられていない状況。**

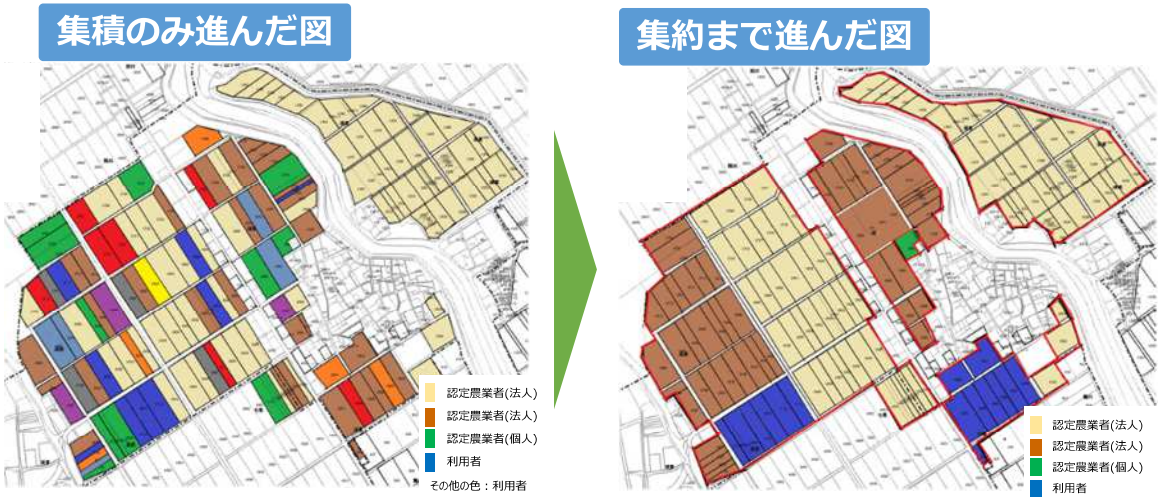
○　人口減少社会の中、**全ての農地を維持することは難しく**、地域計画を見直していく中で、**集積・集約化を一層推進**するとともに、将来の受け手が位置付けられていない農地については、**非農地化することも含め、農地の状況に応じた対策をしていく必要。**

水稲の経営規模別作付面積シェアの推移



(出所)農林水産省「2025年農林業センサス」
(注１)H17年までは販売農家、H22年からは農業経営体の値である。
(注２)上記は販売目的の水稲作付経営体の面積シェアである。

「集積」と「集約」の違い



(出所)農林水産省作成「集約化に向けた目標地図の事例集」

農地の集積・集約化のための事業

- 農地利用最適化推進事業（R８当初 39億円）
- 農地中間管理機構事業　（R８当初 46億円）
- 農地集約化促進事業　（R７補正 80億円）　など

「耕作放棄地」から「耕作困難地」へ

○　**荒廃農地や遊休農地**について、農地の総量確保の方針の下で、**荒廃農地の発生防止や解消・再生に重点を置いた事業**が実施されている。

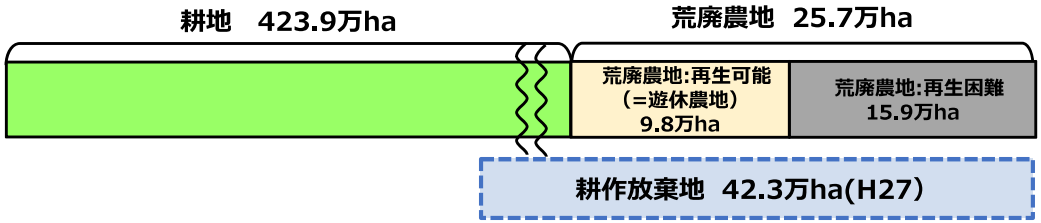
○　一方、農業労働力人口が減少し、全ての農地を維持することが現実的ではない中、農地を再生できるかだけでなく、**将来的に農業経営が成り立つのかという観点が重要**。

○　農地政策のパラダイムシフトを促す観点から、**「耕作困難地」という概念を導入**して、農地ごとの経営上の利用可能性も踏まえながら、集約化により活用すべき農地、耕作条件の改善によって再生・活用すべき農地、非農地化（林地化など）を検討すべき農地に区分し、それぞれの農地の**耕作・経営の困難性に応じた対策を講じるべき**。それにより、我が国全体の農業の**生産性向上・収益力強化にもつなげることが可能**となる。

	耕作放棄地 ※	耕作困難地
着眼点	農地が利用されない結果に着目	耕作できない原因や困難性に着目
政策の方向性	**荒廃農地の発生防止や解消・再生**	**耕作・経営の困難性**に応じた農地ごとの活用方針の明確化
具体的対応	【行われている予算事業の例】 ● 農地耕作条件改善事業（R8当初 203億円） ● 鳥獣被害防止総合対策（R8当初 99億円） ● 農山漁村振興交付金（R8当初 70億円の内数） ・荒廃農地再生支援事業　など	【対応のイメージ】 ● 集積・集約化により農地として再活用 ● 耕作条件の改善により農地として再整備 ● 非農地化（林地化など）を検討
目指す姿	耕作放棄の防止、荒廃農地の解消・再生	我が国全体の農業の生産性向上・収益力強化

※「耕作放棄地」については、2015年農林業センサスを最後に国の調査は行われていないが、現在でも自治体などの現場で用いられ、解消・再生の対象と捉えられている。

荒廃農地・耕作放棄地の状況



荒廃農地	現に耕作に供されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能となっている農地
再生利用が困難と見込まれる荒廃農地	既に森林の様相を呈しているなど農地に復元することが困難な農地
再生利用が可能な荒廃農地（=遊休農地）	草刈りや抜根等の基盤整備により耕作が可能と見込まれる荒廃農地
耕作放棄地	以前耕作していた土地で、過去１年以上作付けせず、この数年の間に再び作付けする意思のない土地（農家の自己申告）

(出所)農林水産省「令和７年 耕地及び作付面積調査」、「令和６年　遊休農地に関する措置の状況に関する調査」、「2015年農林業センサス」より財務省作成
(注１)荒廃農地面積及び遊休農地面積は、令和７年３月31日時点の数値。
(注２)耕地面積は、令和７年７月15日時点の数値。

農業人材政策の見直し

○　今後、我が国の人口の減少が見込まれ、農業の担い手の減少も避けられない中、**限られた人員でも持続的に経営できる農業構造への転換**が求められる。法人形態による農業経営は、**経営規模の拡大、経営の高度化**などを通じて**収益力の向上を図ることが可能**であり、**個人経営体から法人経営体への移行を加速化**させていく必要。

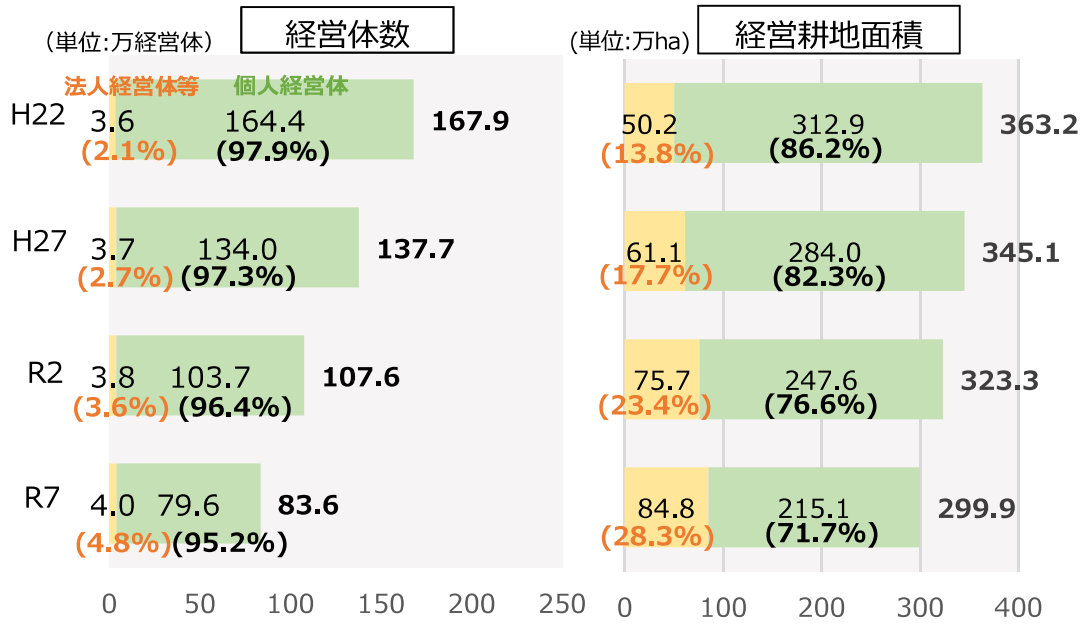
○　法人経営体数は少しずつ増加してきているが、農業法人を経営していくためには、**マネジメント能力を有する経営人材**が求められ、こうした**人材の育成**とあわせ、農業法人に就農する**「雇用就農」を推進**していくことが肝要。

○　新規に就農する場合、営農知識・技術の習得や資金確保が必要であり、経営が安定するまで一定のハードルがあるが、**雇用就農**であれば、安定的に収入を確保しながら、農業に従事することが可能。加えて、日々、**実践的研修を積むことが可能**であり、**地域の関係者との信頼関係を構築していく機会**ともなることから、将来的な**事業承継や独立就農**にもつながりやすい。

新規就農者を確保するための補助事業

就農準備資金（R8当初 104億円の内数）	経営開始資金（R8当初 104億円の内数）	雇用就農資金（R8当初 28億円の内数）
・就農に向けて必要な技術等を習得する研修期間中の研修生に資金交付	・新たに経営を開始する農業者に資金交付	・農業法人が就農者を雇用し、就業・独立に必要な研修を実施する場合に資金交付
・49歳以下の新規就農予定者に、165万円/年を最長２年間交付	・49歳以下の新規就農者に、165万円/年を最長３年間交付	・新規就農者を雇用する農業法人に、60万円/年を最長４年間交付

法人経営体等の動向



（出所）農林水産省作成「農業経営をめぐる情勢について」

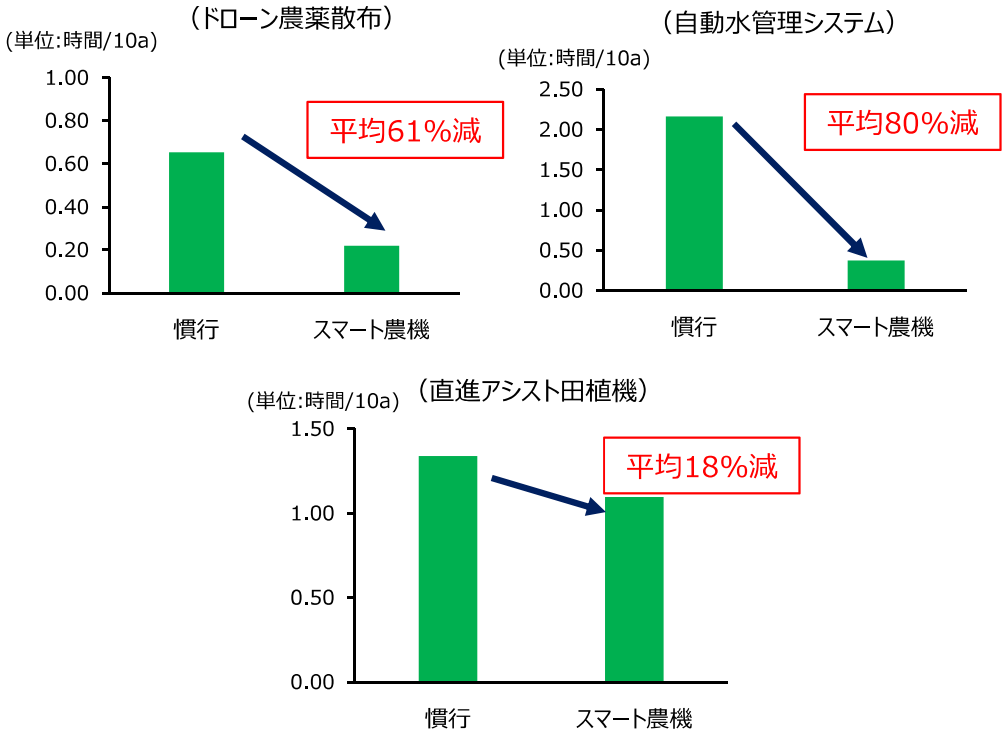
テクノロジー（スマート農業技術）の活用

○　農業の生産性を向上させ、収益力を高めていくためには、**先端技術（スマート農業技術）の活用が不可欠であり、**特に**集約化・大区画化された農地**において、作業自動化や農作業データのデジタル化・AI解析等により、**農業経営を効率化**することが可能。

○　一方、スマート農機具が高価であったり、栽培体系の転換があわせて必要であったりと、**一定の導入コストも発生**し、**耕作条件によっては収益性が向上しない**場合もありうることから、**その投資に見合うだけの利益が得られるのか（＝投資回収率）**といった観点で活用の是非を見極めていく必要。

○　現行の支援事業では、労働生産性の向上や単収向上などが目標として掲げられているが、**投資回収率といった考え方を目標・KPIの1つに位置付けていくべき**ではないか。

スマート農業実証プロジェクトでのスマート農業技術の効果



(出所)農林水産省「スマート農業をめぐる情勢について」

中山間スマート農業導入モデル（省力化と収支変化の試算）

(単位:万円)

技術体系	慣行	スマート		
経営面積(ha)	**10.5**	10.5	**11.8**	15.0
収入合計	1,025	1,025	1,156	1,461
変動費	434	423	478	608
労働費	166	154	174	222
支払小作料	192	192	216	274
機械・施設費	131	185	185	185
差引収益	102	69	102	172

(出所)農業・食品産業技術総合研究機構作成資料を基に、財務省作成
(注)機械・施設費は固定費、スマート農機の減価償却費は542,857円/年

・経営規模が、現状10.5haのまま、スマート農業を導入すると、労働費は11.2万円減少するが、機械・施設費が54.3万円増加するため、差引収支は32.6万円減少する。

・11.8haまで規模拡大すると、収入合計が131万円増加することなどから、差引収支は現状と同額になり、近い将来想定される15ha規模にまで規模拡大が進むと、差引収支は約70万円増加する。

スマート技術体系への包括的転換加速化総合対策事業

・目標: 労働生産性の向上 ＋ 単収増 / 品質向上等

・要件: ①スマート農業技術の導入＋それに適した生産方式への転換
②産地全体の取組（面積要件あり）

・補助率: 1/2以内、 補助上限: 2.5億円

今後の農政を見据えた国の支援の在り方

○　稼げる農業を創り出していくためには、収益力向上の取組を推進するとともに、各取組が十分に効果を発揮できるよう、それを後押しする**国の支援の在り方**についても考えていく必要。

○　補助金は、**交付後のガバナンスが機能しにくい**上、金銭的リターンもない**「渡し切り」のお金**である。民間のみでは十分な投資が行われにくいものや、政策的に誘導する必要性が高い分野に重点化して活用していくべきもの。

○　農業経営体が、事業性に基づき、適切にリスクテイクを行っていく環境を整備していくためにも、**収益性が見込まれる場合**については、**ガバナンス面等で優れる金融支援の活用を拡大すべき**。例えば、現状、収益力が高いと考えられる農業法人が設備投資を行う場合にも、一様に手厚い支援が行われているが、**農業者の経営体力に応じた支援**を行うことで、構造転換をより促していくことができるのではないか。

農林水産省予算における主な補助事業

1. 施設整備を支援する事業

- 強い農業づくり総合支援交付金（R8当初120億円、補助率1/2）
- 新基本計画実装・農業構造転換支援事業（R8当初217億円、補助率1/2～7/12）

2. 農業用機械等の投資を支援する事業

- 農地利用効率化等支援事業（R8当初11億円、補助率3/10）
- 地域農業構造転換支援事業（R8当初29億円、補助率3/10）

農林水産分野における主な金融支援

日本公庫を通じて長期・低利の資金供給を実施（R8当初 185億円）

1. 農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）

- 経営規模の拡大、設備投資などを行う農業者に対する支援
- 償還期限：25年以内、借入限度額：個人３億円、法人10億円
- 貸付利率：借入期間に応じて2.15～3.3% ※ 令和８年９月18日時点

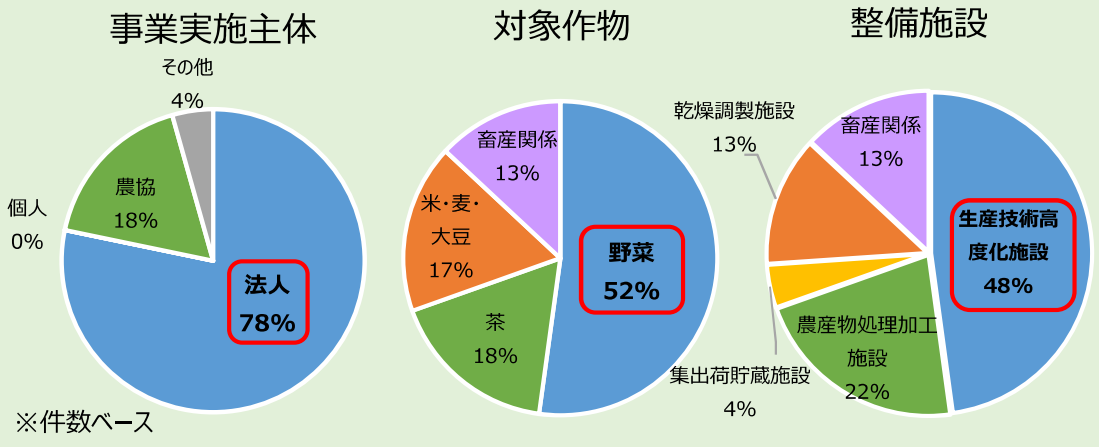
2. 農林漁業セーフティネット資金

- 自然災害などにより、経営困難に陥った農業者に対する支援
- 償還期限：15年以内、借入限度額：600万円等
- 貸付利率：借入期間に応じて2.15～3.05% ※ 令和８年９月18日時点

強い農業づくり総合支援交付金（R8当初 120億円）

- 農協などによる共同利用施設等の整備を支援
  - ※ 共同利用施設は、乾燥貯蔵施設や農産物処理加工施設など、生産・収穫した農産物を加工・調製する施設
- 補助率：1/2

⇒ R8当初の実績を見ると、**農業法人**が**高収益作物である野菜**を生産するに当たって整備する**生産技術高度化施設（低コスト耐候性ハウス）**に対する支援が多くを占めている状況



※件数ベース

食料安全保障に関するリスク

○　国内における食料供給を不安定化させる要因としては、気候変動による不作、家畜伝染病や植物病害虫のまん延、地政学的リスク、食料需要の増加に伴う輸入競争の激化など、多岐にわたる。

○　足元では、輸入食料や生産資材の価格高騰といった形で、実際にリスクが顕在化しており、**食料安全保障の確保は我が国にとって喫緊の課題。**

○　**様々な食料安全保障に関するリスクに対応していく必要**がある中、令和６年６月に食料供給困難事態対策法が公布、令和７年４月に施行。深刻度に応じて事態を区分し、**平時・不測時における対策の基本的な考え方**を基本方針として策定。

世界人口の増加など食料需要の増加

これまで
- **単収の増加**
- **収穫面積の増加**（森林の開発等）

により対応してきたが、**さらなる増加には限界**

その一方

供給を不安定化させる要因の多様化、影響の深刻化

- **異常気象の頻発化、被害の激甚化**
  干ばつ、高温等による世界同時不作等
- **家畜伝染病や植物病害虫の侵入・まん延リスクの増大**
  ｱﾌﾘｶ豚熱、鳥ｲﾝﾌﾙｴﾝｻﾞ等による生産、輸入への影響
- **新たな感染症の発生リスクの高まり**
  感染症による国内外の物流・サプライチェーンへの影響
- **地政学的リスクの高まり**
  政治情勢に起因した食料や肥料貿易の制限・規制等
- **穀物等の畜産需要や非食用需要の増加**
  新興国・途上国の畜産需要や、バイオ燃料需要の増加
- **輸入競争の激化**
  需給ひっ迫時の買い負けリスク

平時

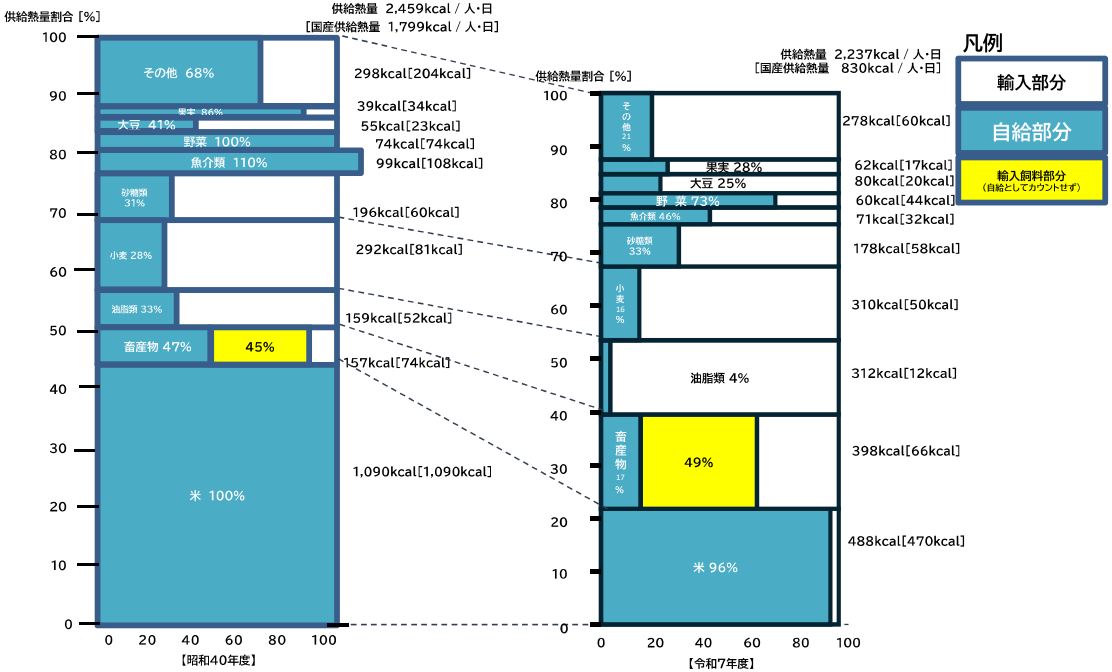
食料供給困難兆候	干害、冷害その他の気象上の原因による災害、植物に有害な動植物又は家畜の伝染性疾病の発生又はまん延その他の事象が生じたことにより、特定食料（米穀、小麦、大豆等）の供給が大幅に不足し、又は不足するおそれがあるため、特定食料の安定供給の確保のための措置を講じなければ**食料供給困難事態の発生を未然に防止することが困難になると認められる事態**
食料供給困難事態	特定食料の供給が大幅に不足し、又は不足するおそれが高いため、**国民生活の安定又は国民経済の円滑な運営に支障が生じたと認められる事態**
国民が最低限度必要とする食料の供給が確保されないとき	食料供給困難事態において、**国民が最低限度必要とする食料の供給が確保されず、又は確保されないおそれがあると認めるとき**

食料自給率①

○　食料・農業・農村基本法に規定されている食料自給率については、令和12年度までに45%を目指すとの目標が掲げられているが、**食料自給率は、国民の多様な食生活や嗜好に左右されるもの。**

○　また、**政治経済的に良好な関係の国からの輸入が大宗**である。現在、**輸入している農産物まで全て国内で自給**するためには、国内の農地面積が約３倍必要であり**非現実的**。

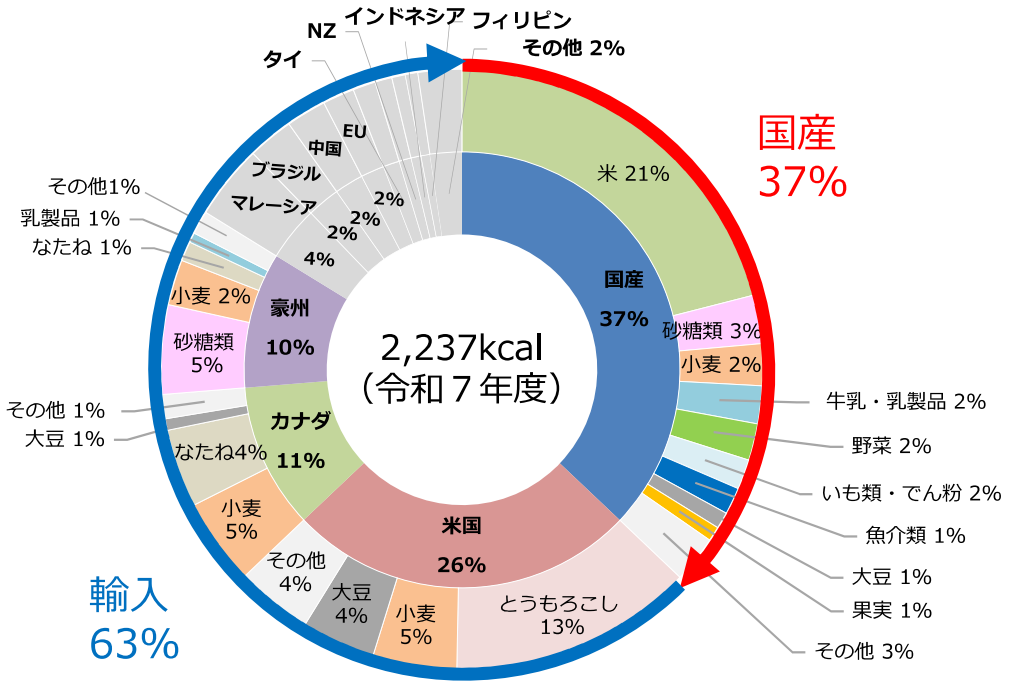
日本の食料消費構造と食料自給率の変化



	昭和40年度	令和7年度
〈食料自給率（カロリーベース）〉	７３％	３７％
〈食料自給率（生産額ベース）〉	８６％	６６％
〈食料国産率（カロリーベース）〉	７６％	４６％
〈食料国産率（生産額ベース）〉	９０％	７１％
〈飼料自給率〉	55%　（粗飼料100%、濃厚飼料31%）	２４％　（粗飼料79%、濃厚飼料11%）
〈自給力指標（令和5年度）〉	米・小麦中心の作付1,752 kcal/人・日、いも類中心の作付2,362 kcal/人・日	

(出所)農林水産省「食料・農業・農村白書」、「食料自給率について」、「食料需給表」より財務省作成
(注)食料国産率（カロリーベース）＝国産供給熱量/人・日÷供給熱量/人・日
　　飼料自給率＝（純国内産粗飼料供給量＋純国内産濃厚飼料供給量）/総需要量

日本の供給カロリーの国別構成



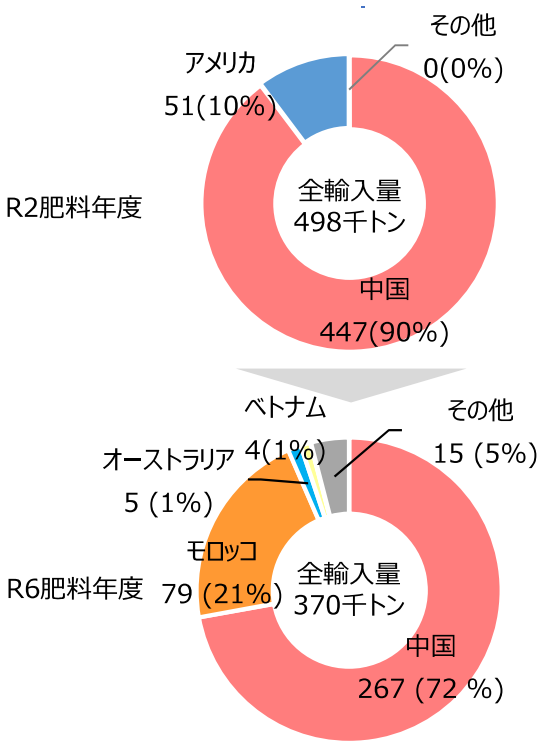
(出所)農林水産省「令和７年度食料自給率について」
(注１)輸入熱量は供給熱量と国産熱量の差とし、輸出、在庫分は捨象した。
(注２)主要品目の国・地域別の輸入熱量を、農林水産省「令和７年農林水産物輸出入概況」の各品目の国・地域毎の輸入量で按分して試算した。
(注３)輸入飼料による畜産物の生産分は輸入熱量としており、この輸入熱量については、主な輸入飼料の国・地域毎の輸入量（TDN（可消化養分総量）換算）で按分した。

食料自給率②

○　農業生産に必要となる**肥料やエネルギー資源**は**大宗を輸入に依存**しているが、食料自給率は、これらの**生産資材の輸入割合は考慮していない。**

○　他方、例えば、**化学肥料原料**（尿素、りん安、塩化加里）については、先般のウクライナ情勢に伴う肥料価格の高騰以降、輸入の多角化も進めてはいるものの、**世界の埋蔵量**を見ると、りん安の原料となるりん鉱石は中国・モロッコ・エジプトで約８割と、**一部地域に偏っている**状況。サプライチェーンとして一定の脆弱性を有している中、食料自給率を高めるために、**輸入農産物を国内で自給したとしても、海外依存という課題は残る**点には留意が必要。

りん安の輸入動向



りん鉱石の産出量

（単位：鉱石千トン）

国名	産出量（2025）	
		割合
中国	110,000	44%
モロッコ	36,000	14%
米国	20,000	8％
ロシア	14,000	6％
ヨルダン	12,000	5％

りん鉱石の経済可採埋蔵量

（単位：鉱石千トン）

国名	経済可採埋蔵量	
		割合
モロッコ	50,000,000	68%
中国	3,400,000	5％
エジプト	2,800,000	4％
チュニジア	2,500,000	3％
ロシア	2,400,000	3％

(出所)農林水産省作成「肥料をめぐる情勢」
(注１)「その他」には、輸入割合が１％未満の国の他、財務省関税課への非公表化処理申請に基づき貿易統計上非公表とされている国を含む。
(注２)「全輸入量」には、国産は含まれていない。
(注３)「経済可採埋蔵量」は、現在のコスト水準、技術レベルで採掘が可能な量。

平時における食料安全保障上の対策

○　国内での気候変動リスクも踏まえれば、食料安全保障の観点では、国内生産の拡大だけでなく、**必要なものを安定的に確保するという発想も重要**。

○　このため、**平時からの対策**として、不測時に備えた**適切かつ効率的な備蓄の運用**、食料・生産資材の**サプライチェーン強靱化**、**国内生産力の増大**、輸入先の多角化など**安定的な輸入の確保**を適切に組み合わせていく必要。

食料供給困難事態対策の実施に関する基本的な方針（令和７年４月11日 閣議決定）

Ⅳ 各段階における対策

1　本部設置期間以外の期間において実施する措置の総合的な推進

食料供給困難兆候が発生する前の段階における対策

食料供給困難兆候等を未然に防止し、又はその早期の解消を図るためには、国内生産の増大を基本とし、これと併せて安定的な輸入及び備蓄の確保を行うことにより、平時から食料の安定供給の確保を図ることが重要である。

このため、平時から、農業生産の基本となる農地や農業者などの生産基盤や、食料・生産資材のサプライチェーンの維持・強化のための施策を推進することにより食料自給率の向上等を図る。これらに加え、本基本方針に示す食料供給困難事態対策を機動的に講ずることができるよう、国内外の食料需給に関する情報の収集・分析、適切かつ効率的な備蓄の運用、安定的な輸入の確保等、以下の取組を平時から推進する。（中略）

（２）総合的な備蓄の推進

（前略）備蓄は、そのような食料供給困難兆候等の発生初期において効果的な手段となり得るが、備蓄できる数量には限界があり、一時的な措置であることに留意する必要がある。

くわえて、食料は、その特性として時間の経過による品質低下を伴うものが多いため、その備蓄については、基本的には定期的に在庫を回転させる必要があるほか、温度管理のできる貯蔵施設の確保も必要になるなど恒常的にコストが発生する。そのため、国による備蓄や国が民間事業者を支援して行う備蓄（以下「公的備蓄」という。）に際しては、財政負担を考慮する必要がある。

以上を踏まえると、四方を海に囲まれた我が国においては、ある程度の期間の保存に耐え得る主な食料について、品目ごとのリスクを踏まえ、海上輸送に要する期間等を考慮した上で、国内に存在する民間在庫も含めた量を官民合わせた備蓄としてトータルで捉える、総合的な備蓄を推進することが適当であることから、この考え方に立って、本法に基づき事業者に対する出荷又は販売の調整や輸入の促進等の要請等を行うこととする。

（３）安定的な輸入の確保

国内生産では需要を満たすことができない農産物等の安定供給を図るとともに、食料供給困難兆候等においても円滑な輸入を確保する上で、平時から輸入相手国との良好な関係の維持・強化、輸入先の多角化を含む安定的な輸入に資する調達・流通基盤の強化を推進することが重要である。このため、平時から輸入相手国との連携強化のための政府間対話、官民の意見交換を通じた貿易・政策情報等の共有、主要生産国における生産・輸出状況、輸送能力等の情報の把握、我が国事業者が輸入相手国に有する調達網への投資の促進等の取組を行う。

主食用米の需給と価格の動向

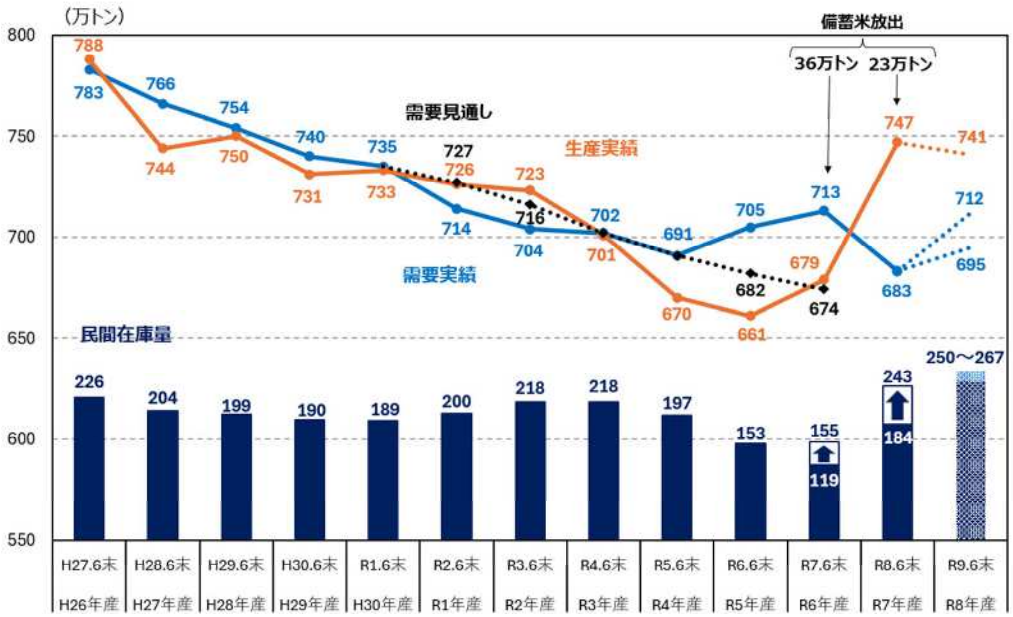
○　米は我が国の主要食糧であり、**食糧法に基づき、需給の安定を図り、結果として、価格の安定化を図る**こととされている。

○　主食用米の需要は、日本人の食生活の変化や少子高齢化により趨勢として減少している中、これまで**水田活用の直接支払交付金を活用した転作助成により、生産を減少させることで対応**してきた。

○　足元では、**需要が見込みを上回る一方、生産が低位だった結果**として、民間在庫が取り崩され、**米価が高騰。政府は備蓄米を放出して対応**する中、７年産米は需要を大きく上回る生産が行われ、在庫水準が増加。８年産米についても良好な作柄が想定されており、**市中の民間在庫量は250～267万トンと過去最高水準**となることが見込まれている。

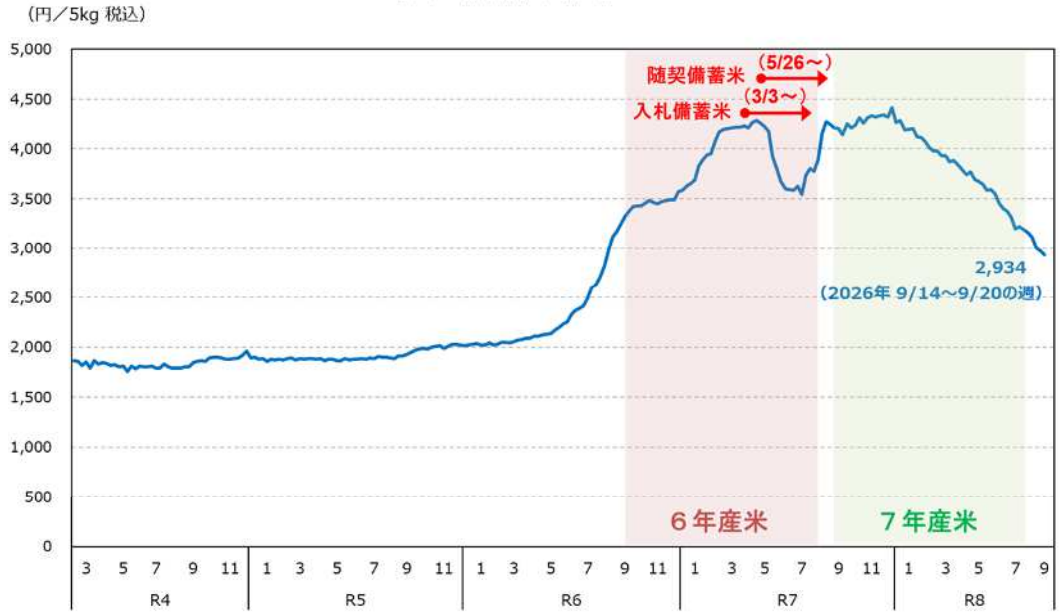
○　人口減少社会にあって、農業の担い手の減少も避けられない中、**現状の水田を維持していくことの必要性、**農地の集積・集約化を図りつつ、**耕作条件の優れた農地に資源を集中させていくことの重要性**について、今後、検討を深めていく必要がある。

需給の推移と民間在庫量



(注)R８年産の生産量・需要量、R９年６月末民間在庫量は農林水産省・需給見通しの値
(本年10月30日 食糧部会)

小売価格の推移



(出所)㈱KSP-SPが提供するPOSデータに基づく価格

令和７年の田面積 230万ha	主食用米 136.7万ha	非主食用米 15.2万ha	その他 78.1万ha

米の備蓄運営

○　米の政府備蓄については、100万トン程度を適正水準として、毎年20万トン程度を播種前に契約の上で買い入れ、５年程度備蓄をした後、主食用米の需給に影響を与えないよう、飼料用などの非主食用に販売（いわゆる「棚上備蓄」、2011年度～）。

○　米の備蓄は**あくまでも供給不足時の備え**であり、**市中の需給・価格動向に影響を与えないよう備蓄運営を進めていく必要**。

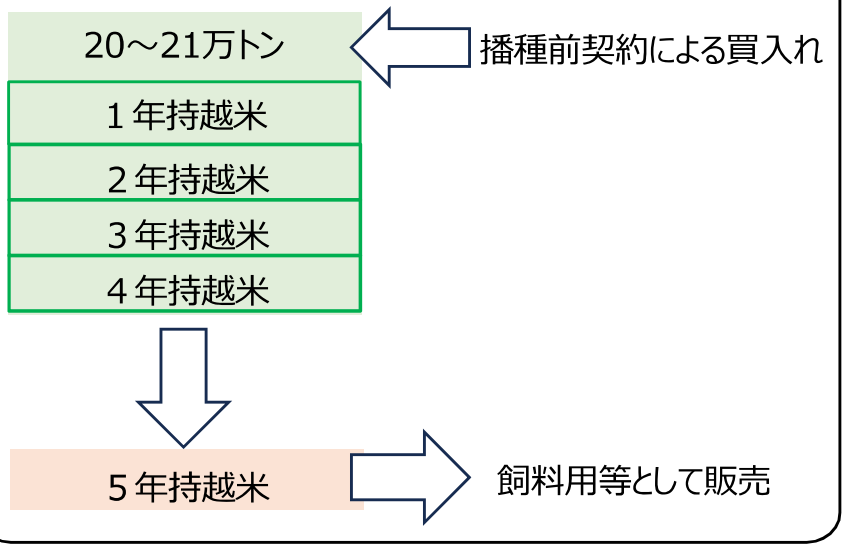
○　足元の米の備蓄・在庫状況を見ると、政府備蓄米の備蓄水準は74万トン（注１）であり、市中の民間在庫量は来年６月末に250～267万トンと見通されている（適正水準180～200万トン程度）。なお、政府が保有する輸入米の在庫量も40万トン程度存在。

（注1）昨年の備蓄米放出を受けて、備蓄水準は32万トンまで減少したが、すでに落札済の令和８年産米21万トンの買入れ、政府備蓄米の売渡しに係る令和７年産米21万トンの買戻しを合わせると、備蓄水準は74万トン。なお、古くなった令和２年産米（15万トン）を今後、飼料用等に販売することとしており、これを踏まえると備蓄水準は59万トンとなる。

（注2）過去の災害時、東日本大震災で４万トン、H28熊本地震で90トンの政府備蓄米を放出。南海トラフ津波避難対策特別強化地域の米生産量は29万トンとされている。

米の国家備蓄の仕組み

原則20～21万トン × ５年間程度 → 100万トン程度



○　主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成６年法律第113号）（抜粋）

（定義）

第三条　（略）

３　この法律において「米穀の備蓄」とは、米穀の生産量の減少によりその供給が不足する事態に備え、必要な数量の米穀を在庫として保有することをいう。

○　米穀の需給及び価格の安定に関する基本方針（令和８年９月農林水産省策定）（抜粋）

第３　米穀の備蓄の目標数量その他米穀の備蓄の運営に関する事項

１　備蓄運営の基本的な考え方

⋮

棚上備蓄方式による備蓄運営の基本的な考え方は、

①　適正備蓄水準は100万トン程度（６月末）

②　国内産米を一定期間（5年間程度）備蓄

③　（略）

④　備蓄米は、備蓄後に飼料用等の非主食用として販売（略）

⑤　大凶作や連続する不作などにより、民間在庫が著しく低下するなどの米が不足する時における備蓄米の放出については、食料・農業・農村政策審議会食糧部会において、放出の必要性に関し、作柄、在庫量、市場の状況、消費動向、価格及び物価動向等について総合的な観点から議論を行い、これを踏まえて、農林水産大臣が備蓄米の放出等を決定

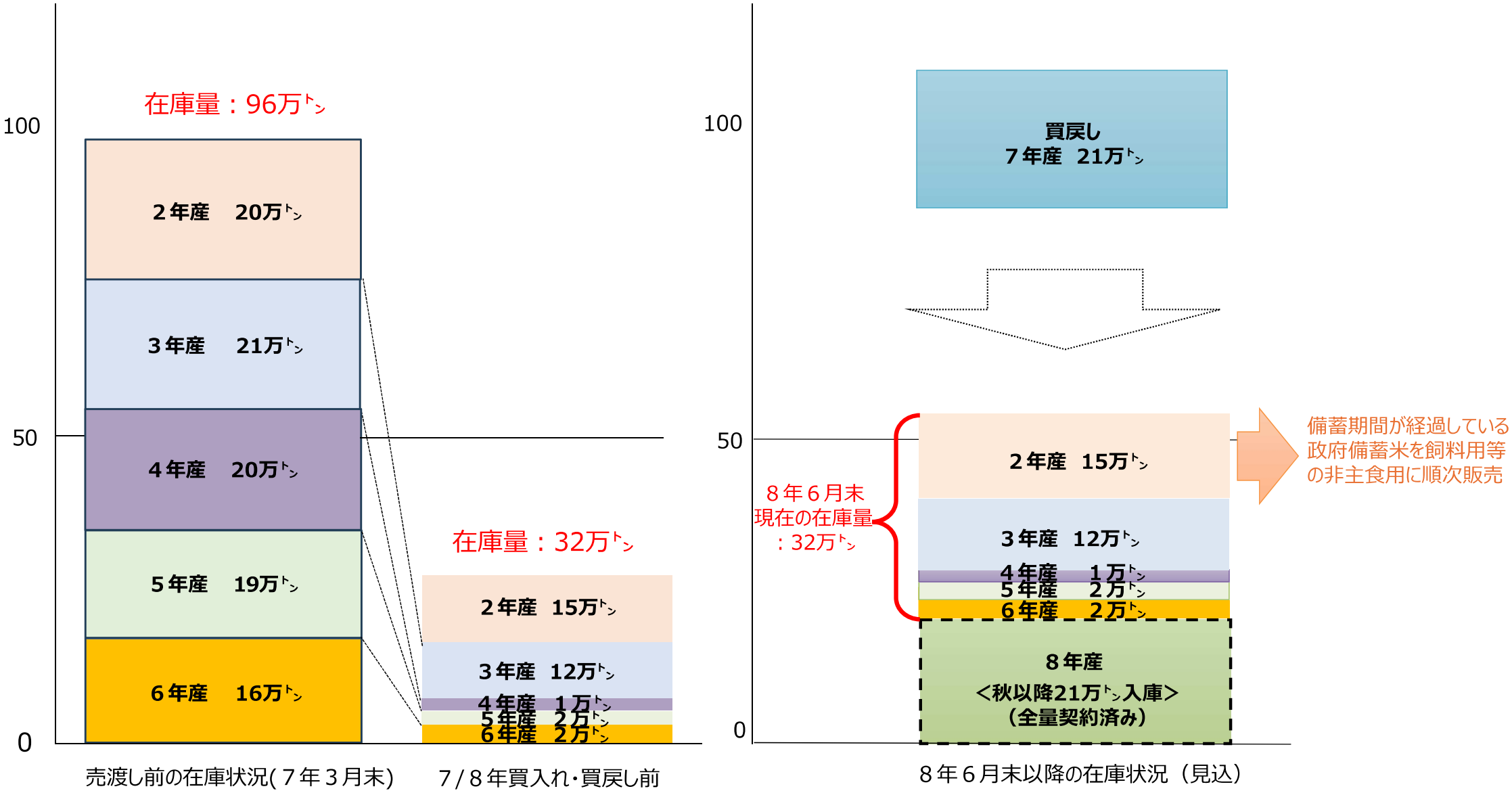
としています。

⋮

⑵　他方、毎年11月30日までに行う基本指針の見直し後、不作以外の災害等による緊急事態により、主食用米等の需給見通しに沿った「主食用米等供給量」の確保に支障が生じる場合であって、農林水産大臣が必要と認めるときは、その供給量の減少分を備蓄米により代替供給できることとします。

【参考】政府備蓄米の備蓄水準

政府備蓄米の在庫状況について



(出所)農林水産省 食糧部会･資料

今後の備蓄米放出後の平常化方法の検討

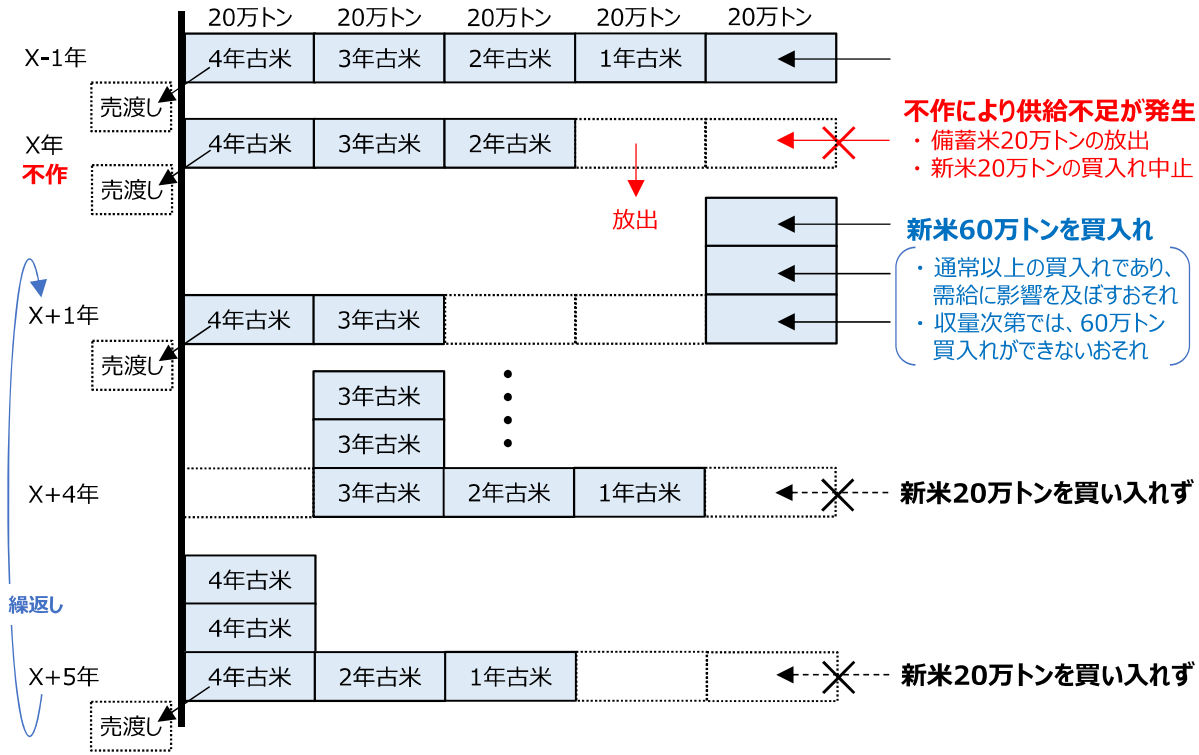
○　備蓄米の放出後、不足分を補っていこうとすると、**通常以上の米の買入れを行う年が不可避的に**生じる。しかしながら、特定の年産の米に偏ることにより、**米の需給や価格に影響を与えるおそれ**があることに加え、不作が重なった場合には、**買入れのための数量を確保できない可能性**もある。

○　現在、備蓄水準について、適正水準に向けて、計画的な回復を進めていくこととされているが、**再び備蓄米を放出する事態となった場合に備え、今から検討を進める必要**。例えば、備蓄運営の安定化を図るため、国産米の備蓄量が適正水準に回復するまでの間、**MA米を暫定的に活用することとしてはどうか**。それにより、特定の年産の米に偏ることなく適正な**備蓄水準を維持**することができるとともに、その後は、**毎年、市場への影響を抑えながら、安定的・計画的に新米買入れを継続**することが可能となる。

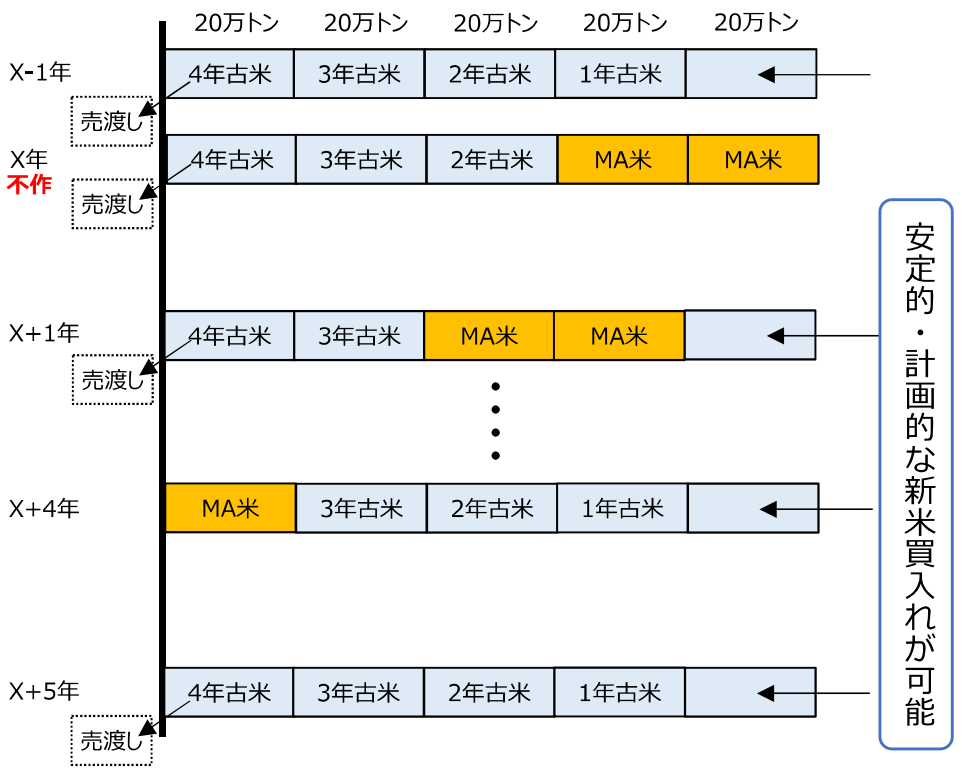
（注）なお、食料供給困難事態対策法では、基本的な方針（令和７年４月 閣議決定）において、不測時に、政府備蓄や民間在庫で対応してもなお、国民が最低限度必要とする食料の供給が確保されない場合等には、MA米を活用することとしている。

備蓄運営のイメージ

（前提：５年経過後に備蓄米を売渡し、適正備蓄水準100万トンを維持）



MA米の暫定的活用による備蓄運営のイメージ

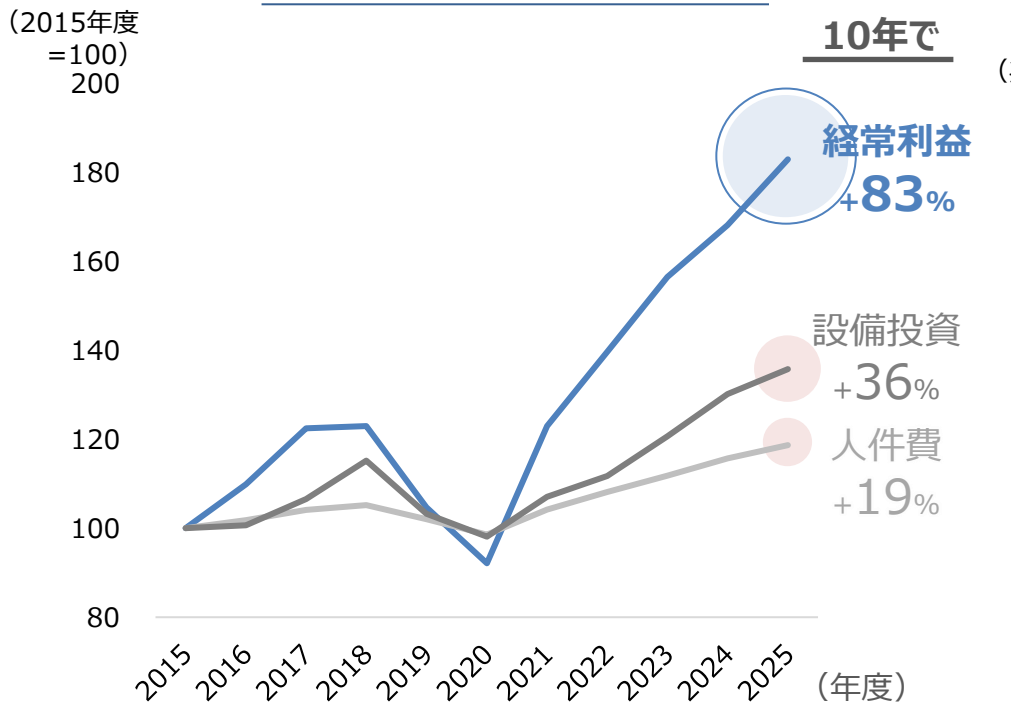


(注)MA米は海外での精米後の輸入が一般的であり、長期保存に適さないことから、国産米のような棚上げ備蓄ではなく、１年周期の回転備蓄のような先入れ先出しによる在庫管理を想定。

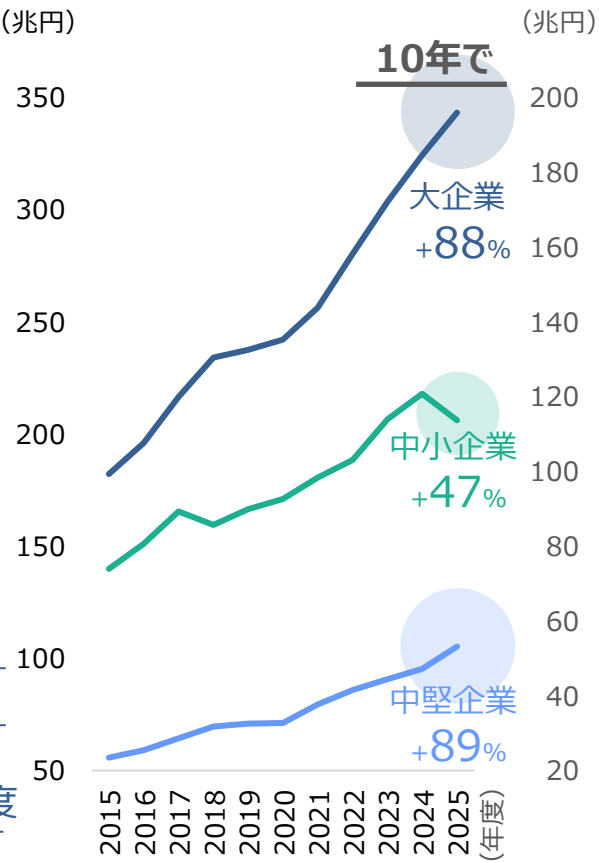
企業部門の動向

○ 2025年度に**過去最高の経常利益**を達成するなど、**企業部門の業績は好調**である。
○ 株主還元を目指した結果、**配当金は堅調な伸び**を見せている。また、**「自社株買い」が大きく増加**している。
○ 一方で、**設備投資**や**人件費**は経常利益の増加ほどは**伸びていない**。また、企業の**内部留保**、**現金・預金はともに大きく増加**している。

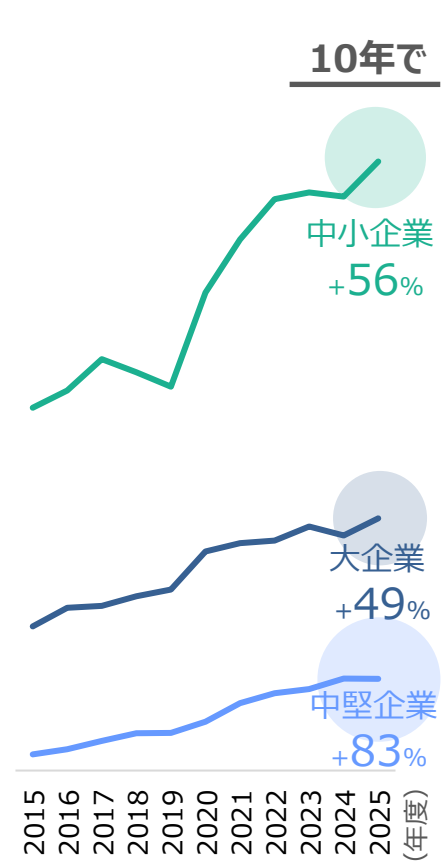
経常利益、設備投資等の推移



内部留保（利益剰余金）



現金・預金



配当金の変化



「自社株買い」金額(※)の変化



（※）上場企業の自己株式取得実施金額

（出所）財務省『法人企業統計調査』※金融保険業を除く全産業、アイ・エヌ情報センター公表資料

（注）現金・預金の推移のグラフにおける大企業は資本金10億円以上、中堅企業は資本金１億円以上10億円未満、中小企業は資本金１億円未満の企業を指す。

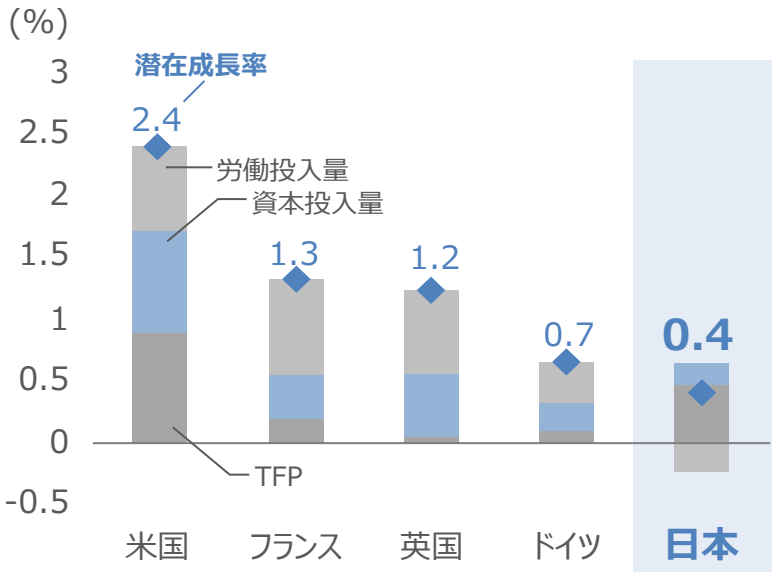
官民投資の対象（潜在成長率の引上げと経済安全保障）

○　我が国の**潜在成長率**は、直近で０％台半ばと、**主要先進国の中で最も低い水準**であり、今後の持続的な経済成長の実現に向けては、**潜在成長率を引き上げていくことが重要課題**である。

○　国内投資を通じた**潜在成長率の引上げにつながる施策**を**予見可能性を持って実施**していく必要。今後、今年７月に策定された「**日本成長戦略**」に沿って、**17の戦略分野を中心に官民投資を促進**していく。

○　その際、**経済安全保障**の観点から、「**自律性**」、「**優位性**」、「**不可欠性**」（※）を確保していくことが重要。経済安全保障上重要な物資・技術については、**市場メカニズムだけでは十分な供給能力が確保されない**場合があり、「日本成長戦略」においても、様々なリスクや社会課題に対し、**官民による「危機管理投資」**を行うこととされている。上記の**「自律性」、「優位性」、「不可欠性」**等の観点から、その**費用対効果**も勘案しつつ、**経済安全保障の確保を効果的に推進すると認められる事業**であるか否か、判断・検証していく必要がある。

潜在成長率の国際比較(2020年以降)



（出所）令和8年度 年次経済財政報告

（備考）日本は内閣府推計値、日本以外はＯＥＣＤ“Economic Outlook No. 119”により作成。日本は2020年Ｑ１～2026年Ｑ１までの平均。日本以外は2020暦年～2025暦年までの平均。

令和8年度　年次経済財政報告

「**1990年代からの時系列的な動向をみても**、労働投入量やＴＦＰ上昇率の成長寄与に対して、**資本ストックの投入量の成長寄与が小さい。**

特に、2000年代に入ってからの 25 年が投資不足ともいえる資本ストックの弱い蓄積ペースである。女性や高齢者の労働参加率の向上を背景に、生産年齢人口の減少を補完する就業者数の増加が成長寄与を示している一方、資本ストックの成長寄与の停滞は対照的である。

長期的視野に立った、予見可能性の高い官民挙げた**成長投資の促進**とそれによる**資本ストックの着実な蓄積**が、**我が国潜在成長率の長期的な向上に向けた鍵**になるといえる。」

（※）**「自律性」**：
国民生活及び経済活動の基盤を強靭化することなどにより、**他国・地域に過度に依存しない、我が国の経済構造の自律性**を確保すること

「優位性」・「不可欠性」：
先端的な重要技術の研究開発の促進とその成果の活用を図ることなどで、**他国・地域に対する優位性**、ひいては**国際社会にとっての不可欠性**を獲得・維持・強化すること

（出所）経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する基本的な方針（R4.9.30閣議決定）

日本成長戦略（７月21日閣議決定）の概要

資料Ⅱ－９－３

内閣官房作成資料

１．17の戦略分野を中心とした官民連携の危機管理投資・成長投資の徹底

（１）-① 自律性・不可欠性を起点とした成長（危機管理投資）

世界共通のリスクの解決に資する製品等を国内外に提供

（１）-② イノベーションを通じた成長（成長投資）

優れた科学技術やイノベーション創出により不可欠性を確保

（２）成長の加速装置となるAIトランスフォーメーション(AX)による高付加価値化

強みをいかすフィジカルAIの競争優位の確立を軸に、全産業の高度化を進め、人口減少下でも高付加価値を創出

（３）持続的な成長のための時間軸を意識した複線的投資

戦略分野全体をポートフォリオとして捉え、足下の収益源、次の稼ぎ頭、将来の成長の芽など時間軸の違いを意識して支援

（４）「地域未来戦略」との連携

17の戦略分野に関連する産業クラスター形成を始め、地域における大胆な投資が更なる投資を呼ぶ環境を整備

➡ **17の戦略分野における62の「主要な製品・技術等」で想定される官民の国内投資は、2040年度までに総額370兆円超**

２．国内投資を全国に拡げていくための８つの分野横断的な課題への対応

17の戦略分野等における国内投資を支え、日本全国に拡げる

インフラ整備、地域金融力の強化、人材育成など、「地域未来戦略」の推進を後押し

３．政府が一歩前に出た未来への投資拡大の実現

緊縮思考と未来への投資不足を断ち切り、供給力を強化し、税収が自然増に向かう、GDP拡大の好循環を実現

（１）『「強く豊かな日本」投資枠』の創設

①いわゆる「シーリング」を設けず、必要額を適切に要求できる仕組み
②国内民間設備投資や潜在成長率を大きく引き上げる効果の高い措置が対象
③複数年度の計画に基づく予算措置を基本とし、投資効果の薄いものは柔軟に見直し

（２）官民連携の徹底的な強化（「投資牽引型経済」へのマインドセット転換）

（３）PDCAメカニズムの構築

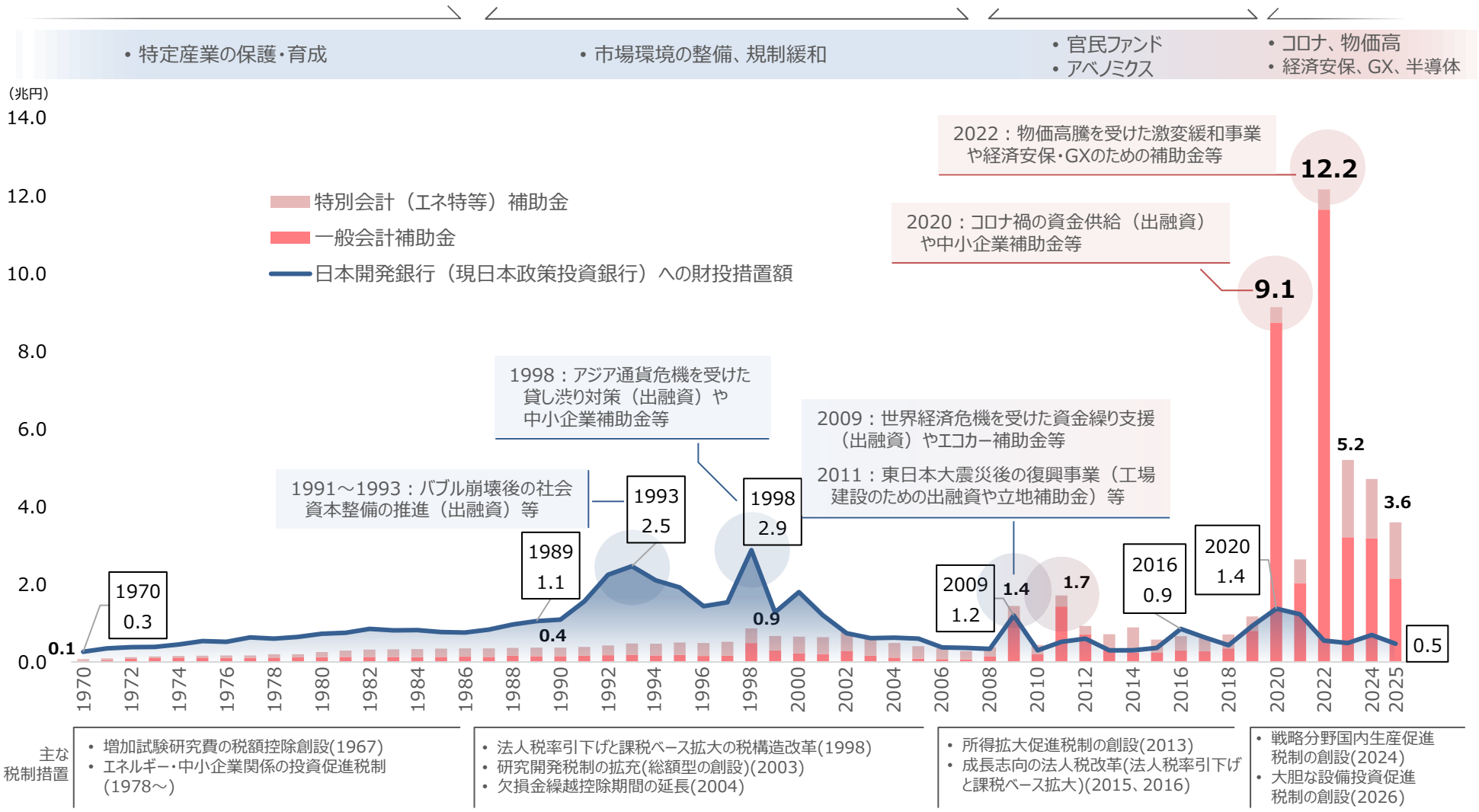
（４）戦略的広報の抜本的強化

➡ **日本成長戦略等による経済効果：2040年度には、国内民間設備投資額230兆円、名目GDPは1,100兆円に迫る**

産業政策関連補助金等の推移

資料Ⅱ－９－４

○　これまでの産業政策は、戦後の特定産業の保護・育成や出融資による支援、規制緩和等を中心に講じられてきたが、近年、渡し切りの補助金による企業支援が大きく増加している。



（出所）財政調査会『補助金便覧』、内閣府『年次経済報告』、財務省『昭和財政史』、政府税制調査会答申等
（注）一般会計補助金は一般会計のうち経産省所管補助金の金額、特別会計補助金は経産省所管の特別会計の補助金の金額。補助金は補正後予算ベース。財投措置額は日本政策投資銀行に対する財政融資と産業投資の改定後計画ベースの数値の合計。

令和9年度経産省概算要求の全体像

資料Ⅱ－9－5

1．AXや自律性・不可欠性の確保を起爆剤とした、危機管理投資・成長投資の加速

Ⅱ－9－13,14「AI・半導体①/②」

（1）AX（AI・半導体・ロボット）

・AIロボット・フィジカルAIを見据えたマルチモーダル基盤モデル開発事業
・AIロボティクス戦略事業
・AIロボティクス中核拠点事業　など

（2）経済安全保障・防衛産業基盤強化

・鉱物資源開発・サプライチェーン安定化推進事業
・安定供給確保支援事業
・化学品サプライチェーン強靱化事業
・医療機器スタートアップ等エコシステム強化事業
・量子コンピュータの産業化に向けた開発の加速及び環境整備　など

（3）資源エネルギー・GX

・GXサプライチェーン構築支援事業
・次世代革新炉の技術開発・産業基盤強化支援事業
・クリーンエネルギー自動車導入促進補助金
・省エネルギー・非化石転換の投資促進・社会実装支援事業　など

（4）コンテンツ産業等

・コンテンツ産業成長投資支援事業　など

Ⅱ－9－17,18「コンテンツ産業における４つの構造的な課題/コンテンツ産業の持続的な成長を支える「共通基盤」の整備」

2．企業の成長投資・イノベーション促進のための環境整備

・医療機器スタートアップ等エコシステム強化事業　など

3．賃上げ起点の成長戦略と地域産業クラスターの形成

（中堅・中小企業の「稼ぐ力」強化と賃上げの好循環の実現等）

Ⅱ－9－15,16「中堅/中小企業への支援のあり方」

・独立行政法人中小企業基盤整備機構運営費交付金事業
・新事業進出・ものづくり商業サービス補助事業
・地域の産業クラスター形成に向けたサプライチェーン形成支援補助金　など

4．内外一体のグローバル産業戦略の具現化

・独立行政法人日本貿易振興機構事業　など

5．経済社会の基盤を支える最重要課題

：福島復興、災害復旧・復興、レジリエンス

・原子力損害賠償・廃炉支援機構交付金　など

（注）１．～５．の各項目は経産省「令和9年度　経済産業省関係　概算要求等概要」に記載されている項目。各事業については同資料記載の事業のうち、令和9年度における概算要求額が1,000億円を超えるもの（再掲を除く。各項目において1,000億円を超えるものがない場合には、当該項目中要求額が最も多い事業）を記載。

予算編成に向け全体を通底した視点

Ⅱ－9－6～12「民間投資拡大のためのアプローチ」ほか

令和9年度概算要求額（一般会計）	**5兆7,045億円 ＋ 事項要求**
※うち「強く豊かな日本投資枠」	**4兆5,250億円 ＋ 事項要求**
	【令和7年度補正予算（一般会計）　1兆6,775億円】
	【令和8年度当初予算（一般会計）　8,694億円】

※電気・ガス支援5,296億円（R7補正）及びR7補正の修正減少（▲8億円）を除く。
※AI・半導体財源（基金からの国庫納付金（863億円））のエネ特繰入（R7補正）を含む。
※エネ特において、ＡＩ・半導体フレームで5,272億円要求（R7補正（2,525億円）とR8当初（1兆2,390億円）の合計は1兆4,915億円）。
※エネ特において、ＧＸフレームで1兆2,594億円要求（R7補正（3,572億円）とR8当初（6,050億円）の合計は9,622億円）。

民間投資拡大のためのアプローチ

○　企業部門において**現預金や内部留保が大きく増加**している状況を踏まえれば、企業の予見可能性を確保しつつ、**それらを引き出し、前向きな国内投資に振り向けていく**ことが鍵となる。

○　具体的には、以下がこれまで以上に重要な視点となるのではないか。

①政策目的や企業の規模・状況に応じた**適切な政策手法の選択**

②民間投資の**誘発効果の最大化**

③**支援の終期**や**ステージゲートの適切な設定**

④**財政資金の効率的な活用**

1 政策目的や企業の規模・状況に応じた適切な政策手法の選択

補助金以外にも様々な政策手法がある中、金融支援や出資も含め、適切な手法を選択。

2 民間投資の誘発効果の最大化

事業の制度設計に当たっては、民間投資が十分に行われていない要因を分析し、ボトルネックに的確に対応することで、「追加的」な民間投資を創出。

3 支援の終期やステージゲートの適切な設定

研究開発事業などについては、支援の終期やステージゲートを適切に設定し、継続的に評価・検証を行うことで、事業内容の見直しなどを通じ、政策効果を最大化。

4 財政資金の効率的な活用

財政資金を効率的に活用できるよう、基金の見直しによる資金の効率性の向上や、省庁横断的な重複の排除、事業の整理・統合などを推進。

1　政策目的や企業の規模・状況に応じた適切な政策手法の選択

○　**産業政策**では、補助金、出資、税制措置、公的金融機関を通じた金融支援、規制改革など、**様々な手法**が存在。**政策目的**や**企業の規模・状況**等を考慮した上で、**適切な手法を選択**し、**組み合わせる**ことが重要である。

○　近年は、GXや半導体をはじめ様々な分野で、**大企業の設備投資や研究開発への支援**が実施されているが、政策手法としては、**金融支援を組み合わせて**、民間のリスクテイクを促しながら後押ししていくことが、企業の**持続的かつ自律的な成長につながる**場合もある。また、設備投資や研究開発の分野では、既に大規模な**税制措置**が講じられていることも勘案する必要がある。

○　予算事業として対応する場合でも、**官民のリスク負担を適正化**し、**国民負担を軽減**する観点から、**出資**による対応や**収益納付**の設定を行っていくことも重要である。

◆ 大企業の設備投資や研究を支援する予算事業の例

	補助率	累計予算額
GXサプライチェーン構築支援事業	原則 大企業1/3以内 中小企業等1/2以内	6,517億円 (R6～R11年度総額) (国庫債務負担含む)

	補助率	累計予算額
特定半導体基金事業	1/2以内	2兆1,706億円 (R3～R6年度基金総額)

◆ スタートアップ支援における「みなし大企業」の取扱い

	補助率	累計予算額
中小企業イノベーション創出推進事業(SBIRフェーズ3基金事業)	スタートアップ1/1以内(100%) 中小企業1/2以内 みなし大企業1/2以内	2,060億円 (5省計) (R4年度)

✓ スタートアップ企業のうち、「J-Startup」認定企業は、大企業から多く出資を受けている場合であっても、一律に高い補助率（上記事業の場合は1/1（100%）補助）が適用されている。しかし、こうした取り扱いは、当該企業が「みなし大企業」に該当するような場合には、適当でないのではないか。

(出所)経済産業省、低炭素投資促進機構公表資料

◆ 産業政策における政策手法の比較

補助金

✓ 長期・高リスク・外部性大の案件

OECD「Science, Technology and Innovation Outlook 2025」(2025年10月)

「補助金等の直接支援は、長期間を要しリスクが高い研究開発や、公共財を創出する分野、または高い波及効果が見込まれる特定分野を重点的に支援するのに適している。」

税制

✓ 幅広い企業の支援

OECD「Science, Technology and Innovation Outlook 2025」(2025年10月)

「税制措置は、政策当局による個別案件の選別を伴わず、中立的に適用される点に利点がある。」

出資

✓ 不確実だが革新的な案件（ハイリスク・ハイリターン）
✓ 成功時にはアップサイドを共有

OECD「Unleashing SME Potential to Scale Up」(2025年11月)

「出資は、革新的イノベーションに基づくスケールアップ戦略に、より適合する傾向がある。」

公的金融支援

✓ 一定の見通しがつく事業の拡大
✓ 民間融資を促進

OECD「Unleashing SME Potential to Scale Up」(2025年11月)、「Industrial Policy Handbook」(2026年6月)

「融資は、伝統的な生産能力拡大に基づくスケールアップ戦略に、より適合する傾向がある。」
「政府が融資リスクの一部を分担することで、金融機関による創業期企業や中小企業への資金供給を促す。」

2　民間投資の誘発効果の最大化

○　企業部門の内部留保や現金・預金を引き出すべく、**民間投資の誘発効果を最大化**していくことが重要である。

○　事業の制度設計に当たっては、マーケットメカニズムの中で**なぜ民間投資が十分に行われていないか、その要因**をしっかり分析した上で、その**ボトルネックに対して的確に対応**することが重要である。また、企業が、短期的な収益指標の改善ではなく、持続的な企業価値向上に向け、経営資源を戦略的に分配・拡大していくよう、企業の**経営力の向上の取組**を引き続き進めていくことも必要である。

○　企業の設備投資等を補助する際には、元々その企業が投資を予定していた案件に補助金を出すのではなく、補助金がなければ実現しなかった民間投資を**追加的に創出**することが求められる。単に元々予定されていた**民間投資を代替**するものになっていないか、補助率も含め、しっかり**精査**する必要。これまで継続的に行ってきた補助事業については、要求省庁で厳格な**EBPM**を行う必要がある。

◆制度設計の重要性に関する指摘

- ✓ **産業政策の経済学的正当化**は通常、**市場の失敗の是正**に求められる。市場の失敗によって資源配分が効率的に行われない場合、政府介入が正当化される。
- ✓ 産業政策を実施するのであれば、**市場の失敗に関する明確な診断に基づくべき**であるとともに、**定期的な評価・検証**及び**政策の見直しを行う仕組み**を設け、**強固な制度的・マクロ経済的なフレームワーク**の中で実施されるべきである。

（出所）IMF「World Economic Outlook」（2025年10月）

- ✓ **追加性（additionality）**は、介入によって、**それがなければ生じなかったであろう新たな投資**、イノベーション、またはリスクテイクが促進されたときに達成される。
- ✓ **公的資金が民間投資を補完するのではなく代替**してしまう**クラウディングアウト効果**は、追加性を弱める。
- ✓ 設計が不十分な措置はレントシーキングを助長し、既存企業や経営困難な企業を保護し、**イノベーションを妨げ、競争や貿易を歪める**可能性がある。

（出所）OECD「Industrial Policy Handbook」（2026年6月）

「追加性」のイメージ

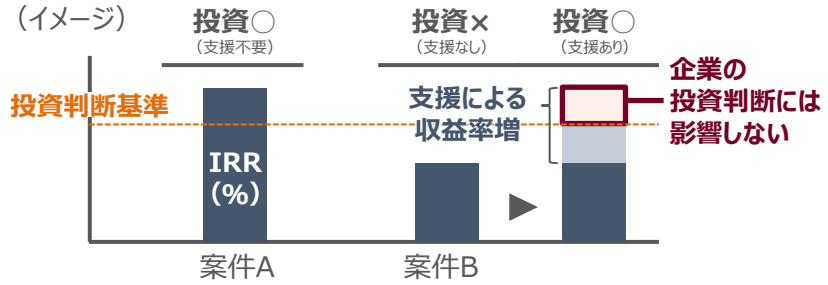
○	×
財政支出 適切な内容・規模	財政支出 不適切な内容・規模
▼	▼
「追加的な」民間投資 （クラウディング・イン）	民間投資の代替 （クラウディング・アウト） 補助金なしでも実施した投資を追認
▼	▼
資本ストック蓄積・ 生産性向上	モラルハザード 経営規律の緩み・ゾンビ化 経済全体の生産性低下
▼	▼
持続的な経済成長	経済成長は限定的

◆経済産業省「成長投資ガイダンス」（2026年7月）

- ✓ いま改めて必要なのは、**短期的に資本効率や株主還元の水準を高めることではなく、企業が生み出す経済的な付加価値の総量を、中長期的な視点から持続的に拡大**していくことである。
- ✓ **経営者**には、まずは資本効率の改善と、**投下資本の質・量の改善を軸とした、経営戦略を検討**することが求められる。その上で、…投資機会の探索・創出に向けた取組が十分に機能していない場合には、取締役会による監督の下で、経営管理体制の見直し等を含め、必要な対応を検討することも重要となる。

◆内部収益率（IRR）との関係（イメージ）

企業の**IRR**と**投資判断基準**（ハードルレート）の**ギャップ分**を超える水準の支援は過剰となる。



IRR（Internal Rate of Return）とは

投資によって得られる将来のキャッシュフローと投資額の現在価値が等しくなる割引率　＝**投資の収益性の高さを示す指標**

３　支援の終期やステージゲートの適切な設定

○　研究開発などの不確実性の高い事業を複数年にわたって行う場合、**支援の終期を設定**するとともに、事業の各段階において厳格な**ステージゲート**を設定し、**透明性の高い枠組み**の下で、**第三者により進捗状況や成果を継続的に評価・検証**することが重要である。その上で、基準を満たさなかった場合には、予算措置を見合わせるなどの対応を行う必要がある。

○　これにより、状況変化に応じた**事業内容の見直し**や、成果が期待される分野への**資源配分の重点化**などを通じ、政策効果の最大化につなげることが求められる。

◆　ガバナンスの必要性に関する指摘

✓ 産業政策は**適切なガバナンス枠組み**によって支えられるべきであり、そのためには、プロジェクト選定における透明性の高い仕組み、**定期的なモニタリングおよびレビュー**、信頼できる**専門的知見に基づく支援事実**と**証拠に基づく意思決定プロセス**が必要となる。

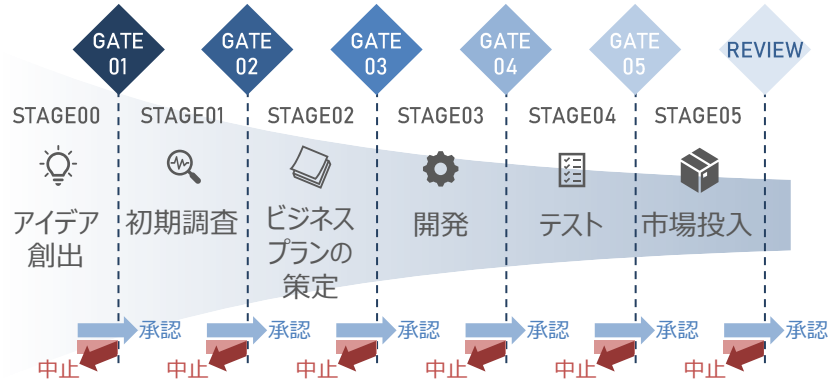
✓ さらに、産業政策による支援措置が恒久化することを防ぐため、**支援を段階的に縮小・終了させることを確実にする明確なサンセット条項**（sunset clauses：措置の期限や終了条件をあらかじめ定める規定）を設けることも重要である。

（出所）IMF「Industrial Policy Coverage in IMF Surveillance–Broad Considerations」(2024年2月)

✓ 産業政策を導入する場合には、市場の失敗を的確に特定した上で実施し、**その効果を継続的に検証・見直す仕組み**を備えるとともに、しっかりとした制度基盤と健全なマクロ経済運営の下に位置付ける必要がある。

（出所）IMF「World Economic Outlook」（2025年10月）

◆　ステージゲートのイメージ



（出所）ロバート・クーパー著、浪江一公訳『ステージゲート法　製造業のためのイノベーション・マネジメント』を元に作成

◆支援の固定化のリスクに関する指摘

✓ …日本経済の構造的特徴を考えると、大規模な産業補助金を長期にわたり継続する経済的合理性には限界がある。このような巨額の国家支援は、その持続可能性について疑問を投げかける。産業補助金はしばしばリスクに対する「保険」として説明されるが、その保険料は極めて高額である。さらに懸念されるのは、**補助金依存の問題**である。

✓ 一度、国家戦略上重要な事業として**巨額の公的支援が行われると、その支援を打ち切ることは政治的に極めて困難**になる。もしRapidusが商業的成功を収められなかった場合でも、日本政府は失敗を認めて政策転換するよりも、高額な補助金を継続する誘惑に駆られる可能性がある。「政府は勝者を選ぶのは苦手だが、敗者は政府を選ぶのが得意である」という有名な言葉は、日本の産業政策を評価する上でも極めて示唆的である（Wade 2017）。

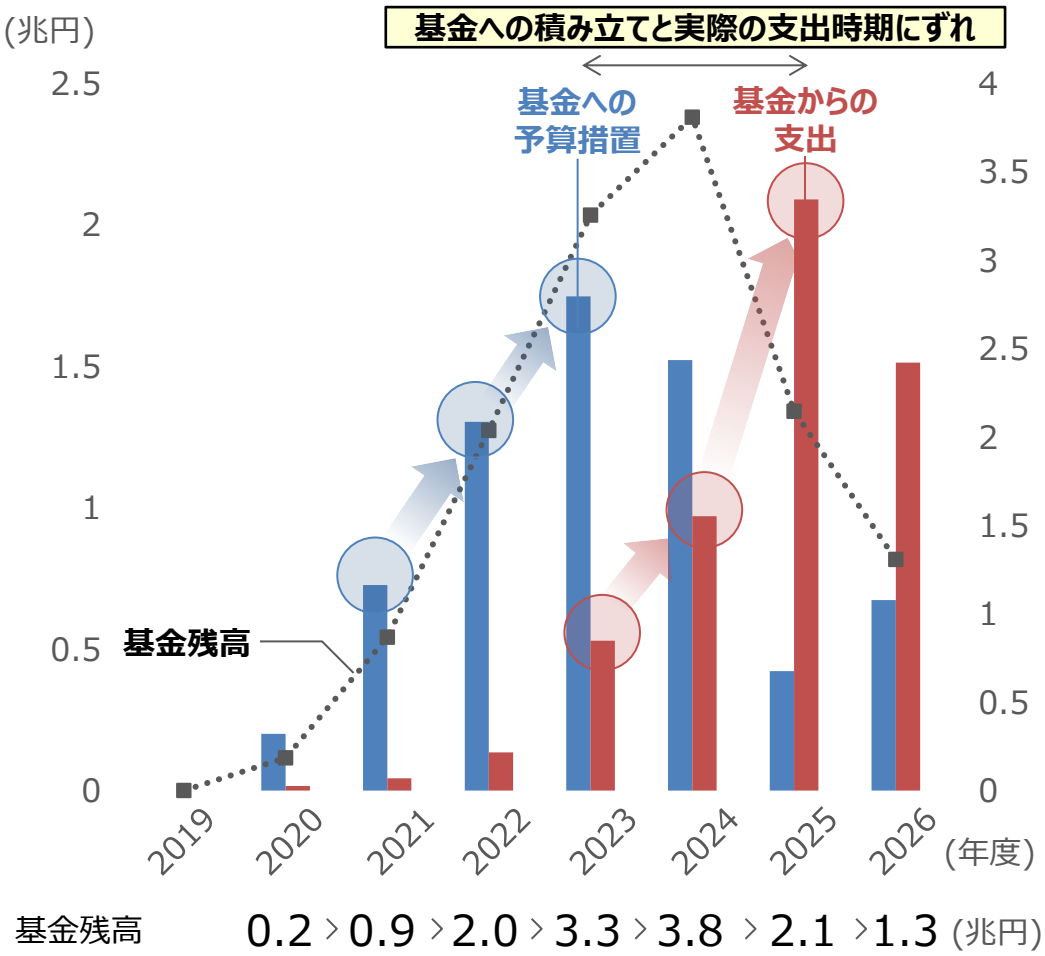
（出所）経済産業研究所「経済安全保障と日本における産業政策の復活」（Shiro ARMSTRONG（オーストラリア国立大学、経済産業研究所）、浦田 秀次郎（経済産業研究所、早稲田大学））（2026年8月）

４　財政資金の効率的な活用①

○　数年前と比べ金利が上昇している中で、多額の資金を**基金**として滞留させることで生じる**機会費用**について留意する必要性が大きくなっている。

○　真に必要なリスクに対応するための資金を除き、**未使用の基金については国庫への返納**を行い、**国庫債務負担行為等の活用**により企業の予見可能性を確保しつつ、**資金効率性の向上**を図ることが重要ではないか。

AI・半導体関連基金の残高等の推移



基金残高　0.2 › 0.9 › 2.0 › 3.3 › 3.8 › 2.1 › 1.3 (兆円)

（注）ポスト５Ｇ情報通信システム基盤強化研究開発事業、特定半導体基金事業、安定供給確保支援事業（半導体）、次世代エッジAI半導体研究開発事業の合計額

経済産業省の基金事業の例

基金事業名	造成年度	2025年度末残高（億円）
グリーンイノベーション基金事業	2020	20,818
特定半導体基金事業	2021	13,451
燃料油価格激変緩和対策事業	2021	11,638
安定供給確保支援事業（蓄電池）	2022	8,910
ポスト５Ｇ情報通信システム基盤強化研究開発事業（AI・半導体）	2019	8,036
中小企業等事業再構築促進事業等	2021	7,512
安定供給確保支援事業（半導体）	2022	7,045
創薬ベンチャーエコシステム強化事業	2021	3,285
経営安定関連保証等対策費補助事業	2000	3,238
ワクチン生産体制強化のためのバイオ医薬品製造拠点等整備事業	2021	3,093
バイオものづくり革命推進事業	2022	2,489
中小企業等の賃上げに向けた省力化等の大規模成長投資補助事業	2025	2,000
経済安全保障重要技術育成プログラム	2021	1,558
サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金	2020	1,460
ポスト５Ｇ情報通信システム基盤強化研究開発事業(量子コンピュータ)	2024	1,217
安定供給確保支援事業（重要鉱物）	2022	1,042

※ 2026.９.15公表（内閣官房行政改革・効率化推進事務局）の基金シートに基づき、2025年度末残高が1,000億円以上の基金を例示。

４　財政資金の効率的な活用②

○　予算編成改革を契機として、政策全体を俯瞰し、省庁横断的な**重複の排除**や**事業の整理・統合**、**各省庁事業の連携による相乗効果**の発揮を進めることが重要である。

○　また、GX等の取組は着実に推進していく必要がある一方、これまで長期にわたって行われてきた**需要の創出を促す事業**については、需給ギャップがプラスになっていること等の**経済状況の変化**も踏まえ、その**必要性・妥当性について改めて吟味**する必要がある。

◆　事業の目的や手段が近接・類似する施策の例

コンテンツ産業の振興

- コンテンツ産業成長投資支援事業（経産省）
  1,652億円【5.5億円】［350億円］
- 実写コンテンツの製作力強化・海外展開支援（総務省）
  123億円【－】［8.5億円］
- クリエイター等育成支援（文科省）649億円【－】［－］
- 一元的なコンテンツ支援体制の整備（内閣府）
  事項要求【－】［－］

地域企業におけるAI導入支援

- ローカル10000プロジェクト（総務省）
  51億円【7億円】［21億円］
- デジタル化・AI導入補助金（経産省）
  3,746億円【－】［3,400億円の内数］

新たな研究大学群の形成の推進

- 産業競争力・研究力中核大学群形成推進事業
  （文科省）2,732億円【－】［－］（経産省）事項要求【－】［－］
- 国際卓越研究大学制度 －【－】［－］
  ※ 累計助成額（～令和8年度）645億円
- 地域中核・特色ある研究大学強化促進事業 －【－】［－］
  ※ 累計予算額 1,498億円

◆　補助が長期化している施策の例

脱炭素化に向けた電気自動車等の導入支援

- クリーンエネルギー自動車導入促進補助金（経産省）
  1,100億円【－】［1,100億円］

脱炭素化に向けた住宅等の購入・改修支援

- ZEH・ZEB等の普及、断熱窓改修等（環境省）
  1,787億円【187億円】［1,933億円］
- 高効率給湯器導入促進（経産省）
  530億円【－】［570億円］

※金額：Ｒ９要求【Ｒ８当初】［Ｒ７補正］

4　財政資金の効率的な活用③

○ **高効率給湯器**については、**長期にわたり導入に対する補助**が行われてきたが、補助金の**効果が発揮されているとは言いがたい**。
○ 補助金の**効率性等にも疑問**があり、補助金の**必要性**や、**出口も含めた制度設計**について**検証すべき**ではないか。

高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業費補助金（R9概算要求額：530億円[GX]）（R7補正：570億円）

事業目的	家庭で最大のエネルギー消費源である給湯分野について、ヒートポンプ給湯機や家庭用燃料電池等の高効率給湯器の導入支援を行い、その普及を拡大することにより、「2030年度におけるエネルギー需給の見通し」の達成に寄与することを目的とする。また、家庭部門への高効率給湯器の導入を加速することにより、温室効果ガスの排出削減と我が国の産業競争力強化を共に実現する。
支援対象	高効率給湯器（エコキュート、ハイブリッド給湯機、エネファーム）
補助内容	エコキュート：4万円、ハイブリッド給湯機：7万円、エネファーム：14万円（より省エネ性能の高い機種に加算あり）
補助実績	【R6補正】エコキュート：40.0万台、ハイブリッド給湯器：1.8万台、エネファーム：2.5万台（計44.3万台）
開始時期	R4補正　※エコキュートは2002～10年度、エネファームは2009～20年度（2015年度除く）にも補助実施

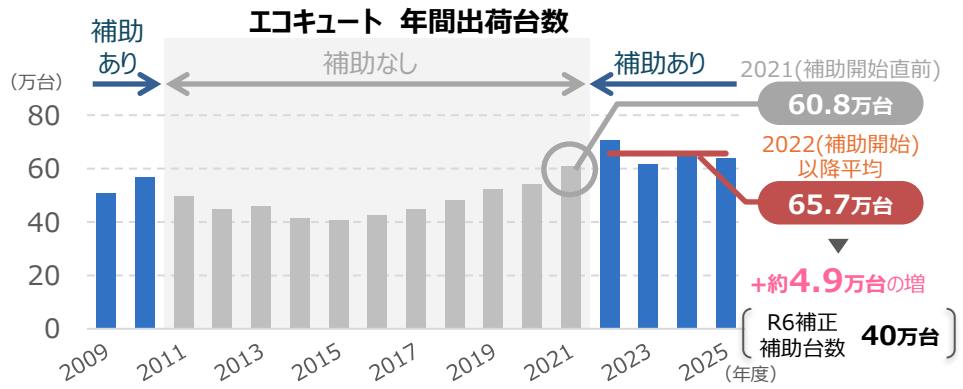
（イメージ）

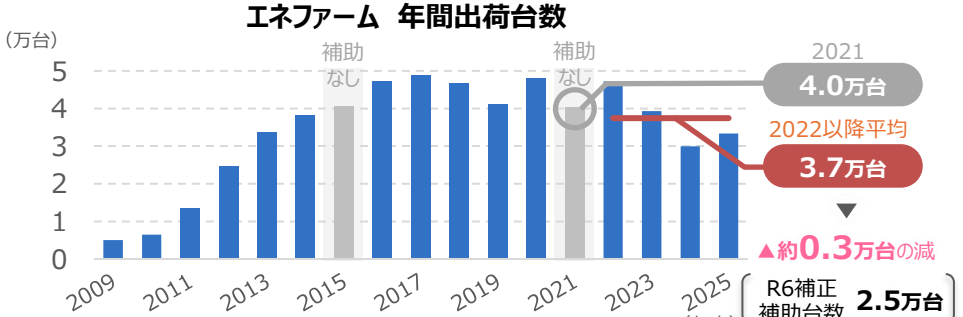


(出所)経産省HP

補助開始後の出荷台数の変化

✓ 補助開始後の**出荷台数の増加**は**限定的**。





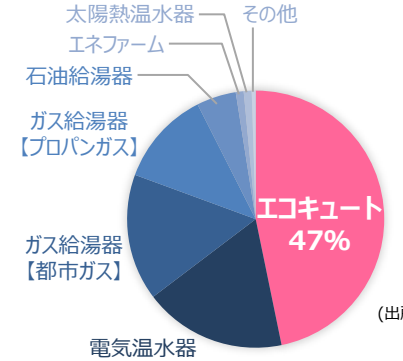
(出所)経産省資料、日本ガス石油機器工業会統計資料

補助の効率性等

✓ 現在の制度は、**高効率機種同士の更新**も補助の対象だが、業界調査では、エコキュート購入者の約半数はエコキュートからの買替え。補助金の多くが、**補助がなくても起きた更新需要に充てられている可能性**があり、家庭での**エネルギー消費量削減という政策目的**に照らし**効率的でない執行状況**となっているおそれ。

✓ **高収入世帯**の方がエコキュート等の**使用率が高い傾向**にあることを踏まえれば、補助の大部分が、既に高効率機種を使用している**高収入世帯への買替え支援**になっている可能性。

エコキュート購入前に使用していた給湯器



エコキュート等の年間世帯収入別使用率

（※）複数回答可

	使用率（%）
250万円未満	**7.6**
250～500万円	16.0
500～750万円	21.0
750～1000万円未満	**26.4**
1000～1500万円未満	23.4
1500～2000万円未満	**26.1**
2000万円以上	20.7

(出所)日本冷凍空調工業会「家庭用ヒートポンプ給湯器購入動機・使用満足度調査」（2024年11月）、環境省「令和5年度 家庭部門のCO2排出実態統計調査」（2025年6月）

AI・半導体①

○　産業競争力の強化、経済安全保障及びエネルギー政策上の観点から、AI・半導体分野に対し、**2030年度までに、全体として10兆円以上の公的支援**を行うための枠組みとして、2024年秋の総合経済対策において、**「AI・半導体産業基盤強化フレーム」**を策定した（2024年11月22日閣議決定）。

○　計画的な支援により民間投資も呼び込めるよう、**必要な財源を確保**しつつ、**事業のステージ等に応じた支援**を行うこととし、補助・委託等だけではなく、**金融支援**も含めた政策手段を用意している。また、支援フレーム全体及び支援対象事業について**外部有識者によるモニタリング**を行うとともに、大規模事業については適切な**マイルストーンを設定**し、事業計画の認定・見直しや支援継続の要否等を議論するとされている。

◆AI・半導体分野への支援（AI・半導体産業基盤強化フレーム）

産業競争力の強化 ＋ **経済安全保障** ＋ **エネルギー政策** の観点

- 財投特会投資勘定からの繰入れ
- 基金等からの国庫返納金の活用
- ＧＸ経済移行債の活用
- 産業投資による出資

等により、必要な財源を確保

→ **補助・委託等　６兆円程度**
金融支援　４兆円以上

→ **2030年度までに全体として10兆円以上の公的支援＊**

→ **ＡＩ・半導体関連産業**

投資促進 → **民間投資**

＊公的支援のあり方

補助・委託等の財政支援　**出資・債務保証等の金融支援**　⇨　**民間資金による自立的発展**

半導体事業者の各ステージ	シード（製品開発、実証）	アーリーステージ（量産体制の構築）	ミドル～レイターステージ（黒字化への道筋・単月黒字化）	十分な収益の確保
	製品認証・試作生産	歩留まり改善、顧客獲得、商業生産の実施	売上確保及びコスト低減	

第三者の外部有識者による評価等の下で、適切なマイルストーンを設定し、その達成状況等を確認。
その確認結果や判断内容を公表するなど、透明性を持って説明責任を果たしながら支援。

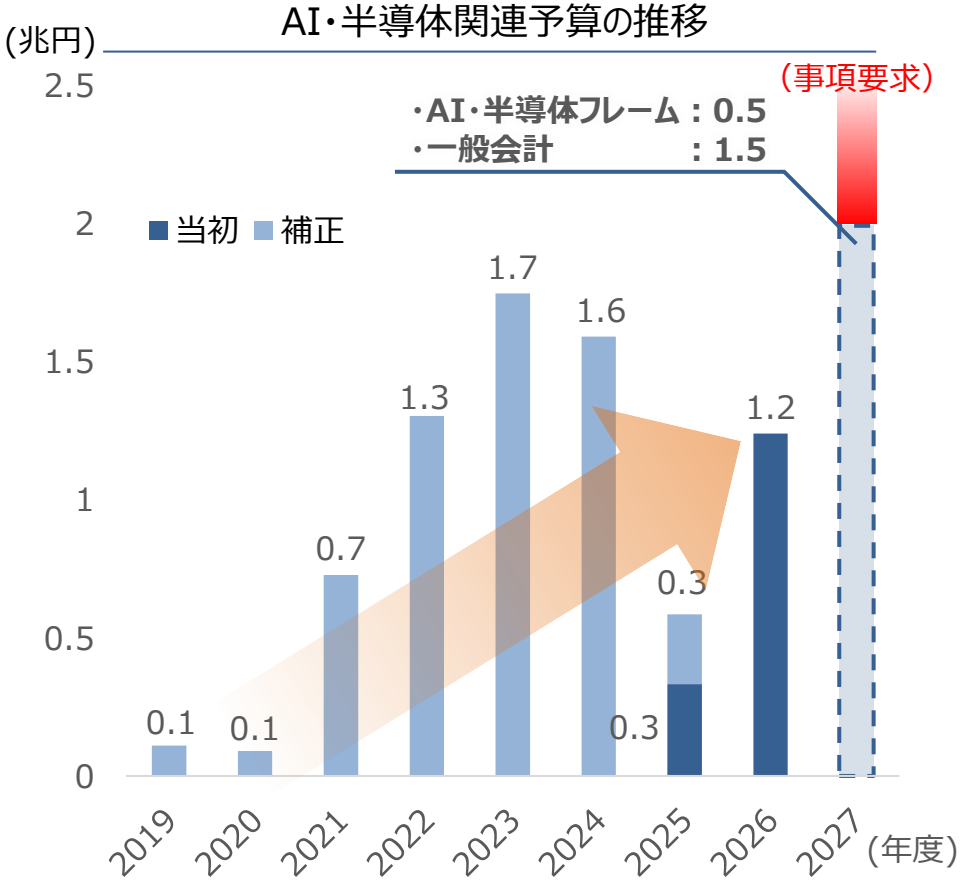
AI・半導体②

○ **AI・半導体分野**への戦略的な投資は、我が国の成長力強化や経済安全保障の確保の観点から重要性が認められる一方、その**支援規模は既に相当程度**に達している。

○ 「AI・半導体産業基盤強化フレーム」では、**民間企業だけでは必要かつ十分な投資が行えないことなどを条件**として支援するとされており、この条件を踏まえて、**支援案件の選定**や**支援のあり方を検討**することが必要である。

○ 特に、大企業を含めた支援となっていることも踏まえれば、これまで活用が進んでいない**政府出資や金融支援の活用**を検討することが重要である。**今後の支援**についても、**財源が確保された同フレームの中で引き続き対応**していくことが適当である。

AI・半導体関連予算の推移



（注）2027年度はAI・半導体・ロボティクス関連の概算要求額。

「AI・半導体産業基盤強化フレーム」における支援の考え方

AI・半導体分野への国による支援については、効果的にAI・半導体分野への投資を促進していく観点から、①世界で戦い抜くための戦略を持ち、**我が国の幅広い産業の競争力強化**、経済成長、地方創生につながること、②サプライチェーンにおけるチョークポイントとして**経済安全保障上重要な物資や技術であること**、③国による中長期的な財政上のコミットがない限り、**民間企業だけでは必要かつ十分な投資が行えないこと**[3]、を条件として支援する。

3　具体的には、国内で実現の目処が立っていない最先端のＡＩ・半導体関連の技術開発や量産投資を他の企業に先んじて行う場合を想定している。

（出所）「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」について
別紙１　AI・半導体産業基盤強化フレーム
（2024.11.22閣議決定）

中堅企業への支援の在り方

○　令和6年の産業競争力強化法改正で、従業員2,000人以下の企業を新たに「中堅企業」と位置付け、補正予算で**中堅企業の設備投資に対して支援を実施**している（中堅等大規模成長投資補助金）。

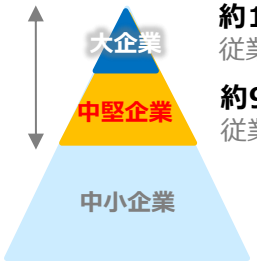
○　中堅企業の現預金・内部留保は長期的に増加傾向であり（Ⅱ－９－１参照）、資金繰りも堅調である。そうした中で、同補助金について実施した予算執行調査では、**自力で投資可能な財務状況であっても補助を活用している場合**が見受けられたり、**金融機関からの資金調達の「呼び水効果」が不十分であるおそれ**があることが指摘されている。

○　今後の中堅企業政策については、**金融支援を中心に、企業が自ら成長投資を行う環境を整備していくことが重要**ではないか。補助を行う場合でも、**産業クラスターの形成等の特別な政策課題に関連した投資に重点化**することが適当である。

◆企業の分類

従前の「大企業」

（※）「新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律」（令和6年法律第45号）により、従来では大企業に分類されていた企業を「中堅企業」として定義。



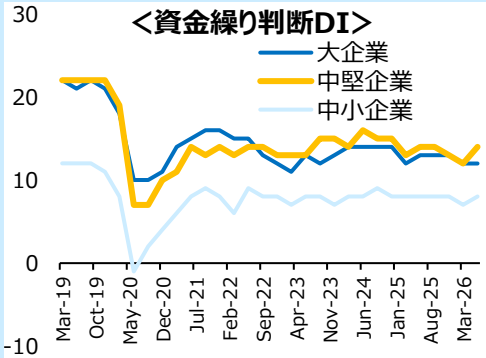
約1,300者
従業員2,000人超の会社・個人

約9,000者
従業員2,000人以下の会社・個人（中小企業を除く）

約336万者
資本金3億円以下又は従業員数300人以下を満たす会社・個人（製造業その他の場合）

(出所) 経産省資料に基づき財務省作成

◆中堅企業を取り巻く状況



(出所) 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」
(注) 大企業は資本金10億円以上、中堅企業は資本金1億円以上10億円未満、中小企業は資本金2千万以上1億円未満。
(注) 資金繰り判断DIは、「楽である」－「苦しい」の%ポイント。

◆中堅等大規模成長投資補助金の概要（R7補正　2,000億円）

支援対象	中堅企業・中小企業
補助内容	最大50億円補助　補助率1/3
補助対象経費	建物費、機械装置費、ソフトウェア費、外注費、専門家経費
開始時期	R5補正

◆令和８年度予算執行調査での指摘（中堅等大規模成長投資補助金）

採択企業の財務状況からみた支援の必要性について

✓　補助金の交付を受ける企業の中で、余剰キャッシュを保有している企業が一定数に及ぶことが確認され、**自力で投資可能な企業への実質的な収益支援になっている可能性**がある。

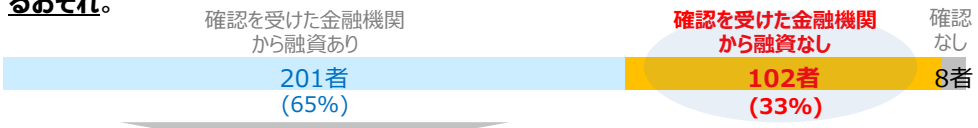
✓　なお、補助金の事務局では、企業の財務状況について分析・加工可能なデータの形で取得されていなかった。

	全採択企業	うち中堅企業
全体	412者	54者
ネット現預金（現預金－有利子負債）≦0	233者（57%）	25者（46%）
ネット現預金（現預金－有利子負債）>0（＝実質無借金企業）	179者（43%）	29者（54%）
ネット現預金－月商2か月>0（＝「余剰キャッシュ」保有企業）	92者（22%）	19者（35%）

金融機関からの資金調達の「呼び水効果」について

✓　補助金の審査時において、金融機関から投資計画の妥当性の確認を受けている事業者には加点措置が講じられている。

✓　確認を受けた企業は97%に及ぶが、**確認を受けた金融機関から実際に融資を受けていない企業は33%**。実際に融資を受けた企業の52%も、**補助金の採択結果により融資内容に影響があったとは「思わない」と回答しており、「呼び水効果」が不十分であるおそれ**。



「採択結果により、金融機関からの融資内容に影響があったと感じますか」

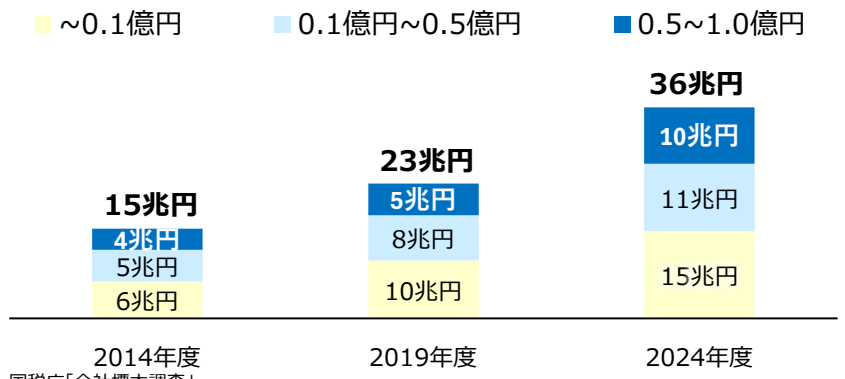


中小企業への支援の在り方

○　中小企業の現預金・内部留保は増加傾向であり（Ⅱ－９－１参照）、中小企業の所得額も増加している。売上等が大規模な中小企業については事業拡大やM＆Aを通じて中堅・大企業へと発展を促す環境が重要だが、**中小企業に対する補助金や税制**に関連し、**「中小企業区分に留まることで補助金要件を満たそうとするなどのモラルハザードが生じている」との指摘**もされている。

○　**中小企業の規模や経営状況は様々**であり、個々の状況に応じて、**きめ細かく支援を検討**することが重要である。近年、中小企業向け補助金の総額は大きく増加してきたが、**売上拡大を目標とした大規模な設備投資への補助**（成長加速化補助金等）については、**金融的手法への移行を進めつつ、補助金の終期を明示的に設定すべき**ではないか 。また、中小企業の補助金全般について、**政策課題に応じた類型への統合**を進めていくべきではないか。

◆利益計上法人の申告所得額の推移（資本金別）



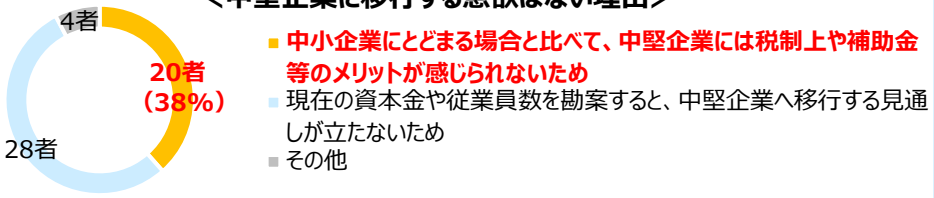
(出所) 国税庁「会社標本調査」
(注) 申告所得額は、法人税の確定申告書等に記載された利益計上法人の所得金額。

◆中小企業政策に関する意見

○**「租税特別措置・補助金・基金の適正化に向けた提案募集の結果について」（令和8年4月10日公表）の「補助金・基金に関する主なご提案・ご意見」**

経済産業分野において、**中小企業区分に留まることで補助金要件を満たそうとするなどのモラルハザードが生じており**、生産性の低い企業の再編や撤退が進みにくい。

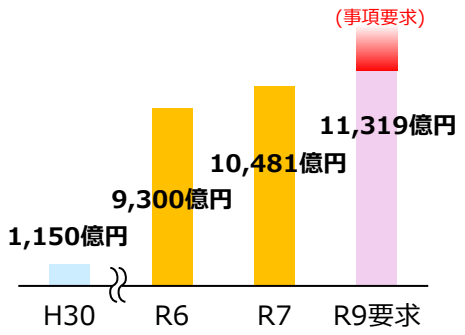
＜中堅企業に移行する意欲はない理由＞

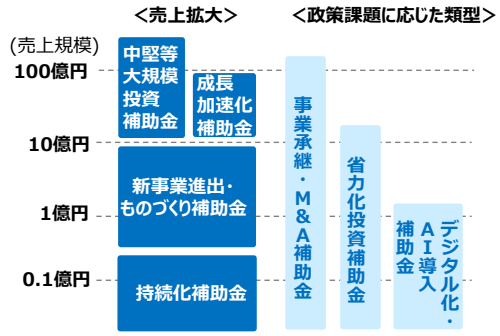


(出所) 令和8年度予算執行調査
(注)「中堅等大規模成長投資補助金」の採択企業のうち、中堅企業化の意欲はないと回答した企業へのアンケート

◆中小企業向けの生産性向上等のための補助メニュー

✓ 売上の拡大を目指す「成長加速化補助金」等は、設備投資や分野自体の絞り込みがなく、他の補助金（省力化投資補助金等）と対象範囲が重複する場合がある。





(注)　事業承継補助金、生産性革命推進事業、新事業進出補助金、省力化投資補助金、中堅等大規模成長投資補助金など、各年における既存基金の活用や後年度負担分も計上したもの。災害復旧や研究開発投資に係る補助金は除く。

(出所) 経産省資料に基づき財務省作成
(注) 令和7年度補正予算等に基づくもの。

◆成長加速化補助金の概要（R7補正 3,400億円の内数）

支援対象	売上高100億円を目指す中小企業
補助内容	最大5億円補助　補助率1/2
補助対象経費	建物費、機械装置費、ソフトウェア費、外注費、専門家経費
開始時期	R6補正

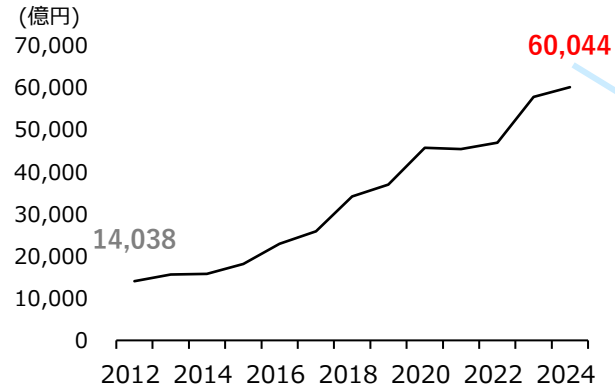
コンテンツ産業における４つの構造的な課題

○　我が国は、ゲームやアニメなど世界でも有数のコンテンツを創造してきた強みを有しており、海外売上高も堅調に伸びている。

○　一方、①**動画に関しては、既に主要な配信プラットフォームを外国企業に占められている点**、②著作権を海外企業に貸し出すライセンスアウト型のビジネスモデルとなっており、**流通・販売段階での収益を十分に取り込めていない点**が、日本企業の収益が限定的となっている大きな課題である。

○　また、③**我が国ではファイナンスの仕組みが十分に整備されておらず**、大規模なコンテンツを製作することへの課題となっている。さらに、④**海賊版被害が拡大している**ため、海賊版対策を進めていくことが不可欠である。

◆コンテンツ産業の成長（我が国のコンテンツ産業の海外売上高）



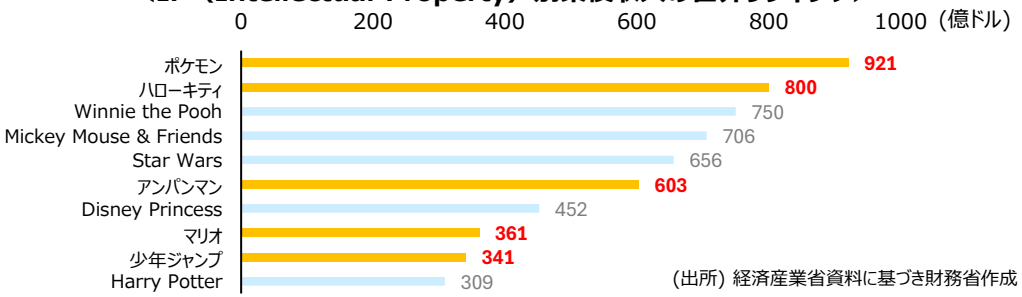
ゲーム	3.4兆円
アニメ	2.1兆円
マンガ	0.3兆円
音楽	0.1兆円
実写	0.1兆円

(注) 上記グラフについては、実写の海外売上高は含まれていない。
(出所) 上記グラフについては、日本と世界のメディア×コンテンツ市場データベース2026
2024年の内訳については、経産省資料に基づき財務省作成

◆我が国におけるコンテンツ産業の強み

・我が国発のコンテンツは、世界的にも高い競争力を有している。

<IP（Intellectual Property）別累積収入の世界ランキング>



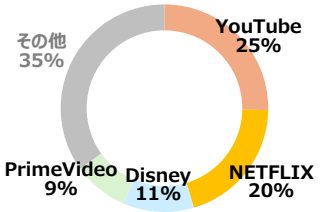
(出所) 経済産業省資料に基づき財務省作成

◆我が国におけるコンテンツ産業の課題

①配信プラットフォームの海外依存

✓オンライン流通網は、外国企業が高いシェアを保持

<米国Streaming市場割合>



(出所)総務省資料に基づき財務省作成

②流通・販売段階での収益化

✓海外企業へのライセンスアウト型のビジネスモデルでは、自ら物販等を行う場合に比して、日本企業の収益が限定的

＜エンタメ・クリエイティブ産業戦略（2025）（経産省策定）＞

「かつては～**海外現地企業等にライセンスアウトを行うビジネスモデルが主流**であった。そのため、～**日本企業が得られる収益は限定的**であり、また、海外現地における販売戦略等は、海外現地企業の裁量によるところが多かった。」

③資金調達の手法が硬直的

✓日本で普及する「製作委員会方式」は、多様な資金供給者の確保が困難

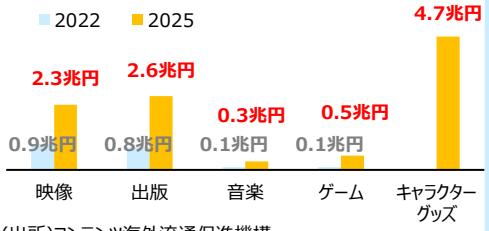
＜エンタメ・クリエイティブ産業戦略（2026）（経産省策定）＞

「日本では映画製作関係者による出資のみで製作費をファイナンスして、**デットファイナンスを使わないケースが多い**」

④海賊版被害の拡大

✓海賊版被害は、近年拡大傾向

<海賊版被害額の推移>



(出所)コンテンツ海外流通促進機構
(注)キャラクターグッズの2022年の調査実績なし

コンテンツ産業の持続的な成長を支える「共通基盤」の整備

○ コンテンツ産業は、今後の成長が見込まれる分野であり、**戦略的な投資**が必要である。他方、過去のコンテンツ政策の反省を踏まえると、**官による成長案件の目利きには限界**があると考えられるため、**これまでの省庁縦割りの「個社支援」から脱却**し、各省庁の重複を排除しつつ、**持続的な成長の基となる共通基盤の整備に重点化することが重要である**。

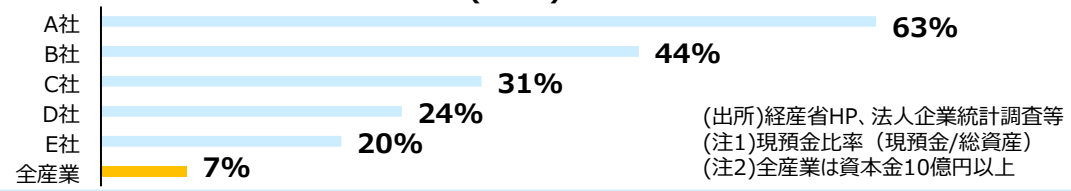
○ 具体的には、世界に流通網を拡大していくため、**(1)**漫画など未だ外国プラットフォームが占有していない分野で、**日本の各社横断的な共通プラットフォームの確立に向けた取組**や**AIを活用した多言語化**を推進するとともに、**(2)企業がコンソーシアムを組んで現地での流通・販売を拡大する取組**に対して、国が後押しをするべきではないか。

○ また、市場機能を整備する観点から、**(3)**大規模な製作を行えるよう**多様な資金調達が可能となる金融手法を確立**するとともに、**(4)**正規の包括的プラットフォームを通じたコンテンツ提供を促進するなど**抜本的・効果的な海賊版対策を進めていく**べきではないか。

現在の支援策の課題

✓ ゲームの製作費等について個社への支援が行われているが、現預金を多く保有している大企業も支援対象。

<IP360大規模作品制作支援(ゲーム)の採択企業の現預金比率>



(出所)経産省HP、法人企業統計調査等
(注1)現預金比率（現預金/総資産）
(注2)全産業は資本金10億円以上

✓ クールジャパン機構を踏まえると、官による目利きには課題がある。

<クールジャパン機構の投資状況>

(分野)	(平均回収率)	(件数)
メディア・コンテンツ	0.75倍	13
食	0.95倍	9
ライフスタイル、その他	1.14倍	9

100の投資額に対して、75しか回収できていない。

(出所) 経産省HP

※ R7補正・R8当初のコンテンツ関連予算は約589億円（経産省:約356億円、文化庁:約200億円等）。R9要求では2,523億円（経産省:約1,672億円、文化庁:約683億円等）。

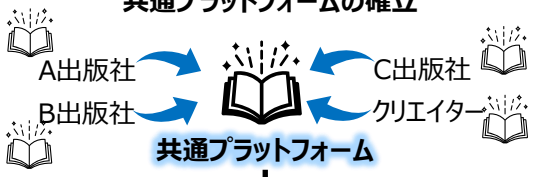
①外国企業に依存しない共通プラットフォームによる収益力拡大

✓ 現在政府は乱立する民間プラットフォームにそれぞれ支援しており、絞り込めていない。包括的な共通プラットフォームを確立して（例えば出版社横断的に漫画へのアクセスを高める等）流通網の構造的課題に取り組むべき。その際、AIを活用した多言語化を強力に進めていく。

【現状】
IP360(流通プラットフォーム拡大支援/漫画)の採択一覧

①K MANGA（講談社）
②MANGA Plus by SHUEISHA（集英社）
③Manga UP！（スクウェアエニックス）
④MANGA PLAZA（NTTソルマーレ）

【方向性】
共通プラットフォームの確立



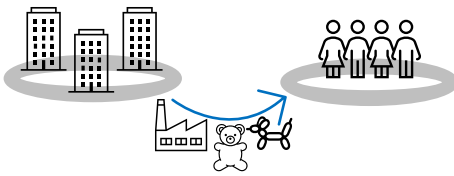
②「川下」の取組を通じた収益力拡大

✓ 我が国の企業がコンソーシアムを組んで、一定の規模を確保し、現地での流通・販売段階にも取り組むことで、収益力を高める仕組みを構築すべき。

【現状】
IP360(海外展開支援)の採択内容

個社で行うローカライズやプロモーションも対象となっており、個々の作品におけるイベント出展や多言語化が採択されている。現地の物販等による収益化も特に要件とされていない。

【方向性】
企業がコンソーシアムを組んで物販・宣伝



情報システム予算の概要

○　政府の情報システムは、①デジタル庁システム、②デジタル庁・各府省共同プロジェクト型システム、③各府省システムの３区分に分類され、その予算（一般会計）はデジタル庁に一括計上している。

○　**デジタル庁が一元的にプロジェクト監理を行い、情報システムの統合・集約や業務改革等による経費削減を図ることがデジタル庁に一括計上する趣旨。**

○　デジタル庁発足から５年が経過し、**一括計上・一元的プロジェクト監理が所期の成果を挙げているか、不断の検証が必要。**

デジタル庁一括計上予算の主な内訳（令和８年度）

デジタル庁自身が予算執行

①デジタル庁システム等

デジタル庁が整備・運用

- 各府省共通で利用するシステム
- 各府省のシステム整備上、基盤となるシステム
- 他のシステムとの連携によりセキュリティ面や業務効率性に効果があるシステム
- 緊急性が高く、政策的に重要なシステム　等

1,302億円

ガバメントソリューションサービス（ＧＳＳ）
ガバメントクラウド
スマートフォン用電子証明発行システム
マイナポータル
情報提供ネットワークシステム

デジタル庁から各府省に移し替えて予算執行

②デジタル庁・各府省共同プロジェクト型システム

デジタル庁と各府省が共同で整備・運用

- デジタル庁の技術的知見等を生かした整備を要するシステム
- 各府省の固有事務と密接不可分に運用しているシステム
- 一定規模があるシステム　等

デジタル庁は、各府省と連携し、クラウド化、UI／UX改善、各府省LANの統合等の検討を進め、大規模システムについては、業務改革・刷新に向けた中長期的な取組を推進。

2,230億円

財務省	国税総合管理システム（ＫＳＫ）
防衛省	防衛省ＯＡシステム基盤
法務省	登記情報システム
法務省	出入国管理システム
財務省	国税庁ＬＡＮシステム

③各府省システム

各府省が整備・運用

- デジタル庁システム、デジタル庁・各府省共同プロジェクト型システム以外のシステム

重要なプロジェクトについては、デジタル庁が民間人材を派遣することで各府省を支援。

1,459億円

警察庁	共通基盤システム
法務省	戸籍情報連携システム
財務省	輸出入・港湾関連情報処理システム（ＮＡＣＣＳ）
防衛省	防衛医科大学校情報処理システム
農水省	農林水産省共通申請サービス

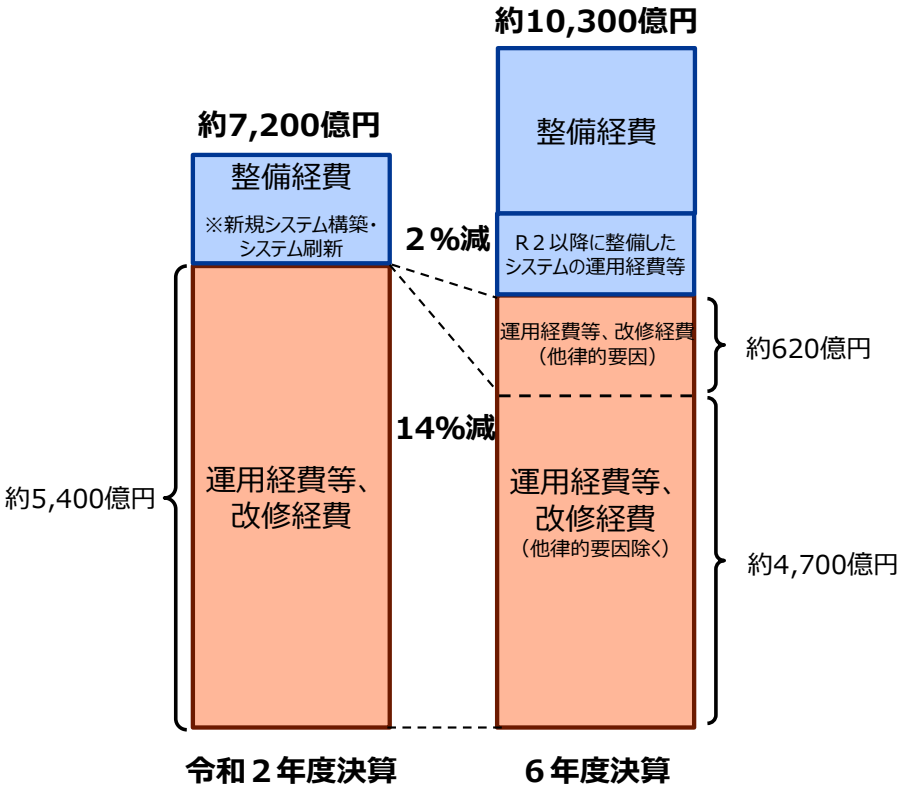
（出所）デジタル庁資料より財務省作成

既存システムの経費削減状況（主に既存システムの論点）

○ **情報システムの運用経費等を３割削減する現行目標（令和７年度までの５年間）**については、デジタル庁発足時から存在するシステムの運用経費等のうち、インフレ等の他律的要因を除外してもなお、**令和７年度の達成は困難な見通し**。他方、**デジタル庁発足後に整備されたシステムを含む予算全体では大幅に増加**しており、**これまでの効率化の取組について十分な検証が必要**。

○ 令和６年度より、各システムの行政事業レビューシートの公表を開始しているが、**経費削減のための具体的な効果検証が十分に行われているとは言い難い。レビュー内容を抜本的に見直すことにより、運用の効率化を徹底し、利用実績や費用対効果が乏しいものについては、廃止・統合を含めた対応**が必要。

３割削減目標の進捗状況



（注）デジタル庁一括計上以外のシステム（特別会計）も対象
（出所）デジタル庁資料より財務省作成

既存システムの行政事業レビューの事例（マイナカード関係システム）

- マイナンバーカード関係システム事業費補助金の**成果目標は「各種利便性向上に資する施策の着実な実施」、成果指標は「利便性向上施策の主務大臣評価の指標」のみ。**
- **経費削減等の効果検証は行われていない。**

短期アウトカム	成果目標	機構において、年度計画で掲げるマイナンバーカードのスマホ搭載、国外継続利用、各種カード一体化、ローマ字・ふりがな表記の追加、次期マイナンバーカードの導入等の各種利便性向上に資する施策を着実に実施する。	成果指標	各利便性向上施策について、毎年度の主務大臣評価において、以下の５段階の指標で評価し、その平均を指標値とする。 5（S）：目標を質的及び量的に上回る顕著な成果（120%以上達成、かつ質的に顕著な成果 または、100%以上達成、困難度が高いもの、かつ質的に顕著な成果） 4（A）：目標を上回る成果（120%以上達成、または100%以上達成、かつ困難度が高いもの） 3（B）：目標を達成（100%以上120%未満達成） 2（C）：目標を下回っており、改善を要する（80%以上100%未満達成） 1（D）：目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善が必要（80%未満達成等）
	定性的なアウトカムに関する成果実績	--	実績／目標／見込みの根拠として用いた統計・データ名（出典）	地方公共団体情報システム機構における個人番号カード関係事務に係る業務の実績に関する評価

（出所）2026年行政事業レビューシート

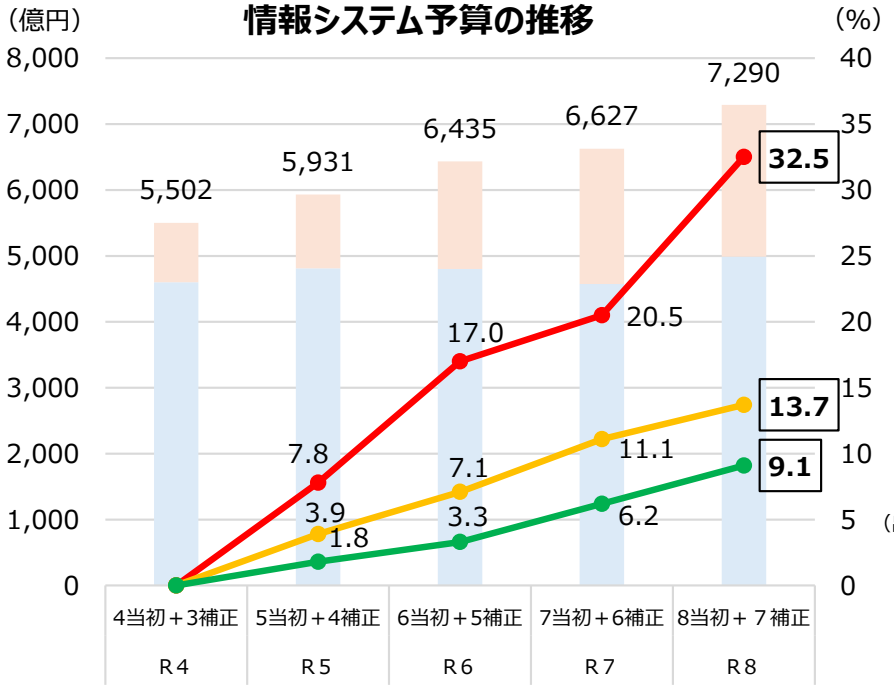
システム予算全体の規律の必要性（主に新たなシステム導入等の論点）

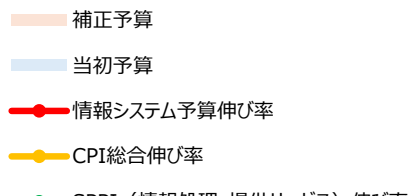
○ これまで、**情報システム予算は大幅に増加**している一方、**システム投資の拡大が行政運営の効率化等に結び付いているのか明確に示されていないため、検証が必要**。システムの統合・集約等による経費削減を目指すとしていた**デジタル庁発足時の方針に立ち返り、システム予算全体の規律付けが必要**。

○ 今後、特に『「強く豊かな日本」投資枠』を想定した事業を中心として、**新たなシステム導入や機能追加等の投資を行う際**は、予見可能性を高める観点から**複数年度の計画に基づくことを基本**とし、**行政運営の効率化等の効果を継続検証**のうえ、**投資の優先順位付けや見直しを適切に行う必要**があるのではないか。

（注）具体的には、
- 事前に複数年度の経費・効果の見通しを明確化し、毎年度その進捗を把握する
- 計画を超えて経費が増加したり、効果が見られない場合には、廃止を含めた見直しを行う

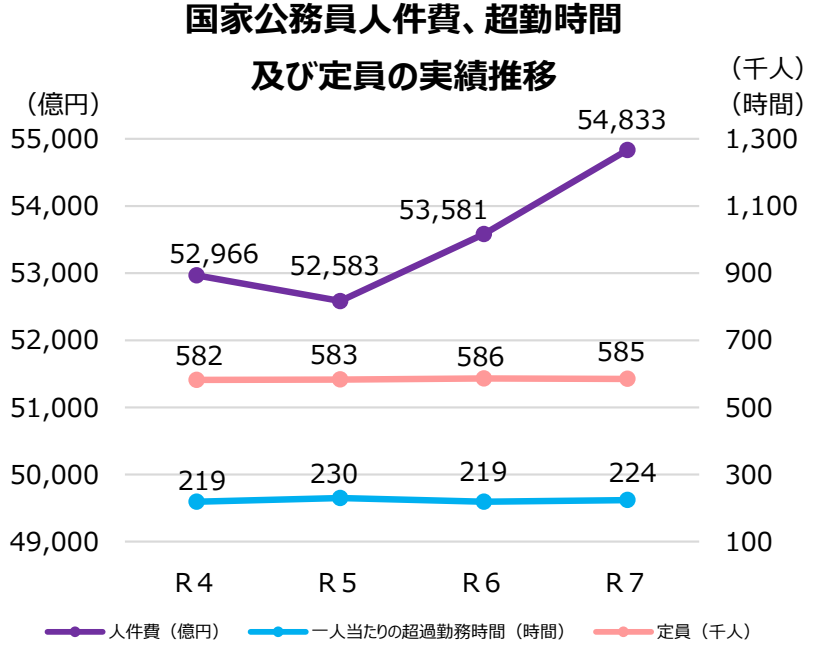
等について事前のルール化が考えられる。





※ SPPI：Services Producer Price Index（企業向けサービス価格指数）

（出典）消費者物価指数（総務省統計局）
企業向けサービス価格指数（日本銀行）
公務員人件費（財務省主計局）
国家公務員の超過勤務の実態（人事院）



＜令和９年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について（令和８年７月30日閣議了解）＞（抜粋）

○ **『「強く豊かな日本」投資枠』については、国内投資を通じた潜在成長率の引上げに向けて、日本成長戦略や地域未来戦略などを踏まえた効果の高い政策を推進**。補正予算依存の財政運営から脱却する方針も踏まえ、要求上限を設けず、事項要求も含め、所要額を適切に要求。このうち、経済安全保障上特に重要な分野などについては、複数年度で財源を確保した上で、特別会計において別枠で管理することとし、予算編成過程において検討。**予見可能性を高め、継続的な取組を後押しするため、複数年度の計画に基づくものを基本とする**。通常歳出（その他の経費等）との関係について、予算編成過程において精査。

ＡＩ関連施策

○　行政における業務の質向上・効率化に加え、政策立案の高度化や行政サービスの向上を実現する観点から、**職員によるＡＩの積極的な活用を推進することは重要**。一方、**デジタル庁が開発中のガバメントＡＩ「源内」は、類似した機能や民間サービスで代替可能な機能**も見られ、**重複投資となっている側面が見られる**。

○　ガバメントＡＩの開発・提供にあたっては、民間サービスが急速に高度化する中で、**政府として開発・提供すべき機能を整理し、民間サービスとの役割分担を明確化**すべき。その上で、**複数年にわたる経費や業務削減等の効果を定量的に示し、継続的に検証・管理する必要**があるのではないか。

＜例＞ガバメントＡＩ「源内」　※令和７年度補正予算：44億円、令和９年度概算要求：事項要求（「強く豊かな日本」投資枠）

- 40種類以上のＡＩアプリケーションを使用できる生成ＡＩ利用環境。機密性２情報まで入力可能（各府省庁がルールを設定）。
- 全府省庁18万人の政府職員を対象に試験展開。
  ※令和８年９月時点の登録者実績は約7.5万人。

「源内」利用画面



（出所）デジタル庁ポータルサイト

源内で提供されている機能一覧

チャット	Excel関数の提案
国会答弁を調査・分析	文体を指定して要約
法制度に関する調査	文章を生成
公用文を校正	翻訳
補助金制度調査（jGrants）	画像を生成
EASY質問応答-RAG	ダイアグラムを生成
物品管理システム質問応答-RAG	音声ファイルから文字起こし
SEABIS質問応答-RAG	文章を校正・添削（ファイル添付版）
エクセルを機械処理が可能な状態に変換	ファイルの内容を徹底的に調査・分析
日⇔英翻訳	Excelファイルのテキストを1行ずつ処理
目標設定チェッカー	アナログ規制点検ツール
ウェブ情報や手元資料を要約	行政手続きの電子化状況を調査・分析
大量のテキストの自動分類	行政文書の用例を調査・検索
会議記録を作成	政策・法令の経緯を調査しレポート作成
手元の表データを調査・分析	パブコメ分類AI
マークダウン形式の表に変換	国会答弁作成支援AI　※
画像のALT（代替テキスト）作成	

（※）実装を検討中

（出所）デジタル庁資料より財務省作成

自治体情報システム標準化

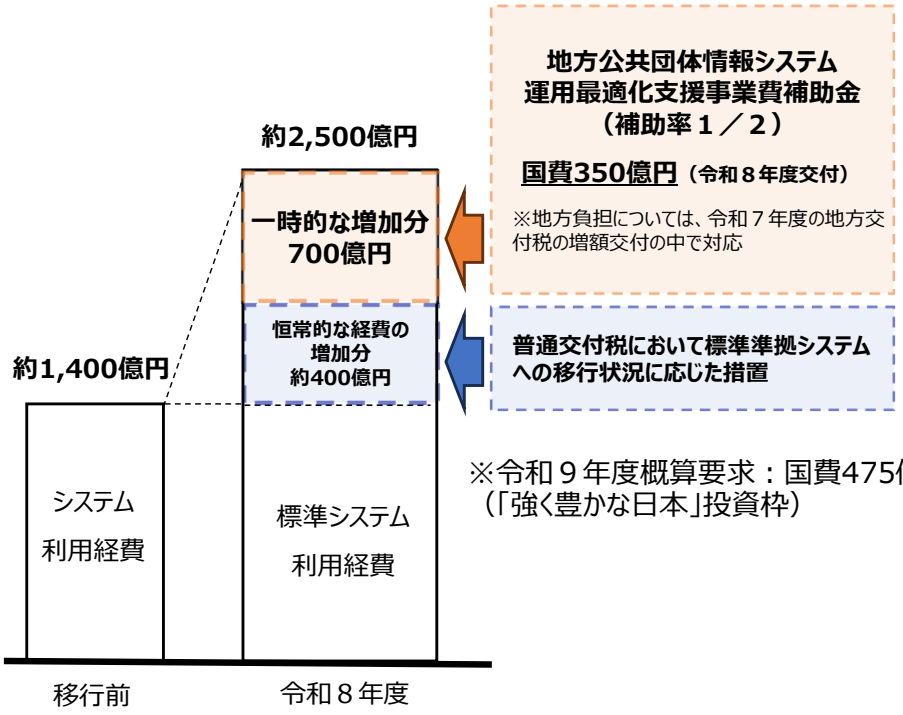
○　自治体の20基幹業務システム（住民基本台帳、戸籍、地方税等）について、標準化やガバメントクラウドへの移行を実施中。移行後の運用経費が当初の想定（注１）を上回り、自治体の負担が大幅に増加したことを受けて、**運用経費のうち、一時的な負担増への対策として、令和７年度補正予算において350億円の補助金を措置。**

（注１）地方公共団体情報システム標準化基本方針（令和４年10月７日閣議決定）において、「標準準拠システムへの移行完了後に、標準化対象事務に関する情報システムの運用経費等については、平成30年度（2018年度）比で少なくとも３割の削減を目指す」としていた。

○　**システム運用経費は本来自治体において負担すべき**ものであり、**補助金対応が常態化することは適当でない。**今後も**経費が高止まりする場合、毎年度の移行計画や自治体の負担水準を見直す**べきではないか。また、**補助金の申請時に、運用経費の具体的な削減目標・実績を記載させる等により、補助金の出口に向けて国が進捗状況を把握・検証**すべきではないか。（注２）

（注２）補助金申請時に自治体が提出する現状の「運用適正化計画」では、運用経費の削減目標について具体的な要件はなく、削減の進捗を管理する仕組みとなっていない。

運用経費増への対応（令和７年度補正予算時）



※令和９年度概算要求：国費475億円（「強く豊かな日本」投資枠）

（出所）デジタル庁資料より財務省作成

運用最適化計画の抜粋

（1）基本的な取組（運用経費の適正化のため、基本的に令和８年度から実施すべき取組）

本項は、運用経費の適正化を進める前提として、各団体において優先的に対応が期待される基本的な取組を整理したものです。運用経費の適正化のためには、まず運用実態を把握し、事業者との役割分担、契約内容、クラウド利用状況等を継続的に確認できる仕組みを確立することが必要です。ここに示した基本的取組を行うことにより、（4）における具体的な対策を継続的に実施するための前提条件を整備することを目的としています。

#	基本的な取組	内容	実施状況・予定	実施困難な場合：その理由（△の場合は記載）
1	運用実績報告書の徴収	事業者から運用作業（人工作業）の内容・作業量に関する報告を受ける体制を整備する（関連：策定指針・記載マニュアル別添3,4,5）	○：従前より実施	
2	運用管理補助委託料の継続的な見直しの仕組み整備	ソフトウェア・ハードウェア・ガバクラ・回線に係る運用管理補助委託料について、運用実績報告書を通じて運用状況を把握し、作業構成・役割分担・費用の見直しを行う仕組みについて、事業者との契約書に原則記載する（関連：策定指針・記載マニュアル別添1,2）	○：従前より実施 ○：令和8年度から実施予定 △：令和8年度は実施困難	のためR8は対 中に今後の契 する
3	ガバメントクラウド利用料等の継続的な見直しの仕組み整備	ガバメントクラウド利用料等について、クラウド利用実績等を踏まえ、不要リソースの削除・適正化等を行う仕組みについて、事業者との契約書に原則記載する（関連：策定指針・記載マニュアル別添1）		

（出所）デジタル庁資料より財務省作成

自治体における経費削減の例

①　Ａ市では、当初、移行後経費の大幅な増加が見込まれていたが、**稼働時間・稼働率等の見直しや、保守の作業数の削減等により、令和８年度の運用経費は36%削減を見込む。**

②　Ｂ県では、**20を超える町村で構成される協議会がベンダーと交渉し、令和８年度の運用経費の伸びは1.8倍を見込み、個別契約の場合の平均増加率2.4倍よりも抑制。**

（出所）デジタル庁資料より財務省作成